

会長挨拶

第73回租税研究大会開催にあたり

公益社団法人 日本租税研究協会会長

宗岡 正二

(日本製鐵株式会社相談役)

第73回租税研究大会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年の大会は、新型コロナウイルス感染症、拡大防止のため、昨年度に引き続きオンラインでの開催とさせていただきましたが、多数の皆様にご参加いただき、心からお礼申し上げます。

また、ご参加の皆様には、常日頃から、租研の事業活動に深いご理解と多大なご協力を賜っており、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

さて、世界経済は、新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受け、わが国経済も、雇用、所得の面で一部改善が見られるものの、依然回復ペースは鈍く、経済成長率は先進国の中でも低い水準にあります。

こうした中で、わが国経済のポテンシャルを強化していくため、時代に相応しい成長戦略の確実な実施とともに、財政健全化を進め、社会保障制度等を持続可能なものとするのが欠かせません。

わが国の長期債務残高は、令和3年度末には一千二百兆円を超える(1,212兆円)と見込まれ、GDPの2倍という、歴史的、国際的に最悪の水準が続いています。

本年度の骨太方針においては、2025年度の基礎的財政収支を黒字化するという財政健全化目標を堅持するとされていますが、財政支出が著



しく拡大する中で、2025年度の黒字化達成は絶望的な状況になっています。巨額の財政債務はわが国の重要課題であり、感染症拡大にかかる危機的状況を脱した後には、より現実的な経済や財政の見通しに基づき、財政健全化に全力で取り組まなければなりません。

次に税制ですが、新型コロナを機に、世界は大きく、急速なスピードで変化し、わが国でも未来に向けた変化が生まれてきています。税制においても、こうした変化に迅速かつ的確に対応できる制度の構築を追求する必要があります。

まず、所得税については、税収調達機能の回復を図るとともに、格差が拡大しているといわ



れる現状の中で、所得再分配はどうあるべきか、引き続き議論を深めていく必要があると考えております。

次に、法人税ですが、労働力人口が減少していくわが国において、経済の持続的な成長力を強化するためには、生産性向上が不可欠です。このような状況において、法人税改革は、日本企業の国際競争力や日本の立地競争力の強化に資するものでなければならず、そのためには少なくとも国際的に調和のとれた税制とすることが重要です。

国際課税の分野においては、経済のデジタル化に対する課税のあり方について、国際的な検討が最終局面を迎えています。デジタル課税の議論においては、国際的に調和のとれた制度の導入が期待されるとともに、今後の国際課税においては、引き続き国際的二重課税を効果的に排除する仕組みや投資交流を阻害しない税制の構築が重要と考えます。

そして、消費税については、一昨年、税率が10%に引き上げられましたが、超高齢社会を支える基幹税として、今後更に税率を引き上げていく必要があると考えております。

私ども租研は、民間研究団体として中立の立場から、税・財政の問題を調査・研究し、毎年、中長期的な課題を含め、あるべき税制改革について提言を行っております。

私どもは、これまでと同様に成長戦略と財政の健全化、社会保障制度改革を一体的に推進するためには、「経済活力の強化」と「安定財源の確保」を基本として、経済社会の実態に即した税制改革への取組が重要であると考えています。

さて、今年の租税研究大会では、本日午前の部において、京都大学の岡村先生から「収益認識の諸相－法人税法からの問いかけ」と題してご報告をいただきました。

この後開催する「税制改革を巡る現状と課題」では、財務省住澤主税局長、総務省福岡自治税務局長にも、公務ご多忙中、討論会にご出席いただきます。

また、明日は「消費税率引き上げ後の財政と社会保障」、そして「国際課税を巡る現状と課題」という2つの討論会を予定しております。

お話しいただくのは、いずれも税制、財政に精通された方々ばかりであり、大変有意義なお話を伺えるものと思います。皆様とともに大きな期待を込めて拝聴したいと存じます。

最後になりましたが、ご出席の皆様方の今後ますますのご発展とご健勝を心からお祈りするとともに、当協会の活動につきまして、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の租税研究大会開催に当たっての挨拶とさせていただきます。



収益認識の諸相

－法人税法からの問いかけ－

京都大学大学院法学研究科教授

岡村 忠生



はじめに

本日は、第73回租税研究大会で報告をさせていただくこととなり、大変光栄に存じます。最初に、本日の報告の概要を申し上げます。まず、「はじめに」で、問題の提起を行います。これまであまり言われていなかったことではないかと思います。次に、「1 会計基準と法人税法の規律」で、会計基準と法人税法の関係について述べます。ここでは、制度会計の直入、つまり、法人税法が会計をそのまま受け入れているという点にウェイトを置きます。「2 平成30年度法人税法改正」では、この改正の意味について2つの見方があることを申し上げた後、改正条文でそのことを検証します。「3 収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）」は、収益認識会計基準の検討ですが、国際会計基準である IFRS 15の開発過程、特に2001年のエンロン事件と翌年のSOX法を契機のひとつとする会計基準の開発の過程を追いながら、IFRS 15の収益認識の考え方の根本的な部分に触れたいと思います。最後の「おわりに」では、会計基準に対して法人税法が取るべき姿勢、法人税法の立ち位置について、私見を申し述べます。



●収益認識とは何か

本年度より、「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）」（以下「収益認識会計基準」といいます。）が本格適用されることとなりました。また、法人税法は、既に平成30年度で対応済みという状態になっています。しかしながら、この両者の関係には、はっきりしないところもあります。そもそも、会計基準が設けられたから法人税法がそれに対応する、という説明の仕方には、ある種の前提、すなわち、そのままでは両者が抵触するので、調整をしなければならない、というような黙示の前提、思い込みのようなものがあると思います。しかし、それは本当でしょうか。この会計基準は、「収益認識」に関する会計基準だから、法人税法上の収

益、法22条2項に規定されている収益と被る、バッティングする、と考えたのだと思うのですが、収益認識会計基準にいう「収益」とは、法人税法22条2項に規定された収益と同じものなのでしょうか。

なぜこんなことを申し上げるか、というと、収益認識会計基準には、タイトルとなった「収益」についての定義規定が置かれておらず、私には不自然に感じられたことが発端です。そこで、この会計基準が国際会計基準とのコンバージェンスを目的として開発されたことから、その基礎となった国際会計基準である「IFRS 15 “Revenue from Contract with Customers”」を調べてみました。すると、“Revenue “ 一般には「収益」と訳されていると思いますが、この”Revenue “の定義として、通常の事業活動から生ずる income だとされていました。Income は、一般に「所得」と訳していると思いますが、ネット、純額、つまり、収益から費用を控除した概念ではないかと思われます。この点は、後ほど見ますが、とにかく、法人税法で「収益」と称しているもの、総額主義を前提とするグロスの概念とは異なると思われます。

「収益」という同じ言葉を使っている、全く違うものを指しているのであれば、収益認識会計基準と法人税法とは無関係だ、ということで話は終わるはずですが、しかし、収益認識会計基準が、法22条4項に規定された「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」として認められるのであれば、そうとも行かないことになります。ここでは、法律か会計基準か、という形式のことではなく、実質論として何が違うのかが問題となります。グロスかネットかについては、後ほどさらに述べますが、あらかじめ一点指摘させて頂くと、もし、会計基準が、法人税のようにグロスで収益を見ているのであれば、収益認識会計基準に対応する「費用認識会計基準」が必要になるはずですが、しかし、そういうことにはなっていません。また、これも後ほど述べますが、費用認識会計基準が開発されない

としても、法人税法としては、費用側についても対応規定が必要であると思われます。

「認識」についても、やはり、言葉の意味の違いをよく考えておく必要があると思われます。会計で「認識」と称する行為があったとき、法人税は影響を受けるのか、どのような影響を受けるのか、なぜそうなるのかを、検討する必要があります。そして、ここでも、会計上の「認識」があれば、法人税法でも（別段の定めがない限り）自動的に課税所得計算に投入するという黙示の前提があるように思います。しかし、そこには別のやり方もあるのか、それとも、それは致し方ないことなのか、考えてみる余地はありそうです。

いずれにしても、収益認識会計基準ができたことが、法人税法と（いかなる）関係にあるのか、なぜそうなるのか、なぜ「対応」をしなければならないのかを考える必要があるわけです。これは、全くの冗談として申し上げますが、法人税法の中に、「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）は、法第22条4項に規定する一般に公正妥当と認められる会計処理の基準には該当しないものとする。」という規定をおけば、それでよかったということになるのでしょうか。

●会計基準と私法

収益認識会計基準は、元になった IFRS 15 のタイトルが“Revenue from Contract with Customers”であり、Contract、契約という語がタイトルにあることに明らかなように、契約という法制度を用いて収益認識を行う側面があります。契約法制は私法ですが、そこに依拠しているわけです。ところが、これも後ほど検討しますが、収益認識会計基準の用いる契約の概念は、日本民法上のもの、ひとつの法律行為に向けた当事者の意思の合致¹ではありません。強制の可否を基準とする英米法の契約概念です（収益認識会計基準5項）。収益認識会計基準では、ご承知のように、まず契約を認識し（とい

うことは、契約ではない単なる約束などを切り分け)、ひとつの契約を結合したり操作したりしますが、そこには、英米法の契約概念に基づき、履行強制の可否に基づく判断として側面があるように思われます。また、これも後ほど検討しますが、支配、IFRS 15ではcontrolといわれる概念についても、日本の契約法の考え方とは異なるように思われます。しかも、会計基準は、法制度、具体的には、会社法と会社計算規則、また、金融商品取引法と財務諸表等規則に裏付けられた会計、つまり、制度会計として存在すると考えられるので、日本の私法とは異質な契約観を会計基準に取り込んだとき、拒絶反応というか、私法との不整合が生じないかということが懸念されます。この点、大陸法系の民法を用いる国であっても、法律レベルでのアダプション、つまり、法としてそのまま受け入れることが行われていれば、たとえば、国際会計基準をアダプトした会社法は民法の特別法だ、ということで、折り合いが付けられるかもしれないと思います。しかし、日本は、コンバージェンスに止まっています。既に、収益認識会計基準に対応した契約の結び方、のような契約実務が雑誌などを賑わしていますが²、会計が契約実務を変化させる現象を、どう考えるかは論点だと思います。IFRS 15は、米国においてIASBとFASBとの共同プロジェクトとして開発されたこともあり、日本の契約法制を適格に捉えられるかという問題があります。特に、法人税法との関係では、日本の最高裁が実現主義を権利確定主義と同じものと見ており³、権利の確定とは、対価に対する私法上の権利の確定と見ていることから、契約に対する考え方の差異が懸念されます。

1 会計基準と法人税法の規律

1-1. 課税所得計算

会計基準と法人税法との関係を、法人税法が規律できること／できないことという観点から、整理してみましょう。課税所得計算について、法人税法は、益金から損金を控除するという、総額から純額としての所得を導く方法を取っています。この方法は原則ですが、ただし、そうではない計算方法も、有価証券やデリバティブ取引については、導入されています。これらでは、ネット、純額でプラスなら益金、マイナスなら損金という方法が取られています。経済的なポジションの変化を収益または損失と捉える方法論は、会計の領域でも、特に金融商品について見られるものです⁴。20世紀終盤からの経済の金融化と呼ばれる現象、つまり、製造や販売を事業内容とする企業であっても、その利益の多くを金融取引から得ているという状況や、エンロン事件で行われたヘッジ取引を利用した不正会計への対応が、今回の収益認識会計基準が開発された契機のひとつであり、そのことから、取引に係る企業の経済的ポジションをネットで捉える資産負債アプローチという方法論が導入されたわけです。これに対して、法人税法は、益金側で収益、損金側で原価、費用、損失という基本的な概念、計算のスタートラインを設けているのですが、その定義は、平成30年改正までは、基本的には公正処理基準に委ね、別段の定めを設けるということになっていました。もともと、そもそも、収益などの概念は、1967年に公正処理基準が導入される前から文言として規定されていたので、その当時は、解釈に委ねられていたことになります。この点、所得税

¹ たとえば、山本豊・笠井修・北居功『民法5契約』（有斐閣、2018年）2頁。

² たとえば、「特集 新収益認識の契約実務」企業会計72巻4号15頁以下（2019年）。

³ 最判平成5年11月25日民集47巻9号5278頁。

⁴ 「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）」11項は、「帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。」と規定している。

法の収入金額についての規定（所法36条1項）と比較いたしますと、所得税法には「その他経済的な利益」という文言で広く包括的に収入金眼を捉えていることに対して、法人税法では、そのような文言が含まれていない（おそらく、解釈で同じことが導き出せる）と考えられたものと思います。しかし、今回のような公正処理基準の変化があったとき、つまり、収益という根本的なレベルにある概念で会計基準に変更があったとき、どうするかという問題が生じます。もはや、これまでのような22条2項に対する別段の定めでは対処し切れないからです。

もっとも、個別の事案において、法人税法から見た公正処理基準（法人税法がこうあるべきだと考える公正処理基準）を利用して判断をすることも行われてきました。代表的なものとして、3つの裁判例があります。エスプイシー事件判決⁵、公正処理基準の解釈によって脱税のための手数料の損金算入を否認しています。大竹貿易事件判決は⁶、納税者の選択した収益計上基準である荷為替手形の買取りの時点での形状を、公正処理基準に該当しないとして否認しています。ビックカメラ事件判決は⁷、信託を用いた不動産の流動化について、納税者が証券取引等監視委員会の指導に従い、不動産流動化実務指針に基づく金融取引としての処理を求める更正の請求をしたのに対して、納税者の処理が企業会計上の公正会計基準として有力なものではあっても、当然に22条4項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に該当するものではないとして、納税者の請求を却けました。判決文に、「税会計処理基準」なる言葉が登場したことも、注目を浴びました。こ

れらの裁判例からは、法人税法の側から、公正処理基準の内容を規律しようとする試みが行われ、ある程度成功してきたといえます。このほか、金融商品会計実務指針に基づく処理が争われたオリックス事件判決⁸、サラリーマン金融での制限超過利息の処理に関する TFK 事件判決⁹とクラヴィス事件判決¹⁰も、会計基準が問題となった事件として有名です。

このような裁判によるものの他、通達などを通じた会計処理への影響も、従来議論されてきました。逆基準性という言葉には、あまり好ましい語感はありませんが、意味するところは、別段の定め（特に償却限度額の規定）や解釈通達に従って会計が行われ、それが会計慣行として定着する、会計基準になってしまう、ということです。

1-2. 制度会計の直入領域

以上の課税所得計算の領域は、法人税法と会計基準との間のせめぎ合いのようなところでしたが、これに対して、法人税法が会計基準、特に制度会計をそのまま受け入れている領域、現在の仕組みでは、受け入れざるを得ない領域があります。この領域については、これまであまり議論されていなかったと思われますが、たとえば、みなし配当課税に関する本年3月11日の最高裁判決¹¹を考える上でも、背景として重要です。法人税法と所得税法は、配当の概念について、資本剰余金の減少があるかどうかに関わらず、みなし配当の計算では、その減少する金額をそのまま使って計算をしています。このため、次のようにして、留保利益の一部を株式譲渡益に転換することができます。

⁵ 最決平成6年9月16日刑集48巻6号357頁。

⁶ 最判平成5年11月25日民集47巻9号5278頁。

⁷ 東京高判平成25年7月19日訟月60巻5号1089頁。

⁸ 東京高判平成26年8月29日税資264号順号12523。

⁹ 東京高判平成26年4月23日訟月60巻12号2655頁。

¹⁰ 最判令和2年7月2日民集74巻4号1030頁。

¹¹ 最判令和3年3月11日裁時1763号4頁。

純資産簿価1億円（時価1億5千万円）、資本金と資本剰余金5千万、利益剰余金5千万円の法人Xがある。A社は、その株式の10%を1,500万円（時価）で取得した。次の日、Xは、利益剰余金の全額を配当した。Aは、配当500万円を受け取り、250万円の益金が生じる。

しかし、Xが利益剰余金5千万円を資本に組み入れ、さらにこれを資本剰余金に振り替えて払い戻せば、Aが受け取る500万円には、資本の払戻しとしてみなし配当課税が行われ（法法24条1項4号）、「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算のために施行令が規定する割合は $1/2$ （法令23条1項4号）となる（払戻等対応資本金額等は5千万円）。したがって、Aには、みなし配当の金額は生じない。500万円はA株式譲渡収入となり、譲渡原価は取得株式の半分の750万円であるから（法法61条の2第18項、法令119条の19）、250万円の譲渡損が生じる。株式譲渡損益が生じて、持分割合は変化しない。

この問題の原因は、会社法上の資本金（株主拠出資本だけでなく留保利益を含んでいる。）、資本剰余金（このような資本金の流出拘束を弱めたものに過ぎない。）、利益剰余金（欠損控除後の留保利益で資本に転化していないものであり、留保利益そのものではない。）が、会社法

（制度会計）の領域にあるため、法人税法が規律できないことにあります。そして、にもかかわらず、法人税法が自らこれらの概念に代わるものを用意することは、配当課税の仕組みを根本的に変えない限り、無理ではないかと思われます¹²。

1-3. 国際課税・ミニマムタックス

最近の国際課税と法人ミニマムタックスでも、会計上の収益や利益がほぼ直接用いられています。

まず、OECD 国際課税に関するブループリントの第1の柱では¹³、Amount Aとして、対消費者デジタルサービス等の超過利益を計算し、その課税権を、従来のPE帰属ではなく、PEの有無にかかわらずに市場国に配分する制度が提案されています。重要なことは、その計算が連結財務諸表利益を基礎として行われることです。また、ブループリントの第2の柱は¹⁴、国際的に見て、いずれの国または地域でも最低限の課税が行われるようにする制度で、その対象となる多国籍企業を、やはり連結財務諸表における収入を用いて決めることになっています。

次に、米国の法人ミニマムタックスは、現在、バイデン政権が提案しているものですが、Book Income、つまり、財務諸表上の所得を課税ベースとするものです¹⁵。トランプ政権が廃止をしたかつての Alternative Minimum Tax もほぼ同じものでした。

このように会計上の所得がほぼそのまま課税

¹² この点については、岡村忠生「資本剰余金からの脱却－分配に対する課税について－」税法学567号（2021年）掲載予定を参照。

¹³ OECD (2020), Tax Challenges Arising from Digitalisation-Report on Pillar One Blueprint: Inclusive Framework on BEPS, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/beba0634-en>.

¹⁴ OECD (2020), Tax Challenges Arising from Digitalisation-Report on Pillar One Blueprint: Inclusive Framework on BEPS, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/beba0634-en>.

¹⁵ Department of the Treasury, General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2022 Revenue Proposals (May 2021), at 21.

ベースとされたり、課税を受けるかどうかを決める要素とされたりするようになると、税制が有利な会計基準を求める動きを誘発することになると思われます。そのため、会計基準（制度会計）に対する税制の積極的な関与が必要になるかもしれません。この点は、この報告の最後で、少し触れたいと思います。

2 平成30年度法人税法改正

2-1. 22条2項の縮小（死文化？）

平成30年度改正による法人税法22条と22条の2について、その改正の効果と意味を検討し、学説の評価を紹介した上で、実際の条文を少し見ておくこととします。

この改正で創設された22条の2の対象は、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供、これを「資産の販売等」としていますが、そのように広い範囲となっています。そして、その中には、立法の趣旨からは異論の余地もありますが、収益認識会計基準が対象としている顧客との取引には含まれないようなもの、特に、贈与などの無償取引も含まれて来ると解されます。そして、この22条の2の規定は、22条2項に対して「別段の定め」になるので、22条2項に優先して適用されることになります。そうすると、22条2項によって益金に算入される収益、すなわち、公正処理基準によって収益とされて益金に入るものの範囲が、著しく縮小することになります。これは、22条2項の死文化と言ってもいいように思います。文理上の議論の余地なく、22条2項の対象であって22条の2の適用を受けないものは、無償による資産の譲受けとその他の取引だけになります。

無償による役務の受領が課税を受けるか否かについては、22条2項の解釈論のひとつとして、この規定には、この類型が益金発生事由として

例示されていないことをどのように考えるか、また、無償による資産の譲受けと無償による役務の受領とを、どのように区別するかという議論がありました。後に紹介するIFRS 15に至る国際会計基準の議論を見ていて分かったのですが、受領者側で資産に計上される場合を資産の譲受け、即時に費消される場合を役務の受領としているようです。つまり、資産か役務かは、対象となる行為自体に認められる性質ではなく、それを受けた側での利用形態により判断するというわけです。22条2項についてもそのように解釈するのであれば、無償による役務の受領は、課税の対象ではないことになります。もっとも、国税庁通達は、グループ法人税制として立法された25条の2（完全支配関係がある法人間の受贈益の益金不算入）の適用について、無利息貸付を受けた法人には、この規定の適用がなければ、受贈益が発生するとの立場を取っています（法基通4-2-6）。

2-2. 改正の意味

平成30年改正には、一見したところ、2つのメッセージを読み取ることができます。ひとつは、収益認識会計基準を拒絶する方向のメッセージ、もう一つは、逆に、これと調和を取ろうとする方向のメッセージです。

まず、財務省『平成30年度税制改正の解説』を見ましょう。この文書は、一方で、「法人税法においては、収益認識に関する会計基準のように対価の額を基礎として益金の額を計算することは、方法として採用できません。」と述べています¹⁶。この直前の記述には、資産の低額譲渡に関する南西通商事件最高裁判決¹⁷が引用されているので、この判決の考え方から見れば、この事件のような低額譲渡については、対価によって収益を測定することはできない、という

¹⁶ 財務省『平成30年度税制改正の解説』270頁。

¹⁷ 最判平成7年12月19日民集49巻10号3121頁。

ことになるわけです。それはもちろんそうなのですが、ただ、問題は、収益認識会計基準や、ひいては、国際会計基準 IFRS 15が、ほんとうに「対価の額を基準として」収益を認識しているのかどうかです。この点は、この次の3で検討します。

しかし、他方で、『税制改正の解説』には、「収益認識に関する会計基準における考え方とも整合的となる規定とされました。」と書かれています¹⁸。こちらは、収益認識の時点、つまり、課税のタイミングに関する記述ですが、こちらの方で「権利の確定といった対価の流入の側面に着目するのではなく」¹⁹といているところ、つまり、権利確定基準ではないとしているところは、ほんとうに収益認識会計基準と整合的なのでしょうか。この点も、この次の3のところで検討します。

いずれにしても、財務省解説としては、低額譲渡のように対価の額が問題となる場合と、認識時期、タイミングが問題になる場合とを切り分けており、収益認識会計基準に対する態度の二面性が問題になるとは思っていないのだろうと考えられます。しかし、収益認識の方法論として、タイミングの問題と金額の問題とを、きれいに区別することができるのでしょうか。

代表的な学説を見てみましょう。ここでは、吉村政穂先生、金子宏先生、渡辺徹也先生の論文や教科書を取り上げています。

吉村政穂先生は、「この改正は、(中略)新たな収益認識に関する会計基準による影響を遮断する規定ぶりとなった。」と評価されています²⁰。この「遮断」という言葉は、財務省解説のうちの収益の金額に関する部分を明確にした表現だと受け止められそうですが、よく読むと、この直前の箇所、認識の時点、タイミングに関す

る大竹貿易事件判決を引用し、この判決が示した権利確定主義は法人税法の基本的な考え方であるとした直後に、上記のセンテンスが現れるので、タイミングについても述べているとも理解できそうです。

金子宏先生の教科書は、認識の時点、タイミングについて述べており、「22条の2は、1項だけを見ると、厳格な引渡基準を採用しているように見えるが、2項以下および上述の政令の規定と合わせて見ると、全体としては会計基準の線に沿い、会計基準との調和を図っていると考えてよいと思われる。また、本条は、別段の規定であるから、従来の学説・判例を含む公正・妥当な会計処理の基準（たとえば、権利確定主義）を修正ないし否定するものではない。」²¹と述べています。最初は強面だけれど、よく見ると優しい、というのは、適切な説明だと思います。ただ、権利確定主義を修正するものではないと述べているところは、権利確定主義をどう考えるかによりますが、最高裁は、権利とは対価に対する権利のことであると考えていると思われるので、そうすると、先ほどの財務省説明とは少し違うことになります。もちろん、権利確定主義については、立法で最高裁判例を変えることはできますが、その場合には、よほどしっかりとメッセージを出す必要があります。しかし、この後見るように、大竹貿易事件最高裁判決への配慮というか、遠慮から、平成30年度改正は、最高裁判例を覆すような立法では到底なかったという感じがします。その意味で、金子先生のおっしゃるとおりだと思います。

渡辺徹也先生は、法人税法が従来からもっていた収益認識に関する基準を維持するために、収益認識会計基準の影響を防止する必要がある、そのために立法があったと述べています²²。こ

¹⁸ 財務省前掲注16, 271頁。

¹⁹ 前掲箇所。

²⁰ 吉村政穂「税制改正大綱を評価する－法人課税－」税研199号48頁, 51頁(2018年)。

²¹ 金子宏『租税法(第23版)』(弘文堂, 2019年) 357頁。

の立場は明解であり、吉村先生よりも強い遮断説ということになります。しかし、そうであるからこそ、この説に対する疑問が明確化するのですが、それは、法人税法が独自の収益認識基準をもっていたのか、あるいは、新しい収益認識会計基準の前に存在した公正処理基準としての認識基準を使っていたのか、そして、いずれにしても、収益認識会計基準が開発される前に、そのようなものが果たして存在していたのか、ということになります。ちなみに、IFRS 15に関する説明では、包括的で統一的な収益認識基準がなかったから、これを開発したと述べています²³。

私は、法人税法に、収益についての包括的で一貫した考え方、すなわち、別段の定め（たとえば、長期大規模工事に関する規定）をも通じた収益概念や課税時期の規律のようなものは、なかったと考えます。少なくとも、国際会計基準の開発過程の中で経験されたような収益認識開発のための努力というか、苦闘というか、そういうものを、法人税法は味わっていないと思います。

包括的で統一的な収益概念の不在が問題となるのは、課税の公平です。所得税法では、給与所得への課税方法に関して、法の下の平等を争点としたサラリーマン税金訴訟の昭和60年の大法廷判決がありました²⁴。法人税で、たとえば、なぜ長期大規模工事だけが引渡基準ではないのか、それは、法の下の平等に反するのではないか、といった訴訟が起こったとき、法人税法は、通底した収益概念を示すことができるのでしょうか。また、収益認識会計基準が法人税法上の公正処理基準に該当することは、学説も財務省解説も認めています、中小企業はこの基準の

強制適用の対象ではありません。法人税法が、そこをどう扱うかも、法の下での平等として、問題となるかもしれません。

2-3. 改正法

改正法を簡単に見ておきます。まず、法人税法（以下「法」といいます。）22条4項に「別段の定めがあるものを除き」が挿入されています。したがって、改正前とは異なり、法人税法が公正処理基準の助けを借りず、その影響を受けずに、自分で、収益だけでなく、原価・費用・損失についても、決めることができるという規定です。ですので、費用側についても、たとえば、法22条の3のような規定があってもよい、というより、収益を自分で決めた以上、対応する必要も決める必要があるので、法22条の3は必要ではないかとも考えられます。

法22条の2第1項は、引渡基準を規定する収益の計上時期についての独自の規定です。金子先生が、厳格な引渡基準を採用しているように見える、とおっしゃった部分です。問題は、ここでの「収益」の意味が何か、もし、収益認識会計基準を意識していたのであれば、「income」、つまり、所得ではなかったのか、ということです。費用側の対応規定（法22条の3?）が立法されなかった以上、法22条の2が、費用側も面倒を見てくれないと、費用は会計基準で行くので、困ったことになりそうです。とにかく、ここでの収益は、公正処理基準を離れて観念されているものですので、認識時期、タイミングについては引渡基準だと規定したとしても、収益概念については、解釈にゆだねられた（法22条4項制定前と同じ。）ということになります。

法22条の2第2項以下は、金子先生が会計基準

²² 渡辺徹也『スタンダード法人税法（第2版）』（弘文堂、2019年）115頁。

²³ IFRS Standards Part C. Basis for Conclusions on IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers, (IFRS Foundation 2021) para. BC2. 日本語訳として、IFRS 財団編、企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS 基準〈注釈付き〉2021』（中央経済社、2021年）。

²⁴ 最判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁。

との調和を図っていると評価されている部分です。まず、第2項は、「確定した決算において収益として経理」することを求めており、益金経理要件ともいべきものの創設したことになります。そして、その収益計上は、「近接する日」の範囲内で、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って」行うこととなります。この2項については、先に述べた大竹貿易事件判決²⁵を考慮したものだという田中晶国先生の見解があります²⁶。この事件の最高裁判決は、国を勝訴させましたが、傍論では、会計基準に関する納税者の選択可能性を認めています。これについては、リップサービスではないかとも思ったのですが、浅妻章如先生は、納税者の選択を否認できるハードルは低くないと述べられ²⁷、これを神山弘行先生が引用されていることもあり²⁸、この規定は、田中先生の見解のように、大竹貿易事件判決の選択可能性に配慮していると考えられます。

なお、解釈論ですが、第2項の規定は、約定日基準を許容していますが、約定日についても「前項に規定する日（＝引渡しまたは役務の提供の日）に近接する日」という制限が掛かるのかどうかは、少し気になるところです。いずれにしても、この第2項になると、公正処理基準が全面的に掛かっており、その中には収益認識会計基準が含まれることを確認して下さい。

第3項は、第2項の益金経理要件を当初申告要件に緩和している規定です。したがって、ここでも公正処理基準、つまり少なくとも収益認識会計基準の適用を受ける法人については、収益認識会計基準に従うべきこととなります。

第4項は「通常得べき対価の額」についての

規定です。まず、この規定に言う「通常得べき」は、後に述べる施行令の規定が、事後の事情によって変動することを前提としていることから、時価、つまり、引渡し等の時点での価額をいうのではないと考えられます。また、この規定をどこまで厳格に執行するかが問題となるとともに、寄附金との関係で、法37条8項が「実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額」を寄附金としており、これに該当しない部分をどうするのかという問題があります。損金側の処理の問題です。さらに、「通常得べき」の「べき」という言葉に、規範的な意味をどの程度認めるかも問題となりそうです。たとえば、制限超過利息が「通常得べき対価」だとは、常識的には言わないだろうと思います。もっとも、このような違法な対価については、法22条の2による益金算入は無理でも、法22条2項の適用があるのかもしれませんが。

先に引用した「対価の額を基礎として益金の額を計算することは、方法として採用できません。」という言説は、主にこの第4項に関するものと思われます。しかし、これまで、法人税実務は、例外的な場合でない限り、現実に出された対価の金額（もちろん、金銭には限りません。）を収益・益金としてきたはずですが、このことを、（どの程度）改めようとしているのか、その理由はなぜかが、問われると思います。深い議論をすると、経済活動の自由に関する国の介入のあり方に関係することにもなります。私は、私人間で、強制を受けることなく自由に決められた取引価額は、よほどのことがない限り、否認することは適当ではないと思います。もちろん、移転価格税制の対象となる関連当事者取

²⁵ 前掲注6。

²⁶ 岡村忠生・酒井貴子・田中晶国『アルマ租税法（第2版）』（有斐閣、2020年）162頁、『アルマ租税法（第3版）』（有斐閣、2021年）163頁（いずれも田中晶国執筆部分）

²⁷ 浅妻章如「判批」立教法学87号204頁、193頁（2013年）。

²⁸ 租税判例百選（第7版）129頁（2021年）

引は、国際的な税源分配が目的にあるので別ですし、寄附金規定の対象となる実質的な贈与も、これを無制限に損金とするわけにはいかないので、切り分ける必要があります。役員給与が低額譲渡の形式で支払われる場合も、制限が必要です。しかし、通常取引では、正しい課税ベース、適正な収益の額は、人々の自由な取引の中に求めるべきではないでしょうか。したがって、全ての取引について現実の対価ではないものによって収益を計測することは、妥当ではないし、そもそも、自由主義社会において、そんなことはできないと思います。この点で、上記の言説は、無償取引や低額譲渡を過度に意識しているように思えます。

第5項については、規定に列挙された貸倒れと買戻し以外をどう考えるかになりますが、その前に、この規定がなぜ必要だったのかを、考えてみてもいいのかもしれませんが、法人税法という収益が純粋にグロスの概念なのであれば、貸倒れや買戻しに備えた収益の減額は、実質的には引当金であり、法22条3項2号に規定された債務確定要件によって、対応できたのではないとも思われるからです。そして、これ以外の収益を減額するような処理は、債務確定要件との関係で、精査されるべきであろうと思います。

第6項は、現物配当などが行われた場合の収益について規定していますが、「その他これらに類する事由」については、施行令委任がなく、解釈に委ねられていることもあり、みなし配当事由全般を含むかどうかが問題となります。また、これは収益についての規定なので、配当現物の原価が損金に算入できるか、できるとすれば、その根拠規定はどこに求めるかが問題となります。法22条3項1号なのか、それとも、この規定をネットで考えるのが問題となります。配当現物が、棚卸資産や固定資産のようなものなのか、子会社株式のような有価証券なのかによって変わるのかもしれませんが。

法人税法施行令（以下「令」といいます。）

についても、簡単に見ておきます。令18条の2第1項は、「修正の経理」をした金額については、遡って修正をせず、修正の経理をした事業年度に加減算すること、第2項は、確定申告書において調整した場合について、修正の経理や調整をした事業年度の益金または損金とすることを規定しています。ここでは、損金について、22条3項の別段の定めとなっていることに注意が必要です。法人税法は、マイナスの収益、マイナスの益金という考え方はしていないわけです。これらの規定の「修正の経理」という文言は、法22条の2第7項にあるものですが、定義は置かれていません。たとえば、売上げの計上漏れが見つかった場合の修正がこれに該当しない、つまり、その場合は引渡しのある年度に遡って修正を行うことは明らかだと思いますが、では、どの範囲で、引渡等事業年度ではない年度における調整を認めるのかは、問題となりそうです。

第3項は、引渡し等の後になって、「通常得べき」対価の額が変動した場合の規定で、「通常得べき対価」に関して述べた施行令の規定です。これまでは、対価を、時価すなわちその時点の価額と考えてきたと思うのですが、ここでは、その考え方が変更されている点で、非常に大きな意味があると思います。ただし、調整を行うのは、引渡し等の年度に遡及するのではなく、あくまでも変動があった年度になりますから、その意味では、従来通りともいえます。ただし、調整を行う要件である「変動することが確定した」は、文言としてはいい足りないかもしれないところがありそうです。ここで表現したいことは、単に変化する、元々の金額とは違う金額になる、ということではなく、変動する金額の確定、つまり、いくらになるかが確定したということだと思います。

第4項は、対価として取得した金銭債権の帳簿価額についての規定です。これまで、金銭債権については、法25条または33条の規定により、評価損益の計上が禁止されていたことから、必

ず額面を帳簿価額としていました。したがって、それだけのことであれば、この規定は特に設ける必要はなかったのかもしれませんが。ただし、法25条や法33条の規定の仕方は、「帳簿価額は・・・とみなす。」という表現であるのに対して、この規定は直接帳簿価額を規定しているので、その点は異なります。また、仮に取得した金銭債権を当初から額面以外の金額で記帳することは、評価損益の計上には該当しない、評価損益とは、既に記帳されている帳簿価額を変更することであるというのであれば、この規定には意味があることになります。なお、この規定は、「対価として受け取ることとなる金額」について規定しており、「通常得べき対価の額」ではありません。したがって、低額譲渡をした場合も、この規定を根拠として、低額である売掛債権等の額面を超える金額をその帳簿価額とすることはしないのではないかと思います。このあたりも、やはり（寄附金規定以外の）借方側の処理の規定を設けるべきかもしれません。

いずれにしても、施行令の段階では、全ての場合に公正処理基準への言及があること、つまり、収益認識会計基準に基づき、それを修正する形で規定が行われたことを確認したいと思います。

3 収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）

3-1. 国際会計基準（IFRS 15）とのコンバージェンス

日本は、国際会計基準をアダプションする、すなわち、日本の会計基準としてそのまま受け入れるのではなく、コンバージェンス、すなわち、収斂を図るという選択をしました。そのため、調整しなければならない概念が出てくることになります。以下では、3点を取り上げましたが、他にもあるだろうと思います。

第1に、最初にも述べた契約の概念の違いがあります。法学者にとっては、ものすごく気になるところですが、会計専門家の間での議論は、ほとんどないと思います。収益認識会計基準やIFRS 15における契約の定義は、米国で用いられているものです。日本では、強制という要素は、契約に必要な要件ではありません。もちろん、商取引の契約のほとんどは強制可能ですが、贈与や寄付などは書面で契約しなければ強制できません。

収益認識会計基準に対応した契約の結び方のような実務解説を見ると、契約の形式を具体的な履行義務を区別できる形にすることが重視されているようです²⁹。収益認識会計基準やIFRS 15における契約の結合などの操作は、日本の民法での契約解釈として考えているのか、それとも、民法とは別のレベルのことなのか、そして、もし民法とは別レベルだとすると、結合などの結果としての「契約」は、必ずしも強制力のあるものとはいえないことになります。たとえば、ペンキ屋さんがペンキを塗る契約を結んで、ペンキを顧客の下に搬入したとしても、その時点では、ペンキの代価を法的に請求することはできないと思われます。

このように法的な観点から見ていると、収益認識会計基準やIFRS 15が、収益の本質を、契約によって生じる資産と負債によるネットのポジションで見ているのか、それとも、履行義務という法的に見える用語を使いながら、結局は、企業活動での所得獲得過程の進行を見ているのか、一体どちらなのか、という疑問が生じてきます。つまり、収益認識会計基準の観念する収益とは、契約が法的にもたらす企業の経済的ポジションの変化なのか、それとも、所得獲得に向かう稼得過程の進行（により生じるもの）なのか、2つの考え方のうちのどちらなのかということです。この問題は、この後見るように、

²⁹ 前掲注2。

米国で収益認識のための会計基準の開発が始まった当初から、意識されてきた問題です。

第2に、なぜなのか、理由が分からないのですが、収益認識会計基準には、収益の定義が置かれていません。IFRS 15には、次のような定義が置かれています。

IFRS 15 Appendix A Defined terms

Income :

Increases in economic benefits during the accounting period in the form of inflows or enhancements of assets or decreases of liabilities that result in an increase in equity, other than those relating to contributions from equity participants.

Revenue :

Income arising in the course of an entity's ordinary activities.

日本語公式訳³⁰

(広義の) 収益 (income)

資産の流入若しくは増価又は負債の減少という形で当期の増加を生じるもの（持分参加者からの拠出に関連するものを除く）

収益 (revenue)

(広義の) 収益 (income) のうち、企業の通常の活動の過程で生じるもの

企業会計基準委員会による公式訳では、「持分の増加を生じるもの」と訳されているように、持分の増加がなければ、収益の認識はありません。

したがって、最初にも述べたように、一種のネットの金額として、収益を把握することになると考えられます。収益の原語も、income です。ところが、日本語訳では、「広義の」という語が追加されていますが、「所得」とは訳されていません。そして、revenue は、そのネットで計測した income のうち、企業の通常の活動の過程で生じるものとされています。

このことは、前述の2つの考え方のうち、ネットのポジションで見るという始めの方の考え方を示しています。これは、この後説明する「資産負債アプローチ」「公正価値モデル」の影響であると思われます。そして、このような収益の概念は、日本の法人税法の収益、少なくとも法22条2項に言う収益とは異質です。企業会計基準第29号が、このような収益の定義を入れなかったことは、資産負債アプローチを排除する意図に基づくのかどうか、説明が欲しいところです。

第3に、支配 (control) があります。支配は、収益認識会計基準や IFRS 15にある用語です。国際会計基準の開発の中で公表された Discussion Paper を見ると、支配という概念が導入された理由は、それまでのリスクと経済価値を基礎として移転を判断していたアプローチを改めるためであったとされています³¹。この理由から、支配は、「当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力」と定義されています³²。しかし、他方では、「支配を獲得するにつれて」、「An entity transfers control of a good or service over time」という表現があり³³、支配が一定の期間を通じて (over time)、次第に移転してゆくようなイメージがあります。そこでは、契約義務の

³⁰ 前掲注23。

³¹ IASB, Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers, Discussion Paper, at 1. 10-1. 11 (2008). <https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2015/revenue-from-contracts-with-customers/dp-revenue-recognition/> この URL には、日本語公式訳も掲載されている。

³² 収益認識会計基準37項, IFRS 15 para. 33.

³³ 収益認識会計基準35項, IFRS 15 para. 35.

履行（引渡し、完成）ではなく、履行のための活動（稼得過程）の進捗に従って、収益が認識されてゆくことになります。このような段階的な収益認識のあり方は、前述の定義、排他性による支配の定義と矛盾しないかが問題となるわけです。何事も、開発過程で当初の考え方が修正されて行くことは多いですが、IFRS 15の開発過程については、工事進行基準を容認するために、当初の支配の捉え方が実質的に骨抜きにされたと論じられています³⁴。

この問題の背後には、支配を、法的な権能として捉えているのか、事実上のものと見ているのかという論点があります。占有権や所有権を用いるのではなく、「支配」が「移転」する（してゆく）のだ、という見方は、法のルールに基づく状態ではなく、事実の事象を捉えようとしているのだと思います。そもそも、支配という概念は、租税法では、管理支配基準で用いられており、収益認識の原則である権利確定主義の反対側にある概念です³⁵。このような捉え方は、契約に基づいて資産と負債を観念し、ネットのポジションを出すという考え方とは整合しませんが、稼得過程を反映させる考え方には合致します。

3-2. IFRS 15の開発と方法論

IFRS 15の開発過程を概観し、先の2つのアプローチの源泉を探ります。はじめに述べましたように、米国では、経済の金融化現象の中で、エンロン事件・ワールドコム事件が発生し、連邦議会は、SOX 法³⁶に基づいて、SECに研究と対策との報告を求めました³⁷。その報告書³⁸は2003年6月に公表されましたが、その前年の2002年に、FASBはパブリックコメントの対象となる提案を行い³⁹、その中で、これまでのルールをベースとする会計基準から、原則、プリンシプル・ベースのものに変えて行くことや、新しい概念フレームワーク、つまり、そのベースとなる考え方の開発を提案しました。この背景として、当時の米国には、100を超える「会計基準」が存在し、業界ごとの差も大きく、投資家から見た信頼性や比較可能性の点で、問題があったことがあげられています⁴⁰。FASBは、2004年7月に、SECに対して公開文書で応答を行い⁴¹、翌年4月、公開ドラフトを提示しました⁴²。

他方で、2002年10月に、FASBはIASBとのノーウォーク合意により⁴³、国際会計基準へのコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを発足させました。当時、ヨーロッパでは、既に国際会計基準がアダプトされ、国内法化が進んでいたことがあり⁴⁴、この共同プロジェクトは、

³⁴ 辻山栄子「新収益認識基準と会計基準国際化の功罪」企業会計72巻4号17頁、22-23頁（2020年）。

³⁵ ちなみに、法人税法での「支配」としては、組織再編税制でのもがありますが、そこでは、株式保有を通じた財産権の間接的な所有を考えており、排他性は考えていない（かもしれない）と思います。組織再編税制は、課税繰延べに関するものですから、法人税での収益認識の基準のひとつになります。

³⁶ Sarbanes-Oxley Act of 2002, Pub. L. 107-204, 116 Stat. 745.

³⁷ Sarbanes-Oxley Act of 2002, § 108 (d).

³⁸ SEC, Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System, 2003.

³⁹ FASB, Proposal, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting (2002).

⁴⁰ IASB, *supra* note 31, para 1. 3.

⁴¹ FASB, Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System, 2004.

⁴² FASB, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards : The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles, 2005.

⁴³ Memorandum of Understanding, "The Norwalk Agreement"

<https://www.fasb.org/resources/ccurl/443/883/memorandum.pdf>

ヨーロッパからも歓迎されました。収益認識に関する IFRS 15も、この段階で開発が決まりました。ただし、ヨーロッパと米国では、いくつかの違いがあり、特に、会計基準のあり方そのものが、米国では詳細なルール・ベースのものが求められていた点は、大きな違いでした。SOX 法により、SEC の規制権限が強化されており、FASB との関係も、これを背景として見ておく必要があります。たとえばイギリスでは、明文化された会計基準によっては真正で公正な見解が示せない場合は、会計士は会計基準をオーバーライドしなければならない（ことができる、ではありません。）、という原則まで存在していました⁴⁵。長年 IASB の議長を勤めた Tweedie という人物が連邦議会で証言していますが⁴⁶、ヨーロッパから見て、米国の細かいルールとして会計基準を策定するやり方には、違和感があったのだらうと思います。

このような中で、IFRS 15への道が切り開かれてゆきます。この部分は、FASB 等による公式資料の他、辻山栄子先生の2つの論文に依拠しています⁴⁷。FASB と IASB の共同プロジェクトでは、3つのモデル、すなわち、①資産負債・公正価値モデル、②資産負債・履行価値モデル、③実現+稼得過程モデル（従来モデル）が俎上に載せられました。①と②は、資産負債アプローチという共通のアプローチに基づくものです。このアプローチは、大まかには、契約によって生じる権利を資産、義務を負債として識別し、資産から負債を差し引いたネットのポ

ジションの変化により、収益を認識するというアプローチです。したがって、収益の金額の問題と、認識時点（タイミング）の問題とは、不可分だと考えられます。

①と②の違いは、①が資産と負債の両者を時価で算定するのに対して、②では負債の方を、企業が履行義務を果たすに従って計測する、したがって、その限りで、稼得過程を反映するモデルになっているわけです。繰り返しますが、共同プロジェクトは、経済の金融化に伴うエンロン事件を背景とした改革の一環ですから、その点からは、①の時価法が好ましかったと思われます。それから、③は従来モデルですが、特に米国において、そもそも、このようなものがモデルとして、つまり、1つの理念型を示すようなものとして存在したのかが問われます。実現や引渡しといっても、業界や事業ごとに具体的な違いがあり、先ほども申し上げたように、会計基準なるものは100以上あったと言われているからです。そして、たとえば、電話会社が新規契約をした顧客から、返還することのない回線接続の初期費用と、月額接続料とを徴収しているとき、両者を分離して収益計上することはできないという会計基準が存在したのに対して、ケーブルテレビの場合には、両者を区別して収益計上するという会計基準があったことが、共同プロジェクトの報告書に記されています⁴⁸。

しかし、資産負債アプローチに基づく共同プロジェクトに対しては、ヨーロッパからの圧力もありました。すなわち、欧州のディスカッシ

⁴⁴ REGULATION (EC) No1606/2002 of the EUROPEAN PARLIAMENT and of the COUNCIL of 19 July 2002 on the application of international accounting standards

⁴⁵ David Alexander & Eva Jermakowicz, A True and Fair View of the Principles/Rules Debate, 42 ABACUS 132 (2006) を参照した。

⁴⁶ Statement of Sir David Tweedie Before the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the U. S. Senate, 9 September 2004.

⁴⁷ Yuri Biondi, Eiko Tsujiyama, et al., 'Old Hens Make the Best Soup': Accounting for the Earning Process and the IASB/FASB Attempts to Reform Revenue Recognition Accounting Standards, 11Accounting in Europe 13 (2014) ; 辻山栄子「新収益認識基準と会計基準国際化の功罪」企業会計72巻4号17頁（2020年）。

⁴⁸ IASB, supra note 31, para 1. 4-1. 5.

ジョン・ペーパーでは、顧客からの対価に基づく収益認識が主張されるとともに、収益認識のアプローチとして、決定的事象(critical events)アプローチと進行(continuous)アプローチが提示されました⁴⁹。おおまかには、前者は、一点で計上する、後者は、段階的に計上してゆくということになります。そして、この欧州ディスカッション・ペーパーでは、収益の認識は資産と負債の変化によって決まるとしながらも、実際には稼得過程に着目した収益の認識の結果として資産と負債の測定値が決まるという構造になっていたとされています。また、当時のIAS 18(長期請負工事)を統合する方針が、ドイツ・フランスから示されました。これは、段階的な収益認識を容認することにつながりました。

これをうけて、2008年に、共同プロジェクトから公表されたのが、ディスカッション・ペーパー(以下「DP」といいます。)です⁵⁰。この文書では、上記①の資産負債・公正価値モデルから、②の資産負債・履行価値モデルに移行したと、辻山論文では評価されています⁵¹。つまり、稼得過程を反映した収益認識を行う方向が示されたわけです。

この後、2010年に公表された公開草案(以下ED)といえます。)が連続的な支配の移転を容認し⁵²、さらに、2011年の改訂公開草案(以下「改訂ED」といいます。)に至ると、連続的な移転の方が原則なのだ、とされたわけです⁵³。DP、ED、そして、改訂EDの3つを、やはり辻山先生の論文に基づいて比較すると、いずれも資産負債アプローチという点では共通して

います。損益法、Revenue and expenseアプローチではありません。一般に、資産負債アプローチとは、一定の定義が与えられた資産と負債に基づき、すべての項目、持分、収益、支出、利得、損失などを導き出すアプローチをいいます。つまり、資産の負債の変化から、収益などが算定されるわけです。このアプローチは、先に①として示した時価評価モデル、これが本当は資産負債アプローチに最も親和的なのですが、それはもはやとられていません。これら3つのいずれにおいても、契約当初の資産と負債は、顧客対価によって計測します⁵⁴。ここまでは共通しているのですが、しかし、その後の資産と負債の認識や測定は、ひとつではありません。したがって、具体的な内容までを見ると、資産負債アプローチは、明確なものではなくなります。特に問題となるのは、何が資産と負債の変化をもたらすかです。つまり、財の取得と処分だけを見るのか、その価値変動をも含めるかによって、同じ資産負債アプローチといっても、大きく違うことになります。これら3つは、負債の減少として、収益を認識することとしました。そして、その負債の減少は、顧客に対する履行義務の充足によって、認識することとしました。さらに、履行義務の充足は、顧客への目的物(サービスを含む)の移転によることとし、その移転を、目的物に対する支配によって認識することとしたのです。ただし、異なるのは、その支配が、連続的に移転することを、DPは認めませんでした。EDは例外的に認め、改訂EDは原則としたということになります。ま

⁴⁹ EFRAG, Revenue Recognition-A European Contribution, PAA in E Discussion Paper at 27-64 (2007)。辻山栄子「収益の認識をめぐる欧州モデル」會計172巻5号1頁(2017年)。

⁵⁰ IASB, supra note 31.

⁵¹ 辻山前掲注47, 19頁。

⁵² IASB, Revenue from Contracts with Customers, Exposure Draft, para. 32-33 (2010)。

⁵³ IASB, Revenue from Contracts with Customers, Revised Exposure Draft, para 35, 37 (2011)。

⁵⁴ 資料10頁に、公正価値モデルと顧客対価モデルの例を示した。この例は、Biondi, Tsuiyama, et al., supra note 47, at 17の例を一部拡張、変更したものである。

た、DPでは、企業のネットポジションによって変化を計測して収益を認識するという建前が維持されていましたが、EDでは、ネットポジションという語が消滅しています。こうした歴史の延長上にIFRS 15と収益認識会計基準があるわけです。

そして、既にお気づきになっているかもしれませんが、この資産負債アプローチの考え方は、IFRS 15では先ほど紹介した収益、incomeの定義に残されています。でも、収益認識会計基準には、ないわけです。このことは、収益認識会計基準をどう見るかで、1つの論点となるはずですが。また、法学者から見れば、収益というそもそも概念が国際基準と日本基準で共通していないのであれば、コンバージェンスも収斂もないだろう、と言いたくなるのですが、会計の世界でのコンバージェンスとは、もっと緩やかなものなのでしょう。

おわりに

最後に、法人税法は、会計基準に対して、どのような姿勢を取るのがよいかについて述べます。

まず、制度会計からの直入項目(資本剰余金)の見直しが必要と考えられます。また、本年3月11日の最高裁判決への対応は必要です。

次に、学説の紹介のところでも申し上げましたが、日本の法人税制には、米国の共同プロジェクトのようなしっかりした収益に関する議論はありませんでした。実現、引渡し、権利確定といっても、かつての米国のように様々な基準が場面場面で適当に用いられてきたのではないかと思われ、しかも、大竹貿易事件最高裁判決は、納税者による多様な選択を容認しているように受け止められています。また、22条の2も、第1項と対価に関する第4項を除いて、ほぼ公正処理基準(収益認識会計基準)に従った処理になっています。また、収益計上のための方法論、つまり、資産負債アプローチのような方法論に

ついては、ほとんど議論がないと思われます。そして、別段の定めまでを通じた一貫性のある収益概念、法人税法としての所得概念の提示は、行われていないように思います。企業会計は、特にルール・ベースで(プリンシプル・ベースではなく)会計基準が開発される場合、業種ごと、業態ごとの基準となり勝ちであり、それが租税に持ち込まれると、いわば分類所得税的な処理になってしまいます。もし、これをそのまま受け容れ、さらに選択を容認するようでは、租税法としての公平性が保てない恐れがあります。

他方で、収益認識会計基準の中に、法人税法に役立つ要素はないのでしょうか。その開発の中に現れた資産負債アプローチは、収益の金額と認識のタイミングとを、方法論として切り離すことができるか、そもそも、法人税法としての収益認識の方法論は何か、ということを考えてみる契機となりそうです。また、対価の額については、やはり、日本は自由主義国家ですから、契約自由の原則は尊重されるべきであり、当事者が合意した契約内容としての対価の額は、余程のことがない限り、たとえば、法37条8項(寄附金)が規定する実質的な贈与が含まれているといった場合でない限り、否認すべきではないと考えます。それから、理論的にも実務的にも、法人税法が会計基準(会計慣行)を払拭することはできない、法人税独自の基準を完備的に作り上げることはできないと思われます。

最後に、法人税法がどのように会計基準に向き合うべきかについて、逆基準性(通達によって会計慣行を形成、修正してゆく)といったことが指摘されてきましたが、もっと公明正大な関与のあり方として、ひとつのヒントとなるのは、金融庁長官が一定の会計基準を公正妥当な企業会計の基準として「指定国際会計基準」に指定する権限を与えられていることです(連結財務諸表規則93条)。国税庁長官に、この基準は認める、認めないという告示を発する権限を与えるようなことも、考えられるのではないか

と思います。

ご静聴下さり，ありがとうございました。

収益認識の諸相 — 法人税法からの問いかけ

岡村 忠生 (京都大学)

はじめに

収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）の本格適用

平成30年度法人税法改正による対応

収益認識とは何か？

収益とは？

IFRS 15 “income”（所得）の訳語

法人税法の「収益」とは異なる。

形式論ではなく実質論として、何が違うか？

ネットかグロスか、はっきりしない。

費用認識会計基準が開発されないのは、なぜ？

認識とは？

会計での認識

法人税法での認識

収益認識会計基準は、法人税法と（いかなる）関係があったのか？

会計基準と私法

私法（契約法制）に依拠する会計基準

コンバージェンスと契約法制

英米法的契約概念の受容

日本の契約観との差異

会計基準における契約の操作（認識、結合など）

支配(control)の概念

制度会計（法制度に根拠づけられた会計）としての法規範性

法制度レベルでのアダプションであれば？

契約実務への影響

会計基準の目的は、真実の表現に止まるか？

権利確定基準への影響

判例による実現主義の理解

1 会計基準と法人税法の規律

1-1 課税所得計算

公正処理基準による規律

法22条4項による収益、原価、費用、損失の規律

公正処理基準への対応

別段の定めによるルール

公正処理基準の内容の規律

エスプイシー事件、大竹貿易事件、ビックカメラ事件など

公正処理基準の形成と法人税法

法人税法（通達）による会計慣行の形成・・・逆基準性の問題

1-2 制度会計の直入領域

配当の概念

「資本剰余金の額の減少に伴うもの・・・を除く。」（法23条1項1号）

みなし配当

「当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額」（法令23条1項4号ロ）

純資産簿価1億円（時価1.5億円）、資本金と資本剰余金5千万、利益剰余金5千万円の法人Xがある。A社は、その株式の10%を1,500万円で取得した。次の日、Xは、利益剰余金の全額を配当した。Aは、配当500万円を受け取り、250万円の益金が生じる。

しかし、Xが利益剰余金5千万円を資本に組み入れ、資本剰余金に振り替えて払い戻せば、施行令規定割合は1/2、払戻等対応資本金額は5千万円、したがって、みなし配当はなく、Aには500万円の株式譲渡収入が生じ、譲渡原価は取得株式の半分の750万円であるから、250万円の譲渡損が生じる。

法人税法は、原則として、資本金等の額を株主拠出資本として、利益積立金額を留保利益として規律している。

しかし、資本金（株主拠出資本と留保利益（処理済欠損）の混合物）、資本剰余金（資本金の拘束を弱めたもの）、利益剰余金（欠損控除後の留保利益で資本に転化していないもの）については、会社法（制度会計）の領域にあるため、規律できない。

1-3 国際課税・ミニмумタックス

第1の柱Amount A

連結財務諸表利益

第2の柱の対象閾値

連結財務諸表収入

米国法人ミニмумタックス

税制改正提案では、Book Incomeを課税ベース

かつてのAlternative Minimum Taxもほぼ同じ

有利な会計基準を求める動き

会計基準（制度会計）に対する税制の関与

2 平成30年度法人税法改正

2-1 22条2項の縮小

22条の2の適用範囲は、顧客取引に限定されない。

→ 22条2項（と公正処理基準）の適用範囲が極端に縮小

無償による資産の譲受け（「資産の譲受け」とは？）

2-2 改正の意味

2つのメッセージ（参照資料1, 2頁）

- 「法人税法においては、収益認識に関する会計基準のように対価の額を基礎として益金の額を計算することは、方法として採用できません。」（財務省『平成30年度税制改正の解説』279頁）
- 「収益認識に関する会計基準における考え方とも整合的となる規定とされました。」（前掲280頁）

学説の評価（参照資料3頁）

遮断、調和、変更防止

収益認識会計基準は、公正処理基準に該当

収益認識会計基準の捉え方「対価の額を基礎として」は正しいか？

法人税法も、ほとんどの場合、対価の額を基礎としていたのでは？

無償取引や低額譲渡を（過度に）意識？

法人税法に、収益についての包括的（別段の定めを通じた）概念があったか。

たとえば、工事進行基準は、なぜ例外？

2-3 改正法

- 22条4項「別段の定めがあるものを除き」
収益、原価・費用・損失についても、公正処理基準によらず、法人税法が独自に規律することがある。
- 22条の2第1項「目的物の引渡し又は役務の提供の日」
収益の計上時期についての独自の規定
引渡し基準
原価・費用・損失については、今のところは規定がない。
「収益」の意味は、incomeとしてよいか？
ネット（原価控除後）の場合はあるか？
22条2項の上書き
「資産の販売等」は、「顧客との契約から生じる収益」に限定されない。ほぼ全ての取引を対象としており、この結果、22条2項により益金となる収益（22条4項の公正処理基準により計算される収益）は、ほぼ存在しない（「無償による資産の譲受けその他の取引」のみ）。
- 22条の2第2項「収益として経理」「近接する日」
「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて」
被修飾語は、「確定した決算において収益として経理」（益金経理要件）
収益認識会計基準は、公正処理基準に該当し得る。
「契約の効力が生ずる日その他の前項に規定する日に近接する日」
大竹貿易事件判決の影響
国を勝訴させたが、納税者の選択可能性を認めた。
約定日基準の許容
「近接する日」による制限
約定日に近接する日、でもよいか。
- 22条の2第3項「確定申告書に・・・記載」
「同項（第2項）に規定する近接する日」
益金経理要件を当初申告要件に緩和
したがって、ここでも公正処理基準
- 22条の2第4項「通常得べき対価の額」
違法な対価（たとえば制限超過利息）などが問題となる。

- 22条の2第5項「可能性がないもの」
貸倒れ、買戻しは、限定列举か？
- 22条の2第6項「金銭以外の資産による利益又は剰余金の分配」
「その他これらに類する事由」・・・みなし配当事由か？
配当現物の原価は損金に算入できるか。
できるとすれば、その根拠規定は？
- 令18条の2第1項「修正の経理」
- 令18条の2第2項「確定申告書に・・・記載」
- 令18条の2第3項「収益基礎額の変動することが確定した事業年度」
- 令18条の2第4項「金銭債権計上差額があるときの帳簿価額」
帳簿価額そのものを規定している点で、25条（評価益）や33条（評価損）の場合とは、表現が異なる。

以上から、計上時期についてはある程度柔軟であるが、無償・低額取引と現物分配については明確に規定した、といえる。

3 収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）

3-1 国際会計基準 (IFRS 15) とのコンバージェンス

(1) 契約の概念

「契約」とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。（第5項）

An agreement between two or more parties that creates enforceable rights and obligations. (IFRS 15 Appendix A Defined terms)

この定義は、IASB（とFASBの共同プロジェクト）によるDISCUSSION PAPER¹ para. 2.13が、米国の代表的な法律用語辞典（Black's Law Dictionary, 8th edition, page 341）に依拠して契約を定義したことに由来する。

しかし、日本民法では、強制力は契約の必須要素ではない（贈与契約など）。日本での契約の定義として、たとえば、

契約とは、広い意味では、両当事者の対立する意思表示の合

¹ IASB, Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers, Discussion Paper (2008).

致により成立する法律行為をいう²。

このため、契約実務への影響が生じている³。

権利確定主義など、租税法が私法に依拠する場面で、齟齬が生じることがあり得る。

(2) 収益の概念

企業会計基準第29号

定義規定が置かれていない。

IFRS 15 Appendix A Defined terms

Income Increases in economic benefits during the accounting period in the form of inflows or enhancements of assets or decreases of liabilities that result in an increase in equity, other than those relating to contributions from equity participants.

Revenue Income arising in the course of an entity's ordinary activities.

日本語公式訳

(広義の) 収益(income)

資産の流入若しくは増価又は負債の減少という形での当会計期間中の経済的便益の増加のうち持分の増加を生じるもの
(持分参加者からの拠出に関連するものを除く)

収益(revenue)

(広義の)収益(income)のうち、企業の通常の活動の過程で生じるもの

収益(income)は、持分の増加とされているのでネットの金額か？

「資産負債・公正価値モデル」の影響

いずれにしても、法人税法上の「収益」(グロス)とは異なる。

(3) 支配 (control)

「当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力」(37項)(IFRS 15 para.33)

法的な能力か、事実上のものか。

「支配を獲得するにつれて」(35項)

"An entity transfers control of a good or service over time" (IFRS para.35)

² 山本豊他『民法5契約』(有斐閣、2018年)2頁。

³ たとえば、企業会計72巻4号41-62頁(2020年)の特集記事を参照。

37項の定義（排他性）と矛盾しないか？

占有権や所有権ではなく、「支配」を「移転」している。

ちなみに、法人税法での「支配」

株式保有を通じた財産権の間接的な所有

ここでも、排他性は考えていない（かもしれない）。

法人税法の支配（支配の継続の有無）も、一種の収益認識基準
管理支配基準の「支配」は、法的権限（原）を上書き

3-2 IFRS 15の開発と方法論

(1) エンロン・ワールドコム事件と SOX 法

SECへの議会の要求

背景に、経済の金融化

FASBのパブリックコメント提案（原則ベースへの改革）⁴

① 原則とは、規則のものよりも広い概念。原則に対する例外は、もしあるとしても、ごく僅か。

② 原則の解釈適用のガイドラインは少なくする。

新しい概念フレームワークの開発

完全性、内部的一貫性、明瞭性

2003年6月、SECは、連邦議会に報告書（スタッフレポート）⁵を提出

2004年7月、FASBはSECに応答⁶

2005年4月、FASBは、公開ドラフト⁷

(2) 会計基準コンバージェンスへの努力

It is perhaps worth remembering that the British and the Americans are unable even to harmonize the spelling of the word harmonise.⁸

ノーワーク合意による共同プロジェクトの発足

EUは、上場会社にIFRSに従った連結財務省表の作成義務付け

収益認識会計基準の開発

合意のための最も困難な問題は、時価(fair value)による計測

⁴ FASB, Proposal, Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting, 2002.

⁵ SEC, Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System, 2003.

⁶ FASB, Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System, 2004

⁷ FASB, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards: The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles, 2005.

⁸ David Alexander & Eva Jermakowicz, A True and Fair View of the Principles/ Rules Debate, 42 ABACUS 132, 133 (2006).

米国は歴史的な原価法、ヨーロッパは時価法
 米国は持分基準（量的基準）、ヨーロッパは支配基準（質的基準）
 米国は信頼性と理解可能性、ヨーロッパは関連性
 SOX法は、より詳細なルール・ベースのアプローチを求める。

(3) IFRS 15 への道

米国特有の事情（様々な会計基準）

共同プロジェクトでの検討⁹

- ① 資産負債・公正価値モデル
- ② 資産負債・履行価値モデル
- ③ 実現＋稼得過程モデル（従来モデル）

- 2007年欧州DP¹⁰

顧客対価

決定的事象 (critical events) アプローチと進行 (continuous) アプローチ

収益の認識は資産と負債の変化によって決まるとしながらも、実際には稼得過程に着目した収益の認識の結果として資産と負債の測定値が決まるという構造になっていた¹¹。

IAS 18（長期請負工事）を統合する方針（ドイツ・フランス）

- 2008年DP¹²

当初の①から②に移行

支配・移転

- 2010年ED¹³

製造に応じて支配が顧客に連続的に移転していると見ることを容認
 時点認識(at one point of time)が原則、継続認識(over time)が例外

⁹ Yuri Biondi, Eiko Tsujiyama, et al., 'Old Hens Make the Best Soup': Accounting for the Earning Process and the IASB/FASB Attempts to Reform Revenue Recognition Accounting Standards, 11 Accounting in Europe 13 (2014); 辻山栄子「新収益認識基準と会計基準国際化の功罪」企業会計72巻4号17頁（2020年）を参照した。

¹⁰ EFRAG, Revenue Recognition - A European Contribution, PAAinE Discussion Paper 3 (2007). 辻山栄子「収益の認識をめぐる欧州モデル」会計172巻5号1頁（2017年）。

¹¹ 辻山前掲注9、20頁。

¹² IASB, Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers, Discussion Paper (2008).

¹³ IASB, Revenue from Contracts with Customers, Exposure Draft (2010).

- 2011年改訂ED¹⁴

EDでの関係を逆転

DP, ED, 改訂EDの比較¹⁵

アプローチ

いずれも資産負債アプローチ

モデル

DPは、ネットポジションモデル

EDと改訂EDは、顧客対価モデル

測定の対象と方法

DPは、ネットポジション（権利－義務）

権利・義務は顧客対価（または時価）で測定

EDと改訂EDは、履行義務

顧客対価で測定

認識の方法

いずれも履行義務の充足

履行義務の充足の時点

DPとED

約定資産が移転した時＝顧客がその支配を獲得した時

ただし、EDでは、例外として連続的移転も許容

改訂ED

顧客が約定資産の支配を獲得するにつれて、または獲得した時

(4) 資産負債アプローチ(assets and liabilities approach)について

資産と負債の定義に基づき、すべての項目（持分、収益、支出、利得、損失）を導き出すアプローチ

このアプローチを取ることは、DPから改訂EDまで不変

しかし、何が資産と負債の変化をもたらすかを巡り、多様な理解可能性
たとえば、財貨の取得と処分だけか、評価換えを含むか。

もともとは、公正価値モデルに基づくネット・ポジション

DPでは、主体のネット・ポジション

¹⁴ IASB, Revenue from Contracts with Customers, Revised Exposure Draft (2011).

¹⁵ Biondi, Tsujiyama, supra note 9, at 16.

EDで、ネット・ポジションは姿を消す。
稼得過程モデル、顧客対価モデルに接近

公正価値モデルと顧客対価モデルの例示¹⁶

Painter社は、ペイントサービスを提供している。
6月25日、同社は、顧客の家を3000を対価としてペイントする契約を締結した。この価格には、800で取得したペンキと、労務費経費1600が含まれている。なお、顧客自らが調達したペンキを使うこともできるが、その選択はなされなかった。
6月30日、ペンキが顧客の家に搬入された。
7月1-3日、ペイント作業が行われた。顧客は対価を支払った。
なお、下請け業者がペンキの調達とペイント作業をした場合、2800（ペンキ調達800、ペイント作業2000）の市場価格と見積もられる。契約管理と履行保証の費用は、当初100、ペンキ搬入時75である。

● 公正価値モデルによる収益

6月25日： $100 = 3000 - (2000 + 800 + 100)$
6月30日： $875 = 3000 - (2000 + 75) - 100$
7月 3日： $2075 = 3000 - (100 + 825)$

● 顧客対価モデルによる収益

6月25日： $0 = 3000 - 3000$
6月30日： $0 = 3000 - 3000$
7月 3日： $3000 = 3000 - 0$

設例については、ペンキとペイント作業とは、一体の履行義務としている。しかし、もし別のもの（ペンキに対する支配が移転）と扱うべき場合であれば、それぞれの対価を見積もることになる。
たとえば、ペンキ調達900、ペイント作業2100とすると、

6月25日： $0 = 900 - 900, 0 = 2100 - 2100$
6月30日： $900 = 900 - 0, 0 = 2100 - 2100$
7月 3日： $2100 = 2100 - 0$

どちらもが、資産負債アプローチ

（資産－負債）の増加が収益

差異は、次の2点

負債の評価

¹⁶ Id. at 17の例を、一部拡張、変更した。なお、DPの設例1 (A4-A9)、設例2 (A10-A18)も参照。

公正価値モデルでは時価
顧客対価モデルでは顧客対価

履行義務

公正価値モデルでは負債と同義（時価評価）
顧客対価モデルでは、履行義務の充足が重要

おわりに

法人税法の姿勢

(1) 益金領域と直入領域

直入項目（資本剰余金）の見直しも必要（令和 3.3.11 最判）

(2) 法人税法に、収益認識会計基準に相当する（守るべき）基準があったか。

別段の定めを含めて一貫性の認められる収益（所得）概念
もっとも、会計基準も、分類所得税的に基準を作ってきた。

(3) 収益認識会計基準の中に、法人税法に役立つ要素はないか。

資産負債アプローチ（の変化）をどう評価するか。

対価の額が使えないのは、なぜか？

「履行義務」と言い換えればどうか。

理論的にも実務的にも、会計基準（会計慣行）は、完全には排除できないと思われる。

(4) 公正処理基準へのコミットメント

逆基準性（通達が会計慣行を形成）をどう考えるか。

会計基準の指定（連結財務諸表規則 93 条）のような手法はどうか。

参考資料

——法人税法等の改正——

に対する法的所有権を有していること、企業が資産の物理的占有を移転したこと、顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していること、顧客が資産を検収したことといった指標を考慮することとされています(収益認識に関する会計基準40)。

「収益認識に関する会計基準」は、平成33年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされています(収益認識に関する会計基準81)。ただし、平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができることとされているほか、平成30年12月31日から平成31年3月30日までの間に終了する連結会計年度及び事業年度から適用することができることとされています(収益認識に関する会計基準82、83)。

(2) 収益の額として益金の額に算入する金額

法人税法第22条第4項に関して、「法人税法第22条4項は、現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたものと解される」(最高裁平成5年11月25日第一小法廷判例大竹貿易事件)との判例があります。どのような会計原則・会計基準・会計慣行のどの取扱いに基づく会計処理が「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従った計算に該当するかという点については、様々な判例で断片的に述べられている状況ですが、その状況を考慮すれば、収益認識に関する会計基準に基づく会計処理も、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従った計算に該当し得ると考えられます。したがって、収益認識に関する会計基準に従った収益の額の計算のうち、法人税の所得の金額の計算として認めるべきでない部分があれば、その部分を明示する必要が生ずることとなりま

す。

法人税法上、資産の販売等に係る収益の額は、資産の販売等により受け取る対価の額ではなく、販売等をした資産の価額をもって認識すべきとの考え方であり、法人税法第22条第2項において資産の無償による譲渡に係る収益の額が益金の額となるとされていることや、寄附金の損金不算入制度において寄附金の額を譲渡資産の譲渡の時の価額で算定するとされていることにその考え方が表れています。判例でも、法人税法第22条第2項について、「この規定は、法人が資産を他に譲渡する場合には、その譲渡が代金の受入れその他資産の増加を来すべき反対給付を伴わないものであっても、譲渡時における資産の適正な価額に相当する収益があると認識すべきものであることを明らかにしたものと解される」(最高裁平成7年12月19日第三小法廷判例南西通商事件)と述べられています。

この考え方からすると、法人税法においては、収益認識に関する会計基準のように対価の額を基礎として益金の額を計算することは、方法として採用できません。一方、法人税法において「価額」すなわち時価とは、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額とされており、これは結局のところ対価の額となります。また、第三者間取引における値引きや割戻しは、取引対象資産の時価をより正確に反映するための手続と考えることができます。ただし、対価の回収が見込まれないことや返品権付きの販売であることを収益の額の算定上考慮することは、譲渡した資産の時価そのものを正確に反映するための手続ではなく、別の要因により対価の額を全額受け取ることができないことを評価しているものであると考えられます。

以上を踏まえ、最高裁平成7年12月19日判決の趣旨が法令上明確化されるとともに、収益認識に関する会計基準のうち対価の回収可能性や返品の可能性を法人税の所得の金額の計算における収益の額の算定上考慮することを排除するため、収益の額として益金の額に算入する金額

—法人税法等の改正—

に関する通則的な規定が設けられました。すなわち、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る収益の額は、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額であることが明確化された上、その引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、その資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供につきその対価の額に係る金銭債権の貸倒れが生ずる可能性がある場合及びその販売又は譲渡に係る資産の買戻しの可能性がある場合においても、これらの可能性がないものとした場合における価額とされました。なお、値引き及び割戻しについては、客観的に見積もられた金額を対価の額から控除した金額についても、「引渡しの時における価額」又は「通常得べき対価の額」に該当することになります。

(3) 収益の額を益金の額に算入する時期

法人税法上、収益の益金算入時期について、「ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものと考えられる」(最高裁平成5年11月25日第一小法廷判決)と述べられており、以後多く引用されています。一方、法人税法においては、不法所得や無償譲渡についても課税対象としているところですが、「収入すべき権利」の「確定」という概念は、不法所得については当てはまらないといった批判や、無償譲渡については適用できないといった論点があります。

この「実現」や権利の「確定」とはいかなる状態を指すのかという点については、原則として、資産の販売又は譲渡についてはその資産の引渡しとされ、請負については役務の提供の完了とされています。ただし、これと異なる時点であっても一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従った処理の範囲内であればその時

点で収益を認識することも認められています。

収益認識に関する会計基準における収益の認識時期である「履行義務を充足した時に又は充足するにつれて」について、顧客が資産に対する法的所有権を有していることや企業が資産の物理的占有を移転したこと等を考慮することとされていることから、「実現」や権利の「確定」の時期と大幅には変わらないと考えられます。

今回、収益認識に関する会計基準の導入を契機として、収益の額についての上記(2)で述べた定めが設けられたことにあわせて、収益の認識時期についても通則的な規定が設けられました。この際、権利の確定といった対価の流入の側面に着目するのではなく、上記の無償譲渡に関する論点や上記(2)で述べた収益の額についての考え方との整合性も考慮して、資産の引渡し又は役務の提供の時点を収益認識の原則的な時点とすることで、従来の「実現」や権利の「確定」といった考え方及び収益認識に関する会計基準における考え方とも整合的となる規定とされました。すなわち、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供による収益の額は、その資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の益金の額に算入することが原則とされた上、従来の取扱いを踏まえ、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ってその資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る契約の効力が生ずる日その他の引渡し又は提供の日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、その経理した事業年度の益金の額に算入することが明確化されました。

(注) 後述するように、長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する別段の定めについてリース取引を除き廃止することとされました。これにより、法人税法第63条が改正され、割賦販売に係る収益の認識時期について別段の定めが存在しないことになりま

これまで、法人税法はいわゆる公正処理基準に従って収益の額を計算することを定めているため（22条4項）、「ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべき」と考えられてきた（大竹貿易株式会社事件・最判平成5年11月25日民集47巻9号5278頁）。この改正は、収益の額に関する法人税法の基本的な考え方を法文によって明らかにするとともに、22条4項に「別段の定めがあるものを除き」という文言を追加し、新たな収益認識に関する会計基準による影響を遮断する規定ぶりとなった。上記最高裁判決は新設された規定の解釈にあたって参照されるのか、またこれまで公正処理基準への適合性の問題として解決されてきた事案⁽²²⁾がどのように解決されるのかは、今後議論されることになろう。

出所：吉村政徳「税制改正大綱を評価する—法人課税—」税研199号48頁、51頁（2018年）

22条の2は、1項だけを見ると、厳格な引渡基準を採用しているように見えるが、2項以下および上述の政令の規定と合わせて見ると、全体としては会計基準の線に沿い、会計基準との調和を図っていると考えてよいと思われる。

また、本条は、別段の規定であるから、従来の学説・判例を含む公正・妥当な会計処理の基準（たとえば、権利確定主義）を修正ないし否定するものではない。

出所：金子宏『租税法（第23版）』（弘文堂、2019年）357頁

つまり、企業会計の原則が変化してから法人税法がそれに対応したのであって、仮に新会計基準の採用がなければ、22条の2の新設は見送られたかもしれません。さらにいうと、22条の2は、収益認識に関する法人税法の扱いを大きく変更するというより、むしろ判例や通達などで示されてきたこれまでの扱いを明確にしたという性格を持つ規定です。つまり、変わったのは会計原則の方であって、法人税法の考え方ではないということになります。

会計原則が変われば、なぜ法人税法が変わる必要があるのでしょうか。それは、22条4項があるからです。既にみてきた通り、益金および損金の額は公正処理基準に従って計算されることになっています。新会計基準が法人税法上の公正処理基準と考えられた場合、22条4項を経由して、これまでの法人税法における収益認識基準が実質的に変更されてしまいます。22条の2は、そのような変更を防ぐために導入された規定として捉えることが可能です。

出所：渡辺徹也『スタンダード法人税法（第2版）』（弘文堂、2019年）115頁

法人税法

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第百十五条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

第二十二條の二 内国法人の資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下この条において「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 内国法人が、資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って当該資産の販売等に係る契約の効力が生ずる日その他の前項に規定する日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、同項の規定にかかわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 内国法人が資産の販売等を行った場合（当該資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って第一項に規定する日又は前項に規定する近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合を除く。）において、当該資産の販売等に係る同項に規定する近接する日の属する事業年度の確定申告書に当該資産の販売等に係る収益の額の益金算入に関する申告の記載があるときは、その額につき当該事業年度の確定した決算において収益として経理したものとみなして、同項の規定を適用する。

4 内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第一項又は第二項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

5 前項の引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、同項の資産の販売等につき次に掲げる事実が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする。

一 当該資産の販売等の対価の額に係る金銭債権の貸倒れ

二 当該資産の販売等（資産の販売又は譲渡に限る。）に係る資産の買戻し

6 前各項及び前条第二項の場合には、無償による資産の譲渡に係る収益の額は、金銭以外の資産による利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しその他これらに類する行為としての資産の譲渡に係る収益の額を含むものとする。

7 前二項に定めるもののほか、資産の販売等に係る収益の額につき修正の経理をした場合の処理その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

法人税法施行令

第十八条の二 内国法人が、法第二十二條の二第一項（収益の額）に規定する資産の販売等（以下この条において「資産の販売等」という。）に係る収益の額（同項又は法第二十二條の二第二項の規定の適用があるものに限る。以下この条において同じ。）につき、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて、法第二十二條の二第一項又は第二項に規定する事業年度（以下この条において「引渡し等事業年度」という。）後の事業年度の確定した決算において修正の経理（法第二十二條の二第五項各号に掲げる事実が生ずる可能性の変動に基づく修正の経理を除く。）をした場合において、当該資産の販売等に係る収益の額につき同条第一項又は第二項の規定により当該引渡し等事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（以下この項及び次項において「当初益金算入額」という。）にその修正の経理により増加した収益の額を加算し、又は当該当初益金算入額からその修正の経理により減少した収益の額を控除した金額が当該資産の販売等に係る同条第四項に規定する価額又は対価の額に相当するときは、その修正の経理により増加し、又は減少した収益の額に相当する金額は、その修正の経理をした事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

- 2 内国法人が資産の販売等を行つた場合において、当該資産の販売等に係る収益の額につき引渡し等事業年度後の事業年度の確定申告書に当該資産の販売等に係る当初益金算入額を増加させ、又は減少させる金額の申告の記載があるときは、その増加させ、又は減少させる金額につき当該事業年度の確定した決算において修正の経理をしたものとみなして、前項の規定を適用する。
- 3 内国法人が資産の販売等に係る収益の額につき引渡し等事業年度の確定した決算において収益として経理した場合（当該引渡し等事業年度の確定申告書に当該資産の販売等に係る収益の額の益金算入に関する申告の記載がある場合を含む。）で、かつ、その収益として経理した金額（当該申告の記載がある場合のその記載した金額を含む。）が法第二十二條の二第一項又は第二項の規定により当該引渡し等事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された場合において、当該引渡し等事業年度終了の日後に生じた事情により当該資産の販売等に係る同条第四項に規定する価額又は対価の額（以下この項において「収益基礎額」という。）が変動したとき（その変動したことにより当該収益の額につき修正の経理（前項の規定により修正の経理をしたものとみなされる場合における同項の申告の記載を含む。以下この項において同じ。）をした場合において、その修正の経理につき第一項の規定の適用があるときを除く。）は、その変動により増加し、又は減少した収益基礎額は、その変動することが確定した事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。
- 4 内国法人が資産の販売等を行つた場合において、当該資産の販売等の対価として受け取ることとなる金額のうち法第二十二條の二第五項各号に掲げる事実が生ずる可能性があることにより売掛金その他の金銭債権に係る勘定の金額としていない金額（以下この項において「金銭債権計上差額」という。）があるときは、当該対価の額に係る金銭債権の帳簿価額は、この項の規定を適用しないものとした場合における帳簿価額に当該金銭債権計上差額を加算した金額とする。

税制改革を巡る現状と課題



岩崎 氏（司会）



住澤 氏



稲岡 氏



足立 氏



平野 氏

●参加者

財務省主税局長

総務省自治税務局長

甲南大学教授

（株）三菱 UFJ 銀行 特別顧問

住澤 整
稲岡 伸哉
足立 泰美
平野 信行

司会 明治大学専門職大学院法務研究科教授

岩崎 政明

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編 1 頁～54 頁」に掲載されています。

はじめに

(岩崎) それでは、討論会を始めさせていただきます。ご紹介いただきました岩崎政明でございます。明治大学の法科大学院で租税法を担当しております。本年度の討論会でも司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年の令和2年9月16日に発足いたしました菅内閣は基本政策として行政のデジタル化、カーボンニュートラル、経済再生などを掲げました。これを受けて、令和3年度の税制改正大綱におきましては、国税及び地方税に関する納税環境のデジタル化や投資促進のためのさまざまな法改正が行われました。なかでも国税につきましては、いわゆる電子帳簿等保存法の改正がなされ、来年の令和4年4月1日から施行されることになっております。菅総理総裁は自民党の総裁選挙には出馬しないと表明されておりますけれども、既にデジタル庁が発足したことから、それとの関係で、今後、財務省、国税庁、総務省、地方団体がどのように調整をし、租税行政のデジタル化を進展させていくかが課題となろうと思います。

また、昨年の年初から全世界的に広まった新型コロナウイルスの1年半以上にわたる蔓延によって全世界のヒト、モノ、カネの流れがストップしてしまって、経済活動の停滞が生じました。日本を含む全世界の国々は新型コロナウイルスの対策のため、大規模な財政出動をいたしました。わが国におきましても公債金による大規模な財政出動をしたところですが、この公債金の償還はすぐに始まるものではありませんけれども、既に多額の償還金を毎年度計上し、歳出を圧迫してきたわけですから、今後勤労人口の減少期に多額の償還金を支払っていくことは国民にとって大きな負担になろうと予測されます。こうした将来の負担増を軽減するため、税収増を図るための工夫が今から必要になろう

と思っております。

本日はこのような多難な時代における税制の取り組み状況につきまして住澤財務省主税局長及び稲岡総務省自治税務局長をお迎えしてご説明をいただき、これに対して税財政の専門的立場からは足立教授に、また経済実務の観点からは平野租研副会長にそれぞれご意見を開陳していただきながら討論をさせていただこうと思っております。

進行に当たりましては前半と後半2つに分けて、前半におきましては国の税財政につきまして住澤主税局長からご説明を頂いた上、これに基づき討論をし、後半において稲岡自治税務局長に地方の税財政につきましてご説明を頂き、討論をするというように執り行わせていただこうと思います。

それでは、早速国の税財政に関する中長期的な課題と現下の問題解決の方策につきまして住澤主税局長からご説明をお願いいたします。

I. 税財政の現状と今後の課題

(住澤) ご紹介いただきました財務省主税局の住澤でございます。よろしくお願いいたします。租研の皆さまにおかれましては日ごろから税制に対しまして多大なるご協力とご理解をいただいております。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

それでは、時間も限られておりますので、早速説明に入らせていただきます。資料が大部になっておりますけれども、時間もございませんので、ポイントをかいつまんでご説明をしたいと思います。

1. 税財政の現状

〔一般会計税制の推移〕資料③

最初に税財政の現状について少し確認をしたいと思っております。資料③は国の一般会計税収の推移を消費税が導入されました前後から示してい

るものです。昨年、令和2年度の税収決算の数字は60.8兆円ということで、皆さまご存じのことかと思えますけれども、これまで最高であった平成30年度の60.4兆円を上回しまして、過去最高の数字になっております。

この税収の推移を見てまいりますと、幾つか特徴がうかがえると思います。消費税が導入されて以降、バブルの崩壊ですとか、或いは90年代後半の金融危機ですとか、2000年代初頭のITバブルの崩壊、そして、リーマンショックというように、これまで何度も経済的なショックが起きているわけですが、今回のコロナ禍における税収動向を見ますと、過去の経済危機時に比べますと比較的税収の減り方が穏やかであるという特徴があらうかと思えます。もちろん令和元年の10月から消費税率が引き上げられておりますので、これによる影響というのが初年度で1.2兆円、2年度にはさらに2.2兆円ということで、合計で3.4兆円ほどの増収が含まれておりますので、これを割り引いて考える必要はあると思いますが、これを除いたところでも税収の減り方というのは極めて穏やかであるというのが過去の経済危機時と比べた特徴かと思われまます。

また、税収の内訳を見てまいりますと、折れ線グラフで書いてありますのが所得税、法人税、消費税といった基幹税目の税収の水準ですが、消費税がこれまでと比べますと一般会計の中で最大の税目になったというのが令和2年度の税収の構成面から見た特徴になるということかと思えます。

〔令和2年度決算税収について〕資料④

これは令和2年度の税収を元年度の決算額と比較して、税目別に示したものです。全体として一般会計の税収は元年度に対しまして2.4兆円の増加となっておりますが、これの内訳を見てまいりますと、まず所得税に関してはほぼ変化がありませんが、その中では給与に関する税収が0.2兆円ほどマイナスになったのに対しま

して、株価の好調を反映しまして株式譲渡に係る税収が0.2兆円増加しているといったような特徴がございます。

また、法人税に関しましてはよくK字回復と言われておりますが、IT関係ですとか、或いはその輸出が回復してきている製造業ですとか、或いは資産運用の関係の業種、こういったところを中心に若干のプラスになっているというのが法人税の状況です。

また、消費税に関しては2.6兆円のプラスということになります。このうち2.2兆円程度は消費税率の引き上げが年度化することによる影響ですが、それを差し引いても若干のプラスになっているということで、この点につきましては令和2年度の民間最終消費支出が前年同月比でマイナス6%ということで、大幅なマイナスになっているということとの対比で、やや原因をよく分析してみる必要があるということであろうかと思っております。いずれに対しましても、こういった税収動向が現在生じているということです。

〔一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移〕資料⑤

その一方で、財政全体の状況がどうなっているかというのが資料⑤です。こちらはよくワニ口のグラフと呼ばれてきたものでありまして、バブル崩壊以降、一般会計の歳出が急激に増加していく一方で、税収が低迷をして、その乖離が拡大しているというものです。令和2年度に関していいますと、コロナ禍におけるさまざまな財政需要に対応するために歳出が150兆円に迫る水準まで急増しておりまして、税収との差額を公債発行で埋めざるを得ないということで、100兆円を超える公債発行を行ったというのが昨年度の状況です。ワニ口の上の顎が外れたような状態ということになっているわけです。

〔債務残高の国際比較（対GDP比）〕資料⑥

ストック面でこの財政状況を見たのが資料⑥

です。現在わが国の公的部門の債務残高の GDP 比は234.9%ということで、国際的に見ても最悪の水準になっているという状況です。

2. 経済社会の構造変化

〔人口減少と少子高齢化〕資料⑧

さて、こうした中で、この経済社会の構造変化がどのように進行しているのかということを一断面にすぎませんけれども、簡単に振り返ってみたいと思います。これは昨年もご説明した資料ですけれども、人口減少、少子高齢化の進行ということです。2065年には老年人口の割合が約4割に高まるということです。その一方で、生産年齢人口が約5割まで低下していく見通しということがこれまでも言われてきているところです。

〔婚姻・妊娠・出生数の動向～コロナを受けて少子化が加速～〕資料⑨

こういった中で、今回のコロナ禍におきまして婚姻数、出生数が急速に減速しまして、さらに人口減少が加速しているということが最近になって確認されております。これまで人口の将来推計の中では中位予測をベースにしますと、2030年に出生数が80万人を切るということが予測されていたわけですが、これが予測よりも10年早く本年には80万人を下回るという見込みになっているということで、さらに少子化、高齢化が加速している状況がうかがえるわけです。

〔将来の社会保障給付の見通し〕資料⑩

こういった中で従来から言われておりますように、医療・介護を中心に社会保障給付が経済の伸びを大幅に上回って増加していく。特にこの2025年以降、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上になるということで、医療費等の急増が見込まれておりますので、こういった中で受益と負担の均衡が取れた社会保障制度、さらにはその税財政のあり方を考えていく必要があると

いうことです。

〔グローバル化の進展〕資料⑪

一方で、グローバル化の進展の状況です。近年、特にこの2000年代以降、製造業の生産拠点の海外移転もございまして、貿易黒字が大幅に減少してくる一方で、対外投資の蓄積に伴い所得収支の黒字が拡大して、貿易立国から投資立国への構造転換が進んできております。経済活動における知的財産の役割が拡大してきているということがこういった流れを一層加速化しているという面もあろうかと思えます。

〔働き方やライフコースの多様化①〕資料⑫

こういった中で労働市場に目を向けると、働き方やライフコースの多様化が見られるということで、まず2000年代以降、急速に非正規雇用の割合が拡大をしてきており、現時点におきまして、働く方々の約4割弱が非正規雇用になっているということはよく言われているわけです。

〔働き方やライフコースの多様化②〕資料⑬

さらに、雇用形態ではなく、請負とか委託といった形で自営の格好で働く方々、いわゆるフリーランスの方々の数も急激に増えてきているということで、2020年時点では、本業でフリーランスとして働いている方々が200万人を超えている状況、副業で働いているという方々も含めると460万人といったような状況になってきているわけで、働き方の多様化、ライフコースの多様化も急速に進んできているという傾向がうかがえます。これらの変化はコロナ禍におきましてテレワークが進んでくるという中で働き方に関する意識も相当変わってきているということも指摘をされておりますので、今後ともさらにこういった動きが進んでいくのではないかと考えられております。

3. 今後の税制のあり方

そういった中で今後の税制のあり方、どうい

った課題を抱えているかということを資料⑭以降で簡単にお話をしてみたいと思います。

〔経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）〕 資料⑮

今年の骨太の方針の税制改革の関連部分を抜粋しております。昨年と比べて幾つの特徴があると思いますが、その中でも一番大きな特徴は応能負担の強化といった言葉が盛り込まれているということです。昨年までも再分配機能の向上とか、それを図りながら経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築するという方針は、少子高齢化に対応して税制を考えていく上で盛り込まれていたわけですが、今回はコロナ禍における現在の状況や、経済財政諮問会議における議論も踏まえ、応能負担の強化という言葉が新たに盛り込まれているということです。

また、昨年同様、働き方・ライフコースの多様化を踏まえた中立的な税制の構築、或いはその格差の固定化防止の観点から、引き続き税制改革等を推進するという観点も盛り込まれております。

また、本年の特徴は昨年に引き続きDX的な観点から、税務手続ですとか、税制全体のあり方を見直していこうという方針が貫かれておりまして、公平な課税の実現ということはもちろんですが、企業の生産性向上、或いは本年新たに書かれた文言としましては適切な所得等の把握のための環境整備、或いは記帳水準の向上といった観点からも、このデジタル化を活用していこうという方針が盛り込まれているわけです。さらに経済のデジタル化・グローバル化に対応した国際課税ルールの見直しということも大きな柱として掲げられております。

〔感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革〕 資料⑯

財政全般につきましては、資料⑯にごさいますように、2025年度のプライマリーバランスの黒字化を含む財政健全化目標の堅持ということ

が引き続き書かれております。

〔次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～〕 資料⑰

また、財政との関連におきましては、いわゆる脱炭素化の推進ということで、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%減の目標に向けて大胆な脱炭素化を実現していく観点で必要な財源の確保ということも課題となっております。また、少子化対策との関連でも、応能負担や歳入改革を通じた安定的な財源の確保ということが課題となっているわけです。

〔米国・英国における税制改正等を巡る動向〕 資料⑱

こういったさまざまな骨太の方針の議論の背景の1つとして、資料⑱にごさいますような税制改正等を巡る国際的な動向がございます。アメリカやイギリスといった国々におきましてはコロナ禍における財政出動の財源確保、或いはグリーン化を巡るさまざまなインフラ投資、或いは子どもや家計への投資、こういったものの財源としまして法人税率の引き上げ、或いはキャピタルゲイン課税の強化といったような主に資本所得の分野における課税の問題というのが議論されるようになってきております。

これと並行しまして国際的な課税の分野におきまして、法人税における最低税率の導入といったような議論も進んでいるわけでありまして、こういった中で今回の骨太の方針は応能負担の強化といったような1つの方向性を示しているということではないかと考えております。

Ⅱ．各論の論点

続きまして、各論の論点についてかいつまんでご説明していきたいと思います。

1. 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題 〔経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題〕

資料②

まず、経済のデジタル化、グローバル化に伴う国際課税の課題ということです。ご承知のとおりですが、2つの柱がございます。1つはこれまで1世紀以上にわたって続いてきた国際課税原則の見直しです。これまでは国内に物理的な拠点がある場合に限ってその企業の事業所得に課税するというので、いわゆるPE原則が貫かれてきたわけですが、デジタル化の進展によりまして、国境をまたいで、物理的な拠点がない状態で事業活動を行うといった活動が増大してきているということで、このPE原則の見直しが求められているということです。

また、2つ目の柱としては軽課税国へのBEPSリスクの増大ということで、無形資産の役割が増大しているということもあって、利益等を軽課税国に移転することが比較的容易になってきているということで、国際的に共通の最低限の課税を行う必要性というのが高まってきているということです。

〔経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題： 「大枠合意」の概要（2021年7月）〕 資料⑥

そこで、OECDを中心に国際的な枠組みで議論してまいりまして、資料⑥まで飛んでいたのですが、先般7月におきまして先ほど申し上げた2つの柱についての大枠の合意がなされたということです。

〔第1の柱：市場国への新たな課税権の配分〕

資料④

その内容を簡単に図でご説明しますと、資料④にお戻りいただきまして、まず第1の柱ですけれども、国境をまたいだ多国籍企業の物理的拠点的ない形での活動に対して適正な課税を実現するという観点から、売上高が約2.6兆円を超え、かつ、利益率が10%を超えるような多国籍企業、全世界的にいますと100社程度を対

象としまして、そういった多国籍企業グループの10%を超える利益率の部分、いわゆる超過利益の20～30%を市場国にも配分するというルールについて大枠の合意がなされたということです。

今後、この20～30%というところの配分割合を具体的にどうするのかということについての議論が10月の最終合意に向けて進んでいくということになりますし、また、各国がデジタル企業に対して独自に導入しているいわゆるデジタルサービス税につきまして、今回の大枠合意では、その廃止について適切な調整を行うという文言が盛り込まれているわけですが、この廃止のタイミングを最終合意の時点とするのか、或いは第1の柱の導入時点まで見送るのか、といったところの議論が現在続いているということです。

〔第2の柱：所得合算ルール（イメージ）〕 資料⑤

第2の柱につきましては、軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得について、親会社等の所在する国・地域において、国際的に合意された最低税率まで課税を行うということで、15%以上をこの最低税率とするということまで合意がなされております。これを具体的にどういった水準にするのかという点についても10月までに調整が行われていくということになります。

この第1の柱につきましては多国間条約を策定する必要がありますので、これを2022年の間に行い、そして、2023年から実施するということです。第2の柱については条約を策定する必要はありませんが、各国の国内法の改正を2022年の間に行って、2023年から実施するというのがこの大枠合意の内容ですので、これに沿った検討を進めていく必要があるということです。

2. 個人所得課税のあり方

〔近年の個人所得課税の主な見直し〕資料⑳

続きまして、個人所得課税の分野の課題についてお話し申し上げたいと思います。資料⑳をお開きいただきたいと思います。これは第2次安倍政権になりましてからの近年の個人所得税の主な見直しをまとめたものです。いろいろな項目が並んでおりますが、大きく分けると3つのグループで捉えることができるのではないかと思います。

1つは、特に高額所得者を対象とした課税のあり方の見直しということで、25年度改正における所得税の最高税率の引き上げ、26年度改正における給与所得控除の見直し、或いは29年度改正における配偶者控除の消失控除化、また、30年度改正における基礎控除の適用制限の導入と消失控除化、こういった改正によりまして、特に年収1,000万円台、2,000万円台ぐらいの層を中心に適正な負担を求めるような改正がなされているということです。

もう1つは働き方の多様化に対応したさまざまな制度の見直しということで、27年度改正のiDeCoの導入もその1つであろうかと思われ、何といたっても30年度改正における給与所得控除から基礎控除への振替、こういった改正が行ってきております。

3つ目のグループは金融所得課税の見直しです。25年度改正におきまして上場株式等の配当キャピタルゲインに対して、それまで適用されていた10%の軽減税率、これを廃止しまして、20%の本則税率を適用するという見直しと併せて、いわゆるNISAの創設が行われております。その後、先ほど申し上げたiDeCoの導入ですとか、29年度改正におけるつみたてNISAの創設ということで、老後に備えてさまざまな資産形成をしていく納税者に対する支援といったような観点からの見直しも行われてきているというのが近年の個人所得課税の流れです。

〔税負担の調整のあり方（イメージ）〕資料㉑

その中で、働き方の多様化に対応した改正の流れということで、これは日本の所得税の諸外国の制度と比べた場合の特徴を示しているものですが、日本の所得税制度の場合は給与所得控除とか、公的年金等控除といったような収入の種類ごとに適用される控除が比較的大きい。その代わり、どんな所得の方でも適用される人的控除の金額が非常に小さいということで、アメリカをはじめとする諸外国の所得税制度と比べると、収入の種類によってこの負担が大きく違う。こういった制度になっているということです。

こういった中で、先ほども触れましたように、請負とか委託といったような形で働くような方々ですとか、サラリーマンであっても請負等の形の副業が足元では増えてきているといったような構造変化に対応し切れていないのではないかと問題意識から見直しが行われてきております。

〔基礎控除への振替（平成30年度改正）〕資料㉒

㉒

具体的には、平成30年度改正におきまして給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円ずつ縮減しまして、代わりに基礎控除を10万円増額するといった格好で、働き方の多様化に対応した見直しが行われてきております。

昨年末の与党の税制改正大綱におきましても、こういった30年度改正が令和2年分の所得から適用となっている。その改正の影響等も踏まえて、今後とも引き続き各種控除のあり方等を検討するという方針が示されているわけです。

〔各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）〕資料㉓

働き方の多様化を踏まえた見直しのもう1つの側面は、いわゆる私的年金税制の見直しです。iDeCoの導入を皮切りにこの見直しに着手しているわけですが、日本の場合はこういった企業

で働いているか、或いはどういった職域で働いているかによりまして税制上老後に備える私的年金等の面で受けられる税制上の恩典の大きさが非常に違うという特徴がございます。

例えば個人事業主、フリーランスの方々の場合、企業年金がないということは当然ですけれども、企業の従業員であっても、厚生年金の加入者の中で企業年金がある事業所で働いている方は4割にすぎないということが言われておりますので、このiDeCoをはじめとする個人の努力に頼らざるを得ない方がかなり多いということです。その一方で、企業年金を実施している企業においては、例えばDB型の企業年金においては上限額なしで非課税拠出ができるという実態がございますし、iDeCoの上限額に関しても企業年金の加入状況等によってさまざまに異なっているということです。

これに対してイギリスですとか、或いはカナダのような国々におきましては、非課税拠出について一人一人に共通の限度額ということが設けられております。こういった制度も参考に、働き方の違い、或いは務めている企業の違いによって税制上受けられる恩典の差がないような、そういった公平な制度を目指して検討していくということがこれまで政府税調、与党税調の方針として掲げられてきているところです。

〔貯蓄制度及びNISAの加入者等〕資料③⑤

資料③⑤にその大綱の抜粋がございます。上段には今申し上げたようなことが書いてありますが、もう1つ金融所得課税のあり方について指摘がありまして、下3分の1あたりにあります下線部ですが、金融所得に対する課税のあり方について、所得階層別の所得税負担率の状況、税負担の垂直的な公平性等の観点から総合的に検討するといったような課題がこれまで数年にわたって掲げられてきているわけです。

〔申告納税者の所得税負担率〕資料③⑥

資料③⑥は申告所得税の実態で、統計から作成

されております所得税負担率の所得階級別の状況です。よく言われておりますように、1億円を超えたところから負担率が減少していくということで、先ほど所得税の改正の流れについてご説明申し上げましたが、これまで特に勤労所得の世界におきまして所得が1,000万円、2,000万円といったような層を中心に適正な負担を求めるための見直しが数次にわたって行われてきております。そういった中で資本所得の分野におきましては、本則税率の20%に復帰はしたものの、それ以上の見直しは行われてきていないということで、さらに勤労所得の分野では社会保険料の見直しということもこれまでずっと行われてきておりますので、特に若年の勤労者世代におきまして、社会保険料も含めた負担感というのも高くなっているということも踏まえますと、こういった課題について今後とも議論していく必要があるのではないかと考えているところです。

3. 資産課税のあり方

〔我が国の相続税と贈与税の関係〕資料③⑧

続きまして、資産課税の分野です。これは昨年にも触れさせていただきましたが、わが国の相続税と贈与税の関係について見直しが課題になっているということです。資料③⑧は相続税と贈与税の税率構造を示したものですが、資産の額が多額に上る超富裕層におきましては、現在の贈与税の税率構造を前提としましても、生前贈与の分割による相続税の累進回避ということが可能になっている一方で、比較的相続財産の小さい層におきましては、贈与税のステイプな税率構造が妨げになりまして、生前贈与を円滑に行うことが困難であるといったようなことがこれまでも指摘をされてきているわけです。

〔我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較〕資料③⑨

こういった中で、資料③⑨にございますように、アメリカやドイツ、フランスといった諸外国に

おきましては、一定程度生前贈与と相続財産額を合算して一体的に課税をする仕組みが導入されてきておりまして、わが国の制度に比べますと、資産の移転のタイミングに対して中立的な税制になっているということです。こういった諸外国の制度も踏まえまして、今後政府税調等の場におきまして相続税・贈与税のあり方についてもご検討をいただければと考えているところです。

〔令和3年度税制改正大綱（抄）〕資料④

資料④はこれに関する与党の税制改正大綱の文章です。

4. 消費税のインボイス制度

続きまして、消費税のインボイス制度について簡単に触れさせていただきます。令和元年の10月から消費税率の引き上げに伴いまして食品等に対します軽減税率制度が導入されました。この軽減税率制度の導入に伴いまして、再来年の10月から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定になっております。今年の10月からインボイス制度の導入に伴う課税事業者の登録の受け付けなどが始まりますので、次第にこのインボイスの導入を目指した準備作業を進めていく必要があるという段階に来ているわけですが、こういった中で免税事業者の方々がインボイス制度の導入によって大きな影響を被るのではないかといったようなご懸念がございますので、その点について1点だけご説明を申し上げたいと思います。

〔インボイスと事業者の取引〕資料⑤

元々免税事業者とインボイスとの関係については比較的全体を十把一絡げと言うと言葉が悪いですが、中身を仔細に分析しないで語られてきた面があるかと思います。一方で、このインボイス制度というのは、免税事業者との関わりで考えた場合に、免税事業者の方がどういう相手方と取引をしているかによって、そ

の影響というのはさまざまに異なるということです。

まず免税事業者の方であっても、対消費者の取引、BtoCの取引をしている場合におきましては、消費者の方々というのは元々インボイスをもらって、仕入税額控除を行うという必要性がありませんので、基本的にこのインボイスの導入の影響はないということです。免税事業者の方々の取引の中で対消費者取引が占めている割合は約6割程度と言われておりますので、この部分に関してはインボイスの影響は基本的に生じないと考えられます。

また、事業者間取引、BtoBの取引を行っている場合について見ますと、まず免税事業者の方々が簡易課税を適用している事業者に対して販売をする場合です。この場合については簡易課税を適用している事業者はインボイスの保存がなくても、売り上げに係る税額に一定のみなし仕入率を掛ける格好で仕入税額控除を行うことが可能ですので、この場合もBtoC取引と同様にインボイスは不要となりまして、免税事業者と簡易課税の事業者の間の取引についてこのインボイスの影響は基本的には生じないということになるわけです。簡易課税事業者は課税事業者の中で全体の約4割弱を占めておりますので、そういったボリューム感で、この影響が生じない場合があるということです。

最後に、この免税事業者の方々が本則課税の事業者に売る場合ですが、これについては経過措置によりまして、インボイス制度へ移行した後も、当初の3年間は仕入れの8割、その後の3年間は5割について免税事業者からの仕入れであっても税額控除が可能となっておりますので、激変緩和の措置が講じられているということです。このあたりも含めまして丁寧な説明や周知広報に努めてまいりたいと考えております。

5. デジタル社会における納税環境整備

最後はデジタル社会における納税環境整備と

ということで、昨今の検討状況についてご説明を申し上げたいと思います。

〔事業者の記帳を巡る状況〕 資料④⑦

資料④⑦は令和2年10月に行われました政府税調の専門家会合におきまして日本商工会議所の方々からご説明を受けた内容です。コロナ禍におきまして事業者の方々にはさまざまな課題に直面されたわけですが、そういった中でも帳簿が日ごろから十分に整備されていないということによって、例えば融資を受ける際の申請であるとか、或いは持続化給付金等の助成金を受けるための申請、こういった点で非常に大きな困難に直面したといったような経験が語られております。

その一方で、昨今普及してきておりますクラウド会計ソフトなどの簡便な会計ソフトが最近非常に安価な価格で利用できるようになっているわけですが、こういったものを活用されている事業者においては融資の申請等において非常にタイムリーな対応が可能になったということが指摘されております。また、経理にあまり手を割けないような零細な事業者の方であっても、非常に生産性の向上等の面で役に立っているといったような指摘もなされているということです。

〔電子帳簿等保存制度の見直し（令和3年度改正）〕 資料④⑧

こういった中で先ほどもご説明がありましたが、昨年末の令和3年度税制改正におきましては、電子帳簿保存法の抜本的な見直しを行わせていただきました。従来の電子帳簿保存に当たりましては、税務署長の事前承認が必要であるとか、訂正や削除をした場合の履歴が保存される一部の信頼性の高いシステムしか対象として認められておりませんでした。こういった要件を大幅に緩和しまして、電子帳簿保存を一般の事業者の方々も行いやすい環境を整備することに取り組ませていただいたわけです。

〔個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）〕 資料④⑨

その1つの狙いとしては、個人事業者の方々を含む事業者の記帳水準の向上を図っていくことが非常に重要であるということが背景にあります。現在、個人事業者の方々のうち青色申告を行っている方は6割、その中でも正規の簿記による記帳を行っている方は3割に過ぎないという状況ですが、先ほど日商のお話にもあったように、こういった危機的な事態が起こった際の融資の申請とか、助成金の申請に当たって困難を来すとか、或いは適正な税務の執行の面でも問題があるということです。さらには生産性の向上という面でも課題があるということが今回のコロナ禍の経験でもって浮き彫りになってきたということです。

〔令和3年度税制改正大綱（抄）〕 資料⑤⑩

このような状況を踏まえ、昨年末の与党大綱におきましては今般の電子帳簿保存法の改正を契機としまして、今後、記帳水準の向上、電子帳簿の信頼性の確保等を含めた課題にさらに取り組んでいくという方針が示されておりますので、こういった税務の面のDXにもさらに積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

6. 税制等についての広報

〔政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月）（抄）〕 資料⑤⑫

最後になりましたが、税制等に関する広報の課題についてです。資料⑤⑫にありますように、先般の政府税調の中期答申においても、税制に対する理解を国民の皆さまに深めていただくための広報活動、租税教育の重要性ということをご指摘いただいております。

〔税に対する理解を深めるための取組事例〕資料⑤

こういった中で財務省ですとか、内閣官房等におきましては税に対する理解を深めていただくための広報活動を積極的に行いたいと考えておりまして、資料⑤にありますようなさまざまな電子媒体を含めた広報媒体を用意しております。引き続き、税制に対する理解を深めるための取り組みを進めたいと考えておりますので、皆さまにおかれましても、こういった媒体について積極的に活用いただきまして、また、内容の面についていろいろとご指摘も頂きたいと考えておりますので、積極的にご意見をお寄せいただければと考えております。

では、お時間になりましたので、ここで説明を終わらせていただきます。

Ⅲ. 今後の税制への意見

(岩崎) 住澤局長、ありがとうございます。大変幅広い内容についてわかりやすく解説していただきまして、本当に感謝いたします。

それでは、これからは質疑、討論の方に移させていただきますが、まず足立教授からご質問、ご意見を頂ければありがたいと思います。

(足立) ご紹介いただきました甲南大学の足立泰美でございます。よろしく願いいたします。このたびは税財政の現状と今後の課題をテーマに、大変解りやすいご説明をいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の経済ショックに対して、諸外国でも財政措置を行い、雇用支援、企業支援、家計支援を実施しています。わが国においても多額の財政措置を行い、多くを国債による資金調達でありますため財政状況は厳しさを増すことが予想されます。このような財政動向を踏まえ、経済構造の転換及び好循環の実現に向けて、家計の暮ら

しと民需の下支え等の観点から、私の方からは国債管理のありかた、経済社会の構造変化を踏まえた中立的な税制改革、成長経済を目指した繰越欠損金の控除、公平な税負担を踏まえた資産課税、最後にデジタル化からご質問させていただけたらと思います。

〔コロナショックと将来の税財政を踏まえた国債関連について〕

まずは、コロナショックと将来の税財政を踏まえた国債管理の質問となります。わが国の債務残高対GDP比は、世界的にも突出した水準が続くなかで、このたびのコロナショックへの危機対応は、今後のマクロ環境に大きな変化を及ぼします。一層厳しさを増す国債管理政策では、どのような検討がなされてますでしょうか。新型コロナウイルス感染症に約234兆円（対GDP42%）の財政措置を行っており、雇用支援、企業支援、家計支援を行う上で必要な資金ですが、この資金調達を新規国債の発行で賄なわざるを得ないなかで、国債管理政策の視点から景気の見通しの大幅な悪化はリスクプレミアムの上昇につながりますし、名目金利との関連が強い物価の動向やその不確実性にも注意を払う必要があります。従いまして、国債管理コスト・リスクという視点から、今後の国債管理の対応についてはどのような検討がなされてますでしょうか。

〔経済社会の構造変化による多様な働き方と公平な課税〕

2つ目は、経済社会の構造変化による多様な働き方と公平な課税からの質問になります。昨今の新型コロナウイルス感染症で、社会システムや働き方が多様化するなかで、公平で中立的な税制の構築と格差の固定化防止の観点から、今後の税制改革では、どのように検討がなされていきますでしょうか。2010年以降、女性・高齢者の非正規雇用やフリーランスの増加によって働き方が多様化するなかで、働き方や収入の稼

得方法に応じて所得計算が異なったり、拠出・運用・給付段階で年金課税の取り扱いが異なる現行の税制度は、働き方の多様化を妨げぬ公平な税制のあり方が問われています。そこに、昨今の新型コロナウイルス感染症防止による社会的距離拡大戦略は、コンピュータネットワークを中心としたデジタル産業や、在宅勤務を可能とする産業は成長し、対面を中心する産業は逆に雇用も所得も減少し、需給の乖離が生じるなかで、働き方は一層多様化し、正規と非正規の雇用形態およびデジタル化と非デジタル化の産業構造間で、ダイバーシティな格差なども生じています。新型コロナウイルス感染症によって財政状況が厳しくなるなかで、経済構造の転換及び好循環を目指し応能負担を踏まえた安定財源の確保に向け、社会システムや働き方の多様化を踏まえた公平で中立的な税制の構築と格差の固定化防止の観点から、どのように検討がなされていますでしょうか。

〔成長経済を目指した繰越欠損金のあり方〕

3つ目は、成長経済を目指した繰越欠損金のあり方からの質問になります。新型コロナウイルス感染症により、多くの事業者が赤字決算となり、企業の設備投資においても、2020年第2四半期および第3四半期連続でマイナスとなり、将来に向けた企業の投資を後押しする必要性が指摘されています。そこで、繰越欠損金の控除に対して、2021年度税制改正では、時限措置として、事業再構築・再編等に向けた投資を行う赤字企業の繰越欠損金に、最大5年間で繰越控除上限を最大100%とする特例を創設しております。現行法令上、欠損金の繰戻し還付制度は、中小企業者や解散の事実が生じた場合の一定の対象を除き、その適用が停止されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大によって、当該制度の適用対象を拡大する意義は大きいと考えられます。なお、米国のCARES法では2018年から2020年の間に開始した事業年度に5年間の繰戻しを認める措置が講じられ、英国の予算

案でも2022年4月1日までの2年間に終了する事業に生じた一定の欠損金に、繰戻し期間を1年から3年に拡大する案が示されています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的な影響が今後も広範に及ぶなかで、企業の短期的な経済活動への影響の緩和と今後の成長への投資を促すために、企業における資金繰りの改善と負担軽減の観点から、どのような検討がなされていますでしょうか。

〔資産課税における税負担の格差〕

4つ目は税負担の格差の解消を目指した資産課税からの質問となります。高齢世代の資産偏在によって資産の有効活用が妨げられるなかで、経済活性化を目指した若年世代の資産移転の実現に繋がる相続税および贈与税等の資産課税の構築は重要になります。したがって、相続時精算課税と暦年課税の選択による税負担の格差、執行面への配慮、時限措置からの検討が必要かと思しますので、これらの点からご質問をいたします。まずは、相続時精算課税と暦年課税の選択性による税負担の格差の質問です。ご説明にありましたように、相続時精算課税制度を選択すれば、それ以降の贈与は相続時に相続財産に合算して課税されますため、財産移転時期を問わず、相続税の負担が一定となります。しかしながら、暦年課税との選択性であることから、制度が選択されなければ贈与は累積されず、相続財産が合算されません。諸外国のように生前贈与を累積して課税することで税負担を一定とし、資産の移転事業の中立性を担保した整備が重要になりますが、この点はどのような検討がなされていますでしょうか。つぎに、執行面への配慮です。生前贈与の税務当局への申告方法、資産の累積状況の把握、申告漏れがあった際の対応等、実際の制度の執行では、納税者及び税務当局に過度な負担とならない制度が必要となりますが、この点についてはいかがでしょうか。さらに、時限措置への対応です。贈与税非課税措置は経済の活性化という目的から

適用期限が延長され、限度額の範囲内であれば税負担がない制度です。当該制度が利用できる高資産者とそうではない資産者で格差の固定化を助長する恐れがあります。経済的な点から時限措置を行うのであるならば、こうした問題点を考慮してもなお、公益性の観点から措置するだけの政策効果があるかを示すことが重要になります。時限措置への対応については、どのような検討がなされていますでしょうか。

〔適正で公平な課税と給付を目指したデジタル化〕

5つ目は、適正で公平な課税と給付を目指したデジタル化の質問です。納税環境のデジタル化はもはや一部の大企業の経営効率化だけではなく、中小・零細企業者の省力化や生産性の向上をはじめ、高齢者を含めた個人事業者、納税者の利便性向上からも進めていくべき状況です。なかでも、所得情報は適正で公平な課税の実現に加え、社会保障をはじめ、所得の申告は様々な制度に活用されます。昨今の新型コロナウイルス感染症におきましても、持続化給付金への支援で活用されています。質問としましては、国税関係帳簿書類の保存、電子化に関する制度につきまして、電子的記録により保存するための適用要件、利便性向上、保存義務者の負担軽減の観点から所要の見直しは具体的にどのような検討がなされていますでしょうか。また、本来軽微であるべきである流通税としまして、高い税率の印紙税について預貯金通帳等のように、印紙税の非課税措置などがありますが、円滑な金融取引を進める上で印紙税の軽減、簡素化についてはどのような検討がなされていますでしょうか。以上の視点からご教授いただけたらと思います。私の方からは以上となります。

〔岩崎〕 それでは、引き続きまして、平野副会長からの質問、ご意見をお願いしたいと思います。

〔平野〕 ご紹介いただきました平野でございます。先ほど住澤局長には現在のわが国が直面している幾つかの重要なテーマについて、特に諸外国との比較なども含めて、わかりやすくご説明いただきました。大変ありがとうございました。

私からは、社会保障費拡大への対応、デジタルトランスフォーメーション（DX）とグリーントランスフォーメーション（GX）関連、それから、デジタル課税、この3つのテーマでお話しさせていただきます。

〔社会保障費拡大への対応〕

まず第1点目です。現在の財政悪化の主因はバブル崩壊後のやや対症療法的な財政出動による経済対策が繰り返されたということと並んで、少子高齢化に伴う社会保障費の増大にあります。特に後者は最大の構造的な問題だと言えるでしょう。社会保障における根本的な問題は、先ほどもご指摘がありましたけれども、受益と負担のバランスの問題です。消費税の税率が2019年10月に10%に引き上げられましたけれども、コロナ禍対策による歳出の大幅な増加によって、残念ながら、プライマリーバランスの2025年度黒字化目標達成は一段と難しいことになったと言わざるを得ません。楽観的な成長シナリオを置くことで抜本的な改革を先延ばしするということがないように、現実を踏まえた歳出歳入改革を進めていかなければならないと思います。

その上でこれからの税制を考えると、今後も増え続けるだろう社会保障費に備える上で、税収が安定的で、国民全体が広く負担する消費税を最も重要な基幹税として拡充していかなければならないのではないかと思います。国民すべてにとって必須である社会保障、ひいては公共サービス全体の破綻を防ぐためにも、プライマリーバランスの維持をより強く意識し、歳出の大胆な見直しとともに、所得税や法人税など他

の税収の不足を消費税が柔軟に補完する枠組みを目指すべきではないでしょうか。

そのためには景気への影響を慎重に考慮しながらも、消費税率をより機動的に、また、柔軟に調整できる環境を整える、つまり、この問題に対する国民の理解を深めていく必要があるのではないかと思います。例えば一昨年の老後資金2,000万円不足問題の提起というのは議論を随分呼びましたけれども、国民に危機感を醸成するという効果があったと思います。財政の厳しい現実と消費税の重要性をわかりやすく国民に示して、国民が議論を尽くす機会を継続的に作っていただきたいと思います。いわゆるシルバーデモクラシーが改革を阻んでいるという現実を踏まえると、特に若い層に対する働き掛けが重要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔経済活性化のための税制〕

2点目は経済活性化のための税制という観点です。DXとGXは現政権の成長の柱です。これはグローバルかつ不可逆的な流れであって、次期政権以降においても変わることはないと思います。しかし、これらを実現するためには、多くの場合リスクを伴う大規模な投資を必要とし、また、わが国の産業構造を大きく変化させ、その結果として中長期的には大規模な労働力のシフトが起こってくるだろうと思います。そこで3つのことについてお願い並びにお伺いしたいことがあります。

〔イノベーションを促すための税制〕

1つ目は、これらDXとGXのイノベーションを促すための税制です。具体的な税制としては研究開発やビジネスの展開を促すため、既に導入されている研究開発促進税制、DX投資促進税制の維持強化が最も重要だと思っております。その恒久化、それから、適用要件や手続きの簡素化をぜひご検討いただきたいと思います。これと並行して既存の租税特別措置については

環境変化に応じてゼロベースで見直す。すなわちスクラップアンドビルドの徹底も財政健全化観点からやっていくべきだと思います。

〔カーボンプライシング〕

2つ目は、カーボンプライシングです。2050年のカーボンニュートラルの実現は極めて困難なタスクであり、政策を総動員する必要があると思っています。そうした中でカーボンプライシングを巡る議論が最近活発化してきました。産業界においても社内でのカーボンプライシング、いわゆるインターナルプライシングを導入するケースが増えています。日本では118社、世界第2位とされています。それだけカーボンプライシングという形で市場メカニズムを活用すること自体は有用であり、コンセンサスができています。ただ、長期的な経済成長を阻害しない形でカーボンニュートラルを実現するために、カーボンプライシングの主要3類型、すなわち排出量取引、つまり国内でのキャップ・アンド・トレード、それから2国間でのクレジット制度、最後に炭素税についてそれぞれの制度をどう設計して組み合わせるかということには合意が得られていないというのが現状です。この場でこの問題を詳しく論じる時間はないのですが、私自身は、国や各部門、産業セクターごとに予想される技術革新のスピード、或いは国際競争力を考慮しつつ、一定の時間軸の中で脱炭素に向けたロードマップを策定して、各段階に即したカーボンプライシングも活用して、一方ではディスインセンティブによる各主体の行動変容を促すとともに、他方で、そこで得られる政府収入を適切な分野に再配分する仕組みを構築することがとても重要と考えます。

具体的には、例えば、CO₂多排出型の産業には排出量取引、このうち電力のようにカーボンリンケージが起らない分野には有償枠を付与する一方で、例えば鉄鋼のようにカーボンリンケージが起り得る分野には当面无償枠を割り

当てる。その他の分野では温対税とか、エネルギー関係諸税などの複雑な仕組みを整理しながら炭素税に集約し、得られた税収を先ほど申し上げたように多CO₂排出型産業における技術開発、或いは実装支援、そして、低所得者層の負担増への補填に充当するといった方法があり得るのではないかと考えているのですが、特に、炭素税のあり方、非常に複雑になっている温対税やエネルギー関連諸税をCO₂排出量ベースの炭素税に集約化していくことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔労働力の縮小をどう実現するか〕

3つ目は、DX・GXの進展に伴い、労働生産性をどう向上させるかという点です。この問題はいわゆる失業なき労働力移動という言葉が象徴するように、雇用の安定性確保という面もありますが、企業、産業の新陳代謝が進む中で人材の潜在能力を引き出して社会を活性化するという意味でとても大事です。経済界でも、リカレント教育ですとか、事業をマッチングさせる仕組みづくり、さらには雇用システムの改革などによって労働力の流動化を図る努力を進めているところですが、税制面での工夫がもしあればお聞かせいただきたいと思います。

以上、経済活性化のための税制の観点からお伺いしたい3つのことになります。

〔デジタル課税とミニマムタックス〕

次に、大きなテーマに戻りますが、第3点目として、先ほどもお話がありましたけれども、このたび大枠合意が成立したOECDにおけるデジタル課税です。第1の柱として、GAFAに代表される大規模多国籍企業の収益に対する課税権の市場国への再配分、それから、第2の柱として、法人税率の引き下げ競争に歯止めをかけるということで、この2つの柱が大枠で合意されたわけです。ただ、まだ各国の利害対立が予想されているということで、それぞれ懸念がございます。

まず第1の柱に関してですが、企業所在国と市場国の間の課税権の配分割合の詳細について、結局のところお互いに、十分には妥協ができず、既存のデジタルサービスタックスが残ったり、新たに制定されたりということによって企業が二重課税に悩むことになるのではないかというのが1つ目です。

それから、第2の柱に関しては、経済特区など税の優遇による企業誘致に積極的な国など、合意を留保する国に進出している場合に、予見可能な安定的な課税が行われるかという点ですとか、法人税の表面税率は最低15%の制限税率を上回るけれども、優遇税制などを入れると実効税率は下回るという場合には税の計算も非常に複雑化するというところで、企業の納税負担が大きくなるのではないかと懸念しております。こうした点についてはどのようにお考えになっておられるのかということをお伺いできればと思っています。

以上、よろしくお願いいたします。

（岩崎） 大変重い内容のご質問、ご意見だったと思いますけれども、住澤局長、現時点でのお考えをお示しいただければありがたく思います。よろしくお願いいたします。

（住澤） ご質問、ご意見ありがとうございます。いずれも貴重なご指摘であり、大変勉強になるところも多かったと思います。時間の限りもありますので、簡単にかいつまんでお答えをさせていただきますので、お許しください。

〔国債管理政策について〕

まず足立先生のご質問、ご指摘についてです。国債管理政策は現状どのような検討が行われているのかということですが、今般のコロナ対応に伴う国債の増発によりまして、何といっても特徴的なのは、国債発行額に占める短期国債の

発行額が市中発行総額の4割程度まで増加をしているということでありまして、これまでになかった状態になっております。もちろん短期国債と申しまして、来年度に償還期限がやってきて、そこで全てを現金償還するというのではなく、数十年にわたって償還をしていきますが、来年度も含め今後借り換えを繰り返していく必要がありますので、金利変動に対して非常に脆弱な調達構造になっているということです。こういった中において危機的な事態に対応する上ではやはり何といても財政構造を健全化していくということが最大の課題ですし、国債管理政策の面では短期国債の減額と借換債の抑制を何とかやりくりをしてやっていくというのが現状の考え方になっております。

〔働き方の多様化を踏まえた税制改革上の課題〕

次に働き方の多様化を踏まえた税制改革上の課題ということです。ご説明の中でも触れさせていただきました給与所得控除、基礎控除などの見直しが昨年から実施されているわけですが、こういった見直しもそういった働き方の多様化への対応の一環ですし、また、私的年金税制の見直しもこういった方向でさらに取り組んでいきたいと考えております。

〔繰越欠損金を中心とした現在の企業活動への対策〕

それから、繰越欠損金を中心とした現在の企業活動への対策ということです。ご指摘にありましたように、昨年末の税制改正におきまして大企業につきましても、コロナ禍の状況でこの2年間ぐらいのうちに発生した欠損金につきましては、一定の産業競争力強化法における計画の認定を受けることが要件になっておりますが、前向きの投資を行っていただく範囲内で最大5年間、所得の100%まで繰越欠損の活用可能とするという措置を講じさせていただいております。

〔繰戻還付について〕

また、繰戻還付の点についてもご指摘がありました。従来繰戻還付につきましては中小企業のみを対象とする制度ということになっておりましたが、今回のコロナ禍における対応としまして、資本金10億円までのいわゆる中堅企業についても繰戻還付の対象とするといった措置を時限的に講じさせていただいているところです。こういったものも活用していただければと考えているところです。

〔相続税・贈与税の見直し〕

それから、相続税・贈与税の見直しについてですが、相続時精算課税制度についてもご紹介いただきまして大変ありがとうございます。この制度は選択制ということもあって、あまり活用が進んでいないということがあります。わが国の場合、法定相続分課税方式という非常に特徴的な制度を取っておりますので、一体的な課税がなされているアメリカやドイツ、フランスのように、遺産課税方式なのか、遺産取得課税方式なのかというのが非常にはっきりとしている国に比べますと、一体的な課税をする上での理論的、或いは実務的な困難というのは非常に大きいということで、相続時精算課税制度のような選択制の制度が入っているというのが現在の状況です。これをどのように見直していくかという点につきましては、今後、政府税調等の場におきまして理論的な面、実務的な面、両方がありますので、十分にご議論をしていただきたいと考えているのが現状です。

〔教育資金等の非課税措置〕

また、教育資金等の非課税措置については与党の税制調査会や政府の税制調査会におきましても、やはり格差の固定化につながりかねない面があるのではないかとご指摘を数年にわたって頂いておりますので、この年末の税制改正では期限は参りませんが、来年度末の期限到来に伴いまして、相続税・贈与税のあり方全体

の検討も踏まえてまたご議論いただければと考えているところです。

〔電子帳簿保存法の見直し〕

また、電子帳簿保存法の見直しについては先ほど申し上げたとおりですけれども、個人事業者の方々の生産性向上という面もありますし、今回のような危機的な事態が生じた場合の対応という面でも、さらに電子帳簿保存法の改正にとどまらず、記帳水準をデジタル環境を活用してどう向上させていくか。まさにDXが重要ですので、今後とも見直しを進めていきたいと考えております。

〔印紙税について〕

また、印紙税についてのご指摘を頂きました。印紙税は非常に古い税金ですが、どちらかというとさまざまな経済取引に極めて軽度の負担をある程度頂くという格好で、所得税ですとか、法人税、消費税といった基幹税を補完する役割を果たしている税金です。現在でも3,000億円程度の税収がありますけれども、その役割というのは、なかなかこの税収全体が厳しい状況の中ではないまだにこの重要な役割を果たしていると考えておりますが、先般消費税率が8%に引き上げられました際には領収書ですとか、請負工事に関する印紙税につきまして若干の軽減措置を講じたりしてきております。今後ともこの税体系全体の中で果たしている役割も踏まえながら検討していく必要があると考えております。

〔消費税について〕

続きまして、平野副会長からのご指摘とご質問です。まず消費税に関して非常に重いご指摘を頂きました。少子高齢化がさらに進展していく中で社会保障を支える財源として消費税の役割はさらに重要になっていくと考えております。そういった中で特に若い世代の方々への働きかけが重要であるというご指摘は本当にその通りだと考えておりまして、先ほど税制等について

の広報についても言及させていただきましたが、やはり消費税というものが人口減少していく社会において果たしている役割、特に消費税がなくて、社会保険料など、或いは所得課税中心に社会保障を支えていこうとした場合、どうしても勤労世代に負担が偏ってしまう。或いはグローバル化している中で企業活動の国際競争力への影響といった面もあります。そういった点で勤労者層に負担が偏らない、そういった税体系を構築していく上でも消費税の重要性というものを少しでもご理解いただけるように、わかりやすい広報にも務めていきたいと考えております。

〔イノベーションを促す税制〕

それから、イノベーションを促す税制ということで、これは先ほどもご指摘いただきましたが、昨年末の税制改正でDXの促進税制とカーボンニュートラルのための税制措置を導入させていただきました。昨年導入したばかりということですので、その適用状況も見ながら、さらにその必要性について経済産業省などとも相談をしていきたいと考えております。その際、租税特別措置はさまざまなものを作ったりしているわけですが、やはり有効性とか必要性についての検証ということが一層重要になってくると思いますので、その面にも配意してまいりたいと考えております。

〔カーボンプライシングについて〕

それから、炭素税を中心にカーボンプライシングについてのご指摘がありました。カーボンプライシング全体の考え方については先ほどお考えを披瀝していただきまして、私自身も共感できることも多々ありましたけれども、炭素税に限ってお答え申し上げますと、現在、経済産業省と環境省それぞれにおいてカーボンプライシング全体のあり方について検討しているということで、この両省間の議論も踏まえて、税制の場では今後議論を展開していく

という段階にあります。そういった中でエネルギー関連諸税のCO₂の排出効果をベースにした集約化についてどう考えるかという点ですが、エネルギー関連諸税の中でも揮発油税ですとか、軽油引取税といった自動車の燃料に対して課税をされている部分というのは相当の割合を占めているわけですが、この部分につきましてはいわゆる昔の道路財源であったときの暫定税率の部分が当分の間税率という格好で現在も維持をされております。その趣旨としては、地球温暖化対策の観点から税率水準を維持するという点でこれまで来ておりますので、そういった中で揮発油税とか、軽油引取税のあり方について今後議論していく上では温暖化対策の観点からこの税率をどう考えるか。それを引き下げるということになってきますと、自動車の分野における脱炭素化の動きとの関係で矛盾を来さないかといった点も含めて幅広い議論が必要になってくようかと考えております。

〔労働力シフトの円滑化〕

また、労働力シフトの円滑化、これは非常に重要なご指摘だと思います。やはり経済の抱えているいろいろな問題の中で労働市場の抱えている問題というのは非常に大きいということで、先ほど働き方の多様化に対応した所得税の見直しということもご説明してまいりましたが、これはある意味で労働力の移動の円滑化にも資する見直しになるのではないかと考えております。また、現在のコロナ禍における対応としましては、いわゆる賃金、或いは投資促進税制という税制がありますが、この中で新規採用とか中途採用を含めて、新たな人材の獲得に重点を絞る格好で税制の見直しを昨年末行わせていただきまして、これも労働移動の円滑化という視点から講じた措置であるということです。さらにはその雇用システム改革の動きなどもにらみまして、例えば退職金税制における退職所得控除のあり方などについても検討課題ではあるかと考えております。

〔国際課税について〕

最後に国際課税第1の柱、第2の柱についてです。二重課税の防止の必要性ですとか、申告実務の複雑化を招かないような事務負担への配慮という点については、これまでもパブリックコンサルテーションなどの場で経済界からのご意見を踏まえ、先般7月の大枠合意においてもその必要性が記載されているところです。そういった合意も踏まえて、この10月の最終合意に向けた作業ですとか、その後の制度化の作業の中でも十分に二重課税の排除や申告実務負担の軽減といった点にも配慮した検討を進めていきたいと考えております。以上です。

(岩崎) 足立様、平野様、何か補足的なご意見がございますでしょうか。あれば、おっしゃっていただいても結構ですが、よろしいですか。

(足立) ございせん。

(岩崎) それでは、ここでいったん国税に関するお話は終了させていただきまして、続きまして、地方税財政の現状と課題についてお話を進めていきたいと思っております。稲岡局長からご説明の方をお願いします。

Ⅳ. 地方財政・地方税制の現状と課題

(稲岡) 稲岡でございます。よろしくお願いたします。お手元に「地方財政・地方税制の現状と課題」という資料を事前に配布させていただいておりますが、これに沿ってご説明を申し上げます。

1. 総論：地方財政・地方税制の現状と課題

〔地方財政の果たす役割〕資料②

まず資料②をご覧くださいと思いますが、地方財政の果たす役割について記載をしております。左下に歳出決算・最終支出ベースという資料がありますけれども、防衛費や年金は全額国が支出をしておりますが、その他の経費は地方の支出が約5分の3となっており、我が国の内政を担っているのが地方団体です。

〔地方財政計画の歳出の推移〕資料③

資料③は地方財政計画が平成に入ってからどういった形で推移してきたかというものですが、社会保障関係費等の一般行政経費は高齢化の進行等により一貫して増加をしております。投資的経費は過去30兆円前後あったものが近年減少してはりましたが、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により、このところは増加傾向となっています。また、給与関係経費も減少傾向でありましたが、保健所の人員体制の強化、児童福祉司の増等により、このところ横ばいといった状況であり、足元大体トータルで90兆円ぐらいとなっています。

〔平成3年度と令和3年度の地方財政計画における歳入・歳出区分の比較〕資料④

この30年間、平成3年度と令和3年度の地方財政計画の歳入・歳出を比較したのですが、歳出規模が70.9兆円から89.8兆円に大幅に増加しておりますが、このうち一般行政経費の増が27兆円と、社会保障関係費等の増によって大幅に増加しております。投資的経費は減少しておりますが、公債費などが増加しているのが歳出の姿です。

一方、歳入をご覧くださいますと、歳入のうちの地方税ですが、32.7兆円から38.3兆円と5.7兆円の増となっています。「消」と書いてあるのは地方消費税であり、これが5.7兆円の増と

なっており、地方消費税の増加が全てということで、歳出の増に比べて、税収の増は大きくないというのが現状です。

〔地方財政の財源不足と借入金残高の状況〕資料⑤

資料⑤が足元の地方財政の状況ですが、令和3年度において10兆円を超える財源不足が生じており、地方の借入金残高も200兆円弱で高止まりをしています。特に地方団体からは、赤字地方債である臨時財政対策債が増加しているのを何とかしてほしいと言われております。

〔国・地方の税源配分について〕資料⑥

資料⑥は国・地方の税源配分ということで、先ほどもご覧いただいたとおり、歳出ベースでは国と地方の最終支出は4対6ですが、税収ベースで見ますと6対4となっております。私どもはこの乖離をできるだけ埋めて、地方税を充実していきたいという立場ですが、一方、ご承知のとおり、国民へのサービス還元国民の租税が全く足りていないというのが現下の状況であり、このことへの対応というのが課題です。

〔国税・地方税の税収内訳（令和3年度地方財政計画額）〕資料⑦

資料⑦は国税・地方税の税収内訳の資料です。先ほど国税において消費税が最大の税収の税目になったというお話がありましたが、地方におきましても、道府県においては地方消費税が一番多い税目になっています。地方消費税につきましてはその2分の1が市町村に交付されておりますので、これだけをご覧くださいでもわからない部分もありますが、そういった状況です。また、市町村においては個人住民税と固定資産税で税収の8割となっており、安定的な税源が市町村に配分されています。

〔地方税収（地方財政計画ベース）の推移〕資料⑧

資料⑧は地方税収の推移の資料です。令和2年度の決算見込においては、特別法人事業譲与税を含めた実質ベースで41.7兆円、地方税収としては40兆円となっています。

〔令和2年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）〕資料⑨

資料⑨は令和2年度の決算見込の資料です。国税は令和2年度が過去最高というお話がありましたが、地方税の過去最高は令和元年度となっています。特に3月決算法人の税収が国税はその年度の税収になる一方で、地方税では翌年度の税収になるという違いもあり、若干国税の動きと違うところもありますが、国税の状況を踏まえれば、令和3年度は見込みよりも良くなるのではないかと期待をしております。

〔新型コロナウイルス感染症に係る地方税の「徴収猶予の特例」の適用状況（最終集計）〕資料⑩

資料⑩は新型コロナウイルス感染症対策として講じた徴収猶予の特例のうち地方税分の実績です。

〔主要税目（地方税）の税収の推移〕資料⑪

資料⑪は主要税目の税収の推移であり、ご覧いただくと一目瞭然ですが、法人関係税は景気の変動に大きく左右されます。一方、固定資産税、或いは個人住民税、地方消費税は比較的安定した税収です。

〔人口1人当たりの税収額の指数（令和元年度決算額）〕資料⑫

資料⑫は地方税収の偏在を示したものです。偏在は一般的に人口1人当たりの税収を、全国平均を100とした場合の指数の最大と最小の倍数で見えております。地方税計で見ますと、1人当たり税収が最大の東京都と最小の長崎県で

2.4倍ということですが、この中ではやはり地方法人二税の偏在度が極めて高くなっています。それから、地方消費税につきましては清算という措置が講じられており、これによって偏在度が小さくなっています。

〔地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築〕資料⑬

資料⑬はこれまでの地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築に向けた取り組みを並べております。偏在があることにより、地方税の充実を図ると、豊かな団体はより豊かになるといった課題がありますので、地方税の充実確保を図る際には併せて偏在性を縮小する措置をセットで講じてきたということを示したものです。

〔地方税収と人口1人当たりの税収額の指数の推移〕資料⑭

資料⑭は地方税収の主要な税目の推移と偏在の最大・最小倍率がどうなってきたかを示した資料です。足元の偏在度は2.3倍ということで、過去から比べると大きく低下してきています。

以上が税財政の全体的な状況です。

2. 各論①：個別地方税制の現状と課題

資料⑮からは現状と課題とタイトルはなっておりますけれども、令和3年度税制改正で措置した項目についてご紹介を申し上げたいと思います。

(1) 固定資産税

〔固定資産税の仕組み〕資料⑰

資料⑰は固定資産税の仕組みの資料です。固定資産税は土地、家屋、或いは償却資産の価値に応じてご負担いただく財産税ですが、その価値を毎年評価するというのは大変な労力がかかりますので、3年ごとに評価替えを行い、原則3年間は据え置きをすることとなっております。

ます。また、政策的な特例として小規模住宅用地ですと6分の1を掛けるといったものがあります。さらに、3年に1度しか評価替えがないものですから、地価が上昇局面にあれば、その影響が3年分影響するというので、そこをなだらかに上昇させるための措置として負担調整措置を講じております。これに税率を掛けて、さらに税額についても、例えば新築住宅ですと3年間2分の1といった措置を講じているというのが現行の固定資産税です。

〔固定資産税の令和3年度評価替えへの対応〕

資料⑱

資料⑱は固定資産税の令和3年度評価替えへの対応の資料ですが、具体的には資料⑲をご覧くださいと思います。

〔固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）〕 資料⑲

負担調整措置についてですが、例えば商業地ですと、固定資産税評価額は地価公示価格の7割を目途に評価をするというのですが、課税標準額はさらにその7割を上限とするものです。また、負担水準と言っておりますけれども、前年度課税標準額の当該年度の評価額に占める割合が6割を下回っているところ、すなわち地価が上がっているところは評価額の5%ずつをなだらかに上げていくといった措置を継続することとされました。さらに小規模住宅用地、一般住宅用地、さらに農地についても、資料に記載のような、これまで同様の負担調整措置を延長することになりました。

〔固定資産税に係る令和3年度における特別な措置（イメージ）〕 資料⑳

資料㉑ですけれども、令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、負担調整措置等によって税額が上昇する場合には全て前年度税額に据え置くという措置を特例的な措置として講じております。これは令和3

年度における特別な措置ですので、令和4年度、5年度はこれまでと同様の負担調整措置が講じられるということとなっております。

〔基準年度の下落修正措置〕 資料㉒

資料㉒は基準年度の下落修正措置の資料です。土地はいつの時点で評価をするかということですが、令和3年度の評価替えについては前年の2年の1月1日時点で評価をすることになります。これは市町村の事務に要する期間等を踏まえてそういったことになっているのですが、それ以降、地価が下落した場合には市町村が7月1日時点までの地価の下落を踏まえた評価に修正をすることができることになっており、令和3年度評価替えにおきましては、地価が下落した大半の地域で下落修正措置が講じられています。

〔令和3年地価公示について〕 資料㉓

資料㉓が令和3年の地価公示の資料です。令和3年1月1日時点でどうであったかということですが、この表は7月1日時点の都道府県地価調査との共通地点で表したものです。前半とありますが、令和2年1月1日から7月1日までの半年間、後半というのが令和2年7月1日から令和3年1月1日までの地価の変動率となっています。ご覧いただいておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大が令和2年の初めであり、その影響で前半の6カ月間は下落傾向でした。一部大阪圏は後半も若干下落しておりますけれども、令和2年7月1日から令和3年1月1日に向けては全国的に見て落ち着いています。横ばいしないしは若干の上昇ということであり、令和3年度評価替えの議論をしていた昨年末には、地価は相当下がるのではないかなというお話もあったわけですが、比較的落ち着いているのが現状です。

〔据置年度の下落修正措置〕 資料㉔

資料㉔は据置年度の下落修正措置の資料です。

先ほど申し上げました基準年度の下落修正措置に加えて、据置年度においても、前年の7月1日時点の地価を踏まえた下落修正措置が講じられており、地価の下落に対してはこれを反映するような措置があるというご紹介です。

〔同一市内において評価額と税額の高低が逆転する不公平な事例〕資料②

資料②は我々が問題意識を持っているものですが、先ほど申し上げました商業地につきまして60%から70%の据え置きゾーンがあることにより、評価額と税額が逆転するという不公平な事例が存在します。このあたりは今後何とかしていかなければいけない課題だと受け止めております。

〔令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）〕資料⑤

令和3年度税制改正大綱におきましても、そういう記載がなされております。

(2) 車体課税

〔車体課税（地方税）の現状〕資料⑦

資料⑦から車体課税ですが、自動車の取得、保有、利用、或いは走行の各段階で税負担を求めている、黒で囲んでいるところが車体課税ということであり、このうち地方の財源というのがかなり大きなウエイトを占めているということを示しております。

〔令和元年度税制改正における車体課税の大幅見直し（全体像）〕資料⑧

車体課税につきましては、令和元年度の税制改正で自動車税の種別割、我々が一般的に自動車税と呼んでいるものですが、これの恒久的減税を令和元年10月1日以降の新車から行っております。そういった意味では大きな改正が令和元年度になされています。

〔環境性能割の税率区分の見直し（令和3年度改正）〕資料⑨

資料⑨は、自動車税の環境性能割で、自動車の取得時に環境性能に応じて負担を求める税ですが、これにつきましては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響等、さまざまな点を踏まえ、あまり基準をきつくせず、軽減対象車等が大きく変化しないような形での見直しを行っています。

〔環境性能割の臨時的軽減の延長（令和3年度改正）〕資料⑩

さらに資料⑩ですが、これまで消費税引き上げに伴う需要平準化策として講じてきました臨時的軽減措置も今年の年末まで延長しています。

〔令和3年度与党税制改正大綱（抄）〕資料⑪

資料⑪が令和3年度の与党税制改正大綱ですが、アンダーラインを真ん中より少し上に引いておりますけれども、本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方でコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない、今回の見直しにおいては猶予期間を設けることとするとされており、令和3年度改正は猶予期間であるという位置付けです。また、下の方に自動車関係諸税についての今後の検討の留意事項、考慮要素というものが掲げられています。

以上、令和3年度に改正を行った税目を中心にご説明を申し上げます。

3. 各論②：地方税務手続の電子化

〔ICT化の進展に対応した主な施策（地方税）〕

資料⑬

資料⑬からは地方税務手続の電子化ですが、資料は法人の申告、或いは国税との連携、電子納税、さまざまな分野において地方税の電子化を進めてきたという一覧の資料です。

〔eLTAX（エルタックス）について〕 資料③④

資料③④はeLTAX（エルタックス）ですが、国税の電子申告納税システムをe-Tax（イータックス）と呼んでおりますけれども、地方税につきましてはそれにローカルのLを加えてeLTAXと呼んでおります。法人関係税を中心とした申告はこのeLTAXを通じて行われておりますし、法人関係税を中心としてeLTAXにより納税をすることも可能になっております。また、従来から国税庁より確定申告のデータを電子的にいただく国税連携ということを行っており、このeLTAXのシステムが地方税の電子化の基盤となっています。

〔地方税の申告等に係る eLTAX 利用率の推移〕 資料③⑤

利用率を資料③⑤に掲げておりますが、法人関係税が76～77%ということで、かなり普及してきたと思います。また、個人住民税の給与支払報告書につきましては令和3年1月から、電子的提出の義務が源泉徴収票を1,000枚以上提出するところから100枚以上提出まで対象範囲が広がったこともあって、地方税の給与支払報告書は源泉徴収票と連動しておりますので、57.2%と大きく増加をしております。

〔令和3年度税制改正（個人住民税の特別徴収税額通知の電子化）〕 資料③⑥

資料③⑥は個人住民税の特別徴収税額通知の電子化ということであり、大体5月末ぐらいに1年間給料からどれぐらい住民税を天引きするかという紙が職場経由で市町村から送られてくると思います。今は紙で提供されておりますけれども、一定の要件を満たした場合にはこれを電子的に提供するということが、これは企業からも、特に全国展開しているところからご要望があったことに対応したものです。

〔地方税共通納税システムについて〕 資料③⑦

〔地方税共通納税システムの実績（地方法人2税等、個人住民税（特別徴収分））〕 資料③⑧

資料③⑦、資料③⑧は地方税共通納税システムの実績です。

〔個人住民税（利子割等）の電子申告・納入について【令和3年10月～】〕 資料③⑨

資料③⑨は電子納付の関係です。これまでは法人関係税が対象でありましたが、金融機関等に特別徴収をしていただいております個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・納入がよいよスタートします。

〔令和3年度税制改正（地方税共通納税システムの対象税目の拡大）〕 資料④⑩

さらには令和3年度税制改正で、固定資産税や自動車税など、いわゆる賦課税目についても電子納税の取り組みを進めることとされました。法人関係税等の申告税目の場合はその申告と併せて、いくらの税額になるので、それを納税するということが、申告から納税が一本の流れで進みます。一方、固定資産税や自動車税は賦課税目であり、地方団体の方からいくらかお納めくださいという納税通知書が送られ、これに基づいて納付していただくため、申告税目と比べて電子化に一手間かかるということで、これまで検討を進めてまいりましたが、一定の目途が立ちましたので、令和5年度以降の課税分について適用すべく作業を進めているところです。

〔地方税統一 QR コードの活用について〕 資料④⑪

さらに資料④⑪ですが、これも金融機関等から強いご要望があった件です。現在納税通知書と併せて納付書というのがあり、金融機関の窓口などにそれらを持って行って、現金を払っていただいて、その納付書で納付をするということが多いのですけれども、それを地方団体の方に情報として提供するとか、この納付書の保管

とか、読み取りが非常に手間だというお話がありました。全銀協さんなどともいろいろとお話をさせていただいた結果、納付書に統一のQRコードを付しまして、それに基づいて窓口などでも納付ができるようにということで、令和5年度のスタートを目指して、今いろいろな調整を進めているところです。

〔ICTによる収納手段の多様化〕資料④

最終の資料④ですが、地方税の収納手段の多様化というのは地方団体の方でも様々努力しておられまして、最近はスマホでも納付ができるというところもあり、こういった点についても引き続き努力をしまいたいと考えております。

私からは以上です。

V. 地方財政・地方税制の現状と課題への意見

（岩崎） 非常に幅広い内容につきまして簡潔にご説明くださりましてありがとうございます。それでは、これからただ今の稲岡局長のご説明に対して質問、意見をお願いしたいと思います。まず足立教授からお願いいたします。

（足立） 地方財政・地方税制の現状と課題をテーマに、幅広い内容を丁寧に教えていただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症による経済の下振れによって、2022年度以降は、地方の税財源の大幅な減少が懸念されます。新経済・財政再生計画や地方財政の状況を踏まえ、東日本大震災の復興財源は別扱いとし、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源に加え、地方は、一般財源総額実質同水準ルールのもと、新型コロナ感染拡大防止対策、地方創生・人口減少対策、地域経済の活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・

減災事業、デジタルに係る事業費および財源の確保が求められております。このような背景を踏まえ、総論であります地方財政・地方税の現状と、各論であります個別地方税制から、意見・質問させていただけたらと思います。

〔社会保障関係費等への地方交付税の確保〕

1つ目には、社会保障関係費等への地方交付税の確保についての意見です。2020年12月策定の全世代型社会保障改革の方針を踏まえ、社会保障関係費は国だけでなく地方でも増加しており、その増分を適切に、地方財政計画の歳出に計上することが必要になります。たしかにこれらの財源確保として、2019年消費税・地方消費税率の8%から10%の引き上げ分と地方交付税原資分を含め約3割が、地方の社会保障財源になっております。しかしながら、地方財政計画が全体として抑制基調のなかで、財政需要は高まっております。2018年度の地方財政計画で、公共施設等の老朽化対策の対象事業の拡充および増額や社会保障関係の地方単独事業費増への歳出が確保され、2020年度には地域社会再生事業費が創設されました。だが、これらの財源だけでは充分とは言い難く、給与関係経費や投資的経費の削減で吸収したり、歳出特別枠で確保しています。昨今の新型コロナウイルス感染症による保健師の増員です。かつて、東日本大震災の被災自治体から、保健師の派遣要望が寄せられ、保健師の確保が課題となり、地方交付税による措置人数が実人員数を上回りその解消が難しかった経緯があります。今回の新型コロナウイルスにおいても同様の課題があります。以上のことから、地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活に関わる必要な地方単独事業の財政需要は、地方財政計画への措置が求められますが、このような地方の財政需要に対して、地方が負担を転嫁するような制度改正を行わぬよう、地方財政計画に的確に反映が必要になります。

〔税の公平性と固定資産税〕

2つ目は固定資産税からの質問になります。固定資産税は、土地・建物の所有者の収益とは関係なく、課されます外形標準課税であるために、新型コロナウイルス感染症によって経営が悪化した都市部の商業施設や土地を所有する企業への負担増になることから、2021年の税制改正では、全ての土地の税額が前年度の税額に据え置き、現行の負担措置の仕組みを継続することとなっております。この課税標準と税率で決まります固定資産税の仕組みですが、負担調整と特例率による課税負担で調整しますため、異なる用途の地目で税負担に不均衡が生じ、納税者にとって不公平を招く恐れがあります。この点については固定資産税の公平性から、どのような検討がなされていますでしょうか。また、特例措置には不透明性の課題があります。高度経済成長期からバブル期にかけて、土地資産額はGDPを上回って上昇し地価の水準が高まるなかで、固定資産税に反映しますと納税者に多大な負担に繋がりがかねないため、急激な上昇の緩和と絶対水準の一定の抑制のため、負担調整措置、住宅地に関する課税標準圧縮の特例、公示地価の7割評価額によって、固定資産税は地価に必ずしも連動しておりません。固定資産税の負担を一定の水準を迎えるための特例措置を続けますと、固定資産税は実際の地価との乖離が生じます。将来高まる財政需要に負担調整による対応では限りがありますため、今後は税率による調整が考えられます。そこで、高まる財政需要を見据え、固定資産税と地価との乖離や固定資産税の不透明性については、どのように検討がなされていますでしょうか。さらに、固定資産税が応益課税に基づくのであれば、地方自治体のサービス格差と固定資産税の負担水準（前年度課税標準額÷当該年度の評価額）の格差は等しいことが適正になりますが、負担調整の均衡化と適正化については、どのように検討がなされていますでしょうか。

〔税の簡素化と自動車関係税〕

3つ目は自動車関係税の質問になります。自動車関係税は車種、用途に応じて税負担に格差が存在し、そこに近年の世界的な脱炭素を背景にエネルギーや環境の幅広い分野と関係し、税収も国、都道府県、市町村に配分され、柔軟な税体系の構築が問われています。したがって、自動車関係税における税制の簡素化が求められています。自動車関係税は車種ごとに取得時に自動車税が価格に応じて課税され、保有時には排気量に応じて自動車税が、車検時には重量に応じて自動車重量税が課税され、走行時は数量に応じて揮発油税と地方揮発油税が課税され、そこに特例措置が入ります。同一の税目に車種、用途に応じて税負担格差が生じますが、税の簡素化を目指した税制度の構築を目指して、どのような検討がなされていますでしょうか。また、環境変化に応じた現行税制度のあり方も問われています。現行の自動車関係税は車の保有を前提としていますが、遊休資産の有効活用であるカーシェアリングは資産の所有と利用を分離しています。つまり、カーシェアリングが普及するほど、共同利用によって資産の稼働率は高まりますが、逆に車の保有台数は減少し、税収は下がります。次世代自動車も同様です。自動車関係税は中長期的に先細りする事態になりかねず、環境変化に応じた現行税制の見直しはどのように検討がなされていますでしょうか。さらに、逆進性の問題です。環境性能の低い自動車を保有し、重い税負担を担うのは担税力が小さい低所得者で、逆進性の問題が生じかねませんが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

〔外形標準課税の適用対象法人〕

4つ目は、地方法人課税についての質問です。財政赤字を背景に地方交付税原資分を含め、約6割の地方自治体の財源となる法人課税は現在新型コロナで減収はやむを得ませんが、将来的には地方の重要な財源として税源の帰属の適正

化を図ることが重要になります。そこで、法人課税に関します外形標準課税についての質問です。法人課税は課税ベースを拡大しつつ、税率の引き下げを軸に、法人実効税率の引き下げ、大法人への外形標準課税の課税ベースの拡大、中堅企業への負担変動への軽減措置が講じられてきましたが、外形標準課税の適用対象法人については、今後どのように検討なさいますでしょうか。また、法人事業税の分割基準のあり方も問われています。IT化の進展によって社会情勢の変化に加え、企業の法人形態、取引形態、事業活動が変わる中で現在の実態を踏まえ、法人の納税事務負担軽減、簡素化を考慮し、行政サービスの受益を反映した負担になるよう、法人事業税の分割基準についてどのような検討がなされていますでしょうか。さらに、収入金額課税制度の適切な負担も求められています。2020年の税制改正で電気供給量には付加価値割、資本割、所得割を組み入れ、収入金額による外形課税が実施されましたが、ガス供給量は必ずしもそうではありません。一定の行政サービスにおける大規模な発電施設に対して適切な負担となる課税方式の検討はどのようにお考えでしょうか。この点について、ご教授いただけませんかでしょうか。以上、私のほうからの意見および質問となります。

(岩崎) 引き続きまして、平野副会長にご意見、ご質問をお願いいたします。

(平野) 足立先生からたくさん質問が出ましたので、私の方は3点ほど伺いたいと思います。まずもって、稲岡局長のご説明をお聞きしまして、地方の行政、それから、財政とさまざまな課題があることを改めて認識できました。ありがとうございました。

お伺いしたい3点ですがまず1つ目は、ちょっと大きなテーマですけれども、地方分権社会

の実現に向けての税制のあり方について。それから、地方創生、3つ目が徴税と納税のデジタル化についてになります。

〔地方分権社会の実現〕

地方分権社会の実現ということなのですから、地方自治体が地域の特性に即した行政サービスを自分で決めて継続的に提供していくということかと思います。そのためには安定した財源の確保に加えて、受益者である地域住民が広くそのコストを負担する応益課税の考え方をよく理解し、財政規律が確立していく必要があるということだと思っています。それから、もう1つ、先ほどご指摘があった人口集中による大都市圏への財源の偏在に関しても、より偏在性の低い税の導入であるとか、柔軟な地方税制の見直しなどの継続的な取り組みによって改善していく必要があると思っています。

そう考えていくと、やはり国と同様、拡大する地域の社会保障費を支える安定した財源としては地方消費税が重要だと思います。それから、地方の活性化の観点からも必要な子育てであるとか、医療・介護などのサービスを支えていくためにも、地方消費税については先ほど申し上げました国税である消費税のさらなる税率の見直しと併せて一層の充実を議論していくべきだと思います。

また、租研では応益性が低く、かつボラティリティが高い、つまり、景気次第で税収が不安定になりやすい地方法人二税、特に法人住民税の法人税割と法人事業税の所得割については基本的に国税化すべきという立場を取っています。以前、安倍政権下で法人税の引き下げが実現される前は、学会や経済界から、法人税の内外格差は主として地方税によるものだというので、地方法人税がやや目の敵にされているというようなことがあったと思います。

一方で税源の偏在性に対応するためのプールとして国にいったん吸い上げるというのは地方税制改革が実現するまでの一時的な措置として

やむを得ないけれども、恒久化は望ましくないと言った全国知事会の意見もあります。海外のいわゆる先進国においても地方における法人課税は全くないか、低い水準にとどまっているというのも事実なのですけれども、地方税制における法人課税のあり方はそもそもどうあるべきなのか。このあたりにつきまして、お考えをお聞かせいただければと思います。

〔地方創生〕

2つ目が地方創生です。わが国が目指す地方分権の実現というのは、その先に地方の経済の活性化、雇用拡大、それから、地方行政サービスの維持・向上があると思います。内閣府が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示していますが、新型コロナウイルスの感染拡大で期せずしてテレワークが増加して、地方への関心が高まり、人の流れも少しずつ生まれつつあります。この流れを定着させるため、地域では自主的・主体的な取り組みもやっておられますが、これに加えて、さらに地方へのビジネス、或いは人の流れを促すような税制のあり方についてのお考えを伺えればと思います。

〔徴税と納税のデジタル化〕

3つ目は徴税と納税のデジタル化です。先ほどお話がありましたが、地方税の行政サイドでの手続きの効率化と納税側での納税事務の負担の軽減の観点から eLTAX をプラットフォームにして、住民税などの申告と納税が電子化されました。これは極めて有益であり、ご説明資料にもございますが、緩やかながらも利用率が上昇しているというのは、行政における DX の先行成功事例ではないかと思っております。

今後は、こちらも先ほどご説明がありましたか、源泉徴収義務者である雇用主企業であるとか、或いは取り扱い金融機関を経由しての給与、利子・配当の源泉税額などの通知、それから、固定資産税や自動車税など、eLTAX での手続き可能な税目を拡大していただく。さらには、

これは全銀協が要望していたのですけれども、全国統一の QR コードの活用、次々に機能が加わっていくということで、大変ありがたいと思っております。単純に金融機関の事務負担が軽減されるということだけではなくて、一部の試算によると8,000億円に上ると言われる自治体自身の徴税コストの大幅な削減を図っていくという上でも非常に重要なことだと思っております。

一方で、マイナンバーの活用についてはまだ課題があると思います。スマホへの搭載であるとか、利用シーンの拡大など、利用者にとってより使い勝手のいいように改善していくことが利用率を上げるためには重要だと思います。また、社会政策や税制面で、格差是正のための諸施策を導入する上でも恐らく今後重要になっていくのは、所得だけでなく、資産の把握だと思います。ここに一步踏み込んでマイナンバーを活用していくべきではないでしょうか。その関連で言えば、難しいとは思いますが、すべての銀行口座に付番を原則化することも積極的に検討していくべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。以上です。

（岩崎） それでは、稲岡局長、ただ今のご意見についてのお考えをお示してください。

（稲岡） まず、足立先生から多岐にわたるご質問を頂戴し、ありがとうございました。1点目の社会保障等の財源と地方交付税等の確保につきましてはご意見として承りたいと考えております。

〔負担調整措置や各種特例措置による固定資産税の公平性・不透明性について〕

負担調整措置や各種特例措置による固定資産税の公平性についてのお尋ねですが、固定資産評価基準では地目によって評価額の算定の仕組

みが異なっておりまして、負担調整措置の内容も、先ほどの資料であったように、地目によって異なります。住宅用地について面積に応じて6分の1、3分の1の特例率を設けている他、商業地等については課税標準額の上限を評価額の70%としております。また、農地につきましては商業地等とは異なる負担調整の仕組みとなっております。地目にかかわらず、全ての土地の税負担が均衡することが望ましいといった考えもあろうかと思えますけれども、住宅政策や土地政策、農業政策といった観点から特例措置や異なる負担調整措置を講じているところであり、地目ごとにそういったものが異なるというのは必ずしも不公平とは言えないのではないかと受け止めております。

〔負担調整措置による実際の土地の価格と固定資産税の乖離について〕

次に、高まる財政需要を見据えた固定資産税と地価の乖離、固定資産税の公平性についてのお尋ねがありました。固定資産税は基本的には地価が上がれば税額も上がり、地価が下がれば税額も下がります。7割評価や負担調整措置を通じて地価に連動した税負担となる仕組みであると考えております。いずれにしましても固定資産税は市町村にとって税収の約4割を占める重要な基幹税であることから、その充実確保に努めてまいりたいと考えております。

〔固定資産税における均衡化と適正化について〕

次に、固定資産税の最後ですが負担調整の均衡化と適正化についてお尋ねがありました。固定資産税は固定資産の保有と市町村が幅広く提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目して課税されているという点をご指摘のとおりです。一方で、固定資産税は財産税であり、その資産価値に応じ税負担が決まる仕組みとなっております。行政サービスとの一般的な受益関係を課税根拠としているものですが、

個々の土地、家屋が受けている行政サービスの水準に応じて税負担を求めるといった考え方に立っているわけではない点についてはご理解を賜りたいと思います。いずれにしましても税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担水準のさらなる均衡化に取り組んでまいりたいと考えております。

〔自動車関係税における税制の簡素化について〕

次に、自動車関係ですが税制の簡素化についてのお尋ねがありました。現行税制は多くの税目が課されていて、複雑であるというご意見があることは承知しておりますが、一方、自動車がCO₂の排出や道路損傷等の様々な社会的費用をもたらすことを踏まえ、取得・保有・走行の各段階において課税し、全体としてバランスの取れた税負担を実現していくことが大切であると考えております。

〔今後の自動車関係諸税の見直しについて〕

次に、今後の自動車関係諸税の見直しについてのお尋ねがありました。令和3年度の与党税制改正大綱では、2050年のカーボンニュートラル目標の実現に貢献するものとし、また、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向などを踏まえ、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討することとされております。ご指摘のありましたカーシェアリングや次世代自動車の普及といった点も考慮要素に含まれており、現時点で具体的な方向性を有しているわけではありませんが、こうした観点も踏まえながら、地方の車体課税のあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

〔環境性能に応じた課税の仕組みの逆進性の問題について〕

自動車の最後ですが、環境性能に応じた課税

の仕組みの逆進性の問題についてのご指摘がありました。自家用乗用車に対する地方税における課税を念頭に申し上げますと、自動車税の環境性能割は価格に応じて、それに税率を掛けて負担をするということですので、高い価格の自動車の方が税負担が大きくなっております。自動車の所有においても排気量に応じた税率設定となっていることから、排気量が小さく、一般的に価格の安い車両ほど税負担が小さくなっておりますので、基本的には負担能力に応じた税制になっているものと受け止めているところで

〔外形標準課税の適用対象法人のあり方について〕

次に、外形標準課税の適用対象法人のあり方についてのお尋ねがありました。外形標準課税については、一般的には努力して利益を上げている企業の税負担が軽減されることから、所得を増加させるインセンティブになるというご指摘がある一方で、赤字法人にもご負担いただくことから、経済界の方々などから、その適用対象法人の拡大について慎重なご意見があるものと承知しております。こうした中で過去の与党税制改正大綱においても地域経済、企業経営への影響も踏まえながら、引き続き慎重に検討を行うとされているところです。様々なご意見を踏まえつつ、検討をしてみたいと考えております。

〔法人事業税の分割基準の見直しについて〕

また、法人事業税の分割基準の見直しについてお尋ねがありました。分割基準は各都道府県における事業の規模や活動量などに応じて課税権の調整を行うものであり、法人の事業活動の規模を適切に反映する観点から、社会経済情勢や企業の事業活動の変化を踏まえる必要がある一方、法人の申告事務負担も考慮して、簡素で明確である必要があると考えております。こうした観点を踏まえ、税源帰属の一層の適正化を

図る観点から引き続き検討してまいりたいと考えております。

〔収入金額課税制度について〕

収入金額課税制度についてのお尋ねがありました。その中のガス供給業ですけれども、与党税制改正大綱において検討事項とされており、税制改正プロセスにおいて今年の年末に議論されることとなると承知しておりますが、大規模施設を保有し、多大な行政サービスを受益していること、地方財政や個々の地方団体の税収に与える影響などといった観点を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

〔地方税制における法人課税のあり方について〕

続きまして、平野副会長から地方税制における法人課税のあり方についてのお尋ねがありました。ざっくりとしたお答えになりますけれども、法人につきましても地方団体の行政サービスを受けて事業活動を行っているところであり、課税根拠として、法人住民税は地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人同様幅広く負担を求める、それから、法人事業税は法人が事業活動を行うに当たって都道府県からの各種の行政サービスを受けていることから、これに必要な経費を分担すべきである、そういったことを根拠としており、私どもとしては応益課税としての性格を有した税であって、地方の基幹税として引き続き重要な役割を担うべきと考えております。

〔地方創生に対応した税制のあり方について〕

次に、地方創生に対応した税制のあり方についてご指摘がありましたが、この点につきましてはご意見として承らせていただきたいと考えております。

〔マイナンバーの活用について〕

最後にマイナンバーの活用についてお尋ねが

ありました。市町村における個人資産の把握については、現在固定資産税を課税しておりますことから、住民に係る土地や家屋の所有者、価格などの情報は把握しておりますけれども、預貯金や株式等の金融資産の価格についての情報は把握していないというのが現状です。このうち固定資産税に係る土地や家屋については、住所地在が課税団体と異なる納税義務者について、その住所の異動や、死亡の事実を適時に把握して、より適正に課税を行うため、固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けを進めており、マイナンバーの活用については地方の現場でも取り組んでいるところです。お話のありました預金口座の付番の問題につきましてはご意見として承らせていただきたいと思います。以上です。

(岩崎) 足立教授、平野副会長、何か補足的なご意見がありますでしょうか。

(平野) 今日いろいろと私も勉強させていただいたのですが、1つ最後に申し上げておきたいのは、今日本も世界も大きく変わろうとしているわけです。そのためのさまざまな政策の重点が変わろうとしています。先ほど申し上げたDXとグリーンTRANSフォーメーションはその代表例ですけれども、もう1つ、例えば、今日は言わなかったですが、格差みたいな問題もありますよね。もちろん税制に関しては安定性は極めて重要です。しかし、一方で、その時々大きな課題に合わせるような形で税制の見直しをやっていくという視点をわれわれは常に持つべきではないかということを感じました。以上です。

おわりに

(岩崎) 令和の時代になってからの税財政改

革は、社会経済の大きな変化に対応するための極めて重要な内容を含んだものであると考えております。そういうなかで、本日は国の税財政改革の状況につきまして住澤局長から、そして、地方の税財政の改革の状況について稲岡局長から大変わかりやすく解説をしていただきました。それはとても有益なことではないかと思っております。これに対して足立教授、平野副会長からとても重要で、かつ重いご指摘がありました。今後の税財政の改革に盛り込んでいただくことができればとてもありがたいと考えております。

それでは、予定されていた本日の終了時間になりますので、これで討論会の方は終わりとさせていただきますと思います。

消費税率引き上げ後の 財政と社会保障 (財政経済研究会報告)



小澤氏 (司会)



大森氏



駒村氏



土居氏



山重氏

●参加者 (五十音順)

お茶の水女子大学教授

慶応義塾大学教授

慶応義塾大学教授

一橋大学大学院教授

大森	正博
駒村	康平
土居	丈朗
山重	慎二

司 会 慶応義塾大学教授

小澤 太郎

はじめに

(小澤) おはようございます。午前中の早い時間帯からお集まりいただきましてありがとうございます。これから司会を務めさせていただきます小澤でございます。よろしくお願いいたします。

さて、皆さまご承知のとおり、消費税率10%への引き上げは、実現までに2度延期されました。ところで、われわれの研究分野の中で行動経済学という領域がありますが、そのプロスペクト理論によれば、人は自ら損失局面に立たされていると感じたときには、過度なリスクを負うことをいとわない傾向があるということが知られているのですけれども、その意味では、多くの有権者は消費税率を引き上げなくても何とかかなという淡い期待にかけようとする傾向が強かったということが言えるかもしれません。そしてまた同じく行動経済学の中で、双曲型割引モデルというのがございます。人は遠い将来に対して理性的な判断ができて、いつかの誘惑に溺れたり、今やるべきことを先送りしたりする傾向があるということが知られているのですが、仮にそうであれば、なるべく消費税率の引き上げを先送りしたくなくとも不思議ではありません。ただ、理由はともあれ取りあえず消費税率は10%に引き上げられたのだから全く問題がないのかと言いますと、実はそんなことはとても言える状況にはないというのがわれわれの現状認識でございます。

そこで、消費税率引き上げ後の財政と社会保障を全体テーマとしまして、夏や年末年始の時期を除きまして月に1回のペースで研究会を開催して、財政経済研究会のメンバー間で研究発表、討論を重ねてまいりました。ただし、2019年11月14日の第2回目の会合と2020年7月9日の第8回目の会合に関しましては、外部講師の先生方をお招きしております。第2回目につきましては、東京大学の山口慎太郎先生をお迎え

しまして、『『家族の幸せ』の経済学』についてご講演頂いております。それから第8回目の会合では、一橋大学の渡辺智之先生に「経済のデジタル化と国際課税：最近の状況を中心に」というタイトルでお話をさせていただいております。実はその両先生のお話しされた内容につきましては報告書に記載されておきませんので、ここで簡単に私が触れたいと思います。

まず、山口先生のご講演ですが、その前半部分は父親の育児休業取得に関するものであります。制度だけ見れば育休先進国であるわが国の父親の取得率が、実はわずか5%であるということを描かれておられ、ノルウェーの先進事例の紹介の後に、父親の育休取得率を上げるために、ではどうしたらいいのかに触れておられます。もちろん給付金を十分な額にしたり会社で表彰したりというようなことをするとともに、実は育休を取った男性社員がその後も職場で不利に扱われなかったとの情報を社内で共有することが本質的に重要であるという指摘がなされております。「その後」というところがとても重要だと思うのですが、その他にもカナダのケベック州の話では、育休取得の経験がその後の父親の子育て時間や、家族の時間を増やす効果を持つということが紹介されております。

それからご講演の後半部分は、保育園における幼児教育に関わるものです。アメリカで低所得の黒人家庭の子どもたちを対象に行われたベリー幼児教育プロジェクトというのがございますが、そのプロジェクトに言及されまして、幼児教育は将来の高校卒業率、それから大人になってからの就業率を引き上げる、そしてまた生涯労働所得を増加させる、それから生活保護受給率を下げる、警察に逮捕される回数を減らす、こういった効果を併せ持つことが紹介されています。特に後半の一連の効果というのは、幼児教育を受けた当人ととどまらず、社会全体に恩恵をもたらすことから、幼児教育への税金の投入が正当化されるとの非常に重要な指摘をされておられます。

また、山口先生ご自身が関わった日本における調査結果についてもお話をされていまして、保育園通いが子どもの言語発達を促進するだけではなくて、恵まれない家庭の子どもの多動性、攻撃性を減少させて、行動面を大きく改善すること、さらに恵まれない家庭の母親に関しましてもしつけの質の向上、それから子育てでストレスの大幅な減少や、幸福度の大幅な改善が見られたということが示されております。そして、恵まれない家庭の子どもと母親にとってこうした好循環を何とか実現する上で、保育の質を高く保ちつつ待機児童の解消を図ることが何より国の政策として望まれると結論付けられております。

次に渡辺先生のご講演に関しましては、今年の7月9日、10日にベネチアで開催されたG20財務相中央銀行総裁会議で採択されました共同声明の内容と関わっております。G20では各国間の法人税率引き下げ競争に歯止めをかけて、最低税率を少なくとも15%とするとともに、従来のPE（恒久的施設）なくして課税なしの原則が適用されずに、グローバル収益が200億ユーロ超かつ10%超の利益率を上げている多国籍企業に対して、その超過利益部分の20～30%を市場国に配分することが承認されましたが、実はこれらは7月1日にOECD/G20の「BEPS（税源浸食と利益移転）包摂的枠組み」が公表した「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する2つの柱の解決策に関する声明」において示されたものであります。

ご講演では、まず去年の7月9日時点までのデジタル化と国際課税を巡る数年間の経緯に触れた後に、「BEPS包摂的枠組み」で既に提案されていた多国籍企業の利益の再配分に関わる第1の柱（pillar 1）の特に利益A（Amount A）の内容の解説とともに、こうした論点に横たわる理論的問題の検討がなされています。例えば市場国の顧客・ユーザーが提供するデータ・情報が多国籍企業の利益を増大させている場合、伝統的PEに代わって市場国におけるこ

うした持続的で重要な関与をネクサス、これは課税の根拠となる結び付きを指しますが、ネクサスと捉えて、その国での売り上げ指標に基づいて一定の課税権を認定しようとするのが利益Aの考え方であるとの見方が明快に示されています。そしてそれに加えて、顧客・ユーザーにより提供されるデータ・情報が、無形資産として超過利潤の形成に寄与していることが、市場国の課税権を超過利潤の一部に及ぼす根拠となっている点が指摘されております。なおデジタルサービス税につきましては、あくまでもデジタル化へのアドホックな対応であるということで、統一的な国際課税ルールが形成されるまでの個別の暫定的な措置であるとの消極的評価が与えられています。以上が外部講師の2名の先生方のご講演の内容を要約したものでございます。

それでは、早速本日の報告に入ってまいりたいと思います。土居先生、駒村先生、山重先生、大森先生の順番でお話をさせていただきたいと思っております。それでは、まず土居先生から財政税制の総論とそれからご自身の各論につきましてご講演をお願いしたいと思います。

I. 財政・税制

（土居） 皆さま、おはようございます。慶應義塾大学の土居でございます。今日は、このような形で機会を頂きましてありがとうございます。私から、まずこの研究会における財政・税制の分野についてのご説明等ご紹介させていただきたいと思います。皆さまのお手元にもお配りしておりますスライドと同じものをご紹介させていただきます。

はじめに（資料①-2ページ）

まず、この研究会の2つのパートのうちの1つであります財政・税制パートの方では、5つの論文を収録しております。私を含めて5人の

資料①－２

第１章 財政・税制

- ・第１節 日本の税制改革：2010年代の回顧と2020年代の展望
土居丈朗（慶應義塾大学）
- ・第２節 MMT（現代貨幣理論）はどこが間違っているのか？
國枝繁樹（中央大学）
- ・第３節 税収格差是正と税制技術改革：評価と展望
中里透（上智大学）
- ・第４節 生活保護被保護者の就労
林正義（東京大学）
- ・第５節 多数を占める中立の人々の意思決定についての考察
西川雅史（青山学院大学）

© Takuro Doi.

2

先生方にこのようなラインナップで研究を発表していただくことになります。第１節の私のところは後ほどご紹介することにいたしまして、第２節はMMT（現代貨幣理論）について、最近いろいろ議論の種になっているわけですが、これのどこが間違っているのかを中央大学の國枝先生にご説明いただきました。特に私なりの言葉で申しますと、MMTというのはこの研究会に属している経済学者の先生方のメインフィールドを、これを一応おこがましいですが、主流派と言えば、MMTはだいぶ傍流でありまして、あたかも異種格闘技戦を挑んできているみたいに、こちらはプロレスでやっているのにこちらはボクシングで挑んでくるような理論がMMTという感じです。租税が貨幣を動かすとか、財政赤字と同額の貯蓄が自動的に発生するとかというようなことを根拠に立論しているのですが、なかなかそれをもって政府債務を増やすということを正当化するというのは難しいということを國枝先生はご説明されました。

それから上智大学の中里先生は、この2010年代における国と地方の財政関係を捉えて評価と展望をなさいました。特に消費税は、これは国の消費税だけではなくて地方消費税も併せて増税されたということで、地方消費税というのは地域間の偏在が少ないと言われながら、地方交付税を受けていない東京都により多く税収が入るという税収格差を実は拡大する面もこれははらんでいたということで、その点についてご指

摘されたということでもあります。

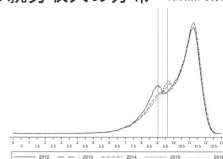
それから、林先生の生活保護の話は後ほど申し上げるとして、次の節で、青山学院大学の西川先生が、多数を占める中立の人々の意思決定について取り上げています。これは原子力発電所の核廃棄物、これの処理施設を作る自治体、誘致する自治体でどういう地元の人たちの意見、極端な賛成・反対ということではなくて中立的な立場にある人がどのように意思決定していくのかというところを捉えた論文でありました。

〔被保護者の就労収入の分布〕（資料①－３ページ）

東京大学の林先生は、生活保護受給者の就労について考察しています。特に最近、リーマンショック後に生活保護受給者が増えているのですが、元々は自立の助長というものが生活保護の仕組みだったわけで、就労支援は非常に重要な位置を占めているのです。けれども、これ以上稼ぐと生活保護給付がカットされるという境目となる閾値があるが故に、その手前で就労を止めているというような現象が、このグラフからうかがえることを明示されました。さらに、この就労支援は工夫が必要だということをご指摘されました。

資料①－３

被保護者の就労収入の分布（自然対数－カーネル密度）



・注：不就労の被保護者は除く。横軸の単位は円其自然対数。朱の垂線は全額控除の上限就労収入をさし、左側は改定前、右側は改定後の値に対応する。

出典：林正義「生活保護被保護者の就労」

© Takuro Doi.

3

1. 日本の税制改革

それでは残り時間で私の部分で、この租税研

究協会のメインフィールドと言いましょうか、わが国の税制改革、これまで2010年代に行われてきたものの回顧と2020年代にこれからどういうことが期待されるかということを申し上げたいと思います。

資料①－6

2010年代に実施された所得税改革		注：当該課税年度に適用される税率
税制改正	内 容	
2011年	扶養控除の縮減（子ども手当支給等に伴う）	
2013年	給与所得控除の上限設定（給与収入1500万円超で控除上限245万円）、復興特別所得税と復興特別住民税の導入、退職所得等に係る個人住民税の額から税額の10%を控除する措置の廃止	
2014年	譲渡所得課税の軽減税率廃止（税率10%→20%）	
2015年	最高税率引上げ（4000万円超で45%）	
2016年	給与所得控除の上限引下げ（給与収入1200万円超で控除上限230万円）	
2017年	給与所得控除の上限引下げ（給与収入1000万円超で控除上限220万円）	
2018年	配偶者控除と配偶者特別控除の見直し	
2020年	基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し、所得金額調整控除の創設	
参照：土居文朗『平成の経済政策はどう決られたか』中央公論新社		
https://www.chuko.co.jp/zenshu/2020/05/110107.html		6
© Yamanashi		

1－1．2010年代の回顧

〔2010年代に実施された所得税改革〕（資料①－6ページ）

2010年代の税制改革は、皆さまのイメージで言うと、消費税率が2度上がったということがやはりどうしてもこれが一番だと思います。けれども、所得税制もほぼ毎年のように控除の見直し等が行われてきたということでもあります。

〔法人税改革〕（資料①－7ページ）

さらには法人税改革では、第2次安倍内閣で2014年度と2015年度に法人税率が引き下げられ、そして地方税であります事業税の外形標準課税が拡大するということがあり、そして最終的には2018年の法人税率の引き下げでこの一連の法人税改革が完結するのですが、その以前に、民主党政権で菅内閣においても法人税率の引き下げが行われてきたということは、実は意外と忘れがちですが、この2010年代の税制改革を語る上では欠くことのできないものであった。ということで、2010年代というのはその以前の2000年代に比べると消費税、所得税、法人税と

いうこの3つの基幹税を全て何らかの形で変えたという税制においては非常に意義深い10年だったと、私は言えるのではないかというふうに思っております。

資料①－7

法人税改革における税率変更		単位：%								
年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018		
国の法人税率	30.0	28.05	28.05	25.5	23.9	23.4	23.4	23.2		
法人住民税法人税割税率	5.19	4.85	4.85	4.41	4.13	4.05	4.05	4.01		
事業税所得割税率	7.2	7.2	7.2	7.2	6.0	3.6	3.6	3.6		
法人実効税率	39.54	37.41	37.41	34.62	32.11	29.97	29.97	29.74		
事業税付加価値割税率	0.48	0.48	0.48	0.48	0.72	1.2	1.2	1.2		
事業税資本割税率	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5	0.5	0.5		
注：地方税は標準税率。法人住民税法人税割税率は、課税標準（国の法人税額）ではなく、国の法人税と同一課税標準に対する率。また、法人住民税法人税割税率には地方法人税分を含む。事業税所得割税率には地方法人税特別税分を含む。外形標準課税対象法人に対する税率。										
参照：土居文朗『入門 財政学（第2版）』日本評論社 https://bit.ly/DaiPbF2										
© Yamanashi										
7										

〔所得税の実効税率（負担率）〕（資料①－9～10ページ）

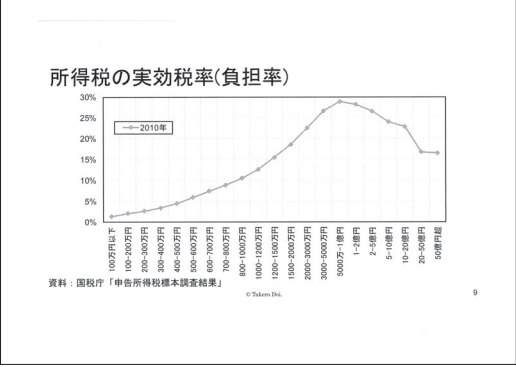
その間、この自民党総裁選でも少し話題になりましたが、所得税はどうだったかということ、この2010年代の初めには、所得税の実効税率を見ますと1億円をピークにして負担率が下がるという、これは昭和の時代から有名な、知る人ぞ知る、累進課税をしていながら必ずしも十分に超富裕層には累進課税ができていないという構図、これが以前からあったわけでありました。

これが、最終的には2010年代が終わるころには緩和されました。その緩和された一番大きいのは、やはり金融所得課税の一体化、譲渡所得課税の軽減税率の廃止で、それが一番大きく作用していたと思います。

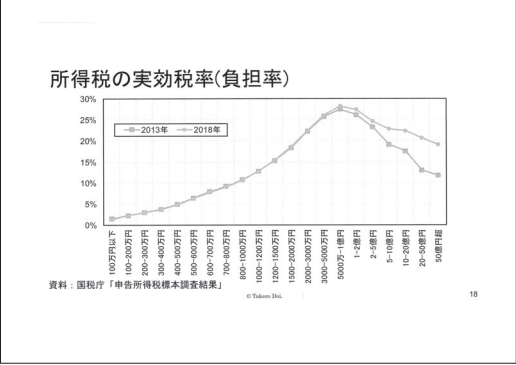
〔ジニ係数と Reynolds-Smolensky index〕（資料①－11ページ）

それでいながら最高税率も引き上げましたし、さらには控除の見直しも多分に行われたということで、ではわが国の所得格差は正にこれらの一連の所得税改革がどれくらい寄与したかを私が共同研究で分析いたしました。ちょうど第2

資料①－9



資料①－10



資料①－11

ジニ係数とReynolds-Smolensky index

	ジニ係数	Reynolds-Smolensky index
改正前 (2012年所得)	0.3245120	—
税制改正		
2013年	0.3239393	0.0005727
2014年	0.3237927	0.0001466
2015年	0.3235188	0.0002739
2016年	0.3234281	0.0000907
2017年	0.3233143	0.0001138
2018年	0.3230030	0.0003113
2020年	0.3230953	-0.0000923
2020年：社会保障制度の調整後	0.3223393	0.0007559

Reynolds-Smolensky indexは、ジニ係数の対前年差

出典：Doi and Kurita (2021)

次安倍内閣の控除の見直しなどが行われる前の2012年所得で見たときのジニ係数が0.3245という数字だったわけですが、ちょうど2020年度、これは単に税制改革が行われるだけでなく、基礎控除の見直しに伴って所得の額が変わりますので、それに応じて社会保障の部分も調整が行われることを経た後のジニ係数で言い

ますと0.3223と、確かに下がっている。けれども、残念ながらそんなに大きく下がったというわけではない。確かに格差は是正できているけれども、是正の度合いが弱かったというのが2010年代の所得税改革の効果ということだったのかなと思います。

〔2015・2016年度法人税改革〕(資料①-12ページ)

それから法人税改革。これは先ほども申し上げたように、法人実効税率を引き下げるとともに外形標準課税を拡大する等の課税ベースの拡大が行われました。

資料①－12

2015・2016年度法人税改革

税金＝税率×課税ベース

- ＞法人実効税率による減収
- ＞税収中立とする代替財源をどこに求めるか

□法人実効税率を20%台に引下げ
・34.62%→29.74%

□採用された法人税の課税ベース拡大策

- 欠損金の繰越控除の縮小
- 受取配当金不算入割合の縮小
- 外形標準課税の拡大 (税率引上げ)
- 租税特別措置の縮小
- 減価償却の一部を定率法から定額法へ

資本金1億円超の企業にのみ適用

〔法人税改革の増減税影響額(平年度ベース)〕
(資料①-13ページ)

主だったところで税収影響額を見ますと、2兆円の減税と2兆円の増税でほぼ税収中立です。最終的にはマイナス160億円というところで若干の減収ということではありますけれども、その課税ベースの拡大の中で最も大きいものが法人事業税の外形標準の拡大だったということであります。

〔収益配分額に占める報酬給与額の割合〕(資料①-14ページ)

ただ、これは経済界からも批判がありますが、資本金1億円超の企業に課税されるのですが、

資料①－13

法人税改革の増減税影響額（平年度ベース）

（単位：億円）

＜法人実効税率の引下げ＞	
法人税の税率引下げ	▲10,030
法人事業税所得割の税率引下げ	▲11,810
＜課税ベースの拡大等による財源確保＞	
欠損金の繰越控除制度の見直し	3,970
受取配当等の益金不算入制度の見直し	920
生産性向上設備投資促進税制の見直し	2,410
その他の租税特別措置の見直し	2,030
減価償却の見直し	650
法人事業税の外形標準課税の拡大	11,700
合計	▲160

土庫文庫（2016）『税制改正大綱を評価する一成長志向の観点からの法人税改革』、『税経』187号、pp.50-55。
© Takano Dkt. 13

資料①－14

収益配分額に占める報酬給与額の割合

報酬給与額の割合	法人数	比率
95～100%	6,642	29.3%
90～95%	5,048	22.3%
85～90%	3,196	14.1%
80～85%	1,817	8.0%
75～80%	1,053	4.7%
70～75%	665	2.9%
70%以下	2,190	9.7%
付加価値額が0以下である法人	2,025	8.9%

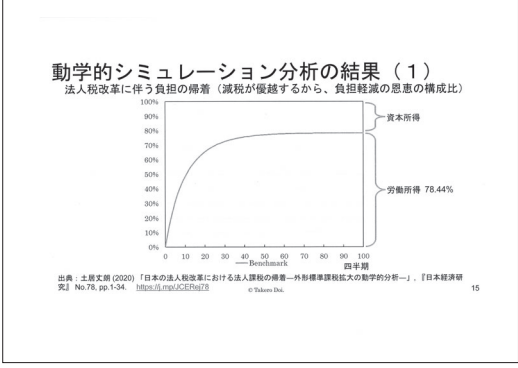
資料：総務省「道府県別の課税状況等に関する調査」（平成26年度）
➢報酬給与額（人件費）が90%超の企業が過半
© Takano Dkt. 14

報酬給与額といういわば人件費、これが9割以上を占める企業が外形標準課税の課税対象企業の半分を占めるという状況の中で、外形標準課税の拡大が行われたので、あたかも人件費課税ではないかという批判は以前からありまして、その点についての影響を見たというところがあります。

〔動学的シミュレーション分析の結果(1)〕（資料①-15ページ）

私がいたしました動学的シミュレーションの結果で見ますと、法人税の転嫁の帰着という伝統的な経済学の問題がありまして、それは法人税というのはいかにも企業という存在が負担するものであって、生身の人間には直接的には負担が及ばないかのように見えるけれども、実は従業員だったり株主だったり債権者だったり、

資料①－15



さまざまなステークホルダーが目に見えない形で法人税を負担しているという話であります。法人税を減税したということで、その減税の恩恵は、ややもすると株主と言いましょか資本所得に影響が及んで、労働所得には法人税の減税はほとんど影響は及ばない、恩恵は及ばないという見方もあるのですが、私の研究で申しますと労働所得には8割帰着する。つまりこの減税の恩恵は8割が労働者に帰属するということですが、中長期的には言えるということであります。

〔動学的シミュレーション分析の結果(2)〕（資料①-16ページ）

これを分解して、先ほどご紹介した事業税、外形標準課税の拡大と法人実効税率の引き下げというものが労働所得にどのように影響を及ぼしたかを見ますと、法人実効税率の引き下げだけ行われたとするともっと労働所得に恩恵が及んだということだけれども、先ほどご紹介したように、特に付加価値割が人件費課税に類するような性質を持っているという面があるものですから、結果的にはそれを減殺する形で、最終的にはこれら一体としては8割近くが労働者に及ぶということではあるのですが、外形標準の拡大が一部労働者への恩恵を減殺したというような結果というのが見て取れるということでもあります。

動学的シミュレーション分析の結果（２）

法人税改革に伴う負担が労働所得に偏着する割合
（減税が優越するから、負担軽減の恩恵の構成比）

Figure 2 is a line graph titled "法人税改革に伴う負担が労働所得に偏着する割合（減税が優越するから、負担軽減の恩恵の構成比）". The x-axis represents years from 10 to 100 in increments of 10. The y-axis represents percentages from -50% to 130% in increments of 10%. Three lines are plotted: a solid line for "法人実効税率の引下げ" (Reduction of effective tax rate), a dashed line for "事業税付加価値割の増税" (Increase in value-added tax), and a dotted line for "合計" (Total). The solid line starts at 0% and rises to approximately 120% by year 100. The dashed line starts at 0% and rises to approximately 100% by year 100. The dotted line starts at 0% and rises to approximately 110% by year 100.

— 法人実効税率の引下げ
--- 事業税付加価値割の増税
... 合計

出典：土屋文雄（2003）『日本の法人税改革における法人税率の適正化と非法人課税制度の学理的分析—』、『日本経済研究』No. 76, pp. 9-34。 http://www.riec.ac.jp/~econ/76/76_9.pdf

© Takano, Dkt.

16

そして最後に、消費税の増税も何らかの形で分析ができないかということで、これはシミュレーション分析ではあるのですが、分析いたしました。増税をすれば当然その経済厚生は低下するというので、増税をしなければ下がらないと言えそうなのですが、しかし同じ税収を得るためにどのような税制改革ならばこの経済厚生が低下が抑えられるかという観点から経済学では非常に重要なポイントで、それを測る指標としては公的資金の限界費用（MCF）を用いるということであります。その指標は、限界的な税率変更が及ぼす税収の変化額に対する経済厚生が低下、つまり税収が追加的に1円増えるとどれくらい経済厚生が下がるのかという観点で見たのがMCFという指標

消費税増税の厚生分析

- 増税すれば、経済厚生（効用：人々の満足度）は下がる
- 問題は、同じ税金を得るのにどの税制改革なら、経済厚生を低下を抑えられるか
- 公的資金の限界費用 (Marginal Cost of Public Funds : MCF)
- (限界的な) 税率変更に伴う、税金の変化額に対する経済厚生の変化の度合いを測る指標（値が低いほど望ましい）

$$MCF = -\frac{1}{\mu_0} \frac{dU}{d\tau}$$

- U : indirect utility (function)
- τ : tax rate
- R : tax revenue
- μ_0 : marginal utility of income

© 2006, DICE

10

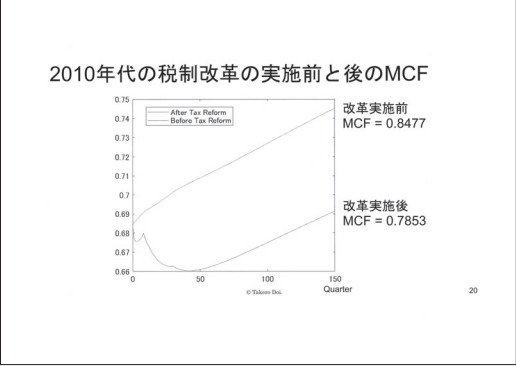
この指標は小さいほど望ましいということになります。低下の度合いが小さくなるという意味です。

これを私は、先ほどご紹介した2010年代の消費税、所得税、法人税の全ての基幹税の税率変更を織り込んだ形で分析をいたしましたところ、結論から申しますと、2010年代初頭の税制をそのまま存置して2020年代までたどり着くという税制の状況と、先ほどご紹介した2010年代の税制改革を全て実現したとおりのタイミングで行って、そして2020年代に到達するということになったときと比較したときに、どちらの方が経済厚生は良かったか、人々の満足度、効用は高かったか。それは、2010年代初頭の税制をそのまま残すよりも2010年代の税制改革を行ったときの方が経済厚生は改善したということであり

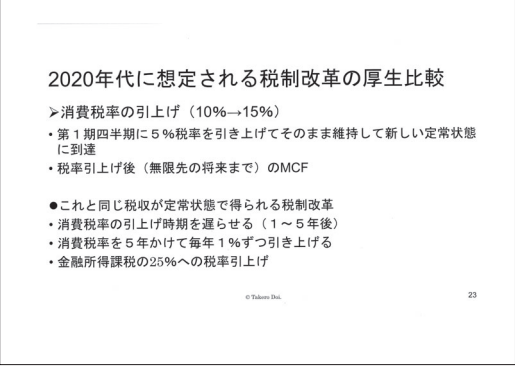
どうして改善したのかを簡単にご紹介すると、
 法人税率を引き下げて消費税を引き上げること、
 これは政治的には企業優遇、消費者冷遇という
 ふうにとられるかもしれませんが、経済資源の
 配分という観点、効率性の観点から見ますと、
 法人税率による租税のゆがみを小さくしている。
 消費税は引き上げることによって経済厚生は下

[illegible]

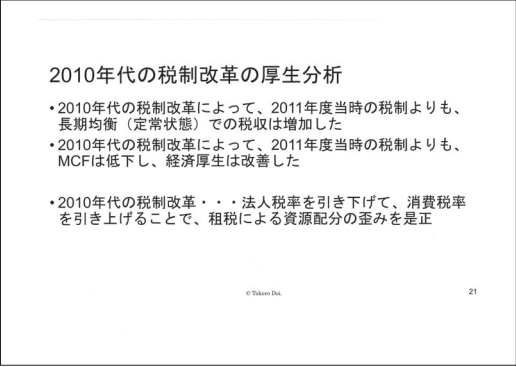
資料①-20



資料①-23



資料①-21



そのそれぞれを、先ほどと同じような MCF で比較するという形にしてみたものがこちらでございます。

〔税制改革後の MCF〕（資料①-24ページ）

これで見ますと、最初に消費税率を引き上げた場合の MCF が0.7581と一番上の数字です。1年遅らせる、第5四半期、2年遅らせる第9四半期、3年遅らせる第13四半期ということで、遅らせるごとにこの MCF は増えている。つまり経済厚生が低大くなっているということが言えます。なので、やはりその消費税率を上げること遅らせることは、将来の日本経済にとってもあまりいいことはないということです。それから、金融所得課税の税率の引き上げは、やはりこれは MCF が大きいということで

がりますが、その法人税による租税のゆがみよりは小さなゆがみしか消費税の増税はもたらさないということで、プラスマイナスで見るとプラスの方が大きかったということでもあります。

1-2. 2020年代の展望

〔2020年代に想定される税制改革の厚生比較〕
（資料①-23ページ）

その発想で2020年代の税制を考えたときに、やはり私は消費税の引き上げはいずれの時期にかは避けて通れないと思います。そのときに、早めに行うのがよいのか、できるだけ後回しにした方がいいのかということでもあります。例えば消費税率を1年遅らせる、2年遅らせる、5年遅らせるというような形で見たものと、それから比較対象として金融所得課税を今20%の税率のものを全て25%に引き上げるといふものの

資料①-24

税制改革後のMCF

	MCF
第1四半期に消費税率5%引上げ	0.7581
第5四半期に消費税率5%引上げ	0.7591
第9四半期に消費税率5%引上げ	0.7599
第13四半期に消費税率5%引上げ	0.7607
第17四半期に消費税率5%引上げ	0.7615
消費税率毎年1%ずつ引上げ	0.7599
第1四半期に金融所得課税の税率引上げ	0.7834
改革前の定常状態での税収(第0期)	1.64298
改革後の定常状態での税収(第150期)	1.74497

© Takemura D&A

あります。

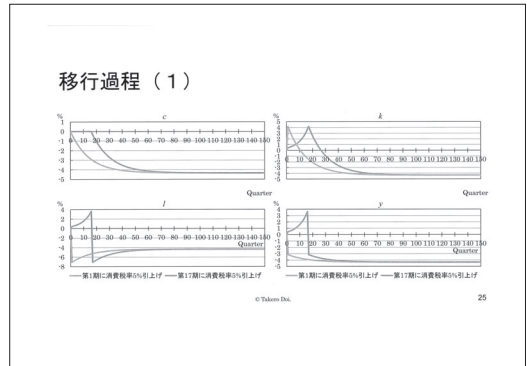
〔移行過程〕（資料①-25ページ）

なぜ消費税率の引き上げを遅らせるとよくないのかというのをこの図でお示いたしますと、もちろん青い折れ線、これはいきなり1年目に消費税率を上げたということですが、5年間遅らせた赤い折れ線グラフと比較すると、これは消費税を上げたときにいきなり消費が下がるという左上の青い折れ線グラフ、これは当然その分だけ消費が減るので効用が下がるという意味でネガティブな影響があるのです。けれども、その反面、実は貯蓄がその分なされますので、貯蓄が民間資本の蓄積に貢献する。その分だけ生産が上がってGDPが増えるというのが赤い折れ線グラフになっているのですけれども、その生産の貢献のために労働投入をより多くしなければならない。労働投入は生産を増やすという意味ではポジティブな影響ですけれども、家計にとっては労働の不効用が増えるということでネガティブな効果になっていて、経済厚生を低下させる。最終的に到達する日本経済はいつ税率を上げても結局は一緒なのですけれども、その税率を引き上げるのを早く行うか、ためらって遅らせるかというそのタイミングのずれがもたらす効用の低下というものが、先ほどご紹介したような結果に表れていて、消費税を引き上げたということがいつ引き上げるかという二者択一の選択ということであれば、右下にありますように、引き上げるのが遅れれば遅れるほど引き上げたときの経済的な落差が大きいです、GDPの下がり方が大きいということになりますので、やはり早めに上げて滑らかに経済成長していくということが望ましいということが言えると思います。

〔2020年代の税制改革の展望〕（資料①-27ページ）

私からは以上でございます。ありがとうございました。

資料①-25



資料①-27

2020年代の税制改革の展望

- 消費税率の引き上げを遅らせるほど、MCFは上昇する
 - 消費税率を段階的に下げることは、消費税率引き上げを遅らせる効果と同様の効果をもたらす
 - 消費税率引き上げの方が、金融所得課税の税率引き上げよりも、MCFは低い
 - 消費税率引き上げの方が、金融所得課税の税率引き上げよりも、経済厚生の方では望ましい
 - 消費税率引き上げは、遅くなるほど経済厚生を悪化させる
 - 消費税率の引き上げを早期に行うことが経済厚生の方から望ましい
 - 消費税率の早期引き上げは、引き上げ時のGDP減少の影響を小さくできる
- © Takatoshi Ohgaki 27

（小澤） 土居先生、ありがとうございます。それでは引き続きまして、駒村先生から社会保障の総論とそれからご自身の各論をお願いいたします。

Ⅱ. 社会保障

2. 加齢が意思決定に与える影響

（駒村） よろしくお願ひいたします。私は、社会保障の方の取りまとめを担当させていただいております。社会保障の方は、今日ご参加の山重先生と大森先生以外に和泉先生と中野先生にご参加いただいています。社会保障の方は社会保障と税の一体改革で2025年に向けての持続可能なめどはついたとされているものの、引き続

き、特に新型コロナの下での急激な出生率の低下が発生していること、それから医療・介護が引き続き給付が増えているということ、さらに団塊ジュニア世代がリタイアする2040年を視野に入れると、やはりかなり社会保障の持続可能性には不安が残っているという状況だと思えます。

2-1. 進む高齢化

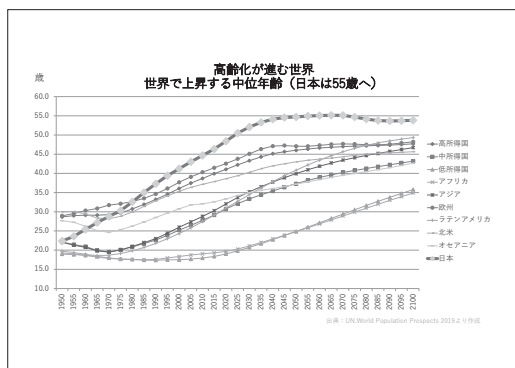
〔世界で上昇する中位年齢(日本は55歳へ)〕(資料②-2ページ)

人口動態は、ご案内のとおり引き続き高齢化が進んでいるわけであります。特に出生率の低下は近々の課題で、和泉先生、中野先生の両先生のご報告は、この少子化にどう対応するかという点を扱っています。消費税10%との引き換えに行われた就学前教育・保育の無償化、それから教育の無償化の評価をやられたということになっております。和泉先生の方は、この無償化の意義を問直し、地方財政に与えた影響と公立施設、私立施設に与えた影響、かなり複雑な影響を与えているのではないかと、それから中野先生はむしろ高等教育の無償化について低所得者層に偏っていて中間層へのメリットがないのではないかと、こういうお話をしています。大森先生と山重先生が今日ご参加されておりますので、後ほどお話を詳しく聞けるものと思っておりますので、お二人の報告は私はこれ以上お話しいたしません。

いずれにしても、少子化が加速しております、寿命も伸長しております。将来の中位年齢を並べていってちょうど社会の真ん中に来る年齢は幾つぐらいになっていくののだろうかという点を少し図にしてみたものでありますけれども、今後、現在は概ね47歳、48歳ぐらいのところを通過しております。70年代に入るまでは20代だったわけですが、日本の中位年齢は47歳ぐらいのところを通過している。将来的には55歳というところが中位年齢になっていくということになります。

少し笑い話になりますけれども、サザエさんの波平さんはお幾つの想定になっていたのかというと54歳という想定ですから、日本の半分、中位の年齢が皆さん波平さんを超えるという時代が2040年ぐらいに現れます。極めて深刻な高齢化になるわけですが、サザエさんに出てきた波平さんが今の感覚で言うとなん歳のだろうかと恐らく多くの人に聞くと「70歳ぐらいではないか」というふうにお答えする方が多いのです。つまり、時代によって、年齢のイメージがかなり異なりわけです。社会の変化に応じてやはり活躍できる年齢を上げていかなければいけないというインプリケーションにもつながるのではないかと思います。

資料②-2

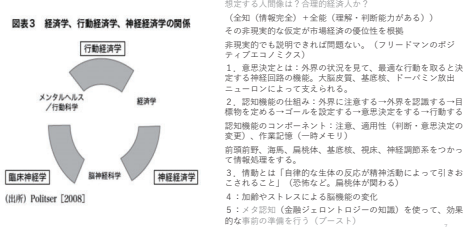


〔年間出生数の推移〕(資料②-3ページ)

次に、出生数の動きを少し見たものがこの図でありますけれども、新型コロナの下でどうも中位推計の出生数は維持できなくなっている。今年は、去年を84万人という年間出生数でしたが、どうも婚姻数が急激に減っているの、恐らく2020年は80万人前後になるのではないかと。これは、社会保障のさまざまな給付の制度が前提にしている中位推計を下回っていて、ちょうど現在は中位と低位のちょうど中間あたりを通過しているという状況になってきています。社会に大きな事件があると出生にどのような影響を与えるか。過去に起きたことはその期

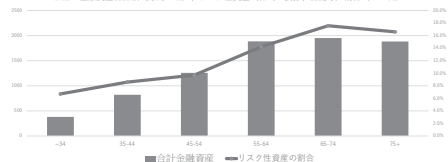
その中で私のテーマであります加齢が意思決定にどのような影響を与えていくのか、高齢社会、中位年齢が55歳を超えていく。かつ75歳以上の人が増えていく社会というのは、その意思決定が、そういう人たちの意思決定はどういうふうになっていくのだろうかということについて、これは今までにないアプローチかもしれませんが、加齢が意思決定に与える影響について研究をしたわけであります。このアプローチは神経経済学と言われている脳の構造が意思決定に与えるというものでありまして、今紹介しているのは脳のそれぞれのパーツが、或いは神経伝達物質が、或いはホルモンが、意思決定にどのような影響を与えているのかという神経経済学の蓄積になるわけでありますけれども、当然ながら加齢になってさまざまな意思決定にノイズが出てくるということがわかってきているということです。

究蓄積を使っているわけですが、その行動経済学の考えている心理的な部分をさらに掘り下げて、脳機能からその心理がどう動いているのかということまで見ていく。そのことによって、加齢が人間の意思決定に与える影響、特に経済的な活動に与える影響がわかりかけているということでもあります。そういったアプローチを使って、高齢者の資産管理の議論をしていこうというのが金融ジェロントロジー（金融老年学）と言われている分野であります。

[illegible]

この神経経済学、あまり日本ではポピュラーなテーマではありませんけれども、医療と経済学がくっついた分野だというふうにご理解いただければと思います。行動経済学は心理学の研

平均的には高齢者の方が若い人よりも金融資産を持っている。これは横軸が年齢、縦軸が平均の金融資産額ということになりますけれども、



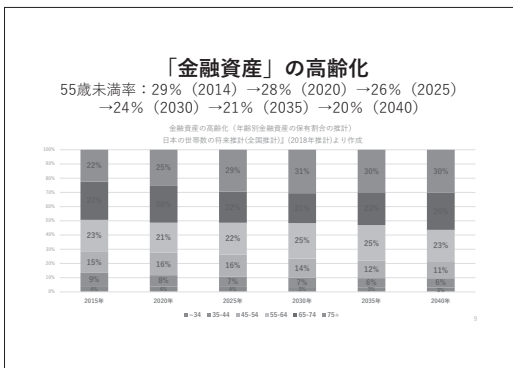
注：総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を筆者が独自集計したものである。そのため全国消費実態調査の本体集計との整合性があるとは限らない。また特に標本数の少ない集計区分では標本誤差に留意が必要である。今回、調査情報の利用を許可いただいた総務省統計局関係各位に心より感謝し分ける。なお、本研究はJSPS科研費26380372の助成を受けたものである。

これを見ていただいてわかるように、若いうちは当然ながら金融資産はあまり持っていない、そして高齢期にかけて金融資産を蓄積していくわけでありです。そして平均的に見ると75歳以降も高止まりしているということがわかるわけです。

〔金融資産の高齢化〕（資料②-9ページ）

ではこういう金融資産の分布を考えたときに、年齢別の1,900兆円の金融資産を誰が持っているのかというものを推計したものがこれでありまして、大体现時点で75歳以上の方が全金融資産1,900兆円の25%を持っているということが想定されるわけです。逆に言うと若い世代、54歳より若い世代は全金融資産の28%ぐらいしか持っていない。実に7割の金融資産が55歳より上の世代によって保有されているということになるわけでありです。

資料②-9



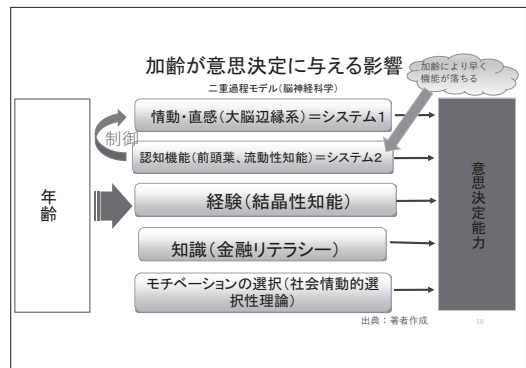
2-3. 加齢と資産管理・運用との関係

〔加齢が意思決定に与える影響〕（資料②-10ページ）

金融資産をとにかくこれだけ金融資産を高齢者が持っているわけでありですけれども、人間の意思決定はそれほど合理的ではなくて、先ほども小澤先生が触れていた行動経済学、カーネマンの考え方で、ノーベル経済学賞を受賞対象の研究の議論であります。二重過程モデルと

いう下で合理的な意思決定がシステム2の下で、直観的・情動的な意思決定がシステム1の下で、この2つのシステムによって人間は意思決定が制御されている。メインは、実は情動的・直感的なシステム1の方がすぐ動いてそれをシステム2が制御しているという構造になるわけでありです。システム2の方は前頭葉によってコントロールされていますので、加齢によって前頭葉の機能が落ちてくるとシステム2の制御力が低下してシステム1の影響が強くなっていくというのが、この加齢が意思決定に与える影響のメカニズムということになるわけです。

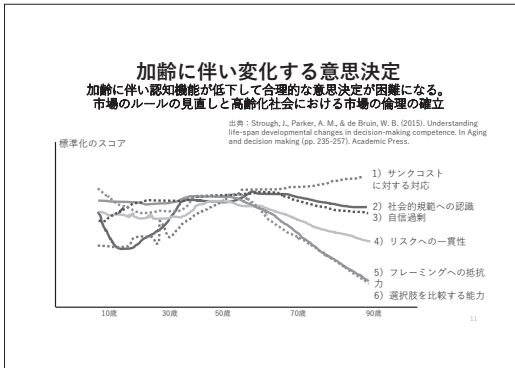
資料②-10



〔加齢に伴い変化する意思決定〕（資料②-11ページ）

実際に、いろいろな要素別に意思決定がどう変化していくのかというのを見たのがこの図であります。横軸が年齢、縦軸がスコア化されたものですけれども、1～6の意思決定の構成要素を見たものでありますけれども、サンクスコストというのは損切りということで何か失敗したときに「それはこれ以上こだわってもしょうがないから、諦めよう」という損切りなのです。この部分は、高齢者は割と得意というふうに言われていますけれども、他方で社会的な規範の遵守とかリスクへの判断とかフレーミングへの抵抗力、これは相手の説明によって容易にコントロールされやすくなるというような高齢者の特

資料②－11

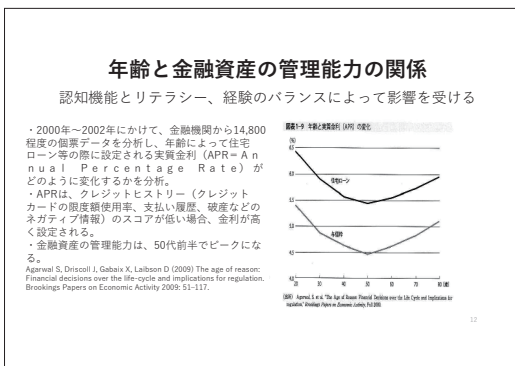


性とされています。それから自信過剰も出てくる。スコアが下がるということは自信過剰になりがちだということなので、高齢になると自分の能力を客観的に見られなくなって誤った判断をする。自信過剰は、若いところと高齢者で多い、発生すると言われている部分であります。これはコロナのリスクに対して各年代層がどのように認知しているのかということについても手掛かりになるのではないかと思います。

〔年齢と金融資産の管理能力の関係〕（資料②－12ページ）

こういうふうなパーツから見たときに、これはアメリカの神経経済学の研究蓄積ですが、横軸に年齢、縦軸に借りるときのクレジットカードの金利、ローンの金利を見たものですが、若いところと高齢者のところで金利が高くなって

資料②－12

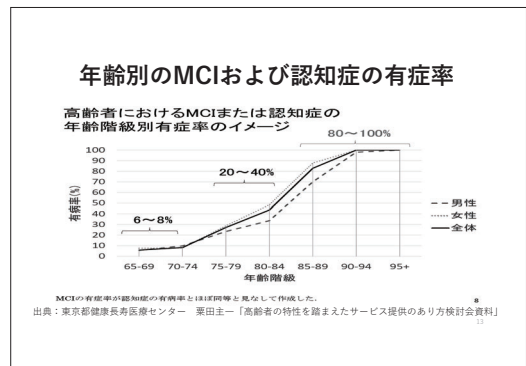


いる、つまり資産運用・管理が苦手だということで高い金利がつけられる。一番低い金利がつけられる、つまり一番資産の管理、金融に関する判断力が高いのは、恐らくおおむね50代半ば前半ぐらいであろうというのがこの神経経済学等の研究であります。

〔年齢別の MCI 及び認知症の有症率〕（資料②－13ページ）

さらに加齢が進んでいくと認知症になっていくという方も増えてくるわけであります。これは東京都健康長寿医療センターの栗田先生の推計ですが、85歳を超えると実に80～100%の人が認知症か MCI（軽度認知障害）になっているということであります。

資料②－13



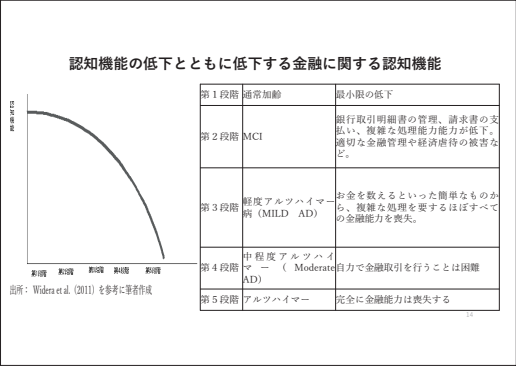
〔認知機能の低下とともに低下する金融に関する認知機能〕（資料②－14ページ）

資産の管理能力については緩やかに最初認知機能が落ちていきますけども、そのうち急激に認知機能が落ちてきてお金の管理が最初でできなくなってくるということがわかってきておりますので、膨大な金融資産を持ちながら次第にお金の管理ができなくなってくる。

〔資産管理・運用を巡る年齢の不都合な真実（不都合な台形）〕（資料②－15ページ）

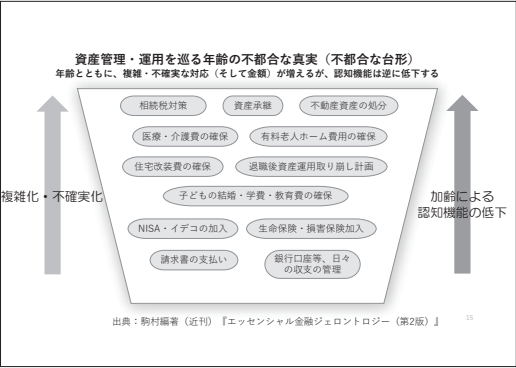
この不都合な逆台形の下の部分に若い時期を

資料②－14



意味していますが、若いうちはあまりお金がそもそも少ないし、複雑な資産運用はしない。だんだん加齢とともに相続や資産継承や住宅の改修・リフォーム、有料老人ホームの準備等難しい議論、意思決定が出てくるわけですが、逆に難しくなってくればなるほど自分の判断能力が落ちてきている。さらに認知症に至ればそもそもお金のことが動かさなくなってしまう。

資料②－15



〔資産の高齢化と金融ジェロントロジーの役割〕 (資料②-16ページ)

恐らく現時点で認知症の方が保有する金融資産は100兆円という金額が想定されている。しかもこれから高齢化が進むのは都市部である。団塊世代のお金を持った世代が都市部に住んでいて、その方の金融資産運用能力が低下してく

資料②－16

資産の高齢化と金融ジェロントロジーの役割

- 個人金融資産約1,900兆円の7割近くを高齢者が保有する。(認知症の方の保有は100兆円程度。将来は200兆円)
- 高齢化の進展とともに高齢者の保有する個人金融資産の割合は一層上昇する。
→「資産の高齢化」と投資の不活性化
- 地域別に見ると資産の高齢化に大きな違いが出てくる。(大都市近郊で顕著)

資料②－17

加齢と資産管理・運用の関係

- 認知症まで至らなくても認知機能の低下は加齢とともに進む。
(正常加齢) による行動変化
- 年齢とともに低下する「論理的、推論的」な認知機能
- 年齢とともに経験、直感に依存する傾向が強まる。
- 年齢と金融資産運用・管理の関係
- ハーバード大学デイビット・レイブソン: 認知能力と資産運用のパフォーマンスの関係→50歳代が経済的判断の「スイートスポット」
- 70歳代: 認知能力の低下と資産の蓄積→認知機能の変化とともに個人金融資産の活用が停滞する。

る。

〔加齢と資産管理・運用の関係〕 (資料②-17ページ)

このことによって、日本経済に深刻な影響を与えてくる。このお金の高齢化、或いはお金の介護といった問題もこれから重要な問題になってくるのではないかと考えています。

以上、私の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

(小澤) 駒村先生、ありがとうございました。それでは次に、山重先生お願いいたします。

3. 2025年以降の社会保障制度の持続可能性

(山重) 私は、2025年以降の社会保障制度の持続可能性に関して研究会で報告させていただきましたので、今日はその概要をご紹介しますので、いただきたいと思います。

3-1. はじめに (資料③-2 ページ))

まず、なぜ2025年からのことなのかということなのですが、団塊の世代が全員75歳以上（後期高齢者）になるのが2025年からで、それから10～15年程度ということで2040年頃までが社会保障制度が最も厳しい状況に直面するという時期だと考えられています。そこで、この時期をターゲットとしています。後で見ていただくように、2040年から楽になるというわけでは決してなく、その後は2040年ごろの厳しさがずっと続くということなのですが、まずはこの一番厳しい状況をいかに乗り越えていくかが問題になっているということです。

少子高齢化、人口減少、低成長、巨額の公的債務といった日本の現状を、楽観的ではなく冷静に考えてみると、現在の日本の社会保障制度、そして社会というのは持続可能とは思えないというのが私自身の基本的な認識です。持続可能性を確保するためにはどうしたらいいかに関しては、これまで税制と社会保障制度の一体改革という言葉がよく使われてきました。それ自身は意味があるのですが、より広範な政策パッケージを考え持続可能性を確保していくことが重要ではないかと考えています。

特に、これまで財政の問題、社会保障の問題というのは財政制度の中で考慮されることが多かったのですが、社会政策が非常に重要になってきているのではないかと考えています。特に後でお話させていただくように、子育て支援を含む家族政策、女性の労働参加といった形で出てくる労働政策、教育政策、そして今回は取り上げなかったのですが移民政策や地域政策、こういった財政制度とは少し離れたところにある政策についても一体的に検討することが重要で

資料③-2

はじめに

- ・ 団塊世代(1947年～49年生まれ)が全員75歳以上(後期高齢者)となる2025年から10～15年程度の時期は、社会保障制度や財政が最も厳しい状況に陥ると想定される。
- ・ 1947年生まれは約268万人、1948年生まれは約268万人、1949年生まれは約270万人であり、3年間の合計出生数は約806万人
- ・ 少子高齢化・人口減少、低成長、巨額の公的債務といった日本の現状を冷静に考えると、現在の日本の社会保障制度として社会は持続可能とは思えない。
- ・ 社会保障制度や社会の持続可能性を確保するためには …
 - ・ 「税制と社会保障制度の一体改革」だけでは不十分であり、「日本の制度・政策の体系的な見直し」が必要
- ・ 財政制度(税制、社会保障制度、地方財政制度など)
- ・ 社会政策(家族政策、労働政策、移民政策、教育政策、地域政策など)
- ・ 経済政策(財政・金融政策、産業政策、成長政策など)

2

はないかと考えています。

3-2. 2025～2040年の社会経済

〔人口動態〕(資料③-3 ページ)

基本的なデータを共有させていただきたいと思います。左側の図は、平安時代ぐらいからの日本の人口をプロットしたものです。20世紀中に極めて速いスピードで日本の人口は成長しました。これが2008年にピークアウトして、1億2,800万人だった頂点から、今世紀末にはその半分以上の6,000万人を下回るぐらいになるだろうというのが国立社会保障・人口問題研究所の推計値です。もちろん政府としてはそういう状況を望んでいるわけではありません。安倍前首相が総人口は1億人程度に収束することを狙っているというようなことをおっしゃっていたと思いますが、現状はそういうふうには見えない。どちらかというとこの国立社会保障・人口問題研究所の推計に近いのではないかという印象を持っています。

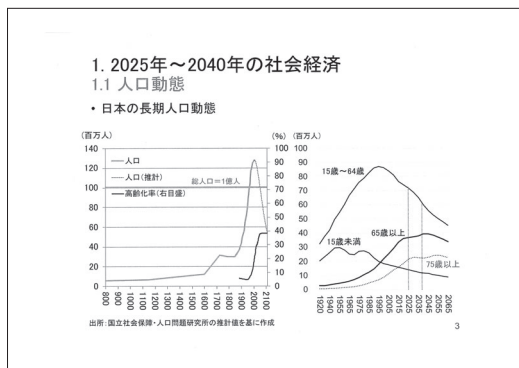
さらに重要なのは、この総人口の推移を示す線の下に書かれている、高齢化率というラベルが付いている実線です。これは65歳以上の人口が全人口に占める割合を表しているもので、現在28%ぐらいです。すでに4分の1を超える日本人が高齢者層に入っているのですが、これが2050年ごろを目指して40%に近づいていく。そしてその後はずっと40%程度にとどまるだろう

というのが国立社会保障・人口問題研究所の中位推計です。特に2025～2040年ぐらいまで高齢化率は上昇し続け、2040年には高齢化率が35%程度になると考えられていますので、まず2040年頃までがかなり厳しい状況になるということ、人口動態から察していただけるのではないかと思います。

右側の図は人口を年齢階層ごとに示したもので、2025年と2040年のところにちょうど点線を立てて、この期間の人口動態がどうなっているかを少しハイライトしています。この期間、15～64歳の人口層は急激に減少していく一方で65歳以上の人口はまだ絶対数で増えていく。2042年に高齢者数もピークアウトするのですが、実はその後75歳以上の人口はさらに少し増えていきますので、2040年以降安心できるということでは決してないという印象を持っています。これはいずれも少子化がもたらした現象です。

〔財政〕（資料③-4 ページ）

持続可能性の観点から、やはり財政の持続可能性がやはり気になるところですが、狭い意味で定義された日本の公的債務も既に200%を超



えました。最後の大幅な増加はコロナの影響が大きいと思うのですが、財政はこういう状況で、大変厳しいということは、既に多くの方がご存じではないかと思います。

〔社会保障給付（推計）〕（資料③-5 ページ）

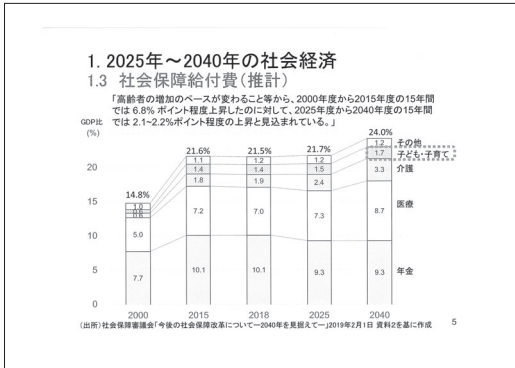
社会保障に関しては、社会保障審議会で次のような図が出されています。これに対して私自身は非常に興味を持つと同時に疑問を持つこと

資料③-4



の方が多かったので、これに関する分析を中心に研究会では報告させていただきました。特に見ていただきたいのが、左の方で2000～2015年までは社会保障給付費がGDPに占める割合が14.8%から21.6%にまで非常に急速に上がっている一方で、2025～2040年までは2.1～2.2%ポイントの上昇で、2040年でも24%ほどにとどまるだろうという結果です。推計なのか、目標なのか、計画なのかよくわからないのですけれどもそういう推計結果が出てきて、本当にこの程度の増加で大丈夫なのかというのが私自身の問題意識でした。特にここでは、GDPに占める割合が24%ぐらいになるという推計結果、そして、後ほど強調する「子ども・子育てのための支出」がGDPの1.7%程度にとどまるという見込みになっている点に、注目していただければと思います。

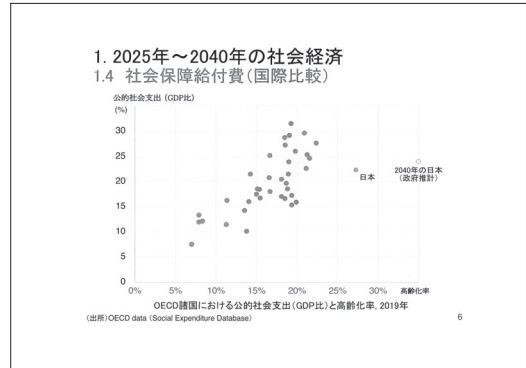
資料③－５



〔社会保障給付費(国際比較)〕(資料③－6 ページ)

この図は先ほどと同じ社会保障給付費のデータなのですが、社会保障給付費のGDPに対する比率を縦軸に取っています。これは、国際統計で公的社会支出と呼ばれるものに対応しますので、国際比較を行いたいと考え、OECD諸国の公的社会支出のGDP比を縦軸に取り、横軸に高齢化率つまり65歳以上の人口が全人口に占める割合を取りました。これを見ると、日本を除く多くの国が右上がりの傾きを持つエリアで表現されるのに対して、日本は突出して右側に来ています。高齢化が高いにもかかわらず公的社会支出が非常に抑えられているという国ですので、一見すると素晴らしい取り組みが行われているような気がしますが、そのゆがみも出ているのではないかと考えています。さらに興味深いのは、高齢化率が35%ほどになる2040年には、社会保障給付費のGDP比率は24%ぐらいになるだろうという先ほど見ていただいた政府の推計結果です。この点も他のOECD諸国のデータからさらに離れたところにあって、このような推計、計画が現実的なものなのかどうか、この国際比較を通じて疑問に感じられます。

資料③－6

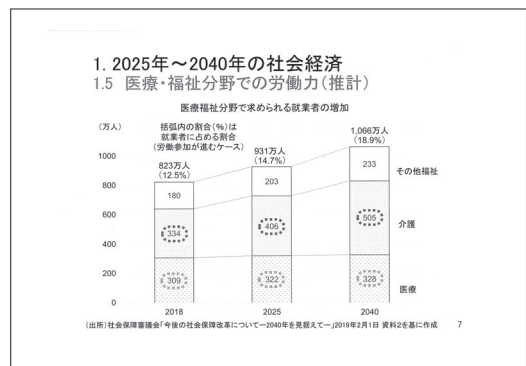


〔医療・福祉分野での労働力(推計)〕(資料③－7 ページ)

実際どうやってこのような低い公的支出で抑えられるかということなのですが、資料を見ると医療のところがほとんど増えないような形になっています。その一方で介護についてはかなり急速に伸びています。高齢者には、費用が高い医療から比較的的人件費等も安い介護に移動してもらって、比較的安い費用で社会保障を賄っていくというイメージを政府は持っているのかなという印象を持っています。

あとはもう1つ、やはりかなり高い成長率を予想して、分母となるGDPが大きくなるだろうという予想になっています。

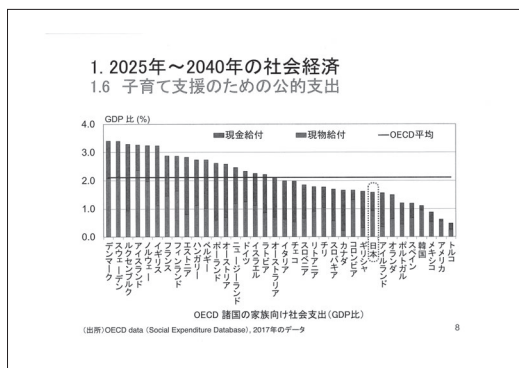
資料③－7



〔子育て支援のための公的支出〕（資料③-8 ページ）

次の図は、各国政府が、GDPの中でどれくらい子育て支援のために使っているかを示しています。日本については先ほどの図では現在1.4%程度という数字が出ていたのですが、それがこのグラフでも見てとれます。図の左側の国々を見ると、特に北欧諸国を中心にGDP比で見てかなり高い公的支出を子育てのために向けていることがわかります。やはり日本の子育て支援というのはかなり貧弱だという強い印象が残ります。

資料③-8



3-3. 課題先進国となった本質的問題

〔先送り問題とタダ乗り問題〕（資料③-9ページ）

以上の分析を踏まえて、私は現在の日本には2つの構造的な問題があると考えています。1つ目は先送り問題です。日本では失敗するとたたかれる一方で、成功してもあまり褒めてもらえないので、失敗を恐れるあまり問題解決を遅らせようとする傾向があるのではないかと思います。スライドに見られるように先送りの例というのが幾つか考えられます。それから、2つ目にただ乗り問題があります。政府が、公債を発行し続けるというのも将来世代へのただ乗り問題と考えることができそうです。政府が安全・安心を提供するというを言い続ける限り国民はそれに依存してしまうため、いろいろ

資料③-9

2. 課題先進国となった本質的問題

2.1 先送り問題とタダ乗り問題

社会保障制度の持続可能性を脅かす2つの問題 ...

① 先送り問題

- 日本では、失敗への制裁が大きい一方で、成功への報酬が低いので、楽観的な見込みを示すことで、根本的な問題解決を避けようとする。
- 問題発見・問題解決能力が低いと、先送りが起こりやすい。

➢「先送り」の例：財政再建、社会保障改革、少子化対策、大学改革など

② タダ乗り問題

- 政府が安全・安心を提供しようとして、寛容な所得保障を行う結果、その仕組みへの「タダ乗り」が発生し、社会の持続可能性が低下する
- 寛容な公助が、自助・共助を低下させる（モラル・ハザード問題）

➢寛容な所得保障の例：年金、第3号被保険者制度、生活保障、終身雇用、年功制、交付税交付金など

➢「タダ乗り」の例：少子化、年金未納・未加入、低学力・貧困、引きこもり、低い生産性・イノベーション、女性の労働不参加、地方の過疎化など

9

な問題がこのただ乗りで説明できるのではないかと考えています。

3-4. 持続可能性を高めるために何をすべきか 〔保護から強化へ〕（資料③-10ページ）

これら2つの問題をどうやって解決していくかに関しては、政府がインセンティブのシステムを強化し、国民に自立を求めるということが大事だと思います。たとえば、教育・訓練の機会を充実させるという支援を通じて自立のインセンティブを与え、タダ乗りしないように自立してもらおうことが有用と考えています。インセンティブとしてはやはり支援が大事だと思いますので、これからは保護ではなくて支援を通じて国民の強化ということを考えるべきではないかと考えています。

資料③-10

3. 持続可能性を高めるために何をすべきか

3.1 保護から強化へ

「課題先進国」ということは、「政策後進国」ということ。

① インセンティブ・システムの強化

- タダ乗りや先送りが生じているのは、政府が十分な財源を確保しないまま、（身の丈に合わない）所得保障や保護を与えようとしてきたから。
- その結果、巨額の公的債務が累積し、保護システムへの「タダ乗り」が生まれ、自助や共助が低下している。少子化も、社会保障の充実要因があり、そのような自助・共助の低下現象と考えられる。
- 現在の社会保障システムを持続可能とするためには、自助・共助のインセンティブを強化する政策（例えば子育て支援など）の充実が必要。

② 教育・訓練の充実

- 保護水準を引き下げ、自立のインセンティブを与えながら、潜在力を開発・活用できない人々（女性、高齢者、障がい者など）のエンパワメント（潜在力の開花支援）を通じて、問題解決能力を高めて、生産活動に参加してもらうことで、社会の持続可能性を高める。

10

資料③-11

3. 持続可能性を高めるために何をすべきか 3.2 女性と全体最適

③ 女性のエンパワメント

- 2025年以降も、国民の安心と制度の持続可能性を高めるためには、日本の女性の選択が極めて重要。
- 女性が自立できる環境を社会的に整えて、女性に、養われる人ではなく、自立できる人になってもらうことが、女性そして子どもの安心を高めるとともに、社会保障制度や財政の持続可能性を高める。
- 男性も女性も自立できる環境づくり
 - 保育サービスや介護サービスの充実（質の高いサービス・人材確保）
 - ワークライフバランスを取りながら管理職を目指す職場・社会環境づくり
 - 教育・訓練の機会の充実
 - 被扶養配偶者を支援する政策の廃止
- ④ 制度・政策の一体的な再設計
- 社会システムの全体最適を目指す

11

〔女性と全体最適〕（資料③-11ページ）

そのような取り組みの中で、特に重要と思われるのが女性です。これまで女性は日本社会の中で、或いは日本の文化の中でどちらかという養われるべき人と考えられてきたように思います。「被扶養配偶者」という言葉が象徴的だと思いますが、立派な大人の女性も、いつのまにか養われる人になっている。そのような現状に問題意識を持っている女性も実は一定数いらっしゃると思うのですが、高齢化がさらに深化する中で、これからはみんなが社会を支えていかなければいけないわけですから、女性も養われる人ではなく、もっともっと自立できるように環境を整えて、自立してもらうことが必要ではないでしょうか。そして、それによって税収や社会保険料収入を増加させ、女性扶養のための財政負担を軽減していくことが重要ではないかと思っています。

最後になりますけれども、これらの話を通じて理解していただきたいのは、やはり全体を再設計しなければいけないということです。財政、社会保障だけを見ても駄目で、制度・政策の一体的な再設計が重要ではないかという主張をさせていただきました。

（小澤） 山重先生、ありがとうございます。それでは最後に大森先生、よろしくお願いいたします。

します。

4. COVID-19への政策対応・・・国際比較の視点

（大森） 今ご紹介いただきましたお茶の水女子大学の大森と申します。よろしくお願いいたします。本日、「COVID-19への政策対応」というタイトルで、財政経済研究会でお話ししたことをかいつまんでお話しさせていただきたいと思っています。

2019年12月に中国の武漢で原因不明の肺炎患者が発見された後、間もなく新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）であるということが明らかになり、瞬く間に世界全体に流行し、それまで当たり前に行われていた消費、生産、文化的活動を含む社会的活動が制限され、国民の生活が大きな影響を受けています。COVID-19とは、ここに出ていますように Corona Virus Disease 2019の頭文字を取った略称であり、日本語では新型コロナ感染症というふうに呼ばれています。COVID-19のウイルスは変異を繰り返し、感染力を増して人類の脅威になってきています。本報告では、COVID-19の流行がもたらした問題を経済学の視点から分析し、望ましい対応策について考察を行おうと思っています。

4-1. 日本における COVID-19と国際比較 〔COVID-19とそのもたらす問題〕（資料④-2ページ）

本日のお話の流れは、お示しのとおりであります。最初に日本と世界の幾つかの国におけるCOVID-19の感染状況についてお話しします。ただし、今日は時間の制約がありますので、皆さまにお配りした資料の中にグラフをお示ししておりますので、それを後で詳しく見ていただくことにして、本当にかいつまんで結論的なところだけを申し上げるという形になるかと思います。

資料④－２

本日のお話の流れ

- 1 日本におけるCovid-19と国際比較
- 2 Covid-19に対する政策の検討

©Masahiro OHSO 1

次に、COVID-19に対する政策の検討を行います。経済学の視点で、COVID-19を捉えて、どのような政策が望ましいのかを、実際に行われている政策を検討しながら考えていきたいと思っています。

〔COVID-19とそのもたらす問題－国際比較〕 （資料④－３ページ）

感染の状況について、世界の全ての国を扱うことはできませんので、それぞれの地域ごとに幾つか国を取り上げまして、新規感染者数、新規死者数、実効再生産数の推移を見て分析を行いました。

資料④－３

Covid-19とそのもたらす問題

- Covid-19(Corona virus Disease (20)19) = 新型コロナウイルス感染症
- ウィルス SARS-CoV-2により引き起こされる病気。
- ヒトに感染することによって発症する気道感染症。(ウィルス性の広義の「感冒」の一種)
- 経緯……2019年12月に、中国の湖北省の武漢において、原因不明の肺炎が発生し、感染が拡大。
- ウィルスが変異をして、感染力を増加させる。
- アルファ株、ベータ株、ガンマ株、デルタ株、……

©Masahiro OHSO 2

〔人口100万人あたりの新規感染者数の推移－アジア〕（資料④－４ページ）

ここに、日本を含むアジアの幾つかの国々、

人口100万人あたり新規感染者数の推移をお示ししています。日本の感染の現状に関するグラフを見ることはあっても、世界の国々のものを見る機会はあまりないかもしれません。このグラフでは、日本と韓国・台湾・中国との比較を行っていますが、実はアジアの中で見ると、日本は、相対的に人口100万人あたりの新規感染者数の水準が高い国であるということが分かります。

資料④－４

Covid-19とそのもたらす問題
……国際比較

- 日本と海外の状況
- アジア 日本、韓国、中国、台湾
- オセアニア オーストラリア ニュージーランド
- アメリカ USA（北米）、ブラジル（南米）
- ヨーロッパ フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、UK、スウェーデン、ロシア
- ①新規感染者数（人口100万人あたり）の推移。
- ②新規死者数（人口100万人あたり）の推移。
- ③実効再生産数の推移。

©Masahiro OHSO 3

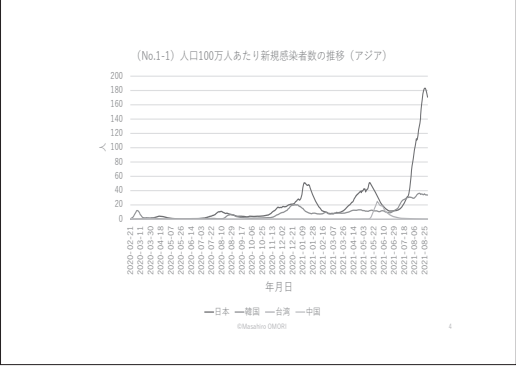
〔オセアニア、アメリカ、ヨーロッパ〕（資料④－５～７ページ）

オセアニアの国々、具体的には、オーストラリア、ニュージーランドと比較しても、日本の人口100万人あたり新規感染者数の水準は高いのですが、北米のアメリカ、南米のブラジルと比較すると、感染の水準は低くなります。ヨーロッパの国々のグラフをお示ししていますが、国が多すぎてよくわかりませんので、ヨーロッパの国々を２つに分けて、グラフにしてみました。

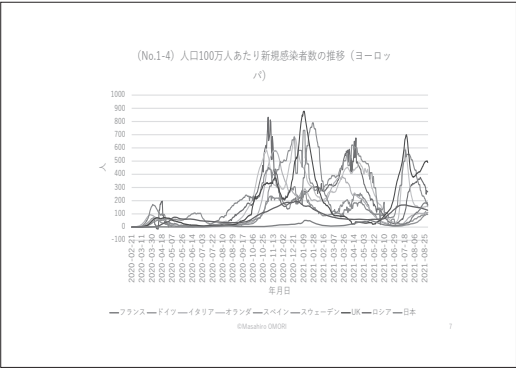
〔欧州北部〕（資料④－８ページ）

欧州を北部欧州と南部欧州に分類してみました。日本は北部欧州と比べると、「第５波」のところが感染の水準が高いのですが、それ以外は概ね感染の水準は低いことが分かります。

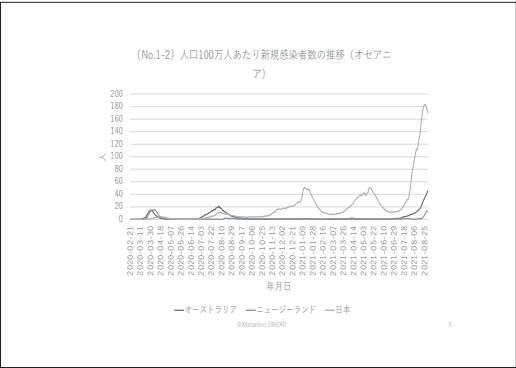
資料④－５



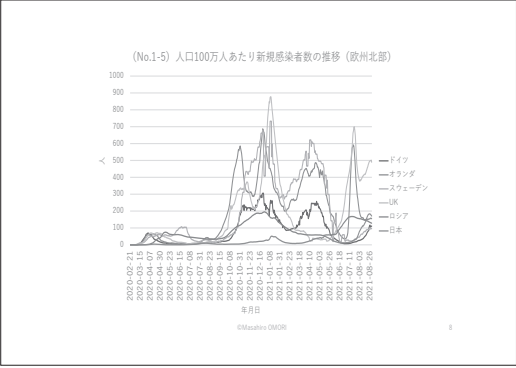
資料④－８



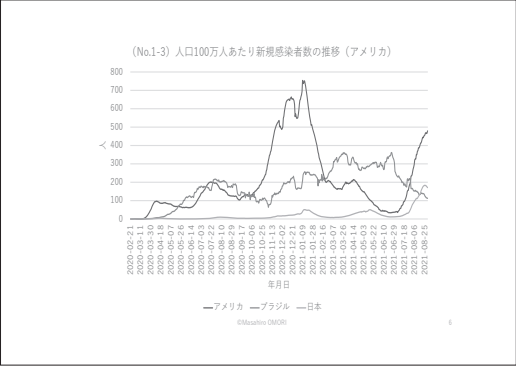
資料④－６



資料④－９



資料④－７



〔新規感染者数の推移（まとめ）〕（資料④-10 ページ）

残りのグラフは、実効再生産数、人口100万人あたり新規死者数の推移をお示ししています。簡単にまとめさせていただきますと、日本は、アジアの韓国、台湾、中国、オセアニアのオーストラリア、ニュージーランドといった国々と比べると、人口100万人あたり新規感染者数、死者数等少し高い水準なのですが、おおむねヨーロッパ、アメリカ等の国々に比べると水準が低くなっています。特に2020年3月、4月のいわゆる「第1波」のときは、日本は世界の国々と比較して、感染を極めて上手にコントロールできていることが特徴的です。

後ほど、感染に対する緊急事態宣言等の政策措置について述べるのですが、感染状況に関するグラフを見ると、緊急事態宣言等が出され、

〔南欧〕（資料④-9 ページ）

お示ししているグラフでは、日本と南欧のフランス、イタリア、スペインの感染状況を比較しています。日本の感染状況は、比較的低下水準であることがわかります。

資料④－10



人々の行動が抑制されると感染が低下する傾向があることが分かります。日本の緊急事態宣言のような、人々の行動を抑制する政策を世界の各国が採用しているのですが、世界の国々の感染状況に関するグラフを見ても、同様の傾向が見られます。やはり「人流」と感染には相関があるということです。

次に少し急ぎ足になってしまうのですが、Covid-19の感染が景気に与えた影響について見ていきたいと思います。

〔完全失業率の推移〕(資料④－25ページ)

このグラフは、日本の完全失業率の推移を示しています。感染が拡大して第1回の緊急事態宣言が発令された時、いわゆる「三密」を避けるという「ソーシャルディスタンス政策」を行

った2020年4月以降、完全失業率は増加しています。COVID-19が景気に与えた影響は決して小さくないということがわかります。

〔完全失業率 (年齢階級別) の推移〕(資料④－26ページ)

このグラフは、年齢階級別の完全失業率の推移を示しています。Covid-19の感染拡大以前から、若年層の完全失業率は高い傾向がありますが、2020年4月以降の状況を見ると、若年層が、他の年齢階層と比較しても、より大きな影響を受けていることが見て取れます。

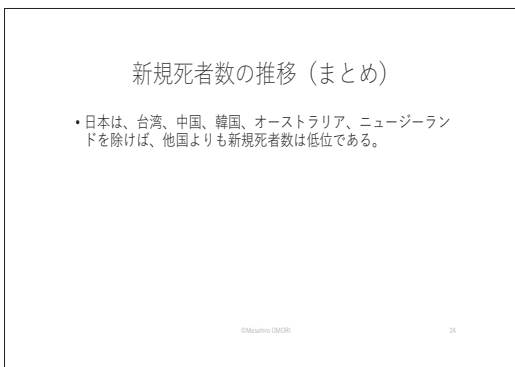
資料④－26



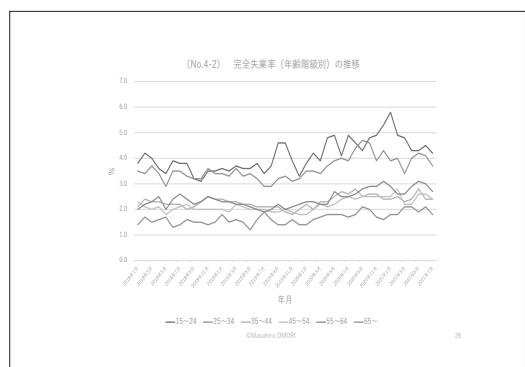
〔景気 (まとめ)〕(資料④－27ページ)

「まとめ」をご覧ください、次の話題に移りたいと思います。

資料④－25



資料④－27



4-2. COVID-19に対する政策

〔COVID-19と政策(1)〕(資料④-28ページ)

ここからは、COVID-19を経済学の視点からどのように捉えることができるのかを考え、問題に対して、どのような施策が必要かを考えていきたいと思います。COVID-19は経済学の概念、「外部性」として捉えることができます。「外部性」から発生する問題に対して、消費者、生産者・企業以外の第三者、政府が政策を発動することが処方せんになります。政策としては、第一に、外部性を抑制することを挙げることができます。具体的には、予防を含めた公衆衛生サービスが必要になってきます。第二に、感染症のワクチン・治療薬の開発・生産、それから病床の確保をはじめ医療供給体制の整備を行うことが挙げられます。第三に、感染症の流行による社会経済活動の低下に伴う、景気悪化に対する政策が必要になります。

さらに、他の先生方のご発表の中でも指摘されておられたと思うのですが、COVID-19の流行とともに進展する産業の変化に対応した長期的な政策が必要になってくると考えております。

資料④-28

景気(まとめ)

- 完全失業率をみると、感染症抑制のための“Social distance”政策は、景気の悪化をもたらしている。
- 特に若年者に悪影響が出る傾向がある。

©Masahiro Ohtori 27

〔COVID-19と政策(2)〕(資料④-29ページ)

この後は、具体的にはどのような政策が採られたかを見ていきましょう。具体的には、予防サービスとしてのワクチンの接種、マスク着用の促進、ソーシャルディスタンスの政策を挙げるこ

とができます。ソーシャルディスタンス政策を推進し、ワクチン接種の予防施策を行うために、まずは、「感染症法」によってCOVID-19を二類感染症相当に指定し、それに対応する検疫、予防接種、施設の利用抑制、他の対応施策を行っています。

さらに2021年2月には、ソーシャルディスタンス政策を強化するために、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」により、罰則を伴う感染抑制施策である「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を措置し、さらに「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を可能にする「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を措置しました。

〔ソーシャルディスタンス政策と新規感染者

資料④-29

Covid-19と政策(1)

- Covid-19は、「外部性(Externality)」として捉えることができる。
- 外部性のある場合、市場経済において、消費者、生産者以外の第三者、政府が、政策を発動する必要性がある。
- その対策として、(1)「公衆衛生(Public Health)」がある。
- また、(2)感染症のワクチン、治療薬の開発・生産、病床の確保を始め、医療供給体制の整備が必要である。
- また、(3)感染症の流行による景気悪化に対する政策が必要である。
- 長期的には、(4) Covid-19の流行と共に変化する産業の変化に対応した政策が必要である。

©Masahiro Ohtori 28

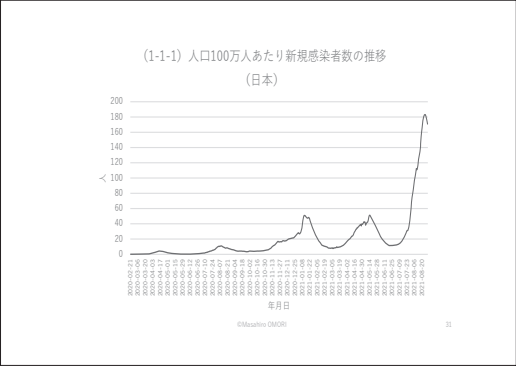
数〕(資料④-32～34ページ)

この後の3枚のスライドは、「緊急事態宣言」、「まん延防止重点措置」等がどういうふうに取りられたかを具体的に示しています。

〔COVID-19と政策(4)〕(資料④-35ページ)

COVID-19の流行による景気悪化に対する政策としては、「特別定額給付金」に見られるような需要側(消費者サイド)に対する政策も採られました。その一方で、供給側(生産者サイド)に対する施策として、「持続化給付金」、資金繰り支援、Go to キャンペーンに見られるよ

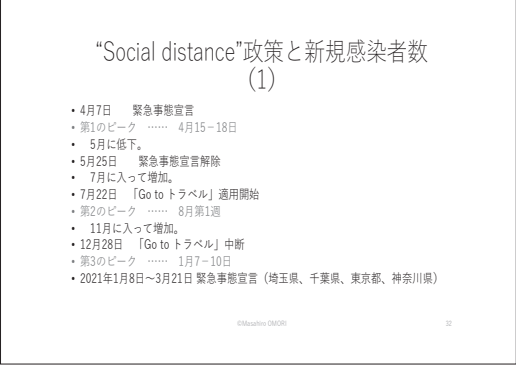
資料④－32



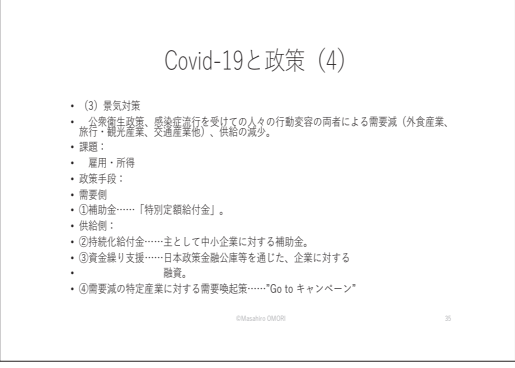
資料④－35



資料④－33



資料④－36



資料④－34



うな、行動制限により需要が減少した旅行・外食等の特定の産業に対する需要創出策が取られています。

〔COVID-19と政策の評価(1)〕（資料④-36ページ）

これらの外部性抑制、感染症対策、景気対策といった COVID-19に対応する政策をどのように評価することができるのか、考えていきたいと思います。まず外部性抑制のためのソーシャルディスタンス政策は、外部性をコントロールする、感染を抑制するために一定の効果があると考えます。しかし、「まん延等防止重点措置」は供給側に対する罰則になっていますが、本来はソーシャルディスタンスの行動を取っていない個人に対する罰則であるべきだと、私は考えています。

〔COVID-19と政策の評価(2)〕（資料④-37ページ）

また、この政策措置の効果は、規制の対象と

なっているサービスの需要の価格弾力性に依存します。例えば飲酒を伴う外食が、規制の対象になっています。需要の価格弾力性が低いということは、価格が上がっても需要を変化させないことを意味します。飲酒を伴う外食は高くてもどうしても行きたいという方は少なくないでしょう。この場合、需要の価格弾力性が低いということになります。価格が上がっても、罰則金が高くなっても、やはり行きたいという人は行くという傾向があるのであれば、政策効果に疑問が残ると思います。

資料④－37

Covid-19と政策の評価 (1)

- (1) 公衆衛生
- ① "Social distance" 政策
- "Social distance" を保つ政策には一定の効果がある。
- 実際に採用されている政策
- "Social distance" を保っていない個人でなく、利用される施設に対する罰則（料料）。
- しかし、本来は、個人の行動に罰則（料料）を科す政策が採られるべきである。

37

〔COVID-19と政策の評価(3)〕（資料④-38ページ）

現在、ソーシャルディスタンス政策、緊急事態宣言が継続中ですが、COVID-19の感染が拡大した昨年の3月、4月から比べると、だんだん感染抑制効果がなくなっているのではないかと考えられています。その理由について考えてみました。

先ほど駒村先生から、神経経済学の観点からの分析があり得るのではないかと、示唆があるのではないかとのお話がありましたが、経済学の分析の枠組みで、ゲームの理論による分析が考えられます。私は「囚人のジレンマ」的状況にあるのではないかと考えているところです。以下では、「ゲームの理論」を用いて、現在の状況を表現してみましょう。

資料④－38

Covid-19と政策の評価 (2)

- ペナルティを科して、価格をP1からP2に上げる。
- しかし、政策効果は、需要の価格弾力性によって異なる。

38

単純化して、社会が個人Aと個人Bだけから成っているというふうに考えます。個人Aと個人Bに「外出しない」と「外出する」という行動の選択肢があると考えます。個人Aと個人Bが、それぞれ行動の選択をした結果、個人Aと個人Bの幸せ度は、スライドにお示しようになります。お互い外出をしないということになりますと、外出の楽しみがないものの感染のリスクが低下するので、それぞれ幸せ度は6ぐらいと中程度であるというふうに考えます。しかし、個人Aが外出しないで、個人Bが外出をすると、個人Bは感染リスクなしに外出を楽しむことができますので幸せ度は10と大きくなるのですが、個人Aは、個人Bが外出をして楽しんでいるのに、自分はそれを指をくわえて見ていなければいけないということになるので、結果として幸せ度はマイナス1、ちょっと不幸せな気持ちになってしまうということになります。個人Aと個人Bの両者がお互いに外出すると、外出の楽しみはあるのですがそれでも感染のリスクが出てくるということで、幸せ度は3になります。個人Aと個人Bが立場が入れ替わる場合も、同様です。

ゲームの理論におけるナッシュ均衡を求めてみましょう。ナッシュ均衡とは、プレイヤーが相手の行動を所与としてそれぞれ最適な反応をするという行動をした場合の均衡になります。この場合のナッシュ均衡は、個人A、個人B共に「外出する」を選択することになります。

資料④－39

Covid-19と政策の評価 (3)			
- 個人の行動 - 感染の恐怖があっても、"Social distance"を保てない外出が、"Stay home"よりも魅力的であった場合には、「囚人のジレンマ」状況に陥り、外出を選択。（ナッシュ均衡は、（個人A、個人B）＝（外出、外出）			
個人A	個人B		
	外出しない	外出	
	外出しない	(6, 6)	(-1, 10)
A	外出	(10, -1)	(3, 3)

個人 A、個人 B がお互いに協力して、「外出しない」を選択すれば、両者共に 6 の幸せ度を得ることができるのに、個人 A、個人 B 共に「外出しない」を選択し、両者ともに 3 の幸せ度しか得られないことになります。これは、「囚人のジレンマ」と呼ばれている状況です。私は、Covid-19 流行の下での人々の行動は、まさにこういう状況にあるのではないかと考えています。

なぜこのような結果になるかを考えてみましょう。要は個人 A も個人 B も、世の中の多くの人々が外出しないよりは外出することを究極的に好んでいるからです。これはゲームの理論の用語で言う「外出する」が「ドミナント・ストラテジー」、「支配戦略」になっているということです。感染症流行下でも、なかなか人々が外出をやめないのは、「囚人のジレンマ」状況に陥っているからだと考えています。

この状況は、政策措置を執ることで、改善することができます。

〔COVID-19と政策の評価(4)〕（資料④-39ページ）

具体的には、外出をしたことに対してペナルティを科すということによって改善されます。外出をすることに対して 5 のペナルティを科すと、個人 A と個人 B の行動の結果の幸せ度が、お示ししているスライドのように変化し、ナッ

シュ均衡を求めると、個人 A も個人 B も「外出しない」を選択し、お互いに 6 の幸せ度を実現することができるのです

〔COVID-19と政策の評価(5)〕（資料④-40ページ）

従って、個人の行動に罰則を科すことには、ある意味では、合理性があると考えますが、罰則を科すことに伴う事務費用は無視できません。個人の行動に罰則を科すためには、監視を行う必要があります。例えば EU 諸国の多くでは、警察官がこの仕事をやっているのですが、監視を完全に行うためには、警察官を相当数配置する必要があります、予算の関係で限界があります。

そこで何をしているかという、行動する個人に対して罰則を科すのではなく、個人が違反行動を行いそうな施設側に対する命令、罰則です。つまり、感染を促進するような外出等の行動が行われそうな施設の開設をしないように促したり、命令したり、しています。この様な対応は、合理性がないわけではないのですが、実際には、感染が発生することが危惧される施設でも、最大限の努力をして、感染防止措置を執っているところもあるので、やはり画一的に、サービスを供給する施設側を規制することの弊害は小さくないと私は思っております。

資料④－40

Covid-19と政策の評価 (4)			
- 個人の "Social distance"を保てない外出に対して罰則を科すことで、"Stay home"を選ぶインセンティブを持つ。 「外出」に対して、5 のペナルティ（罰則）を科す。 - ナッシュ均衡は、（個人A、個人B）＝（外出しない、外出しない）			
個人A	個人B		
	外出しない	外出	
	外出しない	(6, 6)	(-1, 10-5)
A	外出	(10-5, -1)	(3-5, 3-5)

〔COVID-19と政策の評価(6)〕（資料④-41ページ）

感染症対策として、ワクチン接種が促進されていますが、これについても、先ほど述べた「四人のジレンマ」的状况が起こって、ワクチンをどうしても受けない人が出てくる可能性があるのではないかと考えています。そういう意味でいうと、ワクチン接種に褒賞を与える政策は、群馬県などで導入されているようですが、ワクチン接種を促進するためには有効である可能性があります。

資料④-41

Covid-19と政策の評価 (5)

- ・しかし、
 - ・ 監視費用 (Monitoring cost) とそれに伴う事務費用が、無視できないくらいかかる。
- ・ → 利用される施設に対する罰則 (料料)。(採用されている政策)
- ・ 感染が発生するとされる施設 (例: 飲酒を伴う飲食店) が、一律に規制されることの弊害 (費用)。
- ・

©Masahiro OHSORI 41

られます。この政策は、需要側、消費者の所得保障政策に限界がある以上、雇用促進の観点から、合理性があると考えます。「Go to キャンペーン」は、人流を増やす側面があり、感染拡大を促すことになるので、COVID-19の治療法が十分開発されていない段階で行うことは、景気対策として合理的な政策とは考えられません。また、もし Covid-19の治療法が確立した後、このような政策を行わなくても、外出の好きな人々は、自然と旅行とか外食に向かっていくというふうに考えます。

資料④-42

Covid-19と政策の評価 (6)

- ・②ワクチン接種を促進。
 - ・ 感染防止の確率の高いワクチンの開発の必要性。
 - ・ ワクチン接種についても、“Stay home”政策と同様に個人の
 - ・ インセンティブの問題。
 - ・ ワクチン忌避者の存在。(「四人のジレンマ」)
- ・ → ワクチン接種の報償を与える政策の有効性

©Masahiro OHSORI 42

〔COVID-19と政策の評価(7)〕（資料④-42ページ）

次に、景気対策についてです。第一に、需要側の所得補償を行う政策が考えられます。特別定額給付金は、その一つの方策ですが、国民に一律に給付するのではなくて、本来は、国民それぞれの所得状況に応じた給付が望ましいと考えます。所得捕捉の観点からすると難しいかもしれませんが、その場合は生活保護制度を活用して、生活保護の受給を促進する政策も考えることができます。この政策によって、生活保護の受給者が急激に増加することも予想され、行政的効率の観点から、果たして望ましいかという問題はありますが、検討しても良い施策ではないかと考えます。

第二に、供給側の生産者の経営支援策が挙げ

〔COVID-19と政策の評価(9)〕（資料④-44ページ）

結論的な話に入っていきたいと思います。いわゆる「ポストコロナ」を考えますと、社会経済の変容を助ける施策というのも必要になってくると考えます。一例を挙げると、男女共同参画の流れの中で、国民の社会経済活動を促進するために、リモートワーク、リモート学習などを容易にする施策が必要だと思います。必須の条件である高速、大容量のインターネット回線など IT インフラへの投資を促進すること、利用者に対する IT 教育の充実も必要になってくると考えます。そしてそれに関連する法制度の整備も必要になってくると考えます。

COVID-19は社会経済に現在、悪影響をもたらしていますが、「災い転じて福となせ」とい

資料④－44

Covid-19と政策の評価 (8)

- ・評価：
- ・ 理論的には、需要側の所得保障を行う必要。
- ・ しかし、所得補足が十分に行えていない状況で、所得保障に頼ることは事務費用を増加させる。
- ・
- ・ 供給側の経営支援を補足的手段として採ることは合理性がある。
- ・ ④は、感染抑制の観点から合理的な政策ではない。

©Masahito OHSO

43

う考え方で、新しい未来に向かって努力するきっかけとして、前向きに捉えることもできるのではないかと考えています。

ご清聴ありがとうございました。

Ⅲ. 今回のテーマに対する感想・質問

(小澤) 大森先生、ありがとうございました。それでは、今、4人の先生方にプレゼンをしていただきましたが、最初の土居先生のお話では2010年代の税制改革が3つの基幹税を改革したものであって、所得税改革については、所得控除の縮小には着手したのだけれども税額控除への切り替えが行われなかったということから、所得格差が小幅にしか縮小されなかったというご指摘、それから公的年金等の控除の上限設定の時期の遅れや額の問題から、世代間格差是正の効果が相対的に小さかったことが指摘されておりました。また、法人実効税率の引き下げの恩恵というのは、資本所得のみならず労働所得にも相当程度及んだということ、それから消費税率の引き上げと併せて全体として租税による資源配分のゆがみが是正されたことが評価されておりまして、今後の税制改革の展望としては、消費税率の早期引き上げを図ることで経済厚生が悪化やGDPの減少の影響を最小化し、最終的に引き上げなければならない税率を、その結

果としてより低くとどめることができるのだという大いに注目すべきお話がございました。

次に駒村先生に関しましては、まずコロナ禍によって人口減少とか高齢化が加速していることから、将来的に現行年金制度が維持できなくなる可能性が懸念されること、特に基礎年金の給付水準の大幅な下落が問題とされています。また、加齢が意思決定に与える影響のお話では、経済力を持ったまま認知機能が低下する高齢者が増えるという今までに前例のない事態に直面することになるが、神経経済学の知見によると認知症に至らなくても加齢とともに意思決定の質の低下が避けられずこれから多くの個人は、加齢とともに資産管理・運用が難化していくのに対して、自らの資産管理・運用能力が低下していくという状況への対応に迫られることになるという、非常に重要なご指摘がありました。

それから山重先生のお話では、わが国の社会保障制度、財政制度の持続可能性が低いという現状認識があり、なぜこうした事態に立ち至ったのかということに関しては、楽観的な予測の下で痛みを伴う改革の先送りが行われていたということ、それから制度のただ乗りが許容されていたという分析が示されて、解決のためには、インセンティブシステムの強化、教育訓練の充実、女性のエンパワーメント等が重要で、制度・政策の一体的な再設計が必要とのことでした。

そして最後に、大森先生のプレゼンでは、現在われわれが苦しんでいるコロナ禍について多角的なお話がありましたけれども、特にCOVID-19というのは外部性として捉えることができるという経済学的な分析が行われていて、対策は4つのカテゴリーに分けられ、1番目が公衆衛生、2番目が感染症のワクチン、治療薬の開発・生産、それから病床の確保、医療供給体制の整備、そして3番目が感染症の流行による景気対策、4番目がCOVID-19の流行に呼応する産業の変化に対応した政策であるという重要なご指摘を頂いたわけですので、これ

さて、時間が押してまいりましたので、これ

から討論に入りますが、質問される側は申し訳ありませんが、2分以内に質問していただくということをお願いしたいと思います。それから、お答えになられる側は、6分以内でお答えいただければ幸いです。

それでは、まず土居先生へのご質問ということで、最初に駒村先生からお願いしたいと思います。

(駒村) あまり時間もないので、非常にシンプルに2つ質問を差し上げたいと思います。

〔格差縮小に向けて効果が期待できる税制改革は何か〕

1つは、このポストコロナ社会を展望すると、アメリカでも、日本でも同様なのですが、格差に対する問題というのが非常に注目されています。格差縮小に向けて即効性のあるというか効果が期待できる税制改革は何だろうかというのが1点目です。

〔財政再建〕

それから、今、自民党の総裁選真ただ中に入ってくるわけですが、ポストコロナで財政再建をどうするか。一部にはプライマリーバランスの一時的な停止みたいな議論も出ています。MMTの影響もだんだん強くなっていると思いますけども、これにどう対応していけばいいのか。この2点、お願いいたします。

(小澤) それではもうお一方、山重先生にも質問していただいて、その後土居先生にまとめてお答えいただくという形式にしたいと思います。

(山重) 私も手短かに2点お伺いしたいと思います。

〔個人所得税、法人所得税、消費税のバランス〕

基本的な土居先生のご提案には共感できると思うところが多いのですが、今後10年、20年といった長期的視点で考えたときに、個人所得税、法人所得税、消費税をどうバランスさせていくかについてはビジョンをもう少し描けるといいな感じています。このあたりについての土居先生のご意見を伺いたいというのが1つ目です。

〔国税、地方税、社会保障負担のバランス〕

それから税制に関しても、私は他の制度などと一緒に見直した方がいいと考えているものですから、国税、地方税、社会保障負担のバランスのあり方についてもご意見をお伺いしてみたいと思います。

(小澤) では土居先生、お願いします。

(土居) 両先生、ご質問ありがとうございます。まさに今後のことを考える上で非常に重要なご質問だったと思います。

〔格差是正〕

それで私なりに申し上げますと、やはりこれからはどなたが総理大臣になっても、税制で所得格差の是正をどう図るかを考えないといけないと思います。特に2000年代みたいに経済成長していれば税制は自分の政権では興味がないからと言って、そのまま棚ざらしにしているわけにはとてもいけません。安倍内閣ですら、むしろ総選挙で「所得税の改革をする」と安倍総理がおっしゃったわけでもないけれどもあれだけ変わったということです。やはりこれからも所得税が格差是正にどういうふうに関与するかを考えながら制度設計していく必要があると思います。

格差是正は、不幸中の幸いと言うべきか、わが国では所得控除が多すぎるので、これを税額

控除に変えることを通じて格差がまだ是正できる余地が残っている。つまり累進課税の税率を引き上げることよりも所得控除を減らすことによって格差が是正できるという余地が不幸中の幸いでまだある。先進国はもう既にそういうことを2000年代ぐらいまでにも行っているわけですが、わが国はまだできていなかったということで、その部分を改める。

あともう1つは、金融所得課税の税率を上げるのかどうかということです。先ほど私のスライドでもお示したように、やはり10%を20%に引き上げたということは格差是正には相当顕著に効果が出ている。だけでも、25%まで上げることについてどれだけコンセンサスが得られるのかというところは、いろいろあるかと思います。一時的に譲渡益が多く上がっていてそれが必ずしも経済の活性化を阻害しない時期があるとすれば、格差是正のために一時的に金融所得課税の税率を上げることにはあるかもしれないけれども、私は長期にわたって金融所得の税率を上げっ放しにすることではないのかというところは、若干この効率性の観点との絡みでなかなか悩ましいところもあるなというふうに思っています。

〔バランス〕

それから山重先生のバランスという意味で申しますと、やはり地方税で法人課税が多すぎる、ウエートが大きすぎるということなので、これが地域的な偏在にもつながっているということなので、いかに地方税の中で法人課税を減らして、私は行き先は消費課税だと思うのですが、消費課税の方にシフトしていくかということはいずれ近い時期に議論しないといけないかもしれない。そのときには、消費税を上げるという口実の1つとして地方での財源確保、地方税の改善、税収構造の改革を行うための消費税という話は避けて通れない時期がいずれ来るのかなというふうには思っています。

〔財政改革〕

もちろん税制の話は全然自民党総裁選のアジェンダにすらなっていないのですけれども、あまりにも低金利にあぐらをかいたような財政拡張、どうせ金利が低いのだから、ほとんどゼロなのだから借金しても大したことはないということが続けていくことで、改革努力が鈍るということを私は大変恐れています。確かに金利がゼロでも借りられる現状はあるけれども、それと財政改革を怠っていいという話とは全く別問題だと思います。

ですから、急には借金は減らせないのですけれども、財政改革は財政改革、これは税制改革も含むというわけですが、財政の構造を改革していく、社会保障の財政も変えていく、そういうことを着手するということ、国債を用いた財政出動のことを議論するならば財政改革のことは議論できないなんていうことは決してないというふうに思っています。私からは以上でございます。

(小澤) 土居先生ありがとうございました。今度は駒村先生へのご質問ということで、大森先生と山重先生にお願いしたいと思いますが、まずは大森先生からお願いします。

(大森) それでは、駒村先生のご発表に対して質問をさせていただきたいと思います。

〔高齢者の認知機能低下への解決策〕

先生のお話は、非常に身につまされるというか、私も近いうちに高齢者になっていく人間ですが、加齢により、認知機能がこれだけ低下するというのに愕然と致しました。認知機能の低下がもたらす具体的な課題として、個人の資産の運用・処分、それから遺産の処分・相続に関する意思決定、政治的な意思決定、災害時の対応があると思います。資産の運用・処分、遺

産の処分・相続に関する意思決定等については代理人を選定する制度があり、ある程度解決策があると考えているのですが、そこに何か新たな問題点があるか、或いは他の解決策があれば、お教えいただきたいと思います。

それからあと政治的な意思決定ですね。具体的には選挙で自ら意思を表示すること、あと災害時の対応、こういったことについても何か具体的な施策があればご教示いただければと思っています。私からは以上です。

(小澤) それでは山重先生、お願いいたします。

(山重) 私も2点、駒村先生に質問させていただきたいと思います。

〔高齢者の労働参加〕

まず、今回のご報告は、本当に興味深いアプローチで、私ももっと勉強したい、勉強しなければと思いました。高齢者の行動に関しては、今回の金融資産の話も非常に興味深いのですが、例えば年金の支給開始年齢を引き上げるといった政策を考える上で、高齢者がどれくらい労働に参加し続けられるか、あるいは参加してくれるのかといったところがどうしても気になってしまいます。高齢者は若いときとやはり違うマインドになるという研究がいろいろあるようですが、高齢者の労働参加に関する何か知見があれば教えていただければというのが1点目です。

〔社会保障サービス関連での政府の司令塔としての役割〕

それから大森先生のご質問とも関わるのですが、今後もさまざまな災害が起こると考えられる中で、今回のパンデミックで私たちの社会保障制度の弱みもいろいろ見せつけられたと感じています。特に、社会保障のリソースは医療に

しても介護にしても結構あるのに、それをうまく統合して使い切れていないところに日本の弱みがあるのではないかと多くの国民が感じたのではないかと思います。

私も、緊急時には政府が司令塔としての役割を強化して、必要なところにさっとリソースを動かすこと、英語でいうと mobilize という言葉ですけど、それがやはり限られた資源の中で災害対応をしっかりと行っていくために必要なことではないかと思っています。そういう意味で、政府の司令塔としての役割、特に緊急時の社会保障サービスの提供に関する司令塔としての役割が重要だと思うのですが、それをどうやって政府が果たしていくのかについてご意見、或いは現在議論されているようなことがありましたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

(小澤) それでは駒村先生、お願いいたします。

(駒村)

〔お金の介護〕

大森先生のまず前半のご質問になりますけれども、金融の方は、ご指摘の方に民間の信託、あるいは代理人制度というものが開発、利用されているという状態であります。問題は、認知機能が低下しても本人は認知機能低下を意識しないこと、つまり認知症になってから2年ぐらいいは自分が認知症になっていることがわからないという状態なので、意識的にかなり早く準備をしなければいけないということなので、誰でも認知機能が低下します、これは一般的なリスクですという情報をまず共有するというのが大事だと思います。

その上で、信託というのは実はなかなかハードルが高い部分もあり、商事信託、家族信託等々ありますが、これももう少し使い勝手がいいよ

うにしなければいけない。それから銀行・金融機関の店頭にも既に認知症になってきた方がやってきていろいろな問題を起すのですけれども、実は対応できていない。これは、社会福祉協議会或いは地域包括ケアと連携しなければいけないのですが、この連携が全然できていないということで、この問題については、私は実際に今連携するように研究チームを作って全国社会福祉協議会、それから地域包括ケアと金融機関をつなげるというプロジェクトを今やっていますので、これが広がっていくということが大事かなと思います。「お金の介護」というふうに呼んでいますけれども、金融庁、それから厚労省、その他いろいろな省庁に関わる問題なのでちょっと今まで手付かずだったのですけれども、急ぎ対応すべきテーマだと思います。

〔投票権の制限は危険〕

政治的には実はかなり難しい問題だと思います。認知症になられた80歳以上、85歳以上の方の投票行動ということについて、たしかに認知機能が低下するといろいろな問題が起きる可能性があるわけですね。きちんと判断して投票ができるのか、これはヨーロッパのある国で1回そういう議論が出ましたけれども、安易に議論すると非常に危険なことにもなるということで、これは少し今後じっくり考えなければいけないテーマかなと思います。

〔高齢者の自信過剰バイアス〕

それから災害を抑えるには同じ話だと思います。今回のパンデミックも同じですけれども、結局情報が認知機能の減退になかで、どう捉えられるのかということが前提としてわかっているしなければいけない。若年者と高齢者に自信過剰バイアスが出やすいということも考えておかなければいけないわけです。根拠がなく自分だけはいかからないとかかかっても大丈夫だということによって、行動は変わってしまう。

それから情報の出し方です。これは認知心理

学、認知科学の研究蓄積をうまく生かした国民とのコミュニケーションが必要で、今の状況の国民とのコミュニケーションはあまりうまくいっていないのではないかというふうに思っています。

〔金融資産を使った後は年金〕

山重先生からのご意見なのですが、加齢とともにさまざまな認知機能は落ちる一方で、いわゆる結晶性知能と言われる経験知は実は70代ぐらいまではまで維持できるということも研究によってわかっていますので、必ずしも全ての能力が落ちるというわけではない。これから寿命の伸長を考えると、例えば女性の場合、2060年ぐらいには65歳まで生きた女性は残り30年ぐらい生きるはずなのです。そう考えると、40年間年金を払って30年間もらうなんていう社会はとても無理だと思いますので、70歳ぐらいまでは働いてもらう。できたら年金の支給開始年齢は75歳ぐらいまで遅らせていただく。60歳後半から75歳までの間に金融資産は使ってしまったでもいいわけです。この時期はまだ頭しっかりしています。むしろ早めに金融資産を使ってしまって、そして年金の支給開始年齢を遅らせる。年金の方は認知機能が落ちていても運用する必要はないわけですから、75歳まで遅らせれば1.84倍の年金になりますから、生きている限り年金がもらえますので、認知症による資産管理・運用能力喪失リスクを考えれば、75歳までは就労と自分の金融資産を取り崩す、75歳以降は1.84倍になった自分の公的年金を生きている限りもらうというのも1つの考え方かなと思います。

働く方は、1つの企業に65歳、そして70歳まではたらくというのは無理だと思いますので、それこそプラットフォームを使ったような新しい働き方、ネット上で仕事と自分の技能をマッチングするような働き方はもう出てきていますので、それを生かすというのも一歩の方法かなと思っています。

〔高齢者に使いやすいデジタルツールを〕

あと情報統合の話になりますけども、これはいろいろな情報を統合するためにはマイナンバーが非常に有効だと思います。いろいろな情報を載せるアイデアも出ています。

ただ一番の問題点は、当面の今の高齢者がデジタルツールを使えない。高齢者というのもデジタルツールを使えますよという反論があるのですけれども、テクノロジージェネレーションギャップがあって、これに関する研究分野が実はあって、高齢者がなぜデジタルツールが苦手なのかも学術的に明らかになっている。個人の努力の問題ではない。これは今のデジタルの仕組みの中に高齢者が操作ミスをしやすいようなトラップ、ダークパターンともいいますが、そうした不適切なものも多く、ネット上のそうした問題を克服しないと、高齢者のデジタルツールの利用度は上がらない。高齢者だから一概にデジタルツールは使えないとは言わないですけど、全般的にはやはり加齢とともに苦手になっていくということは確認しておいた方がいいと思う。

やはり現役時代に使ったことがない技術というのは、なかなか身に付かない。

(小澤) それでは今度は山重先生へのご質問ということで、大森先生と土居先生にお願いしたいと思います。それでは大森先生からお願いします。

(大森)

〔先送り問題の原因〕

「先送り問題」が、1つのキーワードだったと思うのですけれども、「先送り問題」が生じる理由は、政府の予測能力の低さというよりも、民主主義社会における選挙を中心とした政治的意思決定のあり方に起因しているのではないかと私は考えているのですけれども、先生はどの

ようにお考えでしょうか。

あと、政治が、負担増などの痛みを伴う政治的選択が選挙に与える影響を考慮して、あえて悪いシナリオを排除して国民に情報提供しているというようなことは考えることはできないでしょうか。

〔赤字国債脱却への報酬〕

2つ目のご質問は、政府が赤字国債に依存した財政運営を行うことにペナルティを与えると同時に、赤字国債への依存から脱却する努力に対して何らかの報酬を与える仕組みを設けることを先生は提案されていると思うのですが、何か具体的なアイデアがあればご教示いただければと思います。よろしく願いいたします。

(小澤) それでは土居先生、お願いいたします。

(土居) 山重先生のご発表を、私も先送り問題とただ乗り問題という非常に重要なお指摘だったと思います。残念ながら無意識的に先送り問題、ただ乗り問題を地で行ってしまっているというのが、自覚してそうしている、意図的にそうしているというのがもっと顕著にあれば改めようという機運も出てくるのかもしれませんが、なかなか無意識的にそういうことをしてしまっているというところは非常に悩ましい問題としてあるなと思います。もちろん、言論の自由に絡めた民主主義の劣化というような話をわが国でもしているわけですけども、その言論の自由、言論が自由にできないということで民主主義が劣化するということもあるかもしれないけれども、まさに山重先生がお指摘になった先送りとただ乗り、特にただ乗りはそれだと思いますけれども、ただ乗りによって民主主義が劣化しているということも看過できないものかなと思います。

〔低金利は意思決定へどう作用しているか〕

私からの質問は2点なのですが、1点は大森先生と同じ質問ということなので、1点だけに絞りたいと思います。1点は先送り問題に関してなのですが、先送り問題は確かに政府の問題発見・解決能力の低さということを挙げておられてそのとおりだなと思いますとともに、わが国の国債の金利がほとんどゼロだということとついつい国債を増発してしまう、債務返済を先送りしてしまうという面もあると思うのですが、その点はどういうふうに作用しているというふうに、金利が低いということがどのように意思決定に作用しているをご覧になっておられるかというのをお伺いしたいと思います。以上です。

(小澤) それでは山重先生、お願いいたします。

(山重) 私の2つの主張である先送り問題とただ乗り問題に関してご質問いただき、大変感謝しています。両先生のご指摘、そのとおりだと感じる人が多いです。

〔現実的な見込みを提示できない政府〕

私としては、今回は、先送り問題というのは政府の予測能力があまり高くなく、問題発見・解決能力が高くないことに原因があると説明させていただきましたが、多分その背後には、政治的な選択として、現実的な見込みを国民にあまり提示できないというロジックが働いていると思います。それが先送りの原因の一つであることは間違いないと思います。

〔安いから借りることに一面の合理性はある〕

それから土居先生にご指摘いただいた点はあまり考えていなかったのですが、低金利であるが故に今借りるということは、確かに合理的な

選択ですので、合理的な先送りというふうに考えれば決して批判するようなことでもないのかなという気がします。ただその一方で、例えば、ケーキを安売りしているのでそれを今買って食べて楽しもうと考えて楽しんでいたら、その習慣が身に付いてしまい、後から価格が上がってもそれに依存することがやめられなくなってしまう状況に陥りがちというのが人間行動としてはあると感じます。政府は違うかもしれませんが、金利が低いからといって今借りるということは必ずしも長期的には合理的とは言えないかもという印象も持ちました。

〔予測能力・問題解決能力が必ずしも高くない〕

ただ、先送りには、そのような合理性もあると思いますので、いろいろな理由で現在の選択が行われているというご指摘は非常に参考になりました。しかし、一国民、一研究者として政府の先送り行動を見ると、どれが本当に根源的な理由かは不明です。きちんと先読みした上で政策が提案されるのであれば、それを感じる力が研究者としてはあると思っているのですが、なかなかそれが感じられないというフラストレーションがあり、政府はやはり予測能力とか問題解決能力が必ずしも高くないのではないかと感じてしまいます。

さらに言えば、政府の問題発見・解決能力、先読み能力は低いと指摘することで、政府が発奮してくれるのではないかという期待もあります。先ほど土居先生がおっしゃってくださったように、無意識でやってしまっていることを言語化して意識してもらうことにも意味があるのではないかと考えて、このようなお話をさせていただきました。

〔政府部門のリカレント教育〕

政府部門でお仕事されている人との付き合いを通じて、個々人の能力は高い人が多いと感じているのですが、組織から出てくる政策提案は

何となくシャープさに欠けると感じます。政治を意識せざるをえないにしても、もうちょっと先読みして問題解決に取り組んでももらえたらという希望があります。そういう人材を育成していくということも私たち高等教育機関に所属している者の役割ではないかと思っています。現在、国際・公共政策大学院という大学院に所属していますので、そこでしっかり先読みや問題解決を行える人材の育成、そして大学院で学び直してみたいと考える省庁や自治体の方へのリカレント教育を行なっていければと感じているところです。

〔政治家への報酬とペナルティ〕

それから大森先生のご質問にあったただ乗り問題に有効な政策提案についてですが、将来世代へのただ乗りと考えられる公債の累積をどうやって食い止めたらいいいのかという問題は、財政学者や財政に関わる人たちが常に考えていらっしゃるのだと思います。ひどい財政運営に対してペナルティを科し、きちんと財政運営を持続可能なものにするような取り組みに報酬を与えるという仕組みがやはり有効だし、必要だと感じています。

具体的にどうしたらいいのかというご質問ですが、特効薬というのはもちろんないので、地道に考え続けていくしかないと思います。ただ、公債発行に関しては、やはり政治家が最終的な決定権を持っていると思いますので、報酬やペナルティは選挙に勝つ確率を高める、あるいは低めるという形で与えるしかないのかなと感じています。

政府が掲げる目標として、財政再建を行う、待機児童をなくす、少子化対策を実施するなど、いろいろな目標があって、いずれも素晴らしいと思うのですが、それが結果的には十分実現できていないことが現状に至っている原因だと思います。目標が公表されたのであれば、その目標がどれくらい実現されたのかを集計し、例えば選挙前に国民が確認できるというような仕組

みを作ることで、目標実現に必死になってもらう可能性があると考えています。そのような仕組みを通じて、財政運営を本気で良くするインセンティブを与えられるのではないかと感じています。

具体的には、今、議論されていますけども、独立財政機関による客観的な推計は政府の楽観的な見込みとはまた違うものになると思いますので、政府の財政運営の事後評価においても有効なものになるのではないかと感じています。さらに、財政再建に関しては、計画だけが出されて事後評価が十分行われないため、事後評価に基づく改善の取り組みも出てきにくいと考えています。いわゆるPDCAサイクルを財政再建の取り組みに関してもきちんと回しそれを公表することで、国民が財政再建のプロセスを確認し、うまくいっていない場合にはネガティブな反応を、うまくいっている場合には賛同の票を与えるというような仕組みが有効ではないかと思っています。

〔国民の財政リテラシーの引き上げ〕

最後に、そのような仕組みがうまく機能するためには、これも私自身の役割と思っているのですが、国民の財政リテラシーを引き上げることが重要だと考えています。ちょっと時間がかかることですが、財政再建のためには、国民が財政に関する知識や情報を持ち、将来世代に対する思いやりを持つことが重要だと思いますので、やはり私たち財政に関わる教育者・研究者が国民のリテラシーを高めていく努力を続けていかなければいけないと思っています、自分事として捉えたいと考えているところです。

(小澤) それでは最後に大森先生へのご質問ということで、駒村先生と土居先生からお願いしたいと思いますが、最初に駒村先生、お願いいたします。

(駒村) 大森先生のお話、今日新しく加わった部分、ゲームの理論の話、囚人のジレンマ、大変面白く伺いました。少しコメントになりますけれども、囚人のジレンマについて、認知心理学で興味深い実験が行われています。被験者のグループをランダムに2つのグループに分けて囚人のジレンマをいくつかのペアにやらせてもらおう。その際には、片方のグループには「ウォール街ゲーム」でやると宣言する。もう一つのグループには「コミュニティゲーム」を行うと宣言する。ウォール街というと利己的なメッセージで、コミュニティゲームは利他的なメッセージになりますが、同じルールにもかかわらず、ウォール街ゲームと言われたグループは、ペアは両方とも相手を裏切り、囚人のジレンマに陥り、コミュニティゲームのグループのペアの方は両方とも約束を守るという結果になった。だから、政府のメッセージとコミットメントは人々の期待とか行動に大きく影響を与えるのではないかと思います。

〔コロナ対策と整合性のある経済回復策〕

大森さんの今の話で、今の政府のコロナ対策は感染予防、ワクチン接種、それからコロナ病床の増加・整備ということでもあります。今日これについていろいろそれぞれコメントを頂いたと思います。その中で気になったのは、この3つの政策と整合性のある経済回復策は一体何なのか。ゴートー〇〇のような政策は大森さんはこれはあまり評価していない。ただ、これの方が国民を直接刺激するので、種ポピュリズム的な部分もあるのですが、大森さんは企業支援みたいな方に重点を置くべきなのか、その点を確認したいと思います。

〔デジタル経済に起きる問題点は何か〕

それからもう1つ、デジタル経済が将来期待できるという一方で、われわれも今日デジタルでやっているわけですが、デジタルによって新しく発生する問題、例えば監視資本主義

の問題が起きてくるのではないかと。お掃除ロボットが設定次第によっては家の間取り情報を全部ネット上で売っているというような丸裸になるような社会、或いはデジタル上では従来考えてきたような倫理観とか利他感が消滅するみたいなデメリットもあると考えられていますけど、この辺デジタル経済にどういう問題点が起きると見ているか、ちょっとお話を聞きたいなと思いました。以上です。

(小澤) それでは土居先生、お願いいたします。

(土居) 私も今日改めて大森先生のプレゼンテーションを聞かせていただいて、大変勉強になりました。まだ第5波が完全に収束していないという状況ですので、なおリアルティが非常に増しているなというふうに思いました。

〔ステイホーム政策の可否〕

その中でステイホームの政策ということであまり効果がない、効果が限定的だというふうにご指摘されている点は、非常に注目に値すると思います。今までどちらかというと感染症の専門家の意見を取り入れるということで、緊急事態宣言下、ステイホームをわが国ではそれを強く取ってきたということかと思っています。もちろんいわゆるロックダウンというところまではいきませんが、そういう意味では中途半端なのかもしれませんけれども、ステイホームに割と感染症の専門家は、経済社会の専門家というよりはまさに病気の専門家、ないしは公衆衛生という観点からの専門家ということではあるので、そのあたりのバランスの問題というのはあるのかなというふうに思いながら、このステイホーム政策の効果が限定的だというご指摘は大変重要な意味を持つのかなと思います。

その観点からしたときに、感染抑制というこ

ととして捉えるのか、それとも経済活動も回しながらということと考えるのかというところで、総合的に見たときに、ステイホームという政策はいいといえるのか、それともやはり問題があるということなのかというのを1つ目の質問として伺いしたいと思います。

〔ウィズコロナ戦略かゼロコロナ戦略か〕

もう1つの質問は、ウィズコロナ、コロナの感染者がある程度いても経済活動は抑制しないというウィズコロナ戦略なのか、それとも徹底的に感染者を抑制してそのためには一時的に経済活動を止めるというゼロコロナ戦略なのかというところは、世界各国のコロナ対策をご覧になっている大森先生にとってどちらをどういうふうに評価されるか。もし優劣がつけられるということであれば大森先生なりのご評価をお伺いしたいと思います。以上です。

(小澤) それでは大森先生、お願いいたします。

(大森) 駒村先生、土居先生、貴重なご質問ありがとうございます。

〔ステイホーム政策は限定的効果〕

まず駒村先生の1つ目のご質問については、先ほど申し上げたとおり、人々の「外出しない」、「外出する」という行動の選択は、「囚人のジレンマ」ゲームであり、感染予防策を行っても、どうしても限定的な効果しか持たなくなっていると思います。ある程度の有効性があるとは思いますが、長期的には。この政策に依存するのは難しいのではないかと考えています。

〔野戦病院〕

恐らく今、最も大事なことは、外部性を起こさないようにするために、2つ目の方策として、

ワクチン接種を促進していくことです。それから、あとどのぐらい時間が必要かわかりませんが、仮に感染したとしてもきちんとケアをされる、治療薬が開発されてある程度直るようになるという状況をできるだけ早く作るということに、特に重点を置くべきではないかと思っています。したがって、呼び方はちょっと良くないのですが、「野戦病院」を作る案が出ていますが、適切な政策だと私は考えています。

〔コロナを奇貨とする〕

短期的な対応としての景気対策は必要なのですが、もう一つ大事なポイントは、今回のCOVID-19の感染に対応して行われている「働き方改革」を促進することです。例えば、今まで、「男女共同参画」を実現するにあたって壁になっていたものが、COVID-19の流行によって、リモートワークが必要になって、そのリモートワークできるようになることが、「男女共同参画」を促進するばかりでなく、いろいろな人々の社会参加を促進するという方向性があるというふうに私は考えています。こうした動きを助けるような政策、具体的には企業が労働環境を改善するためのIT投資を促進する政策を行うことが望ましいです。或いは、昨年(2020年)、特別定額給付金によって消費者の所得保障を意図すると政策をおこないましたが、ある程度国民の所得状況をきちんと把握できていれば、必要などころにもう少し重点的に所得保障をすることができるようになるわけで、例えば、マイナンバーカードをより有効に活用する政策を推進することが望ましいと思っています。

〔ITの教育の促進〕

駒村先生の2つ目のご質問に関してですが、プライバシーに関する問題は、非常に重要だと考えています。「デジタル経済」は、「もろ刃の剣」なのかなと思っています。例えば、「デジタル経済」は、いわゆる「働き方改革」と連動しているところがあります。私たちも、大学で

オンラインで講義をしますし、まさに、今、租研大会をオンラインでやっていますが、オンラインの会合は、遠隔にいる方も参加できるなど、利便性が高く、活動が促進されますが、機密情報をやりとりする場合に情報が漏洩するリスクもあります。しかし、前者の社会活動を促進する側面のメリットは大きく、後者の情報漏洩、プライバシーの侵害の問題は情報保護の技術開発によって解決する方向性が望ましいと思います。

「デジタル経済」の展開、促進の中で、インターネット回線が、電力・ガス・水道と同じ社会的インフラになりつつあるということも重要です。

デジタル化は、いわゆるデジタルインフラ、インターネット回線なども必要ですが、同時にそれを使いこなすユーザーのIT知識も必要になってきます。IT教育を促進することがとても大事になってくるのではないかなと思っており、ちょっと答えになっているかわかりませんが、以上が、駒村先生のご質問に対するお答えです。

〔ステイホームの説得、ワクチン接種の促進〕

土居先生のご質問に対するお答えですが、先ほど駒村先生のご質問に対するお答えとして申し上げたことと重複しますが、感染防止のためにステイホームをなさいという政策は、限定的な効果しかないのではないかなと、私は思っています。しかし、ステイホームをしないで外出をしたことに対して、個別に、個人にペナルティを科すことは、「囚人のジレンマ状態」を転換することが、可能になり有効であるということです。しかし、これは、監視のコストが大きいという問題点を持っています。

そこで、経済的インセンティブではなく、社会主義的な性格を持った政策になりますが、ロックダウンするという政策も考えられます。外出をすることが、軽度の罰金程度では済まなくなるような状況を作ることもあり得ます。それ

は、ある程度、感染防止の効果を持つと思うのですが、民主主義社会の中で、そうした政策にあまり頼りすぎることは、私たちが大事にしてきた自由、民主主義を損なう可能性があり、そこは慎重にしなければいけないのではないかなと思います。

大事なことは、経済的インセンティブを与えながら、できるだけ外出しないように説得をすることです。その政策効果がなくなっているのが現状ではありますが、それを補うように、感染しても対処できる状況、ワクチン接種を促進し、感染を抑制すること、治療薬の開発を促進をして、問題解決を図ることが望ましいと考えています。

〔ウィズコロナの方向〕

土居先生の2つ目のご質問についてです。社会経済活動を活性化すると、どうしても「人流」の増加を伴い、感染を拡大させる傾向があります。したがって、経済活動を促進するためには、ある程度、感染を容認する必要があるでしょう。出てくると思っています。COVID-19の流行の当初、昨年3月ぐらいから今日に至るまでの状況は、ワクチン接種がかなり進んできて、治療法もようやくちょっと見えてきているかなというところだと思います。今後は、COVID-19に感染しても、治療が可能という状況が十分に出てくると思っています。

少なくとも今日までは、ワクチン接種が進んでいなくて、治療法が十分に開発されていない状況にあったわけであり、社会経済活動を活発にすると、感染が拡大して、医療サービスの供給の上限を超えれば、多くの死者を生み出す危険性がありました。したがって、今日までは、「ゼロコロナ戦略」を取る事が最適な戦略だったと思います。

ただ、現在は、ちょうど中間地点に来ていて、ワクチン接種も相当進んでいて、かつ治療法も開発され、具体的な治療法も出てきている中で、「ゼロコロナ戦略」ではなく、「ウィズコロナ

戦略」の方向でやっていくことが望ましいと考えています。人流抑制をして経済活動を抑制した結果、景気が悪くなり、社会経済状況に悪影響を与えることは、東大の仲田先生がシミュレーションにより、明らかにされています。私からのお話は以上です。

おわりに

(小澤) ありがとうございます。他のご参加の皆さま方から特にご質問はないようですので、結びに入らせていただきます。

ご承知のとおり、全く予期しなかったコロナ禍に突如見舞われて、本研究会も実は2回ほど休会を余儀なくされた時期がございます。ただ事務局の方々とご相談して対面での研究会が無理であってもリモートで行うことは十分可能ではないかということで見解が一致しまして、すぐに研究会を再開することができたのは幸いでした。今回の租研大会に関しまして、もちろん事務局の方々の素晴らしいサポートがあるということは前提になるのですが、このようにリモート開催で無事ご報告を伺い、質問その他も満遍なく行えたことを大変うれしく思っております。

ところで、コロナ禍への政府の対応につきましては、本日のご報告でも、或いは報告書の中でも必要に応じて触れられております。もちろん非常に評価できるものもあれば批判の対象になっているものも少なくありません。ただ、そのような状況ではあるのですが、われわれにとって何が言えるのかということを考えたときに、ノーベル経済学賞受賞者のアマルティア・セン教授の書かれたものを思い出しました。『合理性と自由』という本の中に書かれてあるのですが、社会的帰結というのはそれが実現されるに至った際に他の選択肢はなかったのか、なぜそれが選ばれたのか、どのようなプロセスでそれが選ばれたのかというようなこと、そうした付随的なものもすべて含めた上で一体的に

評価されなければいけないという主張です。繰り返しますと、何が実現されたかということだけではなくて、どのようなプロセスで実現されるに至ったのか、そしてまた何が実現されなかったのかということも含めて、総合的に評価されるべきであるということです。まさにセン教授がケイパビリティ（潜在能力とわが国の規範的経済学者は訳してもいますけれども）と呼んでいるものです。

そうした観点からすると、どうして政府の政策は現状のものになっているのかについて、今まで十分に説明を受けてきたという実感にやや乏しいところがあったのではないかなと思う次第です。実はこの報告書に関して言えば、ポストコロナの時代に財政と社会保障がどうあるべきかということについての提案が多数含まれております。本日の租研大会でもいろいろなご提案がありましたが、皆さまの選択肢の中に今回の提案であるとか報告書の中に書かれてある提案であるとかを加えていただければ、これこそがセン教授の言うケイパビリティの充実に資するということにつながるのではないかと感じておりまして、もしそのようにお感じいただけたなら望外の幸せでございます。

それから最後に中立的な立場から、私たちに学問的な議論を自由に行える貴重な機会を提供していただきました日本租税研究協会の関係者の皆さま方に、深く感謝の意を表したいと思いますし、また本日最後までお付き合いいただきました皆さま方にも改めて厚く御礼申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

資料①－1

「消費税率引き上げ後の財政と社会保障」

財政・税制

2021年9月

土居 文朗
(慶應義塾大学経済学部)
<https://ij.mp/TakeroDoiJ>

資料①－2

第1章 財政・税制

- 第1節 日本の税制改革：2010年代の回顧と2020年代の展望
土居文朗（慶應義塾大学）
- 第2節 MMT（現代貨幣理論）はどこが間違っているのか？
國枝繁樹（中央大学）
- 第3節 税収格差是正と税制抜本改革：評価と展望
中里透（上智大学）
- 第4節 生活保護被保護者の就労
林正義（東京大学）
- 第5節 多数を占める中立的な人々の意思決定についての考察
西川雅史（青山学院大学）

© Takero Doi. 2

資料①－3

被保護者の就労収入の分布（自然対数-カーネル密度）

・注：不就労の被保護者は除く。横軸の単位は円其自然対数。赤の垂線は全額控除の上限就労収入をさし、左側は改定前、右側は改定後の値に対応する。

出典：林正義「生活保護被保護者の就労」

© Takero Doi. 3

資料①－4

日本の税制改革

2010年代の回顧と2020年代の展望

土居 文朗
(慶應義塾大学経済学部)
<https://ij.mp/TakeroDoiJ>

© Takero Doi. 4

資料①－5

概要

- 2010年代の回顧
 - ・所得税改革による所得再分配効果
 - ・法人税改革における帰着の分析
 - ・消費税率引き上げの厚生分析
- 2020年代の展望
 - ・消費税率5%引き上げと金融所得課税の税率引き上げの厚生比較

© Takero Doi. 5

資料①－6

2010年代に実施された所得税改革 注）当該暦年収入に適用される税制

税制改正	内 容
2011年	扶養控除の縮減（子ども手当支給等に伴う）
2013年	給与所得控除の上限設定（給与収入1500万円超で控除上限245万円）、復興特別所得税と復興特別住民税の導入、退職所得等に係る個人住民税の額から税額の10%を控除する措置の廃止
2014年	譲渡所得課税の軽減税率廃止（税率10%→20%）
2015年	最高税率引き上げ（4000万円超で45%）
2016年	給与所得控除の上限引き下げ（給与収入1200万円超で控除上限230万円）
2017年	給与所得控除の上限引き下げ（給与収入1000万円超で控除上限220万円）
2018年	配偶者控除と配偶者特別控除の見直し
2020年	基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し、所得金額調整控除の創設

参照：土居文朗『平成の経済政策はどう決まれたか』中央公論新社
<https://www.chuko.co.jp/zenshu/2020/05/110107.html>

© Takero Doi. 6

資料①－７

法人税改革における税率変更										単位：％
年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018		
国の法人税率	30.0	28.05	28.05	25.5	23.9	23.4	23.4	23.2		
法人住民税法人税割税率	5.19	4.85	4.85	4.41	4.13	4.05	4.05	4.01		
事業税所得割税率	7.2	7.2	7.2	7.2	6.0	3.6	3.6	3.6		
法人実効税率	39.54	37.41	37.41	34.62	32.11	29.97	29.97	29.74		
事業税付加価値割税率	0.48	0.48	0.48	0.48	0.72	1.2	1.2	1.2		
事業税資本割税率	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5	0.5	0.5		

注 地方税は標準税率。法人住民税法人税割の税率は、課税標準（国の法人税額）ではなく、国の法人税と同じ課税標準に対する率。また、法人住民税法人税割税率には地方法人税分を含む。事業税所得割税率には地方法人特別税分を含む、外形標準課税対象法人に対する税率。

参照：土居文朗『入門 財政学（第2版）』日本評論社 <https://bit.ly/DoiPbF2>

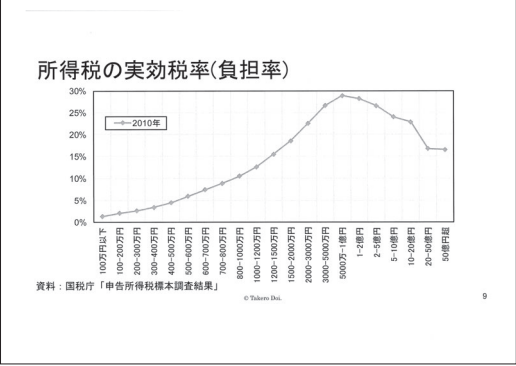
資料①－８

消費税率の引上げ	
・2012年 8月	社会保障・税一体改革関連法成立 （消費税率を2014年 4月に 8％、2015年10月に10％）
・2014年 4月	消費税率を 5％から 8％へ引上げ
・2014年11月	安倍首相、消費税率10％への引上げを2017年 4月に延期、 景気判断条項削除を表明（2015年 3月税制改正法成立）
・2016年 6月	安倍首相、消費税率10％への引上げを2019年10月に再延期 を表明（2016年11月消費税率引上げ時期変更法成立）
・2019年10月	消費税率の標準税率を 8％から10％へ引上げ

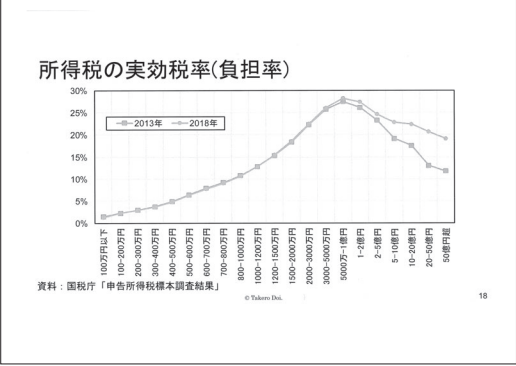
➢消費税制の「経過措置」（6ヶ月前から新税率適用）

参照：土居文朗「消費増税延期はこれではなくなった」（2019年6月8日）<https://j.mp/YIdoi44>

資料①－９



資料①－10



資料①－11

ジニ係数とReynolds-Smolensky index		
	ジニ係数	Reynolds-Smolensky index
改正前（2012年所得）	0.3245120	—
税制改正		
2013年	0.3239393	0.0005727
2014年	0.3237927	0.0001466
2015年	0.3235188	0.0002739
2016年	0.3234281	0.0000907
2017年	0.3233143	0.0001138
2018年	0.3230030	0.0003113
2020年	0.3230953	-0.0000923
2020年：社会保障制度の調整後	0.3223393	0.0007559

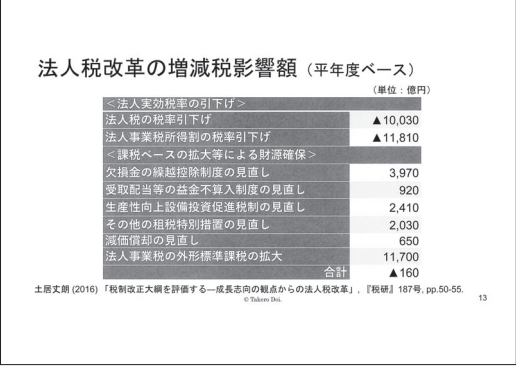
Reynolds-Smolensky indexは、ジニ係数の対前年差

出典：Doi and Kurita (2021)

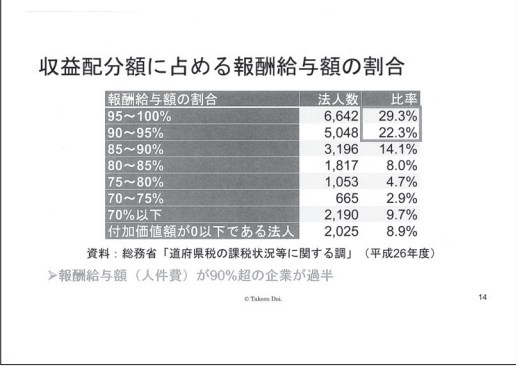
資料①－12

2015・2016年度法人税改革	
税収＝税率×課税ベース	
➢法人実効税率による減収	
➢税収中立とする代替財源をどこに求めるか	
□法人実効税率を20％台に引下げ	・ 34.62％→29.74％
□採用された法人税の課税ベース拡大策	
●欠損金の繰越控除の縮小	資本金1億円超の企業にのみ適用
●受取配当益金不算入割合の縮小	
●外形標準課税の拡大（税率引上げ）	
●租税特別措置の縮小	
●減価償却の一部を定率法から定額法へ	

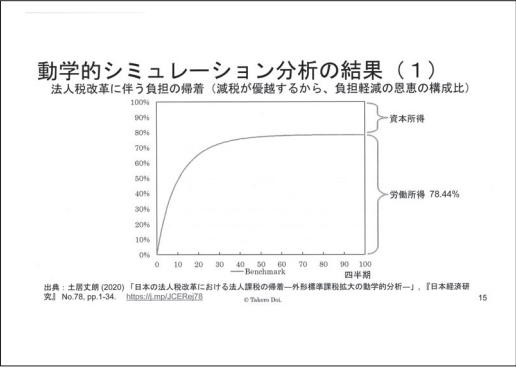
資料①－13



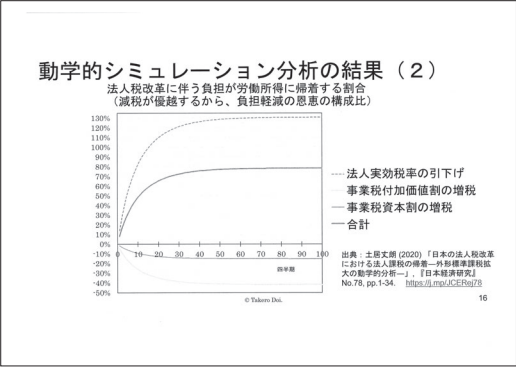
資料①－14



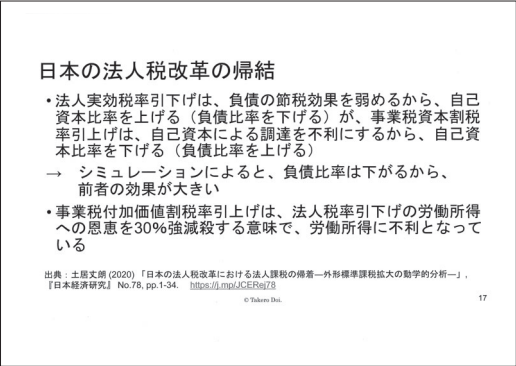
資料①－15



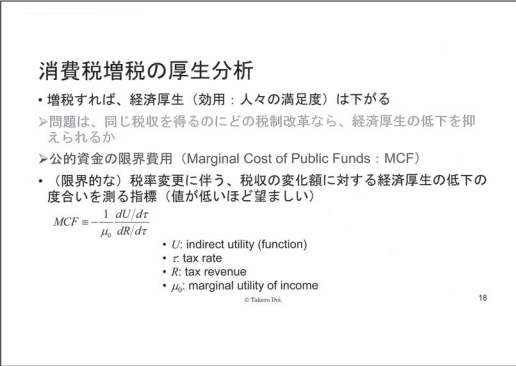
資料①－16



資料①－17



資料①－18



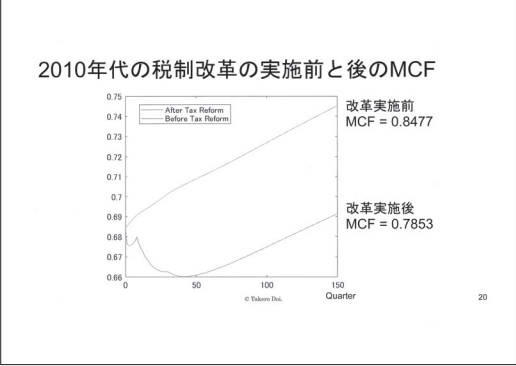
資料①－19

2010年代の税率変更

※利子所得税率は、動学的シミュレーション分析の解法の都合で固定。実際には復興特別所得税が賦課されている。

税率	2012Q1	2012Q2	2013Q1	2014Q1	2014Q2	2015Q2	2016Q2	2018Q2	2019Q3	長期均衡
第4四半期	1	2	3	4	5	13	17	23	31	160年平均
消費税	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.1	0.1
総合	0.36	0.36	0.36084	0.36084	0.36084	0.36084	0.36084	0.36084	0.36084	0.36084
利子	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
所得税	0.1	0.1	0.10147	0.20315	0.20315	0.20315	0.20315	0.20315	0.20315	0.20315
法人税	0.1	0.1	0.10147	0.20315	0.20315	0.20315	0.20315	0.20315	0.20315	0.20315
事業税	0.3519	0.32902	0.32902	0.32902	0.32902	0.32902	0.32902	0.32902	0.32902	0.32902
行財政	0.072	0.072	0.072	0.072	0.072	0.06	0.036	0.036	0.036	0.036
道府	0.0048	0.0048	0.0048	0.0048	0.0048	0.0072	0.012	0.012	0.012	0.012
市町村	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.005	0.005	0.005	0.005
住民税	1.53915									
税金										1.64298
法人税には										
法人住民税										
を徴収										
										19

資料①－20



資料①－21

2010年代の税制改革の厚生分析

- 2010年代の税制改革によって、2011年度当時の税制よりも、長期均衡（定常状態）での税収は増加した
- 2010年代の税制改革によって、2011年度当時の税制よりも、MCFは低下し、経済厚生は改善した
- 2010年代の税制改革・・・法人税率を引き下げて、消費税率を引き上げることで、租税による資源配分の歪みを是正

© Takero Doi. 21

資料①－22

日本の税制改革
2020年代の展望

土居 丈朗
(慶應義塾大学経済学部)
<https://j.mp/TakeroDoiJ>

© Takero Doi. 22

資料①－23

2020年代に想定される税制改革の厚生比較

➢消費税率の引上げ（10%→15%）

- 第1期四半期に5%税率を引き上げてそのまま維持して新しい定常状態に到達
- 税率引上げ後（無限先の将来まで）のMCF
- これと同じ税収が定常状態で得られる税制改革
- 消費税率の引上げ時期を遅らせる（1～5年後）
- 消費税率を5年かけて毎年1%ずつ引き上げる
- 金融所得課税の25%への税率引上げ

© Takero Doi. 23

資料①－24

税制改革後のMCF

	MCF
第1四半期に消費税率5%引上げ	0.7581
第5四半期に消費税率5%引上げ	0.7591
第9四半期に消費税率5%引上げ	0.7599
第13四半期に消費税率5%引上げ	0.7607
第17四半期に消費税率5%引上げ	0.7615
消費税率毎年1%ずつ引上げ	0.7599
第1四半期に金融所得課税の税率引上げ	0.7834
改革前の定常状態での税収(第0期)	1.64298
改革後の定常状態での税収(第150期)	1.74497

© Takero Doi. 24

Figure 1 consists of four graphs arranged in a 2x2 grid, illustrating the transition process of the economy. The x-axis for all graphs is 'Quarter' (0 to 150). The y-axis for the top row is 'W' (0 to 5) and for the bottom row is 'Net worth to total assets ratio' (0.2% to 1.0%).

- Top-left graph:** Shows the ratio of net worth to total assets (W) over time. The curve starts at 0, rises sharply to a peak of approximately 4.5 at quarter 10, and then gradually declines towards 0 by quarter 150.
- Top-right graph:** Shows the ratio of net worth to total assets (W) over time for three different scenarios: $r^1 = r^2 = r^3$, $r^1 > r^2$, and $r^1 < r^2$. The curves start at 0 and rise towards 1.0% by quarter 150.
- Bottom-left graph:** Shows the ratio of net worth to total assets (W) over time for three different scenarios: 1) Net worth to total assets ratio increases, 2) Net worth to total assets ratio decreases, and 3) Net worth to total assets ratio remains constant. The curves start at 0, rise sharply to a peak of approximately 0.8% at quarter 10, and then gradually decline towards 0 by quarter 150.
- Bottom-right graph:** Shows the ratio of net worth to total assets (W) over time for three different scenarios: 1) Net worth to total assets ratio increases, 2) Net worth to total assets ratio decreases, and 3) Net worth to total assets ratio remains constant. The curves start at 0 and rise towards 1.0% by quarter 150.

© Takuro Dai.

2020年代の税制改革の展望

- ・消費税率の上げを遅らせるほど、MCFは上昇する
- ・消費税率を段階的に下げることとは、消費税率上げを遅らせる効果と同様の効果をもたらす
- ・消費税率上げの方が、金融所得課税の税率上げよりも、MCFは低い
- ・消費税率上げの方が、金融所得課税の税率上げよりも、経済厚生面で望ましい
- ・消費税率上げは、遅くなるほど経済厚生を悪化させる
- ・消費税率の上げを早期に行うことが経済厚生面から望ましい
- ・消費税率の早期上げは、上げた後のGDP減少の影響を小さくできる

© Takumi Doi.

27

「加齢が意思決定に与える影響」

駒村 康平
慶應義塾大学経済学部教授
ファイナンシャル・ジェロントロジー
研究センター長

世界で高齢化が進む世界
世界で上昇する中位年齢（日本は55歳へ）

Legend:

- 世界平均 (World Average)
- 高所得国 (High Income Countries)
- 中所得国 (Middle Income Countries)
- 低所得国 (Low Income Countries)
- アメリカ (USA)
- ドイツ (Germany)
- フランス (France)
- ロシア (Russia)
- インドネシア (Indonesia)
- 日本 (Japan)

Source: UN World Population Prospects 2012 (1) 98歳

[illegible]

新型コロナの影響：出生低位だと6パターン すべて50%を切る

令和元(2019)年財政検証での所得代替率の見通し

☐ 人口に関する6通りの前提と、経済に関する6通りの前提を組み合わせた12通りの前提で将来所得代替率の推定は53.6%（ケースⅠ・出生低位・死中位）→99.7%（ケースⅥ・出生高位・死中位）と幅広い。

	出生率に関する前提	死亡率に関する前提	所得代替率に関する前提
ケースⅠ	出生率低位（2025年） 1.80%（2025年）	死亡率中位（2025年） 1.20%（2025年）	所得代替率中位（2025年） 53.6%（2025年）
ケースⅡ	出生率低位（2025年） 1.80%（2025年）	死亡率低位（2025年） 1.00%（2025年）	所得代替率低位（2025年） 50.0%（2025年）
ケースⅢ	出生率低位（2025年） 1.80%（2025年）	死亡率高位（2025年） 1.40%（2025年）	所得代替率高位（2025年） 57.2%（2025年）
ケースⅣ	出生率中位（2025年） 1.85%（2025年）	死亡率中位（2025年） 1.20%（2025年）	所得代替率中位（2025年） 54.5%（2025年）
ケースⅤ	出生率中位（2025年） 1.85%（2025年）	死亡率低位（2025年） 1.00%（2025年）	所得代替率低位（2025年） 50.9%（2025年）
ケースⅥ	出生率高位（2025年） 2.00%（2025年）	死亡率中位（2025年） 1.20%（2025年）	所得代替率中位（2025年） 99.7%（2025年）

注：出生率・死亡率は、2025年（令和7年）の推定値。出生率・死亡率の推定は、出生率・死亡率の推定値を、出生率・死亡率の推定値に置き換えて算出。所得代替率の推定は、出生率・死亡率の推定値を、出生率・死亡率の推定値に置き換えて算出。所得代替率の推定は、出生率・死亡率の推定値を、出生率・死亡率の推定値に置き換えて算出。

出典：社会保障審議会年金数値部会2019年財政検証レビュー

今後の高齢者数の見通し：75歳人口の動向

65歳以上人口の構成と「75歳以上人口に占める75歳以上人口」の比率（％）

65歳、75歳以上人口（人数（単位1000人）、75歳以上比率（％）、女性比率（％）の推計

2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065

● 65歳以上人口 ● 75歳以上人口 ● 75歳以上人口の女性比率 ● 75歳以上人口に占める75歳以上人口の女性比率

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年）より作成

[illegible]

神経経済学からのアプローチ

固定する人間性？合理的経済人か？

(全知) (情報完全) = 全能 (豊穡) (判断能力がある))

その前提の仮定が経済学の優位性を構築
全視域のため説明できなければ問題ない。(フリードマンのポジ
ティブエコノミクス)

1. 意思決定とは：外界の刺激を受けて、意思を決定するものと決
定する神経回路の機能。大脳皮質、基底核、ドーパミン放出
ニューロンによって支配する。

2. 認知機能の仕組み：外界に存在する一世界を認識する。目
標物や意思-ゴールを設定する-意思決定-実行行動
を記憶するコグニティブ・注意、実行機能 (計画、意思決定の
実行)、作業記憶 (一時的メモリ)

前頭前野、嗅覚、視覚体、基底核、視床、神経調節系をつつ
つて情報処理をする。

3. 機能とは「自然的な生体の反応が精神活動によって引き
起こされること」(認知とか、身体性に関わる)

4. 加齢やストレスによる認知機能の低下

5. メタ認知 (金銭リテラシーの教育) を使って、効果
的な事前の準備を行う (フースト)

19

加齢とともに増加する金融資産額とリスク性資産の割合

加齢と金融資産合計額（万円：左）、リスク性資産（株式・債券・信託等）割合（％：右）

年齢	合計金融資産 (万円)	リスク性資産の割合 (%)
10代	~1000	~4.0%
20代	~2500	~5.0%
30代	~4000	~7.0%
40代	~5000	~9.0%
50代	~5500	~11.0%
60代	~5800	~13.0%
70代	~5500	~12.0%

■ 合計金融資産 ■ リスク性資産の割合

出所：総務省「平成21年全国消費実態調査」偏置データより筆者作成

注：総務省総研「全国消費実態調査」の調査情報は筆者が独自抽出したものである。そのため全国消費実態調査の全体数としての整合性があるとは限らない。また、世帯数としての集計には必ずしも標準誤差に留意が必要である。今回、調査数値の利用を目的としたため、総務省統計局の公表値と一致する標準誤差は、なお、本報告には採用しなかった。この点の留意も必要である。

「金融資産」の高齢化

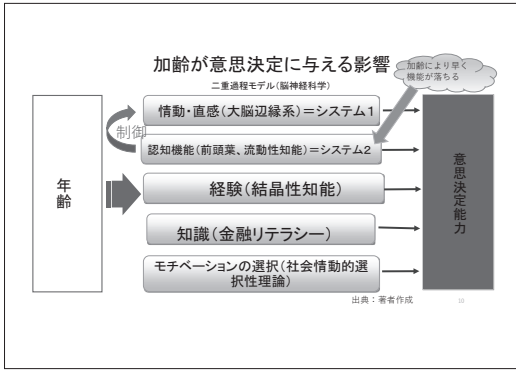
55歳未満率：29%（2014）→28%（2020）→26%（2025）
→24%（2030）→21%（2035）→20%（2040）

金融資産の高齢化（年別金融資産の保有割合の推計）
日本金融経済総合協会（日本経済）「2019年報2」より作成

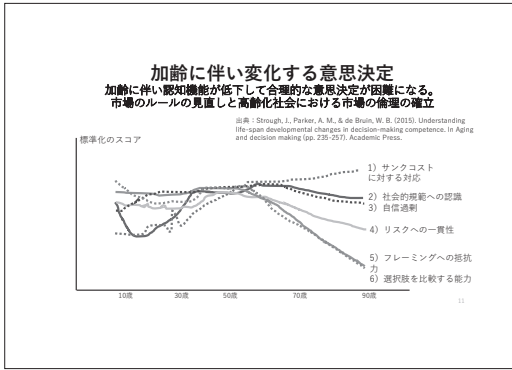
Year	55歳未満	55-64	65-74	75-84	85歳以上
2014	29%	22%	23%	15%	9%
2020	28%	23%	21%	16%	8%
2025	26%	23%	22%	16%	7%
2030	24%	31%	25%	14%	7%
2035	21%	30%	25%	14%	10%
2040	20%	30%	23%	11%	16%

■55歳未満 ■55-64 ■65-74 ■75-84 ■85歳以上

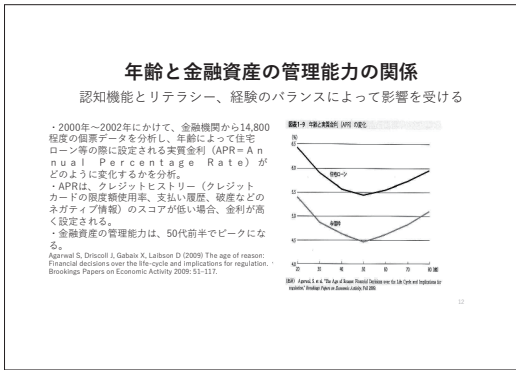
資料②-10



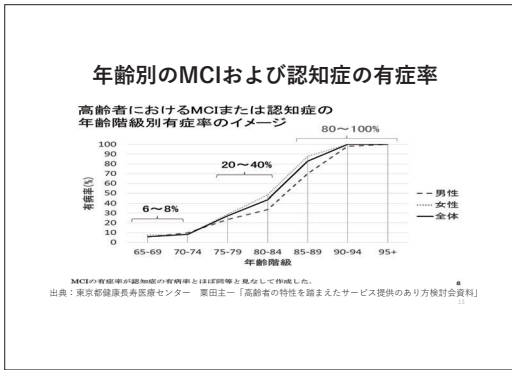
資料②-11



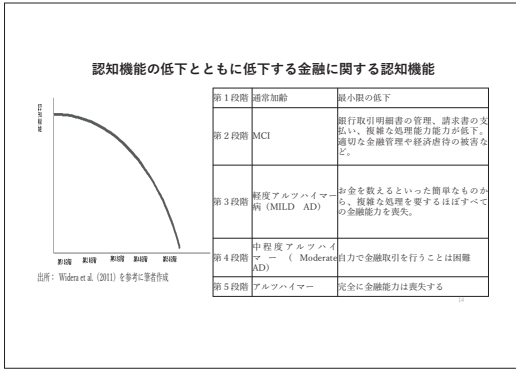
資料②-12



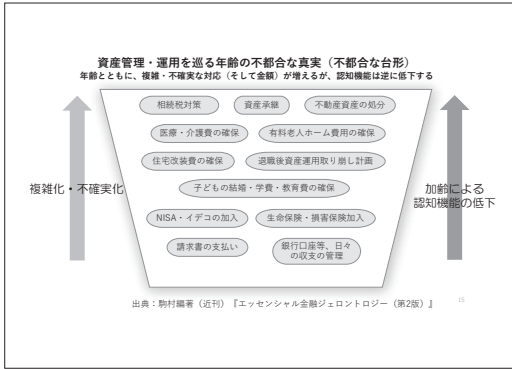
資料②-13



資料②-14



資料②-15



資料②－16

資産の高齢化と金融ジェロントロジーの役割

- 個人金融資産約1,900兆円の7割近くを高齢者が保有する。（認知症の方の保有は100兆円程度。将来は200兆円）
- 高齢化の進展とともに高齢者の保有する個人金融資産の割合は一層上昇する。
→「資産の高齢化」と投資の不活性化
- 地域別に見ると資産の高齢化に大きな違いが出てくる。（大都市近郊で顕著）

16

資料②－17

加齢と資産管理・運用の関係

- 認知症まで至らなくても認知機能の低下は加齢とともに進む。
（正常加齢）による行動変化
- 年齢とともに低下する「論理的、推論的」な認知機能
- 年齢とともに経験、直感に依存する傾向が強まる。
- 年齢と金融資産運用・管理の関係
- ハーバード大学ディビット・レイブソン：認知能力と資産運用のパフォーマンスの関係→50歳代が経済的判断の「スイートスポット」
- 70歳代：認知能力の低下と資産の蓄積→認知機能の変化とともに個人金融資産の活用が停滞する。

17

資料③－1

2025年以降の
社会保障制度の持続可能性

一橋大学 経済学研究科
& 国際・公共政策大学院
山重慎二

資料③－2

はじめに

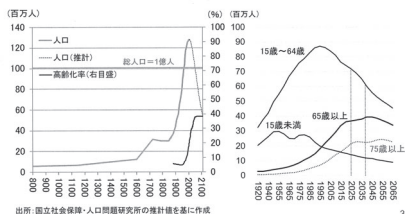
- 団塊世代（1947年～49年生まれ）が全員75歳以上（後期高齢者）となる2025年から10～15年程度の時期は、社会保障制度や財政が最も厳しい状況に陥ると想定される。
 - 1947年生まれば約268万人、1948年生まれば約268万人、1949年生まれば約270万人であり、3年間の合計出生数は約806万人
- 少子高齢化・人口減少、低成長、巨額の公的債務といった日本の現状を冷静に考えると、現在の日本の社会保障制度そして社会は持続可能とは思えない。
- 社会保障制度や社会の持続可能性を確保するためには…
 - 「税制と社会保障制度の一体改革」だけでは不十分であり、「日本の制度・政策の体系的な見直し」が必要
- 財政制度（税制、社会保障制度、地方財政制度など）
- 社会政策（家族政策、労働政策、移民政策、教育政策、地域政策など）
- 経済政策（財政・金融政策、産業政策、成長政策など）

2

資料③－3

1. 2025年～2040年の社会経済
1.1 人口動態

- 日本の長期人口動態

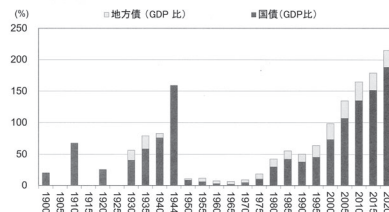


出所：国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に作成

3

資料③－4

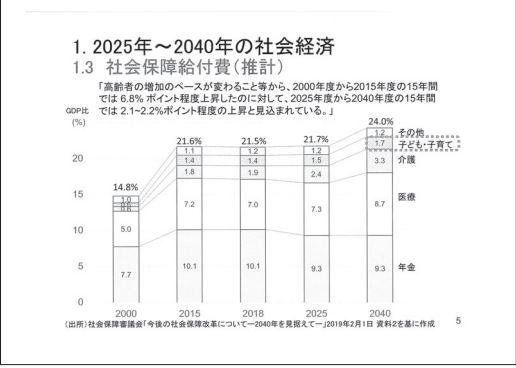
1. 2025年～2040年の社会経済
1.2 財政



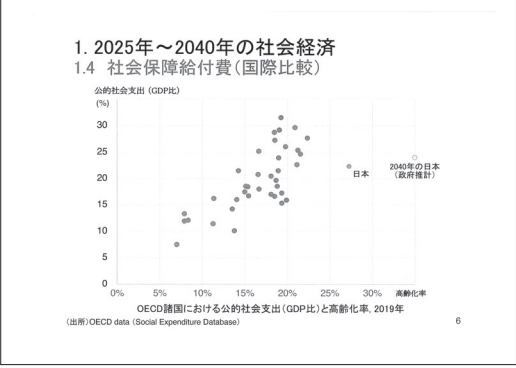
(出所) 林・寺井・金澤 編(2001)『日本財政要覧(第8版)』東京大学出版会、財務省、内閣府資料など
注：国債および地方債には、「借入金」等は含まない。

4

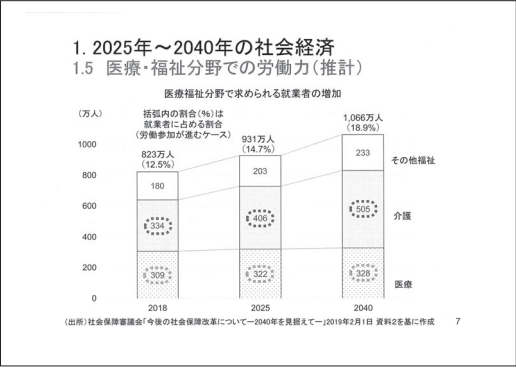
資料③－５



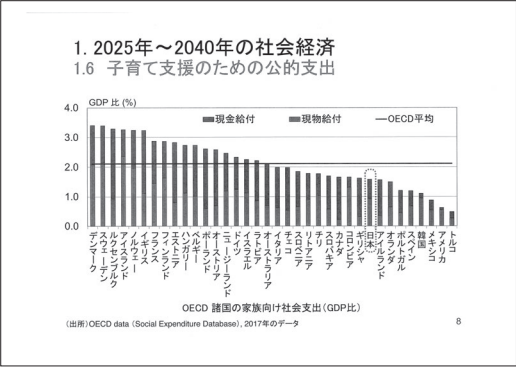
資料③－６



資料③－７



資料③－８



資料③－９

2. 課題先進国となった本質的問題
2.1 先送り問題とタダ乗り問題

社会保障制度の持続可能性を脅かす2つの問題 ...

① 先送り問題

- 日本では、失敗への制裁が大き一方で、成功への報酬が低いので、楽観的な見込みを示すことで、抜本的な問題解決を避けようとする。
- 問題発見・問題解決能力が低いと、先送りが起こりやすい。
➢「先送り」の例: 財政再建、社会保障改革、少子化対策、大学改革など

② タダ乗り問題

- 政府が安全・安心を提供しようとして、寛容な所得保障を行う結果、その仕組みへの「タダ乗り」が発生し、社会の持続可能性が低下する
- 寛容な公助が、自助・共助を低下させる(モラル・ハザード問題)
➢ 寛容な所得保障の例: 年金、第3号被保険者制度、生活保護、終身雇用、年功制、交付税交付金など
➢ 「タダ乗り」の例: 少子化、年金未納・未加入、低学力・貧困、引きこもり、低い生産性・イノベーション、女性の労働不参加、地方の過疎化など

9

資料③－10

3. 持続可能性を高めるために何をすべきか
3.1 保護から強化へ

「課題先進国」ということは、「政策後進国」ということ。

① インセンティブ・システムの強化

- タダ乗りや先送りが生じているのは、政府が十分な財源を確保しないまま、(身の丈に合わない)所得保障や保護を与えようとしてきたから。
- その結果、巨額の公的債務が累積し、保護システムへの「タダ乗り」が生まれ、自助や共助が低下している。少子化も、社会保障の充実が一因があり、そのような自助・共助の低下現象と考えられる。
- 現在の社会保障システムを持続可能とするためには、自助・共助のインセンティブを強化する政策(例えば子育て支援など)の充実が必要。

② 教育・訓練の充実

- 保護水準を引き下げ、自立のインセンティブを与えながら、潜在力を開発・活用できなかった人たち(女性、高齢者、障がい者など)のエンパワメント(潜在力の開花支援)を通じて、問題解決能力を高めて、生産活動に参加してもらうことで、社会の持続可能性を高める。

10

資料③－11

3. 持続可能性を高めるために何をすべきか

3.2 女性と全体最適

③ 女性のエンパワメント

- 2025年以降も、国民の安心と制度の持続可能性を高めるためには、日本の女性の選択が極めて重要。
- 女性が自立できる環境を社会的に整えて、女性に、養われる人ではなく、自立できる人になってもらうことが、女性そして子どもの安心を高めるとともに、社会保障制度や財政の持続可能性を高める。
- 男性も女性も自立できる環境づくり
 - 保育サービスや介護サービスの充実(質の高いサービス・人材確保)
 - ワーク・ライフ・バランスを取りながら管理職を目指す職場・社会環境づくり
 - 教育・訓練の機会の充実
 - 被扶養配偶者を支援する政策の廃止

④ 制度・政策の一体的な再設計

- 社会システムの全体最適を目指す

11

資料③－12

(参考) 男女平等と社会経済のパフォーマンス

国	男女平等指数(順位)	合計出生率(%)	25-54歳の女性の労働参加率(%)	1人当りGDP(\$)	子どもの貧困率(%)	管理職に占める女性の割合(%)	国政(下院)の女性の議員の割合(%)	労働力社会支出のGDP比(%)	経済成長率(%)
アイスランド	1位	1.81	87.5	45,416	7.2	39.5	41.3 (11位)	3.40 (240)	24
ノルウェー	2位	1.73	83.9	49,055	7.3	33.7	41.5 (10位)	3.30 (190)	25
フィンランド	3位	1.65	83.5	100,579	3.7	32.5	39.6 (15位)	3.10 (170)	24
スウェーデン	4位	1.85	88.3	58,014	9.1	39.6	43.6 (5位)	3.60 (220)	25
アイルランド	5位	1.94	74.8	59,129	10.8	30.9	37.4 (21位)	2.20 (0.60)	23
イギリス	15位	1.92	83.0	44,099	11.3	30.9	26.2 (56位)	2.90 (140)	20
フランス	18位	1.80	80.0	52,985	11.2	34	19.4 (96位)	3.40 (120)	20
アメリカ	28位	1.84	73.7	39,372	19.9	39.4	29.4 (47位)	0.70 (0.60)	-
日本	101位	1.45	75.2	38,468	13.9	13	9.5 (119位)	1.30 (0.60)	10
韓国	115位	1.24	65.4	25,975	7.1	10.5	16.3 (113位)	1.20 (100)	10

注: 2015年前後の世界経済フォーラム及びOECDのデータベース等のデータ

12

資料④－1

Covid-19への政策対応

…… 国際比較の視点

大森正博 (お茶の水女子大学)

於 稲研大会

2021年9月14日

1

資料④－2

本日のお話の流れ

- 1 日本におけるCovid-19と国際比較
- 2 Covid-19に対する政策の検討

1

資料④－3

Covid-19とそのもたらす問題

- Covid-19(Corona virus Disease (20)19) = 新型コロナウイルス感染症
- ウイルス SARS-CoV-2により引き起こされる病気。
- ヒトに感染することによって発症する気道感染症。(ウイルス性の広義の「感冒」の一種)
- 経緯……2019年12月に、中国の湖北省の武漢において、原因不明の肺炎が発生し、感染が拡大。
- ウイルスが変異をして、感染力を増加させる。
- アルファ株、ベータ株、ガンマ株、デルタ株、……

2

資料④－4

Covid-19とそのもたらす問題

……国際比較

- 日本と海外の状況
- アジア 日本、韓国、中国、台湾
- オセアニア オーストラリア ニュージーランド
- アメリカ USA (北米)、ブラジル (南米)
- ヨーロッパ フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、UK、スウェーデン、ロシア
- ①新規感染者数(人口100万人あたり)の推移。
- ②新規死者数(人口100万人あたり)の推移。
- ③実効再生産数の推移。

3

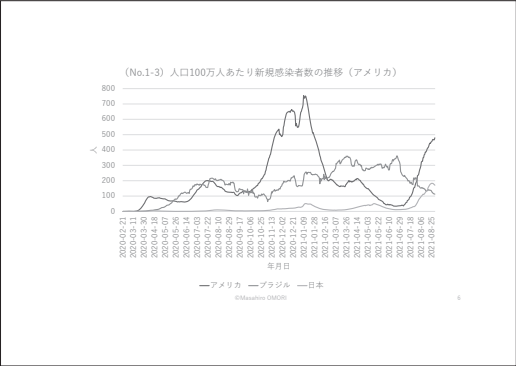
資料④－５



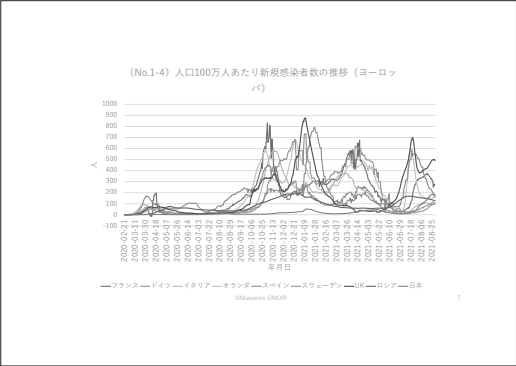
資料④－６



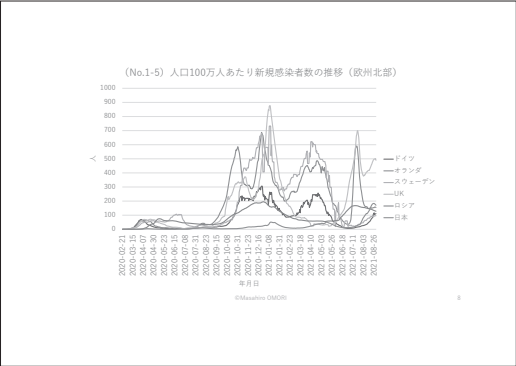
資料④－７



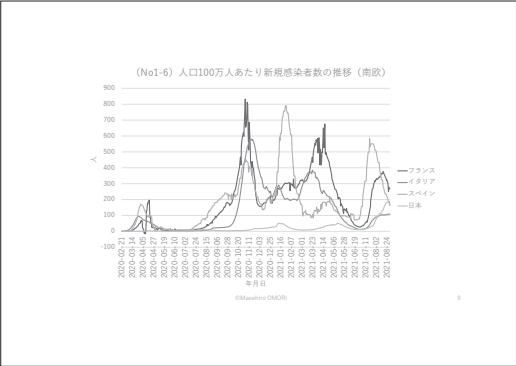
資料④－８



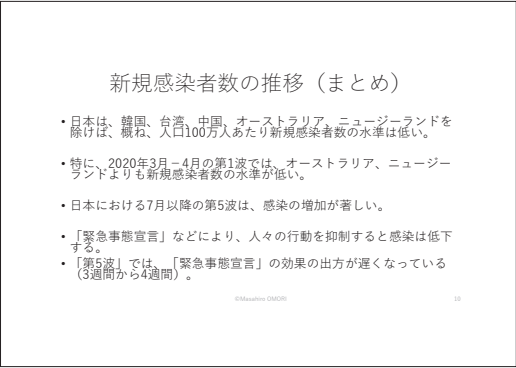
資料④－９



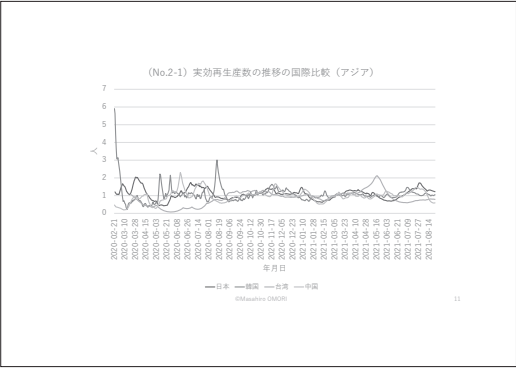
資料④－１０



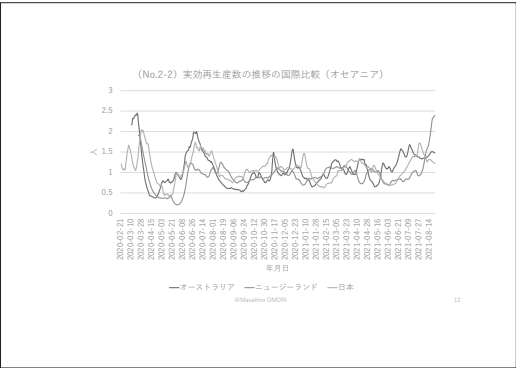
資料④－11



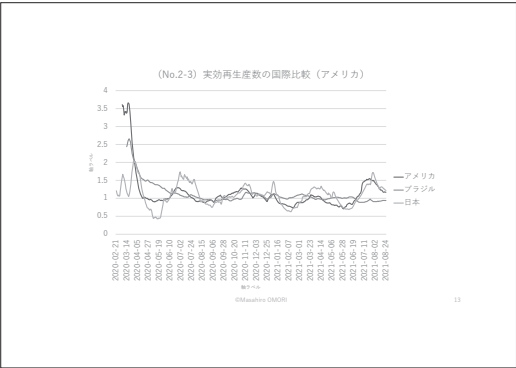
資料④－12



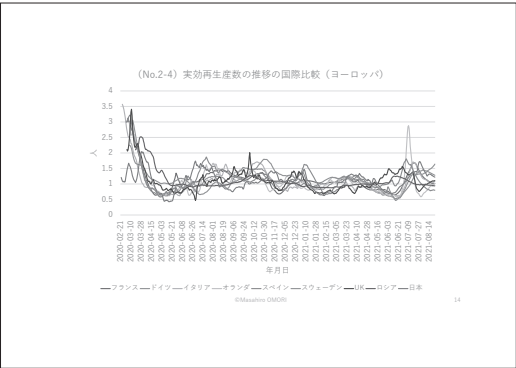
資料④－13



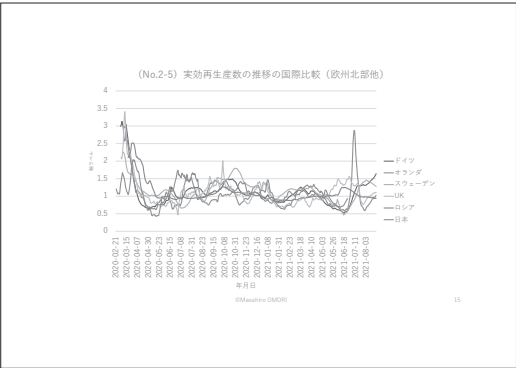
資料④－14



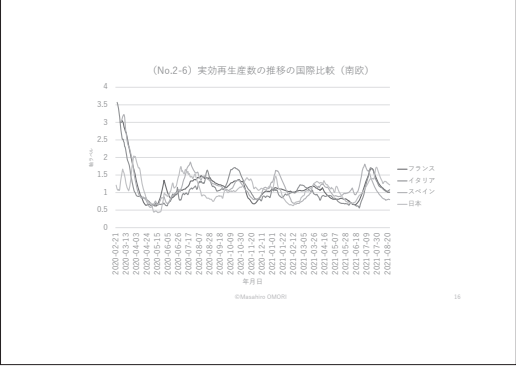
資料④－15



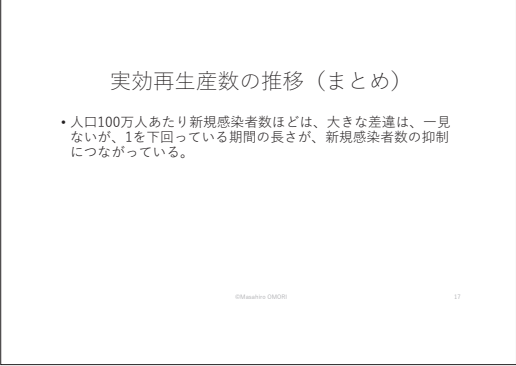
資料④－16



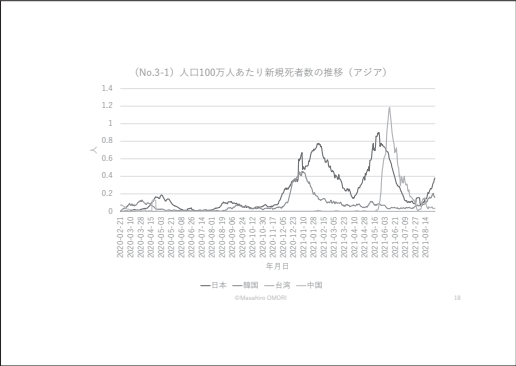
資料④－17



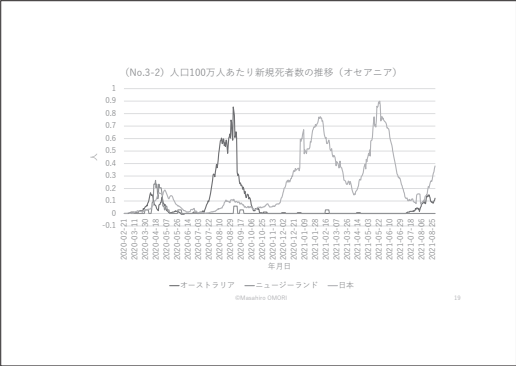
資料④－18



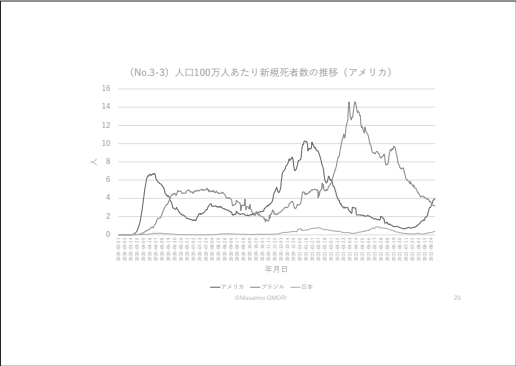
資料④－19



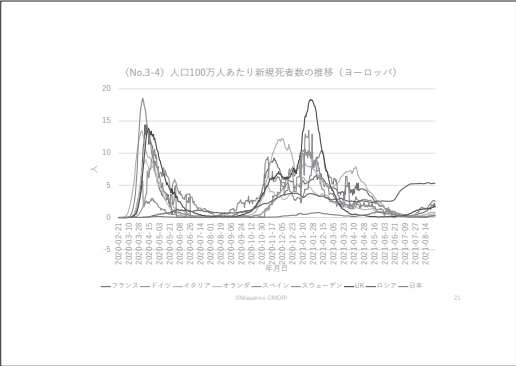
資料④－20



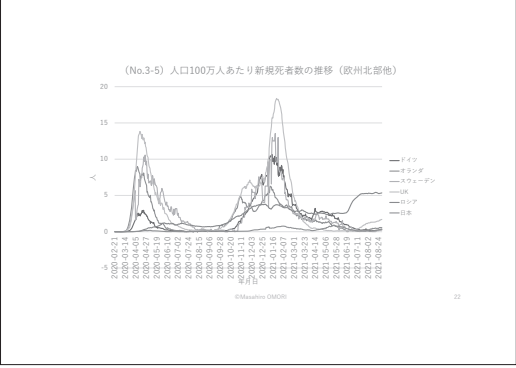
資料④－21



資料④－22



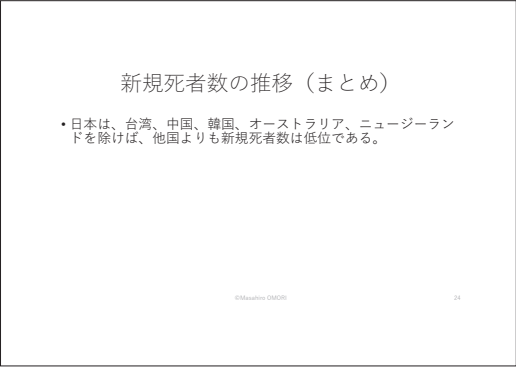
資料④-23



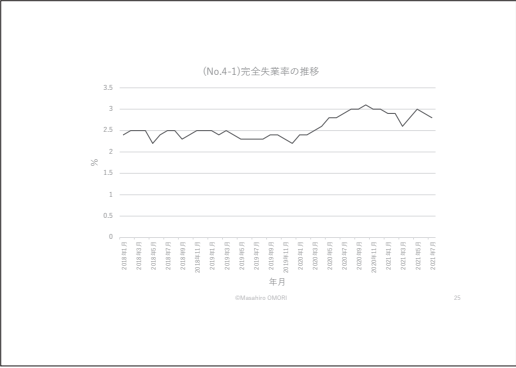
資料④-24



資料④-25



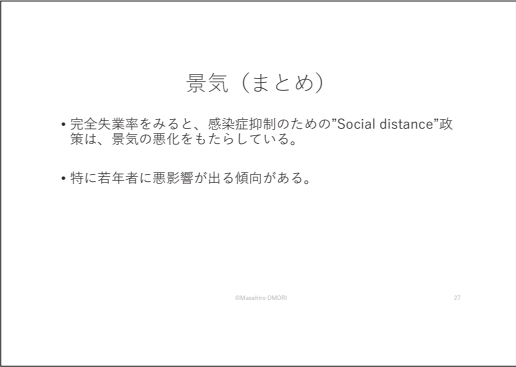
資料④-26



資料④-27



資料④-28



資料④-29

Covid-19と政策 (1)

- Covid-19は、「外部性 (Externality) 」として捉えることができる。
- 外部性のある場合、市場経済において、消費者、生産者以外の第三者、政府が、政策を発動する必要がある。
- その政策として、(1) 「公衆衛生 (Public Health) 」がある。
- また、(2) 感染症のワクチン、治療薬の開発・生産、病床の確保を始め、医療供給体制の強化が必要である。
- また、(3) 感染症の流行による景気悪化に対する政策が必要である。
- 長期的には、(4) Covid-19の流行と共に変化する産業の変化に対応した政策が必要である。

資料④—30

Covid-19と政策 (2)

- (1) 公衆衛生 (Public Health)
 - ・ 予防サービス (Prevention) ……ワクチン、マスク着用、"Social distance"、"Stay Home"
 - ・ 予防サービスに実効性を果たすために、以下の措置を行う。
 - ① 1 指定感染症 (二種感染症相当) (感染症法) (2020年4月1日指定)。
 - ② 二種感染症 (二種感染症相当) ①より、危険性が高い、早急な対応が必要となる。(結核、ジフテリア、百日咳、インフルエンザ等) 第31条 生活衛生の33使用制限。
 - ③ 第32条 禁煙に係る措置 (禁煙の立入制限等)。
 - ④ 第33条 交通の制限又は遮断。第44条の2 禁煙に係る措置等に関する規制の公告、第44条の3 感染症の予防衛生による経済活動 (就業制限の報告、外出自粛等の要請)、第44条の5 都道府県による経済活動。
 - ⑤ 検査法に基づく感染症に指定。
 - ⑥ 予防接種法に基づく検疫。

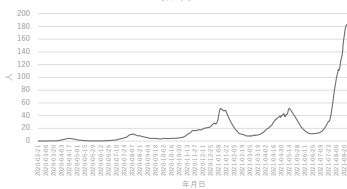
資料④—31

Covid-19と政策 (3)

22. 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（平成29年12月23日第31回）、第2回（2021年1月22日）の議定書。議決後12月23日修正。参議院で2月23日第31回、同日可決。2月13日施行。
23. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を改正法の施行日から、最長2年間本法の対象とする。
24. 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置法の創設。
25. 重要事項の決定等の要請。要請にない場合の命令。命令に違反した場合の過料を懲罰費として犯罪者の科料に代えて……20万円以下の罰金）の下置き。まん延防止等重点措置として犯罪者の科料に代えて……20万円以下の罰金）の下置き。
26. 新型コロナウイルス等緊急事態審議会。
27. 新型コロナウイルス等緊急事態審議会。施設の使用制限等の要請に応じないに対する命令を可能とする。
28. (1) 治療の開始
- (2) 治療の中止
29. 生産者が自衛的に行う生産や、生産を行うインセンティブがある。政府は、生産者が自衛的に行う生産を促進すると公認する。

資料④—32

(1-1-1) 人口100万人あたり新規感染者数の推移
(日本)



資料④-33

“Social distance”政策と新規感染者数
(1)

- ・ 4月7日 緊急事態宣言
- ・ 第1のピーク …… 4月15～18日
- ・ 5月に低下
- ・ 5月25日 緊急事態宣言解除
- ・ 7月に入って増加
- ・ 7月22日 「Go to トラベル」 適用開始
- ・ 第2のピーク …… 8月第1週
- ・ 11月に入って増加。
- ・ 12月28日 「Go to トラベル」 中断
- ・ 第3のピーク …… 1月7～10日
- ・ 2021年1月8日～3月21日 緊急事態宣言（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）

資料④-34

“Social distance”政策と新規感染者数
(2)

- ・ 2021年1月14日～3月7日 東京都、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
- ・ 2021年4月25日～6月20日 東京都、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県
 - ・ 5月12日～6月20日 愛知県、福岡県
 - ・ 5月16日～6月20日 北海道、岡山県、広島県
 - ・ 5月23日～9月24日[※] 沖縄県
- ・ 第4のピーク 2021年5月13～14日
- ・ 2021年7月12日～9月24日[※] 東京都
 - ・ 8月2日～9月24日[※] 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
 - ・ 8月20日～9月24日[※] 茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、福岡県
- ・ 8月27日～9月12日 愛知県、岡山県
- ・ 8月27日～9月24日[※] 北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県
- ・ 第5のピーク 2021年8月24～25日

資料④－35

“Social distance”政策と新規感染者数 (3)

- まん延等防止重点措置
- 2021年8月2日～9月12日 石川県
- 8月8日～9月12日 福島県、熊本県
- 8月20日～9月12日 富山県、山梨県、愛媛県
- 8月20日～9月12日 香川県、鹿児島県
- 8月27日～9月12日 高知県、佐賀県、長崎県
- 8月27日～9月12日 宮崎県
- 9月13日～9月30日 宮城県、岡山県

©Masahiro OMCOR 34

資料④－36

Covid-19と政策 (4)

- (3) 景気対策
- 公衆衛生政策、感染症流行を受けての人々の行動変容の両者による需要減（外食産業、旅行・観光産業、交通産業等）、供給の減少。
- 課題：
- 雇用・所得
- 政策手段：
- 需要側
- ①補助金……「特別定額給付金」。
- 供給側：
- ②持続化給付金……主として中小企業に対する補助金。
- ③資金繰り支援……日本政策金融公庫等を通じた、企業に対する融資。
- ④需要減の特定産業に対する需要喚起策……“Go to キャンペーン”

©Masahiro OMCOR 35

資料④－37

Covid-19と政策の評価 (1)

- (1) 公衆衛生
- ①“Social distance”政策
- “Social distance”を保つ政策には一定の効果がある。
- 実際に採用されている政策
- “Social distance”を保っていない個人でなく、利用される施設に対する罰則（科料）。
- しかし、本来は、個人の行動に罰則（科料）を科す政策が採られるべきである。

©Masahiro OMCOR 36

資料④－38

Covid-19と政策の評価 (2)

- ペナルティを科して、価格をP1からP2に上げる。
- しかし、政策効果は、需要の価格弾力性によって異なる。

©Masahiro OMCOR 37

資料④－39

Covid-19と政策の評価 (3)

- 個人の行動
- 感染の恐怖があっても、“Social distance”を保てない外出が、“Stay home”よりも魅力的であった場合には、「四人のジレンマ」状況に陥り、外出を選択。（ナッシュ均衡は、（個人A、個人B）＝（外出、外出））

		個人B	
		外出しない	外出
個人A	外出しない	(6, 6)	(-1, 10)
	外出	(10, -1)	(3, 3)

©Masahiro OMCOR 38

資料④－40

Covid-19と政策の評価 (4)

- 個人の“Social distance”を保てない外出に対して罰則を科すことで、“Stay home”を選ぶインセンティブを持つ。
- 「外出」に対して、5のペナルティ（罰則）を科す。
- ナッシュ均衡は、（個人A、個人B）＝（外出しない、外出しない）

		個人B	
		外出しない	外出
個人A	外出しない	(6, 6)	(-1, 10-5)
	外出	(10-5, -1)	(3-5, 3-5)

©Masahiro OMCOR 39

資料④-41

Covid-19と政策の評価 (5)

- ・ 監禁費用 (Monitoring cost) とそれに伴う事務費用が、無視できないくらいかかる。
- ・ → 利用される施設に対する罰則 (科料)。(採用されている政策)
- ・ 感染が発生するとされる施設 (例：飲酒を伴う飲食店) が、一律に規制されることの弊害 (費用)。
- ・

40

資料④-42

Covid-19と政策の評価 (6)

- ・ ②ワクチン接種を促進。
- ・ 感染防止の確率の高いワクチンの開発の必要性。
- ・ ワクチン接種についても、“Stay home”政策と同様に個人のインセンティブの問題。
- ・ ワクチン忌避者の存在。（「囚人のジレンマ」）
- ・ → ワクチン接種の報償を与える政策の有効性

資料④-43

Covid-19と政策の評価 (7)

- ・ (3) 景気対策
 - ・ 需要側
 - ① 補助金……「特別定額給付金」。
 - ・ 供給側:
 - ② 特別給付金……主として中小企業に対する補助金。
 - ③ 資金繰り支援……日本政策金融公庫等を通じた、企業に対する融資。
 - ④ 需要減の特定産業に対する需要喚起策……“Go to キャンペーン”

資料④-44

Covid-19と政策の評価 (8)

- ・ 評価：
 - ・ 理論的には、需要側の所得保障を行う必要。
 - ・ しかし、所得補足が十分に行えていない状況で、所得保障に頼ることは事務費用を増加させる。
 - ・
 - ・ 供給側の経営支援を補足的手段として採ることは合理性がある。
 - ・ ④は、感染抑制の観点から合理的な政策ではない。

資料④-45

Covid-19と政策の評価 (9)

- ・ (4) 長期的対策
- ・ 特に、Covid-19の流行と共に変化する産業の変化に対応した
- ・ 政策。
 - ・ 労働者の産業間移動を促す。職業訓練への助成。
 - ・ IT化……金融、在宅勤務、遠隔地間のビジネス交渉をオンラインでできるためのインフラストラクチャの整備、法制の整備。

資料④-46

参考文献・資料

- [illegible]

はじめに
・・・ 1

第1章 財政・税制

〔総論〕
・・・ 6

〔各論〕

第1節 日本の税制改革：2010年代の回顧と2020年代の展望
・・・ 10

第2節 MMT（現代貨幣理論）はどこが間違っているのか？
・・・ 15

第3節 税収格差是正と税制抜本改革：評価と展望
・・・ 17

第4節 生活保護被保護者の就労
・・・ 20

第5節 多数を占める中立的人々の意思決定についての考察
・・・ 24

第2章 社会保障

〔総論〕
・・・ 27

〔各論〕

第1節 2025年以降の社会保障制度の持続可能性
・・・ 33

第2節 幼児教育の無償化に伴う地方財政の課題
・・・ 36

第3節 高等教育の無償化と公私負担の在り方
・・・ 39

第4節 Covid-19への政策対応 …… 国際比較の視点
・・・ 42

第5節 加齢が意思決定に与える影響
・・・ 46

令和3年9月

公益社団法人 日本租税研究協会

おわりに
・・・ 49

消費税引き上げ後の財政と社会保障

はじめに

慶應義塾大学総合政策学部教授 小澤 太郎

2014 年の 4 月に 8%に引き上げられた消費税率の 10%への再引き上げは、2 度延期された。行動経済学のプロスペクト理論によれば、人は自らが損失局面に立たされていると感じた時には、過度なリスクを負う事を厭わない傾向があるという。その意味では、多くの有権者は消費税率を引き上げなくても何とかなるという淡い期待に賭けようとする傾向が強かったのかもしれない。また、同じく行動経済学の双曲型割引モデルによると、人は遠い将来に対して理性的な判断ができる場合でも、一時の誘惑に溺れたり、今やるべき事を先送りしたりする傾向があるという。そうであれば、有権者は必要である事をいくら頭で理解していても、なるべく消費税率のひき上げを先送りしたくなくともしてもし識ではない。

しかし、理由はともあれ、消費税率は 10%に引き上げられたのだから特に問題はないとはとても言える状況にないというのが、我々の現状認識である。そこで「消費税率引き上げ後の財政と社会保障」を全体テーマとして、夏や年末年始の時期を除いて、月に 1 回のベネチアで研究会を開催し、財政経済研究会のメンバー間で研究発表や討論を重ねてきた。但し、2019 年 11 月 14 日の第 2 回目の会合は、外部講師として東京大学の山口慎太郎教授をお迎えして、『家族の幸せ』の経済学』についてご講演頂いた。また、2020 年 7 月 9 日の第 8 回の会合でも、同じく外部講師として一橋大学の渡辺智之教授に「経済のデジタル化と国際課税：最近の状況を中心に」についてご講演頂いた。そして、こうした研究会で得られた学問的成果をまとめたものが、本報告書である。

但し、報告書の内容に入る前に、上記の外部講師の方々のお話について、ここで簡単に触れておく事にしたい。

先ず第 2 回目の山口教授のご講演の前半は、父親の育児休業取得に関するもので、制度だけ見れば育児先進国である我が国の父親の取得率が、僅か 5%（2017 年）に過ぎないとの事実が示された上で、ノルウェーの先進事例の紹介の後に、父親の育児取得率を引き上げる為には、先ずは当初の給付金を十分な額にしたり、会社で表彰したりするなどして、「勇氣ある」父親の背中を押すと共に、育休を取った男性社員が「その後も」職場で不利に扱われなかったとの情報を社内で共有する事が本質的に重要であるとの指摘がなされている。またカナダのケベック州での話ではあるが、育休取得の経験が、その後の父親の子育て時間と家族の時間を増やす効果を持つ事が紹介されている。

山口教授のご講演の後半は、保育園における幼児教育に関わるものである。米国で低所得の黒人家庭の子供達を対象に行われたペリー幼児教育プロジェクトに言及し、幼児教育は将来の高校卒業率や

大人になってからの就業率を引き上げ、生涯労働所得を増加させるだけでなく、生活保護受給率を下げ、警察に逮捕される回数を減らす効果も併せ持つ事が紹介されている。特に、後半の効果は幼児教育を受けた当人に止まらず、社会全体に恩恵をもたらす事から、幼児教育への税金の投入が正当化されるとの指摘は重要であろう。

また、ご自身が関わった日本における調査結果についての分析から、保育園通いが子供の言語発達を促進するだけではなく、恵まれない家庭の子供の多動性・攻撃性を減少させ、行動面を大きく改善する事、さらに、恵まれない家庭の母親に關しても、しつけの質の向上や子育てストレスの大幅な減少、幸福度の大幅な改善が見られた事が示された。そしてこうした恵まれない家庭の子供と母親にとつての上記の好循環を実現する上で、保育の質を高く保ちつつ待機児童の解消を図る事が何より国の政策として望まれると結論付けられている。

次に、第 4 回目の渡辺教授のお話であるが、7 月 9-10 日にベネチアで開催された G20 財務相・中央銀行総裁会議で採択された共同声明の内容と関わっている。G20 では、各国間の法人税率引き下げ競争に歯止めを掛けて、最低税率を少なくとも 15%とすると共に、従来の「PE（恒久的施設）なくして課税なし」の原則が適用されず、グローバル収益が 200 億ユーロ超かつ 10%超の利益率を上げている多国籍企業に対して、その超過利益部分の 20%〜30%を市場国に配分する事が承認されたのだが、これらは 7 月 1 日に OECD/G20 BEPS（税源浸食と利益移転）包摂的枠組み」が公表した「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する 2 つの柱の解決策に関する声明」において示されたものである。

渡辺教授のご講演では、先ず、去年の 7 月 9 日時点までのデジタル化と国際課税を巡る数年間の経緯に触れた後に、「BEPS 包摂的枠組み」で既に提案されていた多国籍企業の利益の再配分に関わる「第 1 の柱（Pillar 1）」の特に「利益 A（Amount A）」の内容の解説と共に、こうした論点に横たわる理論的問題の検討がなされている。例えば、市場国の顧客・ユーザーが提供するデータ・情報が多国籍企業の利益を増大させている場合、伝統的な PE に替わり、市場国におけるこうした「特種的で重要な関与」をネクサス（課税の根拠となる結び付き）と捉え、その国での売上指標に基づいて一定の課税権を認定しようとするのが利益 A の考え方であるとの見方が明快に示されている。そしてそれに加えて、顧客・ユーザーにより提供されるデータ・情報が無形資産として超過利潤の形成に寄与している事が、市場国の課税権を超過利潤の一部に及ぼす根拠となる点が指摘されている。

また、デジタルサービス税（DST）については、あくまでもデジタル化へのアドホックな対応であり、統一的な国際課税ルールが形成されるまでの個別の暫定的な措置であるとの消極的評価が与えられている。

以上、外部講師の山口教授と渡辺教授のご講演内容の概略を簡単に紹介したが、詳しくは、『租税研究』の 2020 年 2 月号と 9 月号に掲載されている両教授の論稿をご覧ください。

それでは本報告書の内容に移りたいと思う。

報告書は、第1章「財政・税制」、第2章「社会保障」の2つの章から成る。各章に、冒頭の総論に続いて5つの各論から構成されている。各論についての概要は、総論を執筆されている土居、駒村両主査が総論の中でより詳しく書かれておられるが、以下順を追って全体の内容について簡単に触れておきたい。

先ず第1章の各論（1）「日本の税制改革：2010年代の回顧と2020年代の展望」においては、10年代の税制改革は3つの基幹税を改革したものであり、80年代末の抜本税制改革以来の改革であったと総括された上で、先ず所得税改革については、所属控除の縮小には着手したものの税額控除への切り替えが行われなかったことから、所得控除は小幅にしか縮小されなかった事、公的年金等控除の上限設定の時期の遅れや額や率の問題から、世代間格差は正の効果も相対的に小さかった事が指摘されている。また、法人実効税率の引き下げの恩恵が資本所得のみならず労働所得にも相当程度及んだ事と、消費税率の引き上げと併せて、全体として租税による資源配分の歪みが是正された事が評価されている。最後に、今後の税制改革の展望として、消費税率の早期引き上げを図る事で、経済厚生が悪化やGDP減少の影響を最小化し、最終的に引き上げなければならない税率をより低く留める事が可能であると述べられている。

続く（2）「MMT（現代貨幣理論）はどこが間違っているのか？」では、異端のマクロ経済「理論」として一部で脚光を浴びているMMTの体系的な整合性が批判的に検討されている。そしてMMTの中核的な主張である「租税が貨幣を動かす」と「財政赤字と同額の自動的な貯蓄増が発生する」が同時に成り立つのは、流動性の罫下で通貨発行益を含むリカード中立命題が成立する場合に限られ、その結果、MMTの他の重要な政策提言が否定されてしまう事が明らかにされている。

また（3）「税収格差は正と税制抜本改革：評価と展望」では、法人事業税・法人住民税の一部の国税化を通じた財政調整が実施されてきた背景として、地域間の税収格差の拡大と一部の自治体における財源超過の拡大といった事情がある事が指摘され、地方交付税の大幅な増額が見込めない中で、地方消費税の清算基準の見直しと共に、地域間の財政調整を行う為の重要な手段としての役割を果たしてきたと述べられている。

（4）「生活保護被保険者の就労」においては、生活保護制度の基礎控除の改定が就労収入に与えた影響が緻密に分析されており、就労収入の変化は一律ではないにしても、月15,200円に相当する値に分布が集まっている事から、新しい基礎控除の上限は生活保護受給者が就労収入を決定する際のフオールポイントになっていると結論付けられている。

第1章の最後の各論（5）「多数を占める中立の人々の意思決定についての考察」では、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の決定に際しての、中間層の人々の行動様式が考察されている。そして定量

的な実証分析により、中間層の人々が反対派に転じる要因は、リスク認知、経済的便益、社会的意義といった経済学で伝統的に用いられてきたものの以外の、誹謗中傷による精神的な痛みや罪責感等の精神面と直接関わるものが重要であると強調されている。

第1章に続く第2章は、社会保障を論じている。冒頭の総論においては、先ずコロナ禍により人口減少、高齢化が加速している事から、将来的に現行年金制度が維持できなくなる可能性が言及され、その際、特に基礎年金の給付水準の大幅な下落が問題とされる。また、日本の医療システムは機能・役割分担が不十分であり、非常時には計画的、集権的に連携できない欠点をもっている事が今回露わとなった事、コロナ禍が次世代の成長格差、学力格差を拡大し、固定化してしまう可能性がある事が指摘されている。そして最後に、我が国が21世紀に入り、長期的に実質所得が低下しているにも関わらず貧困線が低下し続けている例外的先進国である事実を皆で共有し、SDGsの観点に立った格差・貧困を縮小する社会保障制度改革こそが経済成長を回復する道であると結んでいる。

次に各論（1）「2025年以降の社会保障制度の持続可能性」では、日本の潜在成長率が1%程度である事を考慮すると、我が国の社会保障制度、財政制度の持続可能性は低く、こうした事態に立ち至ったのは、楽観的な予測の下での痛みを伴う改革の先送りや、制度のタダ乗りが許容されてきた事にあるとの分析が示され、インセンティブ・システムの強化、教育・訓練の充実、女性のエンパワメントが重要であると述べられている。

（2）「幼児教育の無償化に伴う地方財政の課題」では、無償化が保育サービスの需要を拡大し、保育所を増加しても新たな需要を誘発してしまう事から、待機児童の解消には至っていない事、また無償化に合わせた便乗値上げが行われ、例えば私立幼稚園の経営が二極化された事に伴い、家計の負担能力による階層化が進んだとの指摘がなされている。その他にも、公立保育所を意図的に残す不交付団体が最も大きな財政的影響を受けている事に触れるなど、この領域の現状認識が率直に示されている。

続く（3）「高等教育の無償化と公私負担の在り方」においては、住民税非課税世帯の学生はほぼ無償で大学等の高等教育機関への進学が可能となったが、事実上、生計維持者の収入基準によって給付対象が決定される事から、世帯全体の所得調整が可能である同族企業の経営者や青色申告事業者の世帯が有利となる（他方、給与所得者世帯でも就労調整を行うインセンティブが生じる）問題、さらに給付世帯と非給付世帯間で事後的に所得の逆転現象が生じている問題が指摘され、授業料減免の現物給付と給付型奨学金の現金給付を分離する案や、奨学金制度の再編が提唱されている。

また（4）「Covid-19への政策対応：国際比較の視点」では、ワークイン接種がなされていない中で唯一有効な政策が、政府からの感染に関する情報提供、ステイホーム政策であったが、密の状況が発生する可能性から効果が限定的であった事、また人々の行動抑制に伴う消費の低調、景気低迷による

雇用の悪化、生産者の事業継続の困難が引き起こされ、特別定額給付金、雇用調整助成金、持続化給付金による対応がなされたと共に、「Go to キャンペーン」を除けば、第一次、二次、三次補正予算による政策措置は、短期、長期を視野に入れた景気対策であると評価できるが、政策効果の後日の検証は必要であるとされている。

第2章最後の各論である(5)「加齢が意思決定に与える影響」においては、経済力を持ったまま認知機能が低下する高齢者が増えるという今まで前例のない事態に直面する事、神経経済学の知見によれば認知症やMCIに至らなくても加齢と共に意思決定の質の低下が避けられないことから、これから多くの個人は、加齢と共に資産管理・運用が難化していくのに対して、自らの資産管理・運用能力が低下していく状況への対応に迫られる事になると分析されている。最後に、行動経済学の成果を援用する事で、若い世代には私的年金加入促進、資産運用の促進の為に「ナッジ」を活用し、中高年の世代には認知機能の低下を見越し、資産管理・運用の準備を促進する「プッシュ」を普及すべきであるとの見解が示されている。

以上であるが、読者の方々には概要説明に満足されずに、是非本文に目を通して頂ければ幸いである。

第1章 財政・税制 【総論】

慶應義塾大学経済学部教授 土居 丈朗

2020年代は、新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)に直面して幕を開けた。わが国では、2025年には団塊世代が全員75歳以上となって、高齢化がさらに進むために、社会保障のためにも財政基盤をしっかりと構築していなければならないところである。

それを前にした2010年代には、消費税率が5%から10%に引き上げられて、社会保障財源の安定的確保に舵を切った。2010年代を振り返ると、わが国の税制において、消費税のみならず、法人税や所得税でも、一連の改革が実施された。事前には綿密に計画されて実施された包括的な税制改革ではなかったのだが、図らずも3つの基幹税すべてを改変するという、中曽根康弘内閣と竹下登内閣における1980年代後半の抜本税制改革以来の税制改革が、2010年代を通じて行われた。

2010年代の税制改革を回顧した土居論文「日本の税制改革：2010年代の回顧と2020年代の展望」では、所得税、法人税、消費税が、2010年代にどのように改革されたかについて、時系列的に紹介するとともに、各税目の改革がもたらした経済効果の分析を展望している。

所得税改革では、所得再分配機能の回復を目指していたこともあり、年少扶養控除、給与所得控除、公的年金等控除が縮減されるとともに、基礎控除の増額、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われた。加えて、譲渡所得課税の税率引上げや最高税率の引上げが行われた。これら一連の所得税改革は、所得格差是正に一定の効果はあったが、必ずしも大きなものではなかった。その一因として、所得控除を、税額控除に変えることなく、所得控除のまま縮減しただけだったことが挙げられる。

法人税改革では、減税の代替財源として外形標準課税の拡大も実施されたが、主として法人実効税率の引下げが行われた。これは、企業の経済活動に好影響を与えると期待されるが、消費税率の引上げと同時期に行われることを捉えて、企業厚遇、消費者冷遇との印象を持つ国民も多い。しかし、経済学の理論では、法人税の負担は、企業の経営者、従業員、株主、顧客などのステークホルダーが、暗黙の裡に負うものと捉える。そこで、法人税の帰着を分析したところ、2010年代の法人実効税率の引下げの恩恵は、資本所得だけでなく、労働所得にも相当程度及ぶことが定量的に示された。

消費税率の引上げを、上記の所得税改革と法人税改革をあわせて、2010年代全体の税制改革として捉え、経済厚生にどのような影響があったか。税率が上がれば、経済活動を萎縮させる(これを経済学的に表現すれば、租税による超過負担が増える)。この観点から分析を行うと、2010年代の一連の税制改革の効果をみると、2011年度の税制よりも、改革後の税制の方が、経済活動を萎縮させる効果を抑えるものだったと評することができる。

これを踏まえて、2020年代にはどのような税制改革が求められるかを考えてみよう。政府債務残高対GDP比が未曾有の高水準となっているわが国において、さらなる税収確保は不可欠である。高齢化がさらに進む2020年代において、社会保障給付の財源確保を図るには、10%超への消費税率引上げは避けて通れない。そこで、さらなる消費税率の引上げが経済厚生に与える影響はどうかを分析し、たところ、消費税率引上げは、遅くなるほど経済厚生を悪化させることから、消費税率の引上げを早期に行うことが経済厚生から望ましいこと、そして、消費税率の早期引上げは、引上げ時のGDP減少の影響を小さくできることも確認された。

ところが、2020年代の幕開けは、前例のない財政運営に迫られた。わが国の一般会計では、2020年度に3次にわたる補正予算を組み、その追加歳出の財源はほぼすべて国債の増発で賄った。これにより、補正後予算ベースで、一般会計の歳出総額175.7兆円、そのうち国債発行で112.6兆円を賄ったため、それらの比である公債依存度は64.1%と、いずれも過去最高となった。

新型コロナウイルスに伴い経済的打撃を受けた家計や企業に対して、大規模な財政支援を行うとともに、寛大な資金繰り支援も行った。確かに、これらは当面の窮状を和らげるのに資した面がある。

東京では4度の緊急事態宣言が発せられ、経済活動の再開がままならないことから、前例のない大規模な財政支出を求める政治的圧力は根強い。さらに最近では、MMT（現代貨幣理論）をバックに、大規模な財政支出のために大量の国債増発を行っても、インフレにならず、金利も上がらないから支障ないという意見も散見される。

これに対して、國枝論文「MMT（現代貨幣理論）はどこが間違っているのか？」は、MMTの誤謬を鋭く指摘している。MMTの議論の中核にある2つの柱がある。その1つが、「租税が貨幣を動かす」という考え方で、納税のためには現金が必要だから、通貨に対する需要を生み出すことができる、という見方である。MMTは、そうした通貨需要があるからインフレにはならないと主張する。

もう1つは、「財政赤字と同額の自動的な貯蓄増が発生する」という考え方で、財政赤字が発生すると、同額の民間貯蓄が自動的に増加するため、財政赤字が民間貯蓄を吸収しても、民間に回る貯蓄の額も減らず、クラウディングアウトは起きない、という見方である。

しかし、これらが同時に成り立つには、流動性の罅で、通貨発行益を含むリカード中立命題（公債の中立命題）が成立する場合と解することができる。それを踏まえると、納税を現金で行う必要がある、インフレは起きないというMMTの主張は、論理的に破綻している。なぜなら、追加的な通貨供給がインフレを起こさないようにするためには、同額の増税が必要だからである。その意味で、MMTの「いくらかもおれを刷って、財源を確保できるので、将来の増税の必要はない。インフレは、納税のために現金への需要があるので、心配ない」との主張は、現実には成り立たない。

やはり、新型コロナウイルス対策のために追加的に負った大量の政府債務は、その規模が桁違いであった

めに、新型コロナウイルス収束後に高い代価を払わなければならないだろう。

国と地方の財政関係も、2010年代にはこれまでにない動きがあった。中里論文「税収格差是正と税制抜本改革：評価と展望」では、社会保障・税一体改革の中で、国税としての消費税が地方消費税とともに税率が引き上げられる過程を通じて、地方税における税収格差は正の新たな動きがあったことに注目している。地方消費税の増税が端緒となった影響として、2点挙げている。1つ目は、地方消費税は遍在度が低いとされているものの、東京都とその他の道府県の間で見ると、住民1人当たりの税収に大きな差があり、地方消費税の増税によってその偏在がより顕在化することである。2つ目は、地方消費税の税率引上げによる税収増は、不交付団体である東京都では地方消費税の増収分がそのまま一般財源の増加につながるのに対し、交付団体であるその他の道府県では地方消費税の増収が地方交付税の減額によって一部相殺されてしまう場合があるという差異である。地方消費税の増税に伴う一般財源の増え方が、東京都とその他の道府県で異なるのである。

そうした背景もあって、地方法人特別税や特別法人事業税、地方法人税、といった形で、地方法人二税（法人事業税・法人住民税）を活用した財政調整や、地方消費税の精算基準の見直しを通じた税収格差是正が図られ、2020年代を迎えることとなった。こうした財政調整は、地方財源不足を地方交付税総額の増額で補うことが容易でない今後の情勢において、示唆を与えるものである。

地方公共団体の役割の一つである生活保護給付について、林論文「生活保護被保護者の就労」は、被保護者（生活保護受給者）の就労インセンティブについて焦点を当てている。被保護者の就労確率について分析（プロビット推定）したところ、①保護歴無し、②女性、③健常者（ただし、知的障害者は健常者より更に就業確率が高い）、④日本国籍よりフィリピンとベトナム籍、⑤世帯主、⑥以前加入していた公的健康保険が被用者保険、⑦母子世帯、⑧世帯規模3〜4人、⑨民間借家住まい、⑩60歳未満、といった特性を持つ者の就労が促進されているという。

生活保護制度では、「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な金額を示す「保護基準額」に、自らの収入が足りない分が支給される。したがって、保護基準額以下ならば、収入が1円増えると給付が1円減ることになる。これを、公共経済学では、収入に対して100%の限界税率で課税されると見なしていた。ただ、より厳密に制度を理解すれば、保護基準額から差し引かれる額は、実際の就労収入から一定金額を「控除」した金額となっている。その「控除」の主たるものは「基礎控除」である。基礎控除額をつぶさに見ると、就労収入が1円増えても、給付は1円未満しか減らず、必ずしも限界税率は100%にはなっていないことがわかる。

この基礎控除は、2013年8月に変更され、より就労インセンティブが残る形に改められた。ただ、その制度変更前後で、被保護者の就労収入の分布を見ると、制度変更後にもかかわらず、変更前の基礎控除額を意識した就労状況（それ以上就労収入を増やさない行動）となっていることが一部に観察

された。興味深い事実の発見である。

ある特定の地域だけにおいて、住民を二分するような争点となる意思決定が、国政を揺るがすこともある。西川論文「多数を占める中立的人々の意思決定についての考察」は、使用済み核燃料を再処理した後に生成される核分裂生成物である「高レベル放射性廃棄物」の最終処分地の選定を例に、最終処分施設の誘致を巡る有権者の行動から、中間層の意思決定の本質に迫ろうとしている。

2020年に、北海道の寿都町と神恵内村が、高レベル放射性廃棄物の最終処分施設を設置するための事前調査（より具体的には「文献調査」）を受け入れると表明した。文献調査を受け入れると、1年間で10億円（最大で2年間で20億円）程度の財源が交付されるという。

こうした争点は、賛成派と反対派という両極端の人々に焦点が当たりがちだが、中立的な立場の人々がどのように意見が変わったのかに着目している。その考察から、中間層は、極端な意見を持つ人比べて、意見が変わりやすく、ステイグマのような精神的な要因にも影響を受けることが観察された。

これを踏まえれば、意見が対立しがちな政策課題については、穏健な意見を有し、かつ働きかけを通じて意見を変えてくれる中立的な立場の人々にもっとアプローチすべきであるとの見方を示している。

以上のように、2020年代における税財政に関する政策課題は、人口減少と高齢化に直面するが故に、合意形成が容易でないが、早期に着手しなければ格差拡大や経済成長の鈍化という憂き目に遭う。早期に政策や制度改革を実行するために、科学的根拠を持ちながら、どのように合意を形成してゆくかが、今後問われよう。

日本の税制改革：2010年代の回顧と2020年代の展望

慶應義塾大学経済学部教授 土居 丈朗

1. 基幹税を改革した2010年代の税制改革

2010年代の日本の税制において、最も印象深い改革は、2度の消費税率の引上げだろう。しかし、2010年代には、法人実効税率の引下げをはじめとする法人税改革と、毎年のように控除等の見直しを行った所得税改革も、同時期に実施された。所得税、法人税、消費税と3つの基幹税のすべてを改革したという意味では、1980年代末の抜本税制改革以来の税制改革だったといえよう。土居(2020a)では、その政策形成過程について触れている。

所得税制は、表1にあるように、2011年の扶養控除の見直しを皮切りに、2014年度の譲渡所得課税の軽減税率廃止、2015年の最高税率の引上げ、2018年の配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、そして累次にわたる給与所得控除の上限引下げなど、ほぼ毎年のように改正が行われた（所得税改革における西暦年は、税制改正大綱が取りまとめられた年度ではなく、改正後の税制が適用された収入を稼得した暦年）。これらの所得税改革は、民主党政権だけでなく、第2次以降の安倍晋三内閣でも実施された。

表1 2010年代に実施された所得税改革

税制改正	内 容
2011年	扶養控除の縮減（子ども手当支給等に伴う）
2013年	給与所得控除の上限設定（給与収入1500万円超で控除上限245万円）、復興特別所得税と復興特別住民税の導入、退職所得等に係る個人住民税の額から税額の10%を控除する措置の廃止
2014年	譲渡所得課税の軽減税率廃止（税率10%→20%）
2015年	最高税率引上げ（4000万円超で45%）
2016年	給与所得控除の上限引下げ（給与収入1200万円超で控除上限230万円）
2017年	給与所得控除の上限引下げ（給与収入1000万円超で控除上限220万円）
2018年	配偶者控除と配偶者特別控除の見直し
2020年	基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し、所得金額調整控除の創設

法人税制は、表2にあるように、法人実効税率の引下げが焦点となった。2010年代の法人実効税率の引下げの端緒は、菅直人内閣で実施された法人税率の引下げであった。そして、第2次安倍内閣におい

しかし、法人税の帰着に関する先行研究では、設備投資には調整費用がないことや企業の資金調達について資本構成（負債と株式）を扱えないなど、現実的でない面があった。そこで、Doi (2016) と土居 (2020b) では、設備投資に調整費用がかかることや、企業の資本構成が扱えるよう負債のエージェンシー・コスト（あるいは財務的困難 (financial distress) に伴う費用）を導入した、動学的一般均衡モデルを構築し、それに基づくシミュレーション分析を行うことで、法人税の帰着を定量的に示した。

土居 (2020b) の動学的一般均衡モデルにおける標準的なケース（近年の日本経済をより忠実に再現したケース）の結果、34.62%から29.7%への法人実効税率引下げと外形標準課税の拡大を実施した後1年（4四半期）で、労働所得に60%弱、資本所得に40%強の恩恵が及ぶことが示された。さらに、長期（法人実効税率引き下げ後の定常状態）における法人実効税率引き下げの恩恵は、約90%が労働所得に、約10%が資本所得に及ぶことが示された。このように、2010年代の法人実効税率の引下げの恩恵は、資本所得だけでなく、労働所得にも相当程度及ぶことが定量的に示された。

4. 消費増税の厚生分析

消費税率は、2014年4月に8%に、2019年10月に10%に引き上げられた。税率を引き上げること自体は、資源配分の超過負担（死荷重）を大きくする。つまり、資源配分の効率性をそれだけ損ねるということである。ただ、増税だけを取り上げて評価するのではなく、わが国における2010年代の税制改革全体を通して、資源配分の効率性にどのような影響を与えたかを、定量的に分析する必要がある。

そこで、土居 (2020b) の動学的一般均衡モデルを基に、Dahlby (2008) に従い、Marginal Cost of Public Funds (MCF：公的資金の限界費用) を用いて、2010年代の税制改革の経済厚生を分析した。MCFは、（限界）超過負担と密接な関係のある指標である。

そのシミュレーションの結果、2011年度当時の税制を一切変更しなかった状態よりも、前述したような2010年代に行われた一連の税制改革を行った後に到達する定常状態の方が、税収総額は増加したこと、そして2010年代の税制改革によって、2011年度当時の税制よりも、MCFは低下したことが確認された。このことから、2010年代の税制改革では、法人税率を引き下げて、消費税率を引き上げることによって、全体として租税による資源配分の歪みを是正したと評価できる。

5. 2020年代の税制改革の展望

では、2020年代のわが国の税制は、どうあるべきか。政府債務残高対GDP比は、未曾有の高水準となっており、さらなる税収確保は不可欠である。それについて、前述したように、所得税制における所得再分配機能の回復は、いまだ道半ばであるから、税額控除の積極活用も含めて、給付付き税額控除も視野に入れつつ、所得税改革が必要となる。

高齢化がさらに進む2020年代において、社会保障給付の財源確保を図るには、10%超への消費税率引上げは避けて通れない。では、さらなる消費税率の引上げが経済厚生に与える影響はどうなるか。そこで、前節と同様のシミュレーション分析の枠組みを用いて、5%の消費税率の引上げ（10%から15%へ）を行ったときのMCFを計測し、これと同じ税収が定常状態で得られる税制改革を行ったときのMCFとを比較することで、厚生分析を試みた。

比較対象としたのは、消費税率の引上げ時期を遅らせる（1～5年後）ケースと、消費税率を5年かけて毎年1%ずつ引き上げるケースと、金融所得課税の税率を引き上げる（約5%）ケースである。

そのシミュレーションの結果、消費税率の引上げを遅らせるほど、MCFは上昇すること、消費税率を段階的に上げるとは、消費税率引上げを遅らせる効果と同様の効果をもたらすことが確認された。そして、消費税率引上げの方が、金融所得課税の税率引上げよりも、MCFは低いことも確認された。

このことから、消費税率引上げの方が、金融所得課税の税率引上げよりも、経済厚生の中では望ましいといえる。そして、消費税率引上げは、遅くなるほど経済厚生を悪化させることから、消費税率の引上げを早期に行うことが経済厚生から望ましいといえる。加えて、消費税率の早期引上げは、引上げ時のGDP減少の影響を小さくでき、これも確認された。

Barro (1979) の課税平準化理論からみても、租税による超過負担は限界税率の2乗に比例して大きくなることから、必要とされる政府支出のための財源確保は、早期に税率を引き上げてそれ以降でできるだけ一定にするのがより望ましい。だから、2020年代の税制改革も、消費税率を早期に引き上げて、政府債務の累増を抑えて、最終的に引き上げなければならない税率をより低くできるようにしなければなら

ない。

そうした税制改革が、2020年代に実現することが望まれる。

参考文献

- 土居大朗 (2010), 「子ども手当導入に伴う家計への影響分析—JHPSを用いたマイクロ・シミュレーション—」, 『経済研究』vol.61(no.2), pp.137-153.
- 土居大朗 (2017), 「わが国の所得税の控除が所得格差に与える影響：配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション分析」, 『経済研究』vol.68(no.2), pp.150-168.
- 土居大朗 (2020a), 『平成の経済政策はどう決められたか』, 中公論新社.
- 土居大朗 (2020b), 「日本の法人税改革における法人課税の帰着—外形標準課税拡大の動学的分析—」, 『日本経済研究』No.78, pp.1-34.
- 土居大朗 (2021a), 「所得税改革が世代間格差に与える影響に関するマイクロシミュレーション分析」, 『三田学会雑誌』vol.113(no.4), pp.457-470.
- 土居大朗 (2021b), 『入門財政学（第2版）』, 日本評論社.
- Barro, R., 1979, On the Determination of the Government Debt, *Journal of Political Economy* vol.87, pp.940-971.
- Dahlby, B., 2008, *The Marginal Cost of Public Funds: Theory and Applications*, MIT Press.
- Doi, T., 2016, Incidence of corporate income tax and optimal capital structure: A dynamic analysis, *RIEITI Discussion Paper Series* No.16-E-022.
- Doi, T., and H. Kurita, 2021, Income redistribution effect of sequential personal income tax reforms
—A microsimulation analysis in Japan, Tokyo Foundation for Policy Research Working Paper, forthcoming.

MMT（現代貨幣理論）はどこが間違っているのか？

中央大学法学部教授 國枝 繁樹

本稿では、政治的に関心を持っている MMT（現代貨幣理論）の問題点について論じた。MMT の主張には、様々な段階で誤りがある。まず、現在でも通貨発行利益は、日銀納付金の形で政府の収入とされているが、そのことを認識していない論者が存在する。また、いわゆる通貨高権は、民間主体が日銀券を決済において受け取らなければならないことを意味するが、受け取った現金をずっと保有しなければならない訳ではなく、民間主体が財市場や為替市場で早く手放そうとすることにより、インフレや通貨価値の暴落は起こりうる。

MMT の議論の中心にある 2 つの柱のうちの 1 つが、「租税が貨幣を動かす (Taxes Drive Money)」という考え方である。この考え方は、「納税のためには現金が必要だ。だから、通貨に対する需要を生み出すことができる」というロジックである。税務署は、伝統的には現金（預金からの振替も含む）で納税を求める。そのため、一般の家計あるいは企業が現金金を用意する必要があるが、通貨に対する需要が発生する。MMT では、そうした通貨需要があるので、インフレにはならないと主張する。

もう 1 つの柱が、「財政赤字と同額の自動的な貯蓄増が発生する」という主張である。政府の財政赤字が発生すると、深刻な不況時でなければ、クラウディングアウトが発生するというのが標準的な理解である。しかし、MMT の議論では、「財政赤字が発生すると、同額の民間貯蓄が自動的に増加する。このため、財政赤字が民間貯蓄を吸収しても、民間に回る貯蓄の額も減らず、クラウディングアウトは起きない」と主張する。

この 2 つの柱に基づいて、MMT の代表的論者であるレイは、政府の予算制約式に基づく理論（①政府には予算制約式があり、税収が国債で財源を調達する必要がある。②大不況の場合を除き、国債は経済の負担となる。③財政赤字はクラウディングアウトを引き起こし、金利が上昇する。④財政赤字は、将来世代の負担となる。この負担を減らすには、増税か歳出削減が必要。⑤財政赤字拡大は、将来の増税幅拡大を意味する。）を全否定する（Wray (2015)）。これこそが、MMT の中核をなす議論である。政府の予算制約式を全否定してしまえば、将来世代の負担を増やすことなく、財源は確保できるという主張が出てくる。

本稿では、2 つの主張（「租税が貨幣を動かす」と「民間貯蓄が自動的に財政赤字と同額増加」）が同時に成立するのは、流動性の罠下で、通貨発行利益を含むリカード中立命題が成立する場合と解されることを明らかにした。

だが、その場合には第一に、Wray (2015) は、上述のように、政府の異時点間の予算制約式を否定して

いるが、本稿の解釈では、政府の通貨発行利益を含む異時点間の予算制約式が成立していないければ、MMT の中核をなす 2 つの主張が成立しないことになる。

第二に、MMT 論者は、納税を現金で行う必要があると主張しているが、実は、追加的な通貨供給がインフレを起こさないようにするためには、同額の増税が必要である。その意味で、MMT の「いくらかでもおれを刷って、財源を確保できるので、将来の増税の必要はない。インフレは、納税のために現金への需要があるので、心配ない。」との議論は、論理的に破綻している。

第三に、MMT 論者は、ラーナーの機能的財政の考え方に従った財政運営を推奨している。機能的財政とは、「財政については、財政均衡は考えなくてよい。失業率が高ければ財政拡大しろ、インフレになったら財政再建しろ」という財政運営方針である。ところが、MMT が、流動性の罠下の通貨発行利益を含むリカード中立命題だとすると、政府が通貨発行利益を財源に現金給付等を行っても、将来の増税を予想する家計は、給付として受け取った現金を納税準備のためにそのまま保有するので消費を拡大しない。従って、財政政策の景気刺激効果は存在しないことになる。その場合、機能的財政の主張する「失業者がいたら、財政拡大しろ」との運営方針は否定される。すなわち、MMT 理論が正当化される場合には、機能的財政は否定される。

第四に、米国のオカシオ・コルテス議員に代表されるように、MMT 支持者の中には、通貨増発で財源を確保し、貧困対策を拡大すべきと主張する者も多い。Kelton (2020) も、MMT により、貧困対策その他に巨額の財源を確保することが可能としている。しかし、リカード中立命題が成立するのは、手元の現金に困っていない流動性制約下でない家計であることが知られている。多くの貧困層は、流動性制約下にあるため、現金を給付されれば、納税に備える貯蓄を行うのでなく、消費を拡大する。従って MMT の主張どおり、巨額の通貨増発を行っても、インフレが生じないのは、通貨発行利益が富裕層のために使われる場合のみとなる。通貨発行利益が、貧困対策に用いられる場合には、リカード中立命題は成立せず、MMT の議論が適用できないことになる。

結局、MMT の中核をなす 2 つの主張が成立する場合には、MMT の他の重要な政策提言は理論的に否定される。このことは、MMT の主張は重層的に論理が破綻していることを意味している。さらに、本稿では、我が国の源泉徴収制度の下、納税準備のための通貨需要は、MMT の主張と異なり、それほど重要ではないことを指摘した。

コロナ禍下の財政政策のあり方については、標準的な経済理論においても、様々な議論がなされているところであるが、そうした議論を MMT と区別して考えることがきわめて重要である。「将来増税しなくても通貨増発で歳出拡大の財源が確保できる」という MMT の主張は、政治的には受け入れやすいものだけに、MMT の問題点を広く国民が認識することが求められている。

税収格差是正と税制抜本改革：評価と展望

上智大学経済学部准教授 中里 透

この10年ほどを振り返ってみると、地方法人特別税(2008年創設・19年廃止)、地方法人税(14年創設)、特別法人事業税(19年創設)という形で地方法人二税(法人事業税・法人住民税)を活用したさまざまな財政調整、税収格差是正の取り組みが進められてきた。また、ふるさと納税の創設(2008年)や地方消費税の清算基準の見直し(2015・17・18年)など、法人課税以外についても地域間格差の是正に関連するさまざまな制度改正が行われている。

そこで、本稿では地方税をめぐるこのような動きがどのような背景のもとで行われてきたのか、それらの動きはこの間の地方財政全般の動向とどのような関連をもつものなのかについて概観してみることとしたい。

1. 地方財政対策と地方財政計画

地方財政というと、どうしてもすぐに地方税や地方交付税のことが想起されるが、ここでは少し違う視点から地方財政のことをながめてみることにしたい。それは、地方財政対策と地方財政計画という一般にはやや見慣れない枠組みをめぐるものだ。

毎年、年末に行われる予算編成では、地方の財源不足をどのように埋めるかということをめぐって総務省と財務省の間で折衝が行われる。この折衝においては地方の財源不足をどの程度と見込み、それをどのような形で補填するかが議論の焦点となるが、このことをめぐると、地方一般財源については「地方一般財源総額実質同水準ルール」というものであり、おおまかに言うところ、地方一般財源については基本的に前年度の水準をベースに、それと同額を実質的に確保するということが国(財務省)と地方(総務省)の間で取り決められている。

もうひとつは、地方財源不足の「折半ルール」であり、地方の財源不足は国による地方交付税の加算と、地方による臨時財政対策債の発行で半分ずつ埋めるということが基本となっている。

これらのルールを大枠とし、各年度に見込まれる地方財源不足をもとに決定される財政措置が地方財政対策と呼ばれるものであり、それをもとに地方全体の収入と支出の見通しなどを示すものが地方財政計画ということになる。

2. 税収格差是正の経過

地方財源不足の補填措置として採られてきた伝統的な手法は、地方交付税の増額と臨時財政対策の発行使を通じての財政措置であるが、これらの措置を補完するものとして地方法人二税(法人事業税と法人住民税)を通じての財政調整の枠組みが活用されるようになったことが、最近時点における大きな特徴としてあげられる。具体的には2008年に創設された地方法人特別税(19年廃止)、14年に創設された地方法人税、19年に創設された特別法人事業税がそれに当たる。

このうち地方法人特別税と特別法人事業税は法人事業税の一部を国税化したうえで、一定の基準のもとでその税収を譲与税として各都道府県に配分するものであり、地方法人税は法人住民税の一部を国税化して交付税原資とし、地方交付税を通じて各都道府県・市町村に配分するものである。

このように、地方法人二税の国税化を通じての財政調整が実施されてきた背景には、地域間の税収格差の拡大と一部の自治体における財源超過の拡大という事情がある。

地域間の税収格差、財政力格差は地方交付税の枠組みを通じて均されるとというのが財政調整の基本とすることになるが、国の財政が厳しさを増す中において、地方交付税の大幅な増額は期待しない(上記の地方一般財源総額実質同水準ルールは、地方財源不足に対する交付税を通じての補填について、一定の範囲からの逸脱が生じないよう制約を課すものとなっていることに留意)。一方、コロナ前の局面においては、一部の自治体において大幅な税収増が生じ、それらの自治体においては財源超過の拡大がみられた。

こうしたもとで、一部の自治体の財源超過分の財源を財政調整の原資として活用することにより、各自治体の税収の実質的な均等化を実現しようという取り組みが、法人事業税・法人住民税の一部国税化と譲与税・交付税を通じての税収の再配分ということになる。

3. 地方法人課税と地方消費税を通じての財政調整

地方法人課税と地方消費税を通じての財政調整は、消費税率の引き上げと密接な関連を持ちながら実施されてきた。地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)において、地方法人特別税・同譲与税による税収の再配分が「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」(第1条)とされていたことが、この事情を端的に表している。ここからわかるように、地方法人課税を通じての財政調整がスタートした時点では、消費税(その地方分である地方消費税)は地域間の税収の偏在度の低い税目ととらえられており、その税率引き上げが実現すれば税収格差は自ずと是正されるものと期待されていた。

だが、この認識については、2つの点から修正を迫られることとなった。ひとつは、偏在度が低いとされる地方消費税についても、東京都とその他の道府県の間で見ると、住民1人当たりの税収に大きな

差があり、必ずしも偏在度が低いとはいえないということである。

もうひとつは、地方消費税の税率引き上げによる税収増が一般財源に与える影響が、不交付団体である東京都と、交付団体であるその他の道府県とは大きく異なることだ。すなわち、東京都については地方消費税の増収分がそのまま一般財源の増加につながるのに対し、その他の道府県については地方消費税の増収が地方交付税の減額によって一部相殺されてしまう場合があるということになる（ここでは地方消費税の増収が地方交付税の減額によって一部相殺されてしまう場合があるということになる（ここでは地方一般財源総額実質同水準ルールが交付税総額の決定を通じて地域間の財政調整に影響を与えていることに留意。なお、地方財源不足のうち所定の額（折半対象財源不足額）を国と地方が半分ずつ補填するという「折半ルール」のもとでは、地方消費税の引き上げによる税収増は、臨時財政対策債（新規発行分）の減額を通じて地方財政の好転にも資することとなる）。

こうしたもとで、地方法人課税については、消費税率（国・地方）の引き上げが予定されていたそれぞれの時点において、地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条の規定を踏まえた見直しが行われたが、その見直しの過程では、地方法人特別税の縮減・廃止を行う一方で、法人住民税の一部の国税化（地方法人税の創設）と交付税原資化による財政調整の強化（2014年から実施）や特別法人事業税を通じた税収格差是正の強化（2019年から実施）が図られた。

税収格差の是正については、地方消費税の清算基準（各都道府県への税収の配分基準）の見直しを通じた対応もなされている。地方消費税については、小売年間販売額（「商業統計」（経済産業省））、サービス業対個人事業収入額（「経済センサス活動調査」（総務省・経済産業省））、人口（「国勢調査」（総務省））、従業者数（「経済センサス基礎調査」（総務省・経済産業省））を清算基準として各都道府県に対する税収の配分がなされてきたが、2018年に清算基準の大幅な見直しがなされ、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額の清算基準におけるウェイトの引き下げ（75%から50%へ）、従業者数の清算基準からの除外と、人口を基準とする配分割合の引き上げ（17.5%から50%へ）が実施された。

このように地方消費税の清算基準において人口による配分割合を高めることは、大都市圏から地方圏へ税収を振り向ける効果をもつことになる。というのは、各地域の所得水準の影響が反映されやすい商品・サービスの消費額（販売額）よりも、相対的に影響を受けにくい人口を清算基準とするほうが、地方圏に属する県への税収の配分割合が高まることになるからだ。このような措置は清算基準の精緻化の一環と説明されているが、実際には地域間の税収格差の是正ということを強く意識したものとなっている。

ここまで見てきたように、この10年ほどの間に行われてきた税収格差是正の取り組みは、地方交付税の大幅な増額が見込まれない中にあることによって地域間の財政調整を行うための手段として重要な役割を果たしてきた。このような経過を踏まえつつ、今後も地方税と地方財政の動向を引き続き関心をもってながめていくこととしたい。

生活保護受給者の就労

東京大学大学院経済学研究科教授 林 正義

生活保護受給者（以下、「被保護者」と略）における就労者の比率は全被保護者を対象にした場合は1割強ではあるが、20歳から64歳に限れば2割以上となり、後者の数字は国際的に考えても低い数値ではない。加えて表1に記すように被保護者の就労率は近年増加傾向にある。なお、未就労者を除いた被保護者の就労日数の分布を見ると、最頻値は20日であり、週休2日を前提にすると、少なくとも受給者が全週日に就労していることが分かる。なお、20歳以上の被保護者（2016年7月の1,318,787人）を利用して、被保護者の就労率についてプロビット推定すると、以下のような特性が就労を促進することが分かる。①保護歴無し、②女性、③健康者（ただし、知的障害者は健康者より更に就業確率が高い）、④日本国籍よりフィリピンとベトナム籍、⑤世帯主、⑥以前加入していた公的健康保険が被用者保険、⑦母子世帯、⑧世帯規模3〜4人、⑨民間借家住まい、⑩年齢が60歳未満である。

表 1. 被保護者による就労

	(1) 被保護者数 (1000人)				(2) 就労被保護者数 (1000人)				(3) 就労率 (2)/(3) (パーセント)			
年	2012	2014	2016	2012	2014	2016	2012	2014	2012	2014	2016	2016
全年齢	2,090	2,128	2,110	242	262	274	12	12	12	12	13	13
20歳-64歳	952	917	855	194	210	212	20	23	20	23	25	25
65歳以上	833	925	1,001	31	36	45	4	4	4	4	5	5
平均年齢 (歳)	54.0	55.3	56.8	47.3	47.8	48.8						

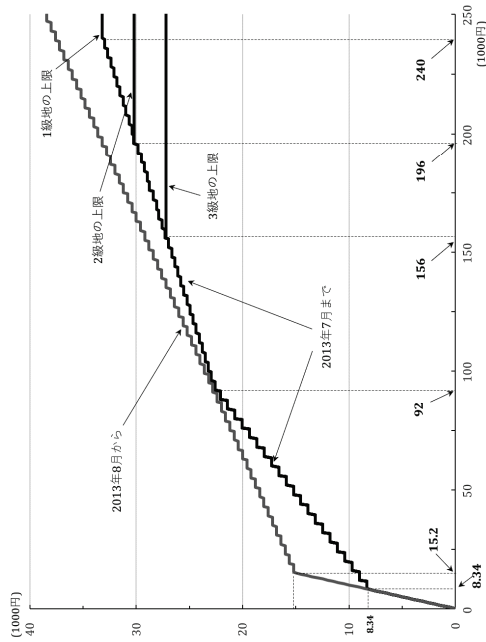
資料：厚生労働省「被保護者調査」各年

生活保護制度では、「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な金額を表す「保護基準額」に自らの収入が足りない分の金額が給付される。したがって、収入が1単位増えると給付が1単位減ることになり、それをもって収入に対し100%の限界税率が課されていると見做すことができる。ただし当該収入が就労による場合は、保護基準額から引かれる「収入」は実際の就労収入から一定金額を「控除」した金額となる。つまり、就労収入にかかる限界税率は必ずしも100%ではない。

この就労収入にかかる主たる控除は「基礎控除」と呼ばれる。この仕組みは2013年8月から変更された。この基礎控除の見直しは「自立助長を促進する観点から勤労意欲の増進が効果的に図られる」こと

を目的に行われた（社会保険審議会生活保護基準部会、「就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証」第26回社会保険審議会生活保護基準部会資料1、平成28年10月28日）。

図1. 基礎控除額

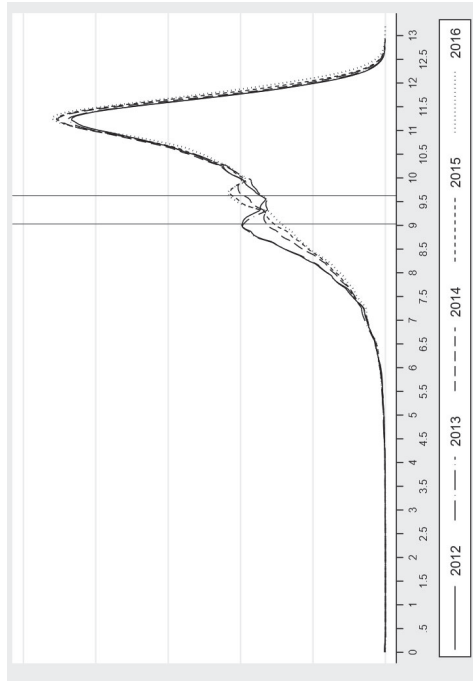


変更前の基礎控除制度では、1人目の就労者の就労収入が月8,339円以下ならば当該収入の全額が控除され、その金額まで給付額を減らすことなく就労収入を得ることができた。就労収入が8,340円以上になると、一定・少額の収入幅に対し一定の控除額が付加された。控除の割合は収入が月92,000円を超えると小さくなっていったが、被保護者の居住地が属する級地に応じて控除額の上限が設けられていた。変更後の基礎控除では、1人目の就労者に関する全額控除の上限値が引き上げられ、15,199円となった。そして、15,200円以上の就労収入に関しては、それが4,000円増加する毎に、400円単位で控除額が増加する仕組みがとられている。加えて、級地に応じた控除額の上限も撤廃されている。全額控除を超える収入に関する控除を考慮して限界税率を近似すると、改定前は約80%から約90%（級地別）を超えると100%、改訂後は90%という非常に高い税率となっている。

図1から見て取れるように、どの就労収入水準に関しても変更後の基礎控除額は変更前から増加している。被保護者が自己の消費に利用できる収入は保護基準額に基礎控除を加えた金額となるから、保護基準額が一定である場合、就労収入が月8,340円以上の被保護者は、基礎控除制度変更によって消費に利用できる収入が増加したと理解できる。

2012年から2016年の5年間に連続して受給をした就労被保護者を対象に就労収入（対数）の分布を描くと（図2）、8,400円と15,200円に相当する値（9,036と9,629）付近に2つの集群（分布の塊）が見てとれる。左側の集群は2012年と2013年に、右側の集群は2014年から2016年に顕著にみられ、経年的に前者は縮小、後者は拡大している。したがって、基礎控除の改定により就労収入の分布が変化したと言えるであろう。

図2. 就労収入の分布（自然対数・カーネル密度）



注：左側の被保護者は除く。横軸の単位は円の自然対数。朱の垂線は全額控除の上限就労収入をさし、左側は改定前、右側は改定後の値に対応する。

ただし、図2の左側の塊に含まれる、基礎控除改定の前月（2013年7月）に8,000円以上8,340円未満の就労収入を得ていた620人の就労収入の変化をみると、全員が基礎控除改定の後に就労収入を増やした訳ではないため、基礎控除の改定のために2013年以降の就労収入変化を依拠させるのは難しい。2014年には、620人のうち100人超が不就労を含む1,000円未満の収入となっているし、2016年にはこの1,000円未満の収入の被保護者数は200人近くに増えている。確かに、620人のうち新しい全額控除額の上限（15,200円）付近まで就労収入を増やした被保護者は少なくないが、その数は2016年でも過去の上限値（15,200円）付近よりかなり大きな就労収入を得る被保護者も複数存在している。

このように基礎控除を抜く就労収入の変化は一樣ではないが、15,200 円に相当する値に集群が発生しているのも事実である。新しい基礎控除の上限は被保護者が就労収入を決定する 1 つのフォーカルポイントになっているのは事実であろう。

多数を占める中立的人々の意思決定についての考察

青山学院大学経済学部教授 西川 雅史

1. はじめに

わが国では、国民が主権者であり、彼らの意向を反映するよう公共政策は決定されるべきであると考えられている。主権者たる国民の考え方は多様であるから、全員が納得する政策というようなものはないと考えるべく、理念的には、中位投票者の意向が政策に反映されるものと考えられる。消費税、社会保障、財政健全化など、それぞれの政策課題ごとに中位投票者の考えがあろう。このとき、例えば、将来世代への配慮、大きな政府への許容度、自然災害へのリスク耐性などについて中位投票者がどのような態度を有しているのかが理解できていれば、わが国の政策の方向性もいっそう明確に見えてこよう。私たちは、もっと中位投票者の行動様式を理解するための材料が必要である。本稿は、高レベル放射性廃棄物という政策課題における中位層の投票者の行動様式についての考察するものである。中間層の意思決定を考える一つの材料を提供できることを期待する。

2. 高レベル放射性廃棄物

日本では、使用済核燃料を再処理した後に生成される核分裂生成物を「高レベル放射性廃棄物」と規定している。高レベル放射性廃棄物をガラス固化体へと成形したものは、2018 年 3 月末時点で約 25,000 本になると推計されており、これらはいずれ安全な最終処分地へと搬出され、半永久的に人々の生活圏を含む生物相から隔離する計画となっている。

日本政府は、最終処分地の選定を加速するため、2000 年 6 月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を制定し、2002 年 12 月には全国の市町村を対象とする公募を開始した。2003 年から 2016 年までの間に最終処分施設の誘致に前向きな意思を表明した市町村は 20 団体あるが、それらの中で高知県東洋町だけは公式に応募手続きにまで進んだものの、町内外の反対派の活動によって町長が辞職に追い込まれてしまい、出直し町長選挙で誘致反対派の対立候補が勝利すると、東洋町からの応募は取り下げられてしまった。

2020 年、唐突に 2 つの団体が新たに加わるようになった。北海道の寿都町と神恵内村が、それぞれ 2020 年 8 月と 9 月に、高レベル放射性廃棄物の最終処分施設（以降、「地層処分施設」）を設置するための事前調査（より具体的には「文献調査」）を受け入れると表明したのである。文献調査を受け入れると、1 年間で 10 億円（最大で 20 億円と言われている）は 2 年間で予定されているから）程度の財源が交付されるといわれている。

地層処分施設の受け入れ先を確定させるためには、最後は地域住民による多数決のような形を経なければならぬであろう。そうであれば、中位投票者の定数決たいな形で公的な意思が決まってくと想定することもある。ところが、迷惑施設の受け入れについて考える際には、どうしても賛成派と反対派という両極端の人たちにスポットを当てがちである。刊行されている書籍を見ても、賛成派と反対派の方が執筆したものが多く見られ、彼らの考えを勉強する機会はあるが、中間層の行動様式についての考察は相対的に手薄である。この間隙を埋めるため、中間層に考察対象を絞り、有権者の意思決定について検討する。

2. 1 考察対象

2011年3月に東日本大震災によって福島での事故が発生する直前の2月に、高レベル放射性廃棄物に関する意識調査を実施した研究グループがあった。この偶然を生かして、当該グループは2012年2月に再度、2011年と同じ被験者に対して同じ質問項目からなる意識調査を実施した。このデータによって、完全な同一人物に対して、事故の前と後で地層処分施設について人々がどう考えたのかについて知ることができ、注目したのは、2011年の調査で「地層処分施設を受け入れてもいいですか」という質問に対して、「どちらともいえない (Neither nor) 」と回答していた728人である。彼らを「中間層」(論文の中では中立者と呼んでいます)と定義する。

2. 2 実証分析の要約

定量的な分析の結果を要約する。中間層の方々というのは、リスク認知、経済的便益、社会的意義など、伝統的に検討されてきた要因に依存して、高レベル放射性廃棄物の処分施設に対する受容性を変化させていた。端的に言えば、リスクが高いと認知するようになれば反対派になるし、経済的便益が大きいと認知すれば、賛成派になる。これはきわめて自然な分析結果に過ぎません。他方で、処分施設を受け入れによって、他の人々から良くない評価を受けたり(プライドが傷つく)、あるいは子孫や祖先にマインナスの影響を与えてしまうこと(ステイグマ)など、より精神的な要因に起因して高レベル放射性廃棄物の処分施設に対する受容性を変化させていることも観察された。事故後に、処分施設を受け入れが子孫に申し訳ないと思うようになると、処分施設の入りに反対姿勢が強めた、といったものであり、これもきわめて自然な分析結果に過ぎない。これら精神的要因の変化が中間層にもたらした意識変化の大きさは、伝統的な要因よりも顕著であることが分かった。換言すれば、中間層の人びとが反対派へ転じる動きは、伝統的要因と同等かそれ以上に、精神的な要因によってもたらされていたのである。

比較のために、同じ考察手順で非中間層を対象として行った。非中間層には2つの種類があって、2011年段階に「強い反対」だった人々と、「強い賛成」だった人々である。こうした強い意向を持っていた人びとは、中間層に比べて意識変化をしにくいだろうと予想される。分析結果は、中間層の方が、自らの意見(認識)を転じる可能性が高いことを示した。このことが分かっていたら、政府は賛否を明確にする非中間層ではなく、中間層への働き掛けを通じて彼らの認識を賛成派にすること(反対派でないこと)が迷惑施設を受け入れてもらうことに対して有効な方途になるはずだと主張できる。

3. まとめ

高レベル放射性廃棄物の最終処分場を選定するには、当該団体の意向だけではなく、周辺団体や都道府県知事など、より多様で広範な人々から合意を得ていかなければならない。そのとき、大賛成とか大反対といった極端な意見を有する人々だけではなく、大ロットで、穏健な意見を有し、かつ働き掛けを通じて意見を変えてくれる「中間層」に注目することが重要になるというのがこの研究の狙い所であった。

中間層の人々は、処分施設を受け入れに際して、精神的なコスト負担を感じていた。彼らの精神的負担を下げるためには、どのようなことが必要となるのだろうか。筆者の考えでは、受入側の人々には、危険施設を国のために受け入れているのだ、国民全体のために受け入れているのだというような受苦へのプライドがある。こうした気持ちを持ってはいけないのであるが、実際には「あいづらは核のゴミを受け入れた」とか「お金が欲しいから受け入れているのだらう、守銭奴みたいだ」などという下劣な

コメントが発せられることもある。しかも、そうした稀で下劣なコメントほど世の中では流布されていくように思われる。こういった声がたとえ稀にでも起きてしまわないよう、都市部の人々に対して高レベル放射性廃棄物の処分施設の必要性をきちんと理解できるよう啓蒙し、潜在的リスクを有する施設を受け入れてくれる方々に対して感謝の念を抱けるような教育を都市住民にきちんとしていくことが、政府がしなければいけないことなのではないだろうか。

消費税、社会保障、財政健全化についても、結局のところ、有権者の理解度合いをどのように引き上げていくのが重要であるというのであれば、結論としては変哲もない。しかしながら、わが国の現状は、そうした教育が不活性であるように思われ、改善を主張してもよいのではないか。

第2章 社会保障【総論】

慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平

日本の社会保障の課題

日本社会の最大の課題の一つは人口減少と高齢化そして格差・貧困の拡大である。これらは日本経済の活力を奪う恐れがあるだけでなく、社会保障の持続可能性にも深刻な影響を与える。2020年初頭から新型コロナウイルスによるパンデミックは、人口減少・高齢化を加速し、格差・貧困をより深刻にし、財政悪化をもたらした。政府は、ポスト・コロナ社会における持続可能な社会保障制度を確立するために新機軸の政策に挑戦すべきである。

1. 超高齢社会における持続可能性の確保

(1) 加速する高齢化と社会保障持続可能性

新型コロナウイルスは人口減少・高齢化を加速していることが確認された。人口動態統計によると2020年度の出生数は84万人、死亡者は137万人となった。2017年の国立社会保険・人口問題研究所の日本の将来推計人口の「出生中位・死亡中位」ケースでは2020年は「出生数が90万人、死亡者141万人」であり、「出生低位・死亡低位」ケースでは、「出生者80万人、死亡者数133万人」となっていた。2020年の「出生数・死亡数」とともに、2017年推計の「低位」と「中位」の間あたりとなっている。

むしろ、2020年の実績と一番近い推計は、2012年の国立社会保険・人口問題研究所の推計による2020年の推計値「出生中位・死亡低位」ケースで示されている「出生数83.6万、死亡者数138.7万人」である。もし2012年の「出生中位・死亡低位」の組み合わせのまま、今後進むと、人口構造の影響を受ける年金、医療、介護といった世代間扶養によって機能している社会保障制度はどうなるか。

まず人口構造であるが2012年から2020年の間の現実の人口動態の影響を考慮しないと厳密な議論はできないが、2012年推計では、高齢化率は2060年で40.8%（2017年推計では38.1%）であり、高齢化率がピークになるのは2110年42.3%（2017年推計では38.3%）になる。また2110年の人口が4371万人（2017年推計では5343万人）となり、2017年の出生中位・死亡中位と比較すると高齢化率は最大4%上昇、人口は最大約1000万人下まわることになる。

人口減少・高齢化の加速がすべての世代間扶養型の社会保障制度に与える影響について、現時点で把握されているわけではない。しかし、長期の人口動態の影響を強くうける年金については、一定の予測がある。

2020年12月の年金数理部会のピアレビューによると、出生低位になった場合、経済前提の6つのケースのいずれも将来の所得代替率50%は維持できなくなる、つまり現行年金制度は維持できなくなることになる¹。この際に特に課題になるのが、基礎年金の給付水準大幅な下落である。この対応方法として、非正規労働者への厚生年金適用が王道であることは論をまたないが、他方で、新型コロナウイルスで疲弊した中

¹ 厚生労働省年金数理部会（2020）参照。

小企業が厚生年金の適用拡大に対応できるかという問題もある。次の財政検証は2024年であるが、それまでにどのような新しい改革案を用意するかが重要になる。

(2) 新型コロナウイルス感染症の医療システムの課題点

新型コロナウイルスでは医療システムの問題が明らかになった。新型コロナウイルス感染症をもち、社会経済活動のブレーカーになり、国民に過大な負担を強いた²。

日本の人口当たりの病床数は世界でも最も多いにも関わらずなぜ新型コロナウイルス病床数が足りないのか。その背景には、コロナ前からの長期課題になってきた医療システムの問題がある。端的には、人的資源が不十分なまま、中小民間病院による競争的な医療サービスシステムを放置してきたことにある。この問題はコロナ以前から日本の医療のアキレス腱とされてきた。欧州の医療システムは大規模の公立病院が多く、国民の日常の医療サービスは、日本の診療所に相当する家庭医が担い、重要な疾病は、十分な人員と資本（装置）を持つ公立の大病院が担ってきた。

しかし、日本は、200床以下の民間中小病院が多く、診療報酬という疑似価格によって収益を確保し、他の病院と患者をめぐって分権的、競争的に経営してきた。民間中小病院にとって、新型コロナウイルスの受け入れは、経営を悪化させることになるため、かなり高額インセンティブを付けないと対応しない³。

加えて、医療スタッフが少なくという問題もある。日本の人口当たり医師数は、先進国で最低クラスである。医師数が少なければ、専門医も少ないのは当然であり、コロナ重症患者が入るICUの専門医もドイツの4分の1にとどまる。少ない人的資源は医師だけではなく、看護師、技術者といった医療スタッフも脆弱である。医師だけではなく、人工心肺装置「ECMO（エクモ）」を操作可能な臨床工学士も少ない。このため、世界有数の「ECMO（エクモ）」台数を保有しながら、それを動かすスタッフがいないため、稼働できない状態になった。病床というECMO（エクモ）といい、その他の医療機器も同様であるが、医療システムにおける資本（装置）と人的資源のアンバランスも課題である。

結局、2021年1月10日時点で、「公立・公営等・民間別新型コロナウイルス患者受け入れ可能医療機関の割合は、公立病院73%、公的病院85%に対して民間病院26%にとどまっている⁴。

日本の医療システムは機能・役割分担が不十分であり、かつ非常時には計画的、集積的に連携できないという欠点を持っていたわけである。新型コロナウイルスは日本の医療システムの欠陥を白日の下にさらし、「医療システム敗戦」ともいえる状況になっているが、新型コロナウイルスを反映して、医療供給システムの抜本的な見直しが必要である⁵。

(3) 後遺症への準備—新型コロナウイルスが子どもの心身の成長に与える影響

新型コロナウイルスが親子双方の精神面に与える影響も明らかになっている。例えば2020年国立成育医療研究センター社会医学研究部「コロナ×子ども本部」が2020年11月～12月に実施した「コロナ×子どもアンケート」（第4回調査コロナ）は1）小学4～6年生の15%、中学生の24%、高校生の30%に、中等度以上のうつ症状がある、2）小学4年生以上のこどもの6%が「ほとんど毎日」自殺や自傷

² 2021年6月時点で新型コロナウイルス患者数は3550床、重症患者用確保病床数は4856床である。

³ 例えば、「新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院」として施設関係から割り当てられた病院に対しては、人件費等に関する手厚い補助（重症者受け入れ病床では1床当たり1950万円など）が行われている。

⁴ 対象は急性期病床を持っている医療機関全4297医療機関を全数としている。https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/00072604.pdf参照。

⁵ 戦後、直後の一時期だけ公立病院の医療システムの確立が議論された。1947年の医療制度審議会「医療機関の整備改善に関する答申」を参照せよ。

行為について考えた（「死んだ方がいい、または自分を何らかの方法で傷つけようと思った」）、3）回答した保護者の 29%に中等度以上のうつ症状がある、と報告しており、親子とも相当深刻な状態となっていることがわかる。

脳神経科学では、幼少期の経験は、脳神経の発達に重要な影響を与えることも明らかにしている。新型コロナウイルスの時代を経験した子どもの成長を継続的に調査する必要がある、現時点から直ちにその準備に着手する必要がある。

さらに学力への影響も大きい。新型コロナウイルスの影響で、先進各国は、直面での提供が困難になった初等中等教育をオンライン学習で対応しているが、オンライン学習の効果は、家庭環境によっても左右される。これまでの研究では、①学力格差発生のかねりの部分が家庭で過ごす期間、すなわち長期休暇中に起因することで説明できる、②家庭内での学習、オンライン学習のパフォーマンスは、家庭内での教育に振り向けることの出来る資源（経済力、時間、親・保護者の学力、デジタル能力）、住宅環境、親・保護者と学校との関係などの影響を受けることが明らかになっている。したがって、オンライン学習の長期化は、所得階層による学力差をさらに拡大させる要因になることが確認されている。また大学教育においても、オンライン教育の効果は、成績が良かった学生の成績は良くなるが、成績の悪かった学生の成績は低下することが確認されている。コロナが次世代の成育格差、学力格差をさらに大きくし、格差の固定を深刻化させる可能性もある。新型コロナウイルスが社会に残す後遺症を把握し、早急に解消する政策をとる必要がある。

2. 各論の主張

次に本報告書の各論を紹介しよう。

(1) 山重論文

山重論文は、日本の社会保障制度の財政の持続可能性の状況を分析し、その構造的な問題として「送り問題」と「タダ乗り問題」を指摘している。日本の制度がタダ乗りを許容してしまっている理由は、政府が身の丈に合わない水準の「保護」を国民に提供しようとしてきたことにあると見ている。こうした姿勢を見直し、すなわち構造的な見直しを提案している。

具体的なタダ乗りを抑制政策は、「①インセンティブ・システム」を強化であり、政権が赤字国債に依存した財政運営を行うことにペナルティを与え、存続から脱却する努力に対して何らかの報酬を与える仕組みを考案することが重要である。また②「教育や訓練」の充実、③「女性のエンパワメント」を目指すことが重要としている。

(2) 和泉論文

和泉論文は、出生率の回復に関する政策評価を行っている。「幼児教育・保育の無償化」、「教育の無償化」について、無償化に至った経緯とその概要、無償化でも残る自己負担を巡る論点、そして国・地方負担の財政的インセンティブの3点について議論している。

すなわち、財政制約のもとで、政策目標が少子化対策と考える場合、無償化はどのような政策効果があるのか検証する必要がある。また無償化は地方財政にも大きな影響を与える。これまで市町村の多くが保育料軽減のために地方単独事業として独自の財政負担をしていた。無償化によって、これら地方独自の保育料軽減負担がなくなったので、私立保育所・幼稚園についての自治体の財政負担は軽くなった。一方、公立保育所・公立幼稚園は自治体がすべて負担をしないといけないので、保育料で利用者負

担してもらっていた部分に関しては、かえって自治体負担が増加している。公立保育所は高い人件費の問題があるが、保育士の研修、あるいは地域の子育て相談を受ける拠点となるような機能を持っている。公立保育所を残している自治体が財政ペナルティを受けている状況になっている。また保育も幼児教育も両方できて0歳児から預かることのできる認定こども園への移行を促すような財政的インセンティブは、今回の無償化には含まれていない。近い将来、公定価格の地方負担が変化することによる財政的インセンティブを設計するのであれば、ポスト待機児童の時代に合った仕組みを導入すべきである。

(3) 中野論文

中野論文は、高等教育の質実無償化の政策評価を行っている。本制度により、住民税非課税世帯の学生はほぼ無償で大学等の高等教育機関への進学が可能となったが、中野論文は、この新政策のもたらした2つの新たな問題を指摘している。

1つ目は、給付世帯と非給付世帯の間で生じる所得の逆転現象である。就学支援制度は、授業料減免の現物給付と給付型奨学金の現金給付が一体となっていることから、給付世帯の可処分所得が大幅に増加し、給付世帯と非給付世帯の間で所得の逆転現象が起きている。

2つ目は、無償化の対象者を決める収入基準の算定である。家計の収入基準は、学生と生計維持者の市町村民税の所得割の課税標準額を合算して計算する。しかし、生計維持者は両親のみであり、同居している祖親などは合算の対象にならない。同居親族の所得を収入基準から除外することは、親族で協働して事業に従事する同族企業の経営者、青色申告事業者の世帯を著しく有利にする。よって、大学進学に十分な資力を有する世帯であっても、親族間の給与の調整により生計維持者の所得を圧縮し、給付の基準を満たすことを排除できない。そして、給与所得者世帯もまた、労働時間を減らすなどの就労調整という問題が起きる可能性がある。大学進学のために働かないことがむしろ合理的な行動となってしまう、ひいては貧困の罠に陥る可能性すらある。

就学支援制度の改善点として、支援の対象外となっている中間層に対しても修学の支援を厚くし、給付の崖を緩やかにすべきである。見直しの方向性として、修学支援新制度における授業料減免と給付型奨学金を分離し、給付型奨学金に充当していた財源を第一種奨学金と合算し、オーストラリア、イギリスの所得に連動して返済を猶予、免除する奨学金制度奨学金制度への再編も考えられる。

(4) 大森論文

大森論文は、新型コロナウイルスの流行がもたらした問題を、経済学の観点から分析し、望ましい対応策について考察を行っている。新型コロナウイルスという感染症は、経済学の観点からは「外部性」であり、その対応策として、政府による公衆衛生サービス、具体的には、ワクチン接種、政府による感染を抑制するための広報活動、"Stay home"政策である。このうちは、Stay homeは経済活動の制限を伴い、景気に悪影響を与えている。特に「情報・通信業」、「不動産・物品賃貸業」、「建設業」、「飲食サービス業等」、「生活関連サービス等」、「教育、学習支援業等」産業において、顕著に消費の低下が見られ、日本経済全体では雇用悪化が見られ、特に「パートタイム労働者」においてより影響は深刻である。政府は、順次、第一、第二次、第三次補正予算による政策、さらに2021年度予算に盛り込んだ政策によって対応している。このうち「特別定額給付金」は、全国民が対象であったが、望むらくは、所得の低下が生じた人々に対して、重点的に所得補助を行う方が効果的であったが、個人の所得状況について政府が十分に補足

できていないという点で、改善の選択であった。長期的な景気対策の視点から考えると、Covid-19の流行を契機にして、事業転換を促す投資を有効である。

(6) 野村論文

野村論文は、超高齢社会において、十分認知されていない問題として、加齢とともに低下する認知機能の問題を議論している。超高齢社会で留意すべき点は、75歳以上の人口増加、人口構成比の急上昇である。2065年頃までに75歳人口は2400万人、人口構成比は26%まで上昇すると見込まれる。高齢者の増加、寿命の伸長とともに高齢者の保有する金融は増加を続けている。金融資産の70%は55歳以上の人保有されており、100兆円の金融資産が認知症の人によって保有されている。特に2025年にかけて経済力を持つ団塊世代が75歳に到達すると、経済活動面での認知機能の問題は今後本格化する。

現在、日本が直面している超高齢社会とは、認知機能が低下した人が増える社会と言え換えることができる。また同時に超高齢社会の一因である長寿化社会とは、誰もが人生の最晩年期で一定の期間、認知機能の低下を経験する社会でもある。経済力を持ったまま認知機能が低下する高齢者が増えるというこれまでに経験した問題に直面することになる。

脳神経科学とその経済行動への応用である神経経済学は、加齢が経済行動に与える影響について多くの知見を有しており、その知見を超高齢社会の経済システムに活用する必要がある。特に人間の意思決定で苦手とされるのが、長期・不確実な問題への対応である。今後も続く公的年金給付水準の低下、医療保険・介護保険の給付水準の見直しなど社会保障制度改革が続くこと、寿命の伸長も続くことから、老後の準備はますます重要になる。特に若い世代ほど、こうした影響を受けることになるため、なるべく早くから資産形成に入るべきである。

私的年金加入促進、その資産運用の積極化などについては、「ナッジ」のような行動経済学を使った政策を活用すべきである。また中高年になってからは、認知機能の低下を見越し、資産管理、運用の準備を促進する「ブースト」という手法を普及させるべきであろう。

3. ポスト・コロナ社会における社会保障制度—SDGsの視点も入れた新機軸の政策

(1) ポスト・コロナ社会を展望する

人類はこれまで何度でもパンデミックに襲われてきた。なかにはその後の社会経済に大きな影響を与えたものもあった。その代表的な例である14世紀の欧州におけるペストの流行は、当時の欧州の人口の2〜4割を死にさせ、労働者数は急激に不足し、耕作地は余った。労働者がより有利な労働条件を求めて地域移動したところ、イングランドでは、労働者の移動、退職制限、強制労働、賃金規制を内容とする反動的な「労働者条例」を数回にわたって発布してそれを制限した。これは資本に対し希少になった労働の価値を抑制する政策であったが、これに反発する労働者からの反乱・暴動が相次ぎ、社会不安へとつながった。他方で、人手不足は省力的な技術革新を刺激した。ペストによる労働者不足は実質賃金上昇、労働者の権利向上をもたらし、最終的には封建制、中世社会を終焉させた。さらに死の恐怖に直面して、なんらか有効な救済もできず、犯罪者の販売などで富を膨らませたカトリック教会への失望から国民国家の成立、宗教革命につながった。そして、従来の常識への疑問、新しい知識や技術への渴望を生み、人々の価値観に影響を与え、ルネサンス、近代への道が開いた。

このように予想されない大規模なショックは、最初は市場を通じ、次に技術革新とその普及、そして価値観の変化という順番で社会経済の仕組み・制度に大きな影響を与えた。社会保障制度もまた、現在

の社会経済制度を前提にしている仕組みであり、社会経済が変容すれば社会保障制度も変わっていくことになる。

(2) SDGsと社会保障制度の構造改革

新型コロナウイルスによるパンデミックは、「いざ大変なことになるとわかっているのに、見て見ぬ振りです、誰も対処しようとしないう脅威」を意味する「黒い象(ブラックエレファント)」が現実のものになったと見なされる。「脅威だけど、今すぐ対応しなくてもよい」というような考え、とりあえず自分の世代には影響を与えないから先送りしようという「タイムホライズン」の問題が一時的に修正されたのが現在の状況であろう。他にも地球温暖化も格差による制御不能なような政治対立も「黒い象」であろう。ポスト・コロナ社会では、早急に「黒い象」を消し去るべきというタイムホライズンの修正への姿勢が、一時的なものになるか、あるいはこれを機会に社会経済の仕組みを大幅に変わるきっかけになるのか、大きな分かれ目になるであろう。

実際には、具体的にはポスト・コロナでは、黒い象を消滅させようと、SDGsへの動きが加速している。SDGsは「持続可能な開発目標」であるが、その目標は地球温暖化防止のみならず多様な17の目標を掲げており、全体として「誰一人取り残さない」ということを究極に掲げている。実際に17の目標の多くが社会保障制度に関連している。そして、見逃されがちであるが、先進国内の格差・貧困の克服も重要な目標である。先進国において、格差・貧困とその不満を放置することは社会の火薬庫になる。現実には米国や欧州に広まったポピュリズムとそれに伴う政治不安の背景には深刻な格差・貧困がある。日本は、国際的には格差や貧困率が低い国と評価されているがそうではない。日本は、先進国でも例外的に21世紀に入り、長期的に実質所得が低下し、貧困線が低下を続けている。貧困線が低下し続けているにも関わらず、現役世代の貧困率は継続的に上昇している。つまり、国民全員が貧しくなりながらも、さらに貧困率が上昇するという国は日本しか見当たらない。もし貧困線が低下しなかったら、貧困率は急上昇していた。加えて、OECDは先進国全体に格差・貧困の世代間連鎖が強まっていることを確認しているが、日本の同様になっている。貧困・格差の拡大は政治、政治や社会混乱の原因になるが、日本は現状何とかその自体だけは免れているが、時間の問題かもしれない。格差や貧困が経済成長の刺激になるとするのは、根拠のない一角獣伝説とされている。むしろ、格差・貧困の縮小を通じて社会・政治の安定性、社会の信頼性を高めて経済成長を回復する政策を目指すべきである。格差・貧困を縮小するような社会保障制度改革が経済成長を回復する方法であろう。

社会保障 [各論]

2025 年以降の社会保障制度の持続可能性

一橋大学経済学研究科／国際・公共政策大学院教授 山重 慎二

団塊の世代が全員 75 歳以上になる 2025 年以降の 10～15 年ほどの時期は、社会保障や財政が最も厳しい状況に陥ると考えられる。その後も高齢者が人口に占める割合は 40%近い水準が持続するので、厳しい状況が続くことは変わらないが、2025 年から 2040 年頃までをいかに乗り切ることが、まずは重要という一般的な認識があると思われる。

この厳しい時期を念頭に置き、社会保障制度、そして日本社会の持続可能性を確保するために、制度・政策をどのように再設計していくかが、専門家の関心の一つである。これまで、「税と社会保障の一体改革」という言葉がよく使われてきたが、税制、社会保障制度、地方財政制度などの財政制度、家族政策、労働政策、移民政策、教育政策、地域政策などの社会政策、そして財政・金融政策、産業政策、成長政策などの経済政策の一体的な見直しが必要というのが、私の基本的な認識である。

1. 2025～2040 年の社会経済

2025 年以降に直面する問題として、まず人口問題がある。日本の総人口は 2008 年に約 1 億 2 千 8 百万人でピークアウトし、減少を始めている。今世紀末には総人口は 6 千万人程になるというのが、国立社会保障・人口問題研究所の推計である。今世紀中に日本の人口が半減するという予想は、日本が極めて特異な状況にあることを示唆している。

15～64 歳の生産年齢人口は、すでに 1995 年にピークアウトし、かなりのスピードで減少してきている。一方、65 歳以上の高齢者人口は 2042 年まで増え続けると予想されている。

日本では生産年齢人口の増加率はマイナス 1%ほどになっている。現在、急速に女性や高齢者の労働参加率が上昇しているが、それがピークに達したら、労働量の成長率もマイナス 1%程度になるだろう。若い人が減少し続ける中で、生産性 (TFP) を高い水準に維持することも難しくなると考えられる。今後、日本も潜在的な成長率は 1%程度だろうという予測が一般的だと思われる。

実際、内閣府の『中長期的経済財政に関する試算 (令和 2 年 1 月 17 日)』での保守的な予測である「ベースラインケース」では、実質 GDP の成長率は、今後 10 年間は 1%前後で推移するとの仮定が設けられている。

一方、「成長実現ケース」では、28 年後の成長率が掲げられている。しかしこの「成長実現ケース」は、希望の予測あるいは目標と考えられるものである。このような希望の予測に基づいて制度・政策を作ってきたことが、制度の持続可能性を低めると考えられる。

消費税率を引き上げて、2025 年の黒字化を目指してきた政府 (国・地方) の基礎的財政収支が黒字化できるのは、この「成長実現ケース」でも 2027 年になりそうというものが、内閣府の推計結果であった (最新の試算 (令和 3 年 1 月 21 日) では、2025 年まで 2%以上の高い成長率が仮定される「成長実現ケース」でも、黒字化は 2029 年以降になると推計されている)。

希望の予測は、社会保障給付の名目 GDP 比に関する政府推計にも見られる (図 1)。この推計では、2018 年から 2025 年までの 7 年間の年金を除く社会保障給付の伸びは約 4.6%に抑えられている。この間、社

会保障分野で求められる就業者数は約 13.1%増加すると予測されている中で、社会保障給付の伸びが抑制されているのは、医療や介護の効率化の効果もあるだろう。しかし、就業者の賃金は少なくともインフレ率と同程度に上昇すると考えると、名目 GDP 比で見えた社会保障給付の伸びが抑えられているのは、実質 GDP の予想成長率が高く設定されていることが大きいと考えられる。

2. 日本が課題先進国となった本質的問題

「成長実現ケース」が本当に実現すれば、日本の社会保障制度の持続可能性は、当面確保される可能性が高いと思われる。しかし、その実現確率は低いと考えられる。したがって、現在の日本の社会保障制度、財政制度、さらには社会の持続可能性は低いというのが、現実的な認識ではないかと思われる。

なぜ日本は、そのような「ぎりぎりの状況」に陥ってしまったのだろうか。以下の 2 つの問題が、持続可能性を脅かす選択が行われてきた理由と考えられる。

日本が課題先進国となった第 1 の問題は、「①先送り問題」だと思われる。政府は楽観的な予測や思込みを示すことで、痛みを伴う改革にすぐに取り組みなくともよくなる。しかし実際には、そのような楽観的な見込みははたして、極めて深刻な状況に陥っている。

「先送り問題」の要因は、政府の問題発見・解決能力の低さにあると思われるが、日本社会の持続可能性を難しくしている本質的な問題は、日本の制度が「タダ乗り」を比較的簡単に許容する構造を持っているという「②タダ乗り問題」ではないかと考えられる。

子がいなくても年金をもらえるということは、他の人の子育てにタダ乗りできるといえることである。十分な税収がなくとも、財政運営を行える特例国債 (赤字国債) の仕組みも、将来世代へのタダ乗りを可能にする制度である。

3. 持続可能性を高めるために何をすべきか

このような問題に対して、日本はどのように対応するのがよいのだろうか。

まず、タダ乗りを抑制する「①インセンティブ・システム」を強化することである。賦課方式年金額に関わる「タダ乗り問題」を緩和するために有効と考えられる子育て支援政策は、そのような特徴を持っている。赤字国債の発行という「タダ乗り問題」に対しては、政権が赤字国債に依存した財政運営を行うことにペナルティを与えようとするとともに、依存から脱却する努力に対して何らかの報酬を与える仕組みを考案することが必要である。

ただ、どのような取組や努力を行えば問題を解決できるのかわからないと、努力は引き出せないであろう。そのような状況で必要なのは、問題発見・解決能力を高める「②教育や訓練の充実」である。それを高めることで、課題解決のためのコストが低下すれば、少ない報酬でも課題解決に取り組んでもらうことが可能になり、「先送り問題」も緩和できると考えられる。

また、女性の潜在能力をさらに高め、これまでに以上に社会的な付加価値の生産に貢献してもらい、所得税や社会保険料も支払ってもらうことも重要である。そのために、従来の性別役割分担を見直し、女性を保護するというより、「③女性のエンパワメント」を目指すことが重要である。現代の女性の多くは、自立できる能力のみならず、生涯にわたって社会に貢献したいとの意欲や希望も持っている。

そして、そのような要素を含む「④制度・政策の再設計」を全般的に行うことが必要である。

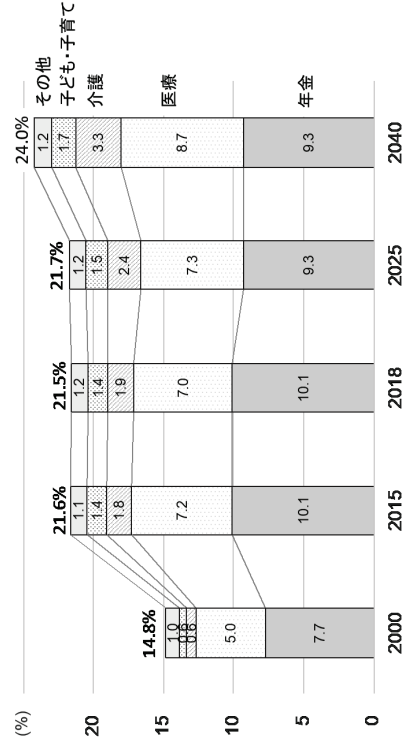
4. まとめ

日本の社会保障制度として財政は、楽観的な予測の下では、2025 年以降も持続可能かもしれない。しかし、現実的な予測の下では、持続可能性に疑問が残る。

持続可能性を脅かしている構造的な問題と考えられるのは、「先送り問題」と「タダ乗り問題」である。日本の制度がタダ乗りを許容してしまっている理由は、政府が身の丈に合わない水準の「保護」を国民に提供しようとしてきたことにあると思われる。その結果、巨額の公的債務が累積し、財政そして社会保障制度の持続可能性が保証されない状況が続いている。

この構造的な問題に取り組まない限り、日本の制度そして社会の持続可能性は確保されないと考えている。

図 1：社会保障給付（対 GDP 比）の推移



(出所) 社会保障審議会「今後の社会保障改革について2040 年を見据えて」(2019 年 2 月 1 日) 資料 2 を基に筆者作成

幼児教育の無償化に伴う地方財政の課題

嘉悦大学経営経済学部教授 和泉 徹彦

政府の進める「社会保険・税一体改革」の柱である子ども・子育て支援の仕上げとして「教育の無償化」があり、幼児教育・保育の無償化(以下、幼児教育の無償化)と高等教育の無償化が含まれている。これにより、高等教育修了まで全年齢に渡る教育の無償化が完成した。今回の報告では、無償化に至った経緯とその概要、無償化でも残る自己負担を巡る論点、そして国・地方負担の財政的インセンティブの3つについて取り上げる。

無償化の経緯と概要

2008 年に閣議決定された教育振興基本計画があり、幼児教育無償化の検討が開始された。2014 年以降、低所得層からの段階的な保育料無償化として実現した。2017 年に衆院選で自民党が公約とし、2018 年の骨太の方針に書き込まれた。現行の幼児教育の無償化は 2019 年 10 月からの 3 歳以上を対象とした実現した。2020 年 4 月からは 3 歳未満の住民税非課税世帯にも対象を拡大した。この間、私立幼稚園団体が長年ロビー活動を続けてきた経緯がある。

3～5 歳で認可保育所と認定こども園は完全に無償化となる一方で、幼稚園は 2 種類に分かれている。新制度幼稚園と言われている、子ども・子育て支援新制度に含まれている幼稚園と、それ以外の私立幼稚園である。新制度の幼稚園に関しては、認可保育所と同じように完全に無償化で、私学助成を受けている私立幼稚園の場合には、月最大 2 万 5,700 円までという上限が付けられている。新制度幼稚園は、認可保育所と同じく利用調整を自治体に任せなければならないため、それを好まない幼稚園は新制度に入っていない。

最大 5 年間の経過措置として人員配置や設備基準に満たない認可外保育所に対しても、最大 3 万 7,000 円まで補助している。認可が完全無償化で認可外が自己負担だと棲み分けていた需給のバランスが崩れて待機児童問題が深刻になる恐れがあるためである。

3 歳未満の認可保育所・認定こども園利用者については、住民税非課税世帯に限って無償化である。この年齢では、認可外保育所の場合には月最大 4 万 2,000 円までの無償化になっている。

このように、保育料無償化の対象は、3 歳以上か未満かという年齢と、利用している施設によって枝分かれしていく仕組みになっている。

幼児教育の無償化について 2019 年度の当初予算では 3,882 億円が計上されていた。これは 2019 年 10 月からの半年分として計上されていたが、最終的には約 500 億円増の 4,375 億円まで補正された。準備期間が短かったために国費で全て賄うことにした。2020 年度の見通しでは、約 8,000 億円となっている。無償化、タダの魔力というのは強いものがあって、保育サービスの需要がどうしても拡大してしまったということがかがえる。

国は 2013～2017 年度の「待機児童解消加速化プラン」で保育所を増やしたが、約 2 万人の待機児童が残った。そこから現在に至るまで「子育て安心プラン」を前倒しで実施して、待機児童解消に努めている。保育サービスの需要と供給の観点では、保育所を増やすと、自分も預けたいという近隣の需要を掘り起こしてしまうため、待機児童がなかなか減らない問題がある。毎年 10 万人規模で保育所定員などの受け皿を拡大しているにもかかわらず、待機児童という需給の差分をベンチマークにしてしまったため、結果的には解消に至っていないという説明ができる。

無償化でも残る自己負担の論点

無償化に合わせた便乗値上げが利用者の間では話題になった。

認可保育所で給食費のうち主食費を従前 1,000～2,000 円だったのが 3,000 円に値上げされたり、4,500 円が全国的な単価になっている副食費と合わせて給食費が月 7,500 円になったりといった状況がある。小学校の給食費は比較的低年齢が多くて単価が抑えられるのと対照的に割高に見えてしまうこともある。

これ以外に、施設充実費や共同購入費名目で実費を徴収することもある。絵具代、クレヨン代、絵本代は、自治体から出る運営費に含まれていると解釈されてきた部分があったが、無償化を機に実費自己負担に切り替えた認可保育所もある。それを認めるか、指導監査を通じて是正を求めるかは自治体の判断に任されている。

私立幼稚園では保育料、給食費の値上げが起った。従来は保育所対抗で保育料をダンピングしていたのであって、ようやく本来の自己負担をしてもらえようになったのだという主張がある。養成校出身の若い世代の保育士は幼稚園教諭の免許も持っているため保育所と幼稚園で人材の奪い合いが起っている。保育所に比べて幼稚園は待遇改善の措置をしてももらえていなかったもので、保育所の方にばかり人材が集まっていた。保育料を上げて待遇改善して幼稚園に人材が来るようにしたいという理由は頷ける。

私立幼稚園の経営は二極化していて、高額な自己負担を求めることで利用者を選別するブランド化した園と、自己負担を低くし送迎バスを充実させて広範囲から利用者を集める園がある。無償化によって自己負担部分が大きく見えるようになって、家計の負担能力による階層化が進んでいるように見える。

研究会でご講演いただいたことのある山口慎太郎・東京大学教授(日本経済新聞 2020 年 4 月 9 日朝刊、経済教室「幼児無償化半年見えた課題(下)」)は幼児教育・保育は発達に好ましい影響があるとし、幼児教育無償化を高く評価している。一方、一律無償化の恩恵は高所得世帯に極端に偏っていると批判している。無償化の予算があるなら、社会経済的に恵まれない家庭の子ども、特に「小学校に上がる前までに幼稚園にも保育園に通わない子どもたち」「無園児」を抱える世帯に対する支援を行うべきだと結んでいる。

このように便乗値上げの論点そして自己負担できる家計には負担してもらわなければならないとの議論が残されている。

国・地方負担の財政的インセンティブ

従来私立保育所(2・3号認定)に渡される運営費の財源では、公費で負担している部分と利用者が負担している部分があった。公費負担は、市町村が4分の1、都道府県が4分の1、国が2分の1という負担割合となっており、市町村の多くが保育料軽減のために地方単独事業として独自の財政負担をしていた。無償化によって、市町村・都道府県・国の負担割合は変わらないものの公定価格の全ての部分に対して負担することになったので、地方独自の保育料軽減がなくなった分だけ自治体の財政負担は軽くなったと言える。

一方、公立保育所(2・3号認定)および公立幼稚園の自治体負担は10分の10で全て負担しなければならない。保育料で利用者負担してもらっていた部分に関しても自治体負担が純増している。私立と公立の割合によっては自治体負担が増しているところもある。

国の保育所整備補助金は保育所の民営化を促すため私立保育所に限定されている。20 年前に待機児童が社会問題化したときに批判されたのは公立保育所の人件費が高過ぎる、赤ちゃん 1 人預かるのにして十万円かかっているのだという批判だった。規制緩和によって民間が保育所運営に参入できるようにして人件費を下げた。待機児童解消に向けて同額の予算を投入するなら私立保育所の方がより多く定員を増やせるということで定員拡大してきた経緯がある。

公立保育所の施設整備費は、基本的に自治体負担で用意しなければならない。ただ、地方交付税の交付団体は措置があるため公立保育所のために整備費を用意することができる。公立保育所を意図的に残す不交付団体が、最も大きな財政的影響を受けている。私立保育所が増えてきて、質もばらばらになっていくという問題意識がある。保育士の研修、あるいは地域の子育て相談を受ける拠点となるような公立保育所を残している場合、財政的にはペナルティを受けている状況になっている。

少子化社会の日本では、待機児童が存在する一方で、子ども不足の自治体も存在している。子ども不足の自治体では、認定子ども園への集約を進めるところと全く無計画なところがある。公立幼稚園が残っているものの園児が少なく、全く集団生活が成り立たないところもある。保育も幼児教育も両方できて 0 歳児から預かることのできる認定子ども園への移行を促すような財政的インセンティブは、今回の無償化には含まれていない。

近い将来、公定価格の地方負担が変化することによる財政的インセンティブを設計するのであれば、ポスト待機児童の時代に沿った仕組みを導入すべきだと考える。

高等教育の無償化と公私負担の在り方

専修大学経済学部教授 中野 英夫

1. 消費税率の引き上げによる高等教育の実質無償化の実現

2019年10月の消費税率8%から10%への引き上げは、教育分野に高等教育の実質無償化という変革をもたらした。全世代型社会保障改革を掲げる政府は、消費税引き上げによる増収分の財源の一部を投入し、修学支援新制度を創設したのである。本制度により、低所得世帯の学生の大学等の高等教育機関への進学が大幅に開かれた。

高等教育の無償化の背景には、家庭の所得に起因する大学進学率の格差がある。世帯収入1,000万円以上の世帯の子どもの大学進学率は、62%であるのに対して、400万円以下の世帯の子どもの大学進学率は27%にとどまり、その両者の乖離の原因は高等教育の高額な学費負担にある。本新制度はその進学率の格差を解消し、ひいては世代間にわたる貧困の連鎖を断つものとして期待される。

2. 修学支援新制度の概要

高等教育の無償化の対象となる学生は、全学生数の7%～8%と推定される。新制度における給付の基準には、家計に係る基準（収入基準・資産基準）、学業成績等に係る学力基準がある（図1参照）。

収入基準は、第Ⅰ区分から第Ⅲ区分までの3つの区分により決定する。第Ⅰ区分は、本人と生計維持者の市町村民税所得額の合計が100万円未満の住民税非課税世帯である。4人世帯で年収270万円の世帯がこれに該当する。また、住民税非課税世帯に準じる世帯として、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分を設けている。第Ⅱ区分は、同100万円以上～25,600円未満、年収300万円までの世帯である。第Ⅲ区分は、同25,600円以上～61,300円未満、年収380万円までの世帯である。

一方、資産基準は、生計維持者が2人の場合、資産額の合計2,000万円未満を基準とするが、対象となる資産は、現金及びこれに準ずるものに限られ、土地などの不動産は対象から除外されている。また、通帳の写しなどの証明書の提出は不要である。

また学力基準も、本制度は福祉的な施策であることから、レポート等で学修意欲を確認できれば基準となる評価を下回っても可としている。よって、制度の対象となるか否かは、事実上、生計維持者の収入基準によって決定する。

本制度の対象となれば、高等教育は事実上無償となる。住民税非課税世帯である第Ⅰ区分については、私立大学に進学する場合、入学金は上限26万円、授業料は上限70万円まで減免される。また、給付型奨学金は、自宅外から私立大学等に通う学生については、月額75800円、年間90.1万円を支給する。授業料減免と給付型奨学金を合わせた4年間の総額は670万円にも及ぶ。第Ⅱ区分は第Ⅰ区分の給付額の3分の2、第Ⅲ区分はその3分の1となるものの、返済の義務を負わない点で、その恩恵は依然として大きいものがある。

3. 高等教育の実質無償化と所得の逆転現象

消費税率の引き上げによる高等教育の無償化は、低所得世帯の学生に大学進学への道を開いた点で意義ある改革であった。2010年から続く教育の無償化の一つの到達点と言えるが、その一方で、本制度には、その制度設計上の問題点を指摘することできる。

一つは、給付世帯と非給付世帯の間で生じる所得の逆転現象である。本制度は、授業料減免の現物給付と給付型奨学金の現金給付が一体となっていることから、給付世帯の可処分所得が大幅に増加し、給付世帯と非給付世帯の間で所得の逆転現象が起きている（図2参照）。

例えば、第Ⅰ区分に属する年収270万円の世帯を例に挙げると、当該世帯の可処分所得は230万円であるが、大学在学中に受ける授業料減免、給付型奨学金の総額670万円を4年で平均した給付167万円を加えると、可処分所得は約400万円に上る。これは年収500万円の世帯のそれとほぼ同額の水準である。また、第Ⅲ区分の上限にあたる年収380万円の非受給世帯の可処分所得310万円と比べても、90万円近く上回っており、収入の少ない世帯の可処分所得が収入の多い世帯のそれを大きく上回っている。

本制度のもう一つの問題は、無償化の対象者を定める収入基準の算定である。家計の収入基準は、学生と生計維持者の市町村民税の所得額の課税標準額を合算して計算する。しかし、生計維持者は両親のみが対象であり、同居している親族などは合算の対象にならない。

同居親族の所得を収入基準から除外することは、親族が協働して事業に従事する同族企業の経営者、青色申告事業者の世帯を著しく有利にする。各専従者の就労と給与の支払いの分割や調整などによって、世帯全体の所得の調整が可能となるからである。よって、大学進学に十分な資力を有する世帯であっても、親族間の給与の調整により生計維持者の所得を圧縮し、給付の基準を満たすことを排除できない。

また、給与所得者世帯にも労働時間を減らすなどの就労調整という問題が起きる可能性がある。例えば、夫が270万円、妻が年収230万円、合計年収500万円の世帯を例に考える。この世帯の可処分所得は、約405万円であり、収入基準の算式は79,500万円となり、第Ⅲ区分の給付から除外される。

しかし、生計維持者のいずれか一方が年収を減らせば状況は変わる。もし、収入の少ない妻が転職ないし勤務時間を減らすなどで、年収が230万円から100万円まで減少すれば、生計維持者双方が住民税非課税世帯となり、第Ⅰ区分の給付を受けることができ、世帯の実質的な可処分所得は、約405万円から約500万円に増加する。すなわち、共働き世帯のどちらの就労調整によって世帯年収を減らして、支援新制度の給付の対象となれば、実質的な可処分所得は大きく増加する。

こうした生計維持者の就労調整が起きる理由は、その給付の規模により、あえて世帯収入を減らしても、給付を受ける利得が大きいためである。大学進学のために働かないことがむしろ合理的な行動となつてしまい、ひいては貧困の罠に陥る可能性すらある。

4. 修学支援新制度の課題と見直しの方向性

令和2年度の修学支援新制度の予算は5,000億円が計上され、私立大学等への経常費補助金の3,000億円を大きく上回っている。

高等教育において授業料が高額な国で、実質的に世帯の所得の基準のみによって、授業料減免、返済不要な給付金を同時に支給する国は、筆者の知る限り他にない。多くの消費税の財源を限られた低所得者世帯に集中して投じることにより、かえって大学進学において親の収入への依存を高め、経済活動を至める恐れがある。

本制度の見直しを検討するならば、支援の対象外となっている中間層に対しても修学の支援を厚くし、給付の量を緩やかにすべきである。高等教育における私費負担の問題は、低所得者世帯に限った問題ではない。見直しの方向性として、修学支援新制度における授業料減免と給付型奨学金を分離し、給付型奨学金に充当していた財源を第一種奨学金と合算し、オーストラリア、イギリスの所得に連動して返済を猶予、免除する奨学金制度奨学金制度への再編も考えられる。

ンザ等とみなすための法改正を行い、「緊急事態宣言」の発令等の実施により、人々の行動制限を試みている。さらに、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法」を2021年3月3日に施行し、店舗の営業時間の変更の要請等と内容とする「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を創設し、併せて新型インフルエンザ等緊急事態措置において施設の使用制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とし、感染抑制のための政策効果を高めることを試みている。

III Covid-19と経済政策

Covid-19の流行による、「Stay home」政策は、経済活動の制限を伴い、景気に悪影響を与えている。四半期GDPは、(図2)に示されているように、2020年第1四半期に、対前期比マイナスに転じ、第1四半期にはさらにマイナスの幅が大きくなった。第3四半期以降、少し回復傾向を示したが、2021年第1四半期に、再び対前期比で低下の方向に転じている。

その要因として、大きく影響しているのが、「Stay home」による行動抑制による、消費の減少である。「情報・通信業」、「不動産・物品賃貸業」、「建設業」、「飲食サービス業等」、「生活関連サービス等」、「教育、学習支援業等」の特定の産業において、顕著に消費の低下が見られる。むしろ、「巣ごもり需要」で消費の増加した産業もあるが、日本経済全体では消費は低調である。

この様な景気の低迷により、上記の特定の産業を中心に、日本経済全体で、雇用の悪化が見られ、「一般労働者」よりも「パートタイム労働者」においてより影響は深刻である。また、若年者の失業、中高年齢層の失業にも留意する必要がある。

長期的には、景気の悪化によって、生産者側の操業継続の可能性も問題になっている。操業が低下すると、資本を手に入れる時の借り入れ等の負債を、売上げでカバーできなくなり、事業継続が困難になる。

これらの問題に対して、政府は、2020年4月から、順次、第一次、第二次、第三次補正予算による政策、さらに2021年度予算に盛り込んだ政策によって対応している。

特定の産業を中心とした消費の低下、雇用情勢の悪化に対しては、「特別定額給付金」、「雇用調整助成金」により対応している。「特別定額給付金」は、全国民が対象であったが、望むらくは、所得の低下が生じた人々に対して、重点的に所得補助を行う方が効果的であった。しかし、個人の所得状況について政府が十分に補足できていない、情報の制約の下では、改善の選択であったと考えられる。「特別定額給付金」の様な、国民に対して、広範に所得補助を行うという政策は、むしろ、景気悪化が特定の産業のみでなく、日本経済全体に対して波及する長期において執るべき政策であろう。

生産者の操業継続の問題における資本費用の補助については、「持続化給付金」により対応している。特定の産業に対する消費の低下に対応して、政府は、「Go to キャンペーン」によりホテル・旅館等の旅行業、飲食業、ひいては、航空機、鉄道、バスの交通業に対する需要喚起して対応しようとした。しかし、これは、旅行、外食等による人々の移動、相互の接触を促すことになり、感染症抑制のための「Stay home」政策と矛盾しており、政策選択にはもう少し慎重であるべきだったと考える。

長期的な景気対策の視点から考えると、Covid-19の流行を契機にして、新しい労働・ビジネス、教育、エンターテインメントのあり方、社会の変化するべき方向が見えかけている中で、労働・ビジネス、教育、エンターテインメント等を含めて、事業転換を促す投資を喚起する政策が有効である。この様な方向性を持った政策は、第三次補正予算に、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」(1兆6,766億円)として盛り込まれている。「経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上」(2兆3,959億円)の中に盛り込まれている「中堅・中小企業の経営転換支援(事業再構築補助金)」(1兆1,485

億円)等、そして、「デジタル改革・グリーン社会の実現」(2兆8,256億円)に盛り込まれている「地方団体のデジタル基盤改革支援」(1,788億円)、さらに「マイナパンカードの普及促進」(1,336億円)、「ポスト5G・Beyond 5G(6G)研究開発支援」(1,400億円)、「カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発支援のための基金の創設」(2兆円)、「グリーン住宅ポイント制度の創設」(1,094億円)などが該当する。

以上、第一次、二次、三次補正予算による政策措置を検討してきたが、景気対策として、必要な政策を短期、長期を視野に入れて、執ってきていると評価することができるとは、しかし、投入された予算に対する政策効果については、後日、検証する必要がある。

図 1 人口 100 万人あたり新規感染者数の推移

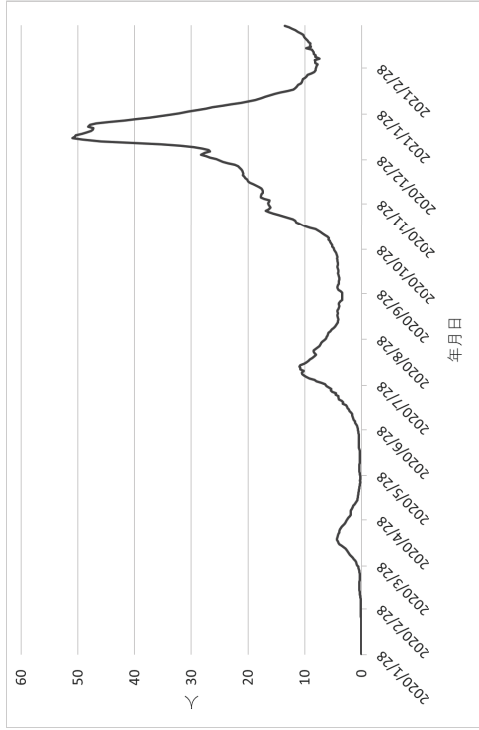
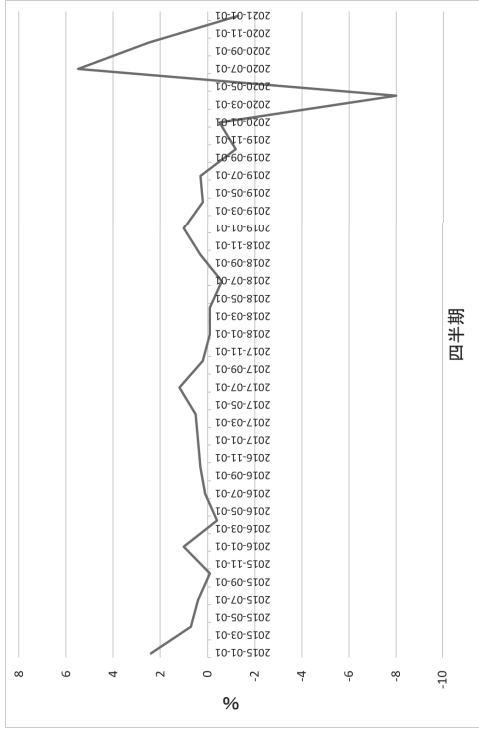


図 2 四半期 GDP の対前期比成長（変化）率の推移



加齢が意思決定に与える影響

慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平

1. はじめに

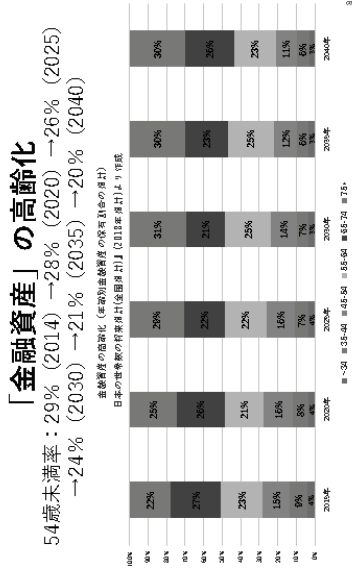
超高齢社会において、現時点では十分認知されていないが、今後、表面化していくとして問題は、認知機能が低下し、課題を持つ人の増加とその経済行動である。加齢とともに認知機能が低下することは誰もが避けることはできない。

これから日本が直面する超高齢社会とは、75 歳以上の人口増加、人口構成比の急上昇に注目する必要がある。2065 年頃までに 75 歳人口は 2446 万人、人口構成比は 25% まで上昇すると見込まれる。加齢とともに認知機能が低下するのは一般的であるが、特に問題になるのは、疾病等で急激に認知機能が低下し、日常生活に深刻な影響を与えるようになりはじめる MCI や認知症を患う人の増加である。ただし、留意しなければならない認知機能の低下とは、必ずしも認知症患者の増加のみを意味しない。加齢による認知機能は誰でも避けがたいものであり、正常範囲の認知機能の低下でも複雑な経済活動を行う際には困難をもたらし。

2. 金融資産の高齢化

高齢者の増加、寿命の伸長とともに高齢者の保有する金融は増加を続けている。65 歳以上の高齢者が保有する金融資産は 1900 兆円の個人金融資産の約 50% であり、将来は 55 になる。75 歳以上になると認知症の発症率が上昇することから、100 兆円の金融資産が認知症の人によって保有されている。2025 年にかけて経済力を持つ団塊世代が 75 歳に到達すると、経済活動面での認知機能の問題は今後本格化する。

図 1 金融資産の高齢化



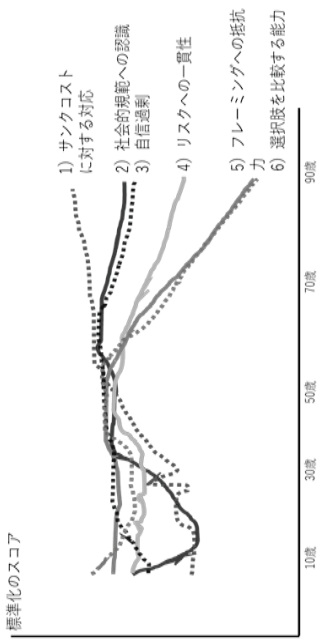
出典：国立社会保障・人口問題研究所(2018)より、筆者作成

現在、日本が直面している超高齢社会とは、認知機能が低下した人が増える社会と言い換えることができる。また同時に超高齢社会の一因である長寿化社会とは、誰もが人生の最晩年期で一定の期間、認知機能の低下を経験する社会でもある。経済力を持ったまま認知機能が低下する高齢者が増えるということに、これまで経験した問題に直面することになる。

3. 神経経済学の貢献

脳神経科学とその経済行動への応用である神経経済学は、加齢が経済行動に与える影響について多くの知見を有しているが、仮に認知症やMCIに至らなくても加齢とともに意思決定の様々なコンピテンシーは低下し、意思決定の質が低下することが確認されている。

図2 年齢と意志決定コンピテンシーの関係

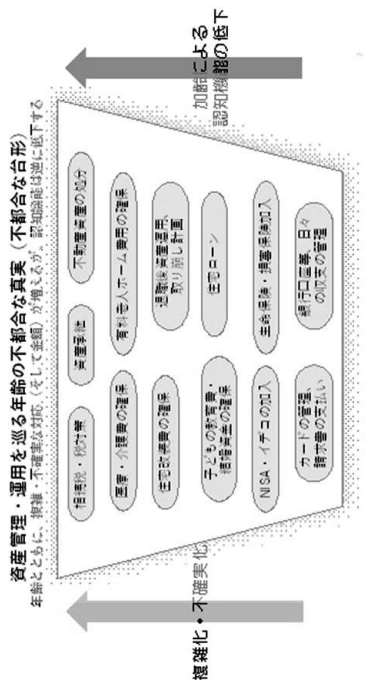


出典 : Strough, J., Parker, A. M., & de Bruin, W. B. (2015) をもとに筆者作成

加齢にともなう意思決定の質の低下は、様々な経済行動に影響を与えるが、特に注意力、集中力、論理的な思考力を必要とする金融資産の管理・運用には大きな影響を与える。

金融資産の管理・運用は、若い頃は資産も少なく簡単な資産運用に留まるが、加齢とともに資産は増加し、複雑な判断を必要とする資産運用となっていく。他方、50代をピークにして資産管理・運用能力は低下する。このように加齢とともに資産管理・運用に求められる能力が大きくなるのに、実際の資産管理・運用能力が低下する状況を「金融資産の不適合逆台形」という。

図3 金融資産の不都合な逆台形



出典: Douglas A. Hershey, James T. Austin, Helen C. Gutierrez (2015) をもとに筆者作成。

人間の意思決定で苦手とされるのが、長期・不確実な問題への対応である。米国は、90年代に公的介護保険導入の議論を行ったが、導入を見送った。介護リスクは個人で民間介護保険への加入で対応することになっている。しかし、40歳あるいは50歳でも、自分の介護状態を見通すことは困難であり、実際に米国に民間介護保険加入状況は極めて低く、今後、高齢化が本格的になる米国では大きな問題になるとされている。この点、日本は公的介護保険が導入済みであるが、今後も続く公的年金給付水準の低下、医療保険・介護保険の給付水準の見直しなど社会保障制度制度改革が続くこと、寿命の伸長ことから、老後の準備はますます重要になる。特に若い世代ほど、こうした影響を受けることになるため、なるべく早くから資産形成に入るべきである。

若い世代には、私的年金加入促進、その資産運用の積極化などについては、「ナッジ」のような行動経済学を使った政策を活用すべきである。また中高年になってからは、認知機能の低下を見越し、資産管理、運用の準備を促進する「プースト」という手法を普及させるべきであろう。

おわりに

財政経済研究会／委員名簿

慶應義塾大学総合政策学部教授 小澤 太郎

令和3年9月時点

「はじめに」でも記載した通り、本報告書は財政経済研究会での研究発表及び討論の成果であるが、ご承知の通り、全世界が未曾有のコロナ禍に足舞われる事となり、本研究会も2回ほど休会を余儀なくされた時期がある。しかし事務局の方々と相談した結果、対面での研究会の実施が無理であっても、リモートで行う事は十分可能であるとの見解で一致し、直ぐに研究会を再開する事ができた。その後、事務局の方々のすばらしいサポートもあり、リモート開催で不満に思った事は全くなく、研究会はスムーズに進められた。

ところで、コロナ禍への政府の対応については、本報告書で必要に応じて触れられているが、評価できるものがある一方、批判の対象になっているものも少なくない。また、今この文章を執筆している時点で東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されているが、無観客で実施される可能性が高まっている。東京オリンピック・パラリンピック大会についても、開催の是非、観客を入れるのか入れないのか、入れるとして上限をどうするのか、IOCに招待された関係者は別枠なのか等の問題に対する政府や組織委員会の判断について、評価されたり、逆に批判を受けたりしている。しかし、コロナ禍への対応にしても、オリパラの開催準備にしてもはっきり言いやる事は何かというと、多くの国民には責任のある方々からの十分な説明を受けている実感がないという事だ。

ノーベル経済学賞の受賞者であるアマルティア・セン教授は、社会的帰結は、それが実現されるに至った際の「実現されなかった他の」選択肢の内容、そしてその帰結がどのようなプロセスで選択されるに至ったのかといった内容によっても、評価されるべきであると述べている。こうした立場からは、コロナ禍への対応や、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催準備にしても、最終的に結果がどうなるのか以前に、規範的に高い評価は望めないのではないだろうか。

本報告書には、ポストコロナ、ポスト東京大会での、財政と社会保障がどうあるべきであるかについての提案が多数含まれている。読者の皆様の選択肢の中に含めて頂く事で、セン教授の言うケイパビリティの充実に資する事があるならば望外の幸せである。

最後に、中立的な立場から、私達に学問的な議論を行う貴重な機会を提供して頂いている、日本租税研究協会の関係者の皆様方に深く感謝の意を表したいと思う。

座 長 慶應義塾大学 総合政策学部 教授 小澤 太郎

教授 和泉 徹彦

教授 大森 正博

教授 國枝 繁樹

教授 駒村 康平

教授 土居 丈朗

准教授 中里 透

教授 中野 英夫

教授 西川 雅史

教授 林 正義

教授 山重 慎二